

平成27年第 2 回定例会会議録

平成27年 第2回菊池市議会定例会会期日程表（会期18日間）

月 日	曜日	区 分	日 程
6月23日	火	本 会 議	開会宣告・開議・会議録署名議員の指名・会期の決定・議案上程・提案理由説明
6月24日	水	休 会	議案調査
6月25日	木	休 会	議案調査
6月26日	金	休 会	議案調査
6月27日	土	休 会	（市の休日）
6月28日	日	休 会	（市の休日）
6月29日	月	休 会	議案調査
6月30日	火	本 会 議	質疑・委員会付託・一般質問
7月 1日	水	本 会 議	一般質問
7月 2日	木	本 会 議	一般質問
7月 3日	金	休 会	議案調査
7月 4日	土	休 会	（市の休日）
7月 5日	日	休 会	（市の休日）
7月 6日	月	委 員 会	常任委員会 （総務文教 第1委員会室） （福祉厚生 第2委員会室） （経済建設 第4委員会室）
7月 7日	火	委 員 会	常任委員会 （総務文教 第1委員会室） （福祉厚生 第2委員会室） （経済建設 第4委員会室）
7月 8日	水	休 会	議事整理
7月 9日	木	休 会	議事整理
7月10日	金	本 会 議	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会宣告

平成 27 年 第 2 回菊池市議会定例会会議録（目次）

6 月 23 日（火曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第 1 号……………	19
2. 本日の会議に付した事件……………	20
3. 出席議員氏名……………	22
4. 欠席議員氏名……………	23
5. 説明のため出席した者の職氏名……………	23
6. 事務局職員出席者……………	24
7. 開 会……………	25
8. 開 議……………	26
9. 日程第 1 会議録署名議員の指名……………	26
10. 日程第 2 会期の決定……………	26
11. 日程第 3 菊池市議会議員に対する市税の賦課徴収に関する調査特別委員会報告……………	27
12. 日程第 4 建設経済常任委員会視察研修報告……………	29
13. 日程第 5 議案第 47 号から議案第 54 号まで一括上程・説明・質疑・討論・採決……………	31
14. 日程第 6 議案第 55 号から議案第 57 号まで一括上程・説明……………	38
15. 日程第 7 議案第 58 号 上程・説明・質疑・討論・採決……………	41
16. 日程第 8 議案第 59 号 上程・説明・質疑・討論・採決……………	42
17. 日程第 9 議案第 60 号から議案第 62 号まで一括上程・説明・質疑・討論・採決……………	44
休 憩……………	46
開 議……………	46
18. 日程第 10 報告第 1 号から報告第 3 号まで一括上程・報告・質疑……………	46
19. 日程第 11 報告第 4 号から報告第 11 号まで一括上程・報告……………	47
20. 日程第 12 報告第 12 号から報告第 16 号まで一括上程・報告・質疑……………	56
教育長 原田和幸君発言の申し出……………	60
21. 日程第 13 請願第 2 号及び請願第 3 号並びに陳情第 3 号及び陳情第 4 号一括上程……………	61
22. 日程通告 散会……………	62
6 月 24 日（水曜日） 休 会	

6月25日（木曜日） 休 会
 6月26日（金曜日） 休 会
 6月27日（土曜日） 休 会
 6月28日（日曜日） 休 会
 6月29日（月曜日） 休 会

6月30日（火曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第2号	65
2. 本日の会議に付した事件	65
3. 出席議員氏名	65
4. 欠席議員氏名	66
5. 説明のため出席した者の職氏名	66
6. 事務局職員出席者	66
7. 開 議	67
8. 日程第1 委員会付託	67
9. 日程第2 一般質問	67
(1) 城 典臣君質問	68
「生活困窮者対策について」	68
○健康福祉部長 木原雄二君答弁	69
城 典臣君質問	70
○健康福祉部長 木原雄二君答弁	71
城 典臣君質問	71
○市長 江頭 実君答弁	72
(2) 城 典臣君質問	73
「防災について」	73
○総務部長 馬場一也君答弁	73
城 典臣君質問	74
○総務部長 馬場一也君答弁	75
○市長 江頭 実君答弁	76
(3) 城 典臣君質問	77
「空き家対策について」	77
○建設部長 樋川博久君答弁	78
城 典臣君質問	79
○建設部長 樋川博久君答弁	79

(4) 城 典臣君質問……………	79
「マイナンバー制度について」……………	80
○政策企画部長 小川秀臣君答弁……………	80
城 典臣君質問……………	81
○政策企画部長 小川秀臣君答弁……………	82
(5) 城 典臣君質問……………	82
「産廃問題について」……………	82
○市民環境部長 倉原良則君答弁……………	82
休 憩……………	83
開 議……………	83
(1) 水上隆光君質問……………	84
「畜産振興について」……………	84
○経済部長 松野浩一君答弁……………	84
○副市長 木村利昭君答弁……………	85
水上隆光君質問……………	86
○経済部長 松野浩一君答弁……………	87
水上隆光君質問……………	88
○経済部長 松野浩一君答弁……………	89
(2) 水上隆光君質問……………	89
「集落・定住支援室について」……………	89
○政策企画部長 小川秀臣君答弁……………	90
水上隆光君質問……………	91
○政策企画部長 小川秀臣君答弁……………	92
水上隆光君質問……………	92
○政策企画部長 小川秀臣君答弁……………	93
水上隆光君質問……………	94
○政策企画部長 小川秀臣君答弁……………	94
水上隆光君質問……………	95
○市長 江頭 実君答弁……………	95
(3) 水上隆光君質問……………	96
「ビジネスホテルの誘致について」……………	96
○経済部長 松野浩一君答弁……………	96
昼食休憩……………	97
開 議……………	97

(1) 坂本道博君質問……………	97
「米食味分析鑑定コンクール国際大会について」……………	97
○経済部長 松野浩一君答弁……………	98
坂本道博君質問……………	99
○経済部長 松野浩一君答弁……………	100
(2) 坂本道博君質問……………	100
「菊池米ブランド化戦略について」……………	100
○経済部長 松野浩一君答弁……………	101
坂本道博君質問……………	102
○経済部長 松野浩一君答弁……………	102
坂本道博君質問……………	103
○市長 江頭 実君答弁……………	103
(3) 坂本道博君質問……………	103
「儲かる農業について」……………	103
○経済部長 松野浩一君答弁……………	105
坂本道博君質問……………	105
○市長 江頭 実君答弁……………	106
坂本道博君質問……………	106
○経済部長 松野浩一君答弁……………	107
坂本道博君質問……………	108
○経済部長 松野浩一君答弁……………	108
休 憩……………	109
開 議……………	109
(1) 泉田栄一郎君質問……………	109
「地方創生の取り組みについて」……………	109
○政策企画部長 小川秀臣君答弁……………	110
泉田栄一郎君質問……………	111
○政策企画部長 小川秀臣君答弁……………	112
泉田栄一郎君質問……………	113
○経済部長 松野浩一君答弁……………	114
泉田栄一郎君質問……………	114
○市長 江頭 実君答弁……………	115
(2) 泉田栄一郎君質問……………	116
「文教菊池について」……………	116

○教育部長 松岡千利君答弁……………	118
泉田栄一郎君質問……………	118
○教育部長 松岡千利君答弁……………	119
(3) 泉田栄一郎君質問……………	120
「子どもの貧困について」……………	120
○健康福祉部長 木原雄二君答弁……………	121
○教育部長 松岡千利君答弁……………	121
泉田栄一郎君質問……………	122
○健康福祉部長 木原雄二君答弁……………	122
○教育部長 松岡千利君答弁……………	123
(4) 泉田栄一郎君質問……………	123
「降灰被害対策について」……………	123
○経済部長 松野浩一君答弁……………	124
泉田栄一郎君質問……………	125
○経済部長 松野浩一君答弁……………	125
10. 日程通告 散会……………	126

7月1日（水曜日） 本会議

頁

1. 議事日程第3号……………	129
2. 本日の会議に付した事件……………	129
3. 出席議員氏名……………	129
4. 欠席議員氏名……………	129
5. 説明のため出席した者の職氏名……………	130
6. 事務局職員出席者……………	130
7. 開 議……………	131
8. 日程第1 一般質問……………	131
(1) 荒木崇之君質問……………	131
「防災無線の戸別受信機設置について」……………	131
○総務部長 馬場一也君答弁……………	132
荒木崇之君質問……………	133
○総務部長 馬場一也君答弁……………	133
荒木崇之君質問……………	134
○総務部長 馬場一也君答弁……………	134
荒木崇之君質問……………	134

○総務部長 馬場一也君答弁	136
○市長 江頭 実君答弁	136
(2) 荒木崇之君質問	137
「ポケットパーク足湯について」	137
○建設部長 樋川博久君答弁	138
荒木崇之君質問	139
○建設部長 樋川博久君答弁	139
荒木崇之君質問	139
○建設部長 樋川博久君答弁	140
荒木崇之君質問	140
○建設部長 樋川博久君答弁	141
荒木崇之君質問	141
○建設部長 樋川博久君答弁	141
荒木崇之君質問	142
○建設部長 樋川博久君答弁	142
荒木崇之君質問	142
○建設部長 樋川博久君答弁	143
荒木崇之君質問	143
○建設部長 樋川博久君答弁	144
休憩	145
開 議	145
(1) 大賀慶一君質問	145
「地域の福祉について」	145
○健康福祉部長 木原雄二君答弁	146
○経済部長 松野浩一君答弁	147
大賀慶一君質問	148
○健康福祉部長 木原雄二君答弁	149
○経済部長 松野浩一君答弁	150
○教育部長 松岡千利君答弁	151
大賀慶一君質問	151
○市長 江頭 実君答弁	152
(2) 大賀慶一君質問	153
「有害鳥獣対策の取り組みについて」	153
○経済部長 松野浩一君答弁	153

大賀慶一君質問	154
○経済部長 松野浩一君答弁	154
大賀慶一君質問	154
○市長 江頭 実君答弁	155
(3) 大賀慶一君質問	155
「国道325号とその沿線の取り組みについて」	155
○建設部長 樫川博久君答弁	156
○経済部長 松野浩一君答弁	157
大賀慶一君質問	158
○経済部長 松野浩一君答弁	159
大賀慶一君質問	161
○市長 江頭 実君答弁	161
昼食休憩	162
開 議	162
(1) 平 直樹君質問	162
「入札について」	163
○総務部長 馬場一也君答弁	164
平 直樹君質問	165
○建設部長 樫川博久君答弁	165
平 直樹君質問	166
○建設部長 樫川博久君答弁	166
平 直樹君質問	167
○建設部長 樫川博久君答弁	167
平 直樹君質問	168
○建設部長 樫川博久君答弁	168
平 直樹君質問	169
○総務部長 馬場一也君答弁	171
○建設部長 樫川博久君答弁	171
(2) 平 直樹君質問	172
「子どもの学力について」	172
○教育長 原田和幸君答弁	173
平 直樹君質問	174
○教育長 原田和幸君答弁	176
平 直樹君質問	176

○教育長 原田和幸君答弁	177
平 直樹君質問	177
○市長 江頭 実君答弁	178
休 憩	179
開 議	179
(1) 岡崎俊裕君質問	179
「統廃合された学校跡について」	180
○政策企画部長 小川秀臣君答弁	180
岡崎俊裕君質問	181
○政策企画部長 小川秀臣君答弁	182
岡崎俊裕君質問	183
○市長 江頭 実君答弁	183
(2) 岡崎俊裕君質問	184
「公有財産台帳について」	184
○総務部長 馬場一也君答弁	185
岡崎俊裕君質問	185
○総務部長 馬場一也君答弁	186
(3) 岡崎俊裕君質問	187
「創設換地について」	187
○政策企画部長 小川秀臣君答弁	188
岡崎俊裕君質問	188
○市長 江頭 実君答弁	190
休 憩	190
開 議	190
(1) 東 奈津子さん質問	190
「オスプレイの配備と低空飛行訓練について」	190
○市長 江頭 実君答弁	191
東 奈津子さん質問	192
○市長 江頭 実君答弁	193
(2) 東 奈津子さん質問	193
「子どもの医療費の助成について」	193
○健康福祉部長 木原雄二君答弁	194
東 奈津子さん質問	194
○健康福祉部長 木原雄二君答弁	196

東 奈津子さん質問……………	196
○健康福祉部長 木原雄二君答弁……………	197
東 奈津子さん質問……………	197
○市長 江頭 実君答弁……………	197
(3) 東 奈津子さん質問……………	198
「ひとり親家庭の医療費助成について」……………	198
○健康福祉部長 木原雄二君答弁……………	199
東 奈津子さん質問……………	199
○市長 江頭 実君答弁……………	200
9. 日程通告 散会……………	202

7月2日（木曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第4号……………	205
2. 本日の会議に付した事件……………	205
3. 出席議員氏名……………	205
4. 欠席議員氏名……………	206
5. 説明のため出席した者の職氏名……………	206
6. 事務局職員出席者……………	207
7. 開 議……………	208
8. 日程第1 一般質問……………	208
(1) 猿渡美智子さん質問……………	208
「菊池市における介護予防の取り組みについて」……………	208
○健康福祉部長 木原雄二君答弁……………	209
猿渡美智子さん質問……………	209
○健康福祉部長 木原雄二君答弁……………	211
猿渡美智子さん質問……………	211
○健康福祉部長 木原雄二君答弁……………	211
(2) 猿渡美智子さん質問……………	211
「菊池市における外国ルーツの子どもたちへの支援について」……………	212
○教育部長 松岡千利君答弁……………	212
猿渡美智子さん質問……………	214
○教育長 原田和幸君答弁……………	215
(3) 猿渡美智子さん質問……………	215
「小・中学校におけるフッ化物洗口について」……………	217

○教育部長 松岡千利君答弁……………	218
猿渡美智子さん質問……………	218
○教育長 原田和幸君答弁……………	219
猿渡美智子さん質問……………	220
○教育長 原田和幸君答弁……………	220
猿渡美智子さん質問……………	220
○教育長 原田和幸君答弁……………	220
(4) 猿渡美智子さん質問……………	221
「中学教科書の採択について」……………	221
○教育部長 松岡千利君答弁……………	221
猿渡美智子さん質問……………	222
○教育長 原田和幸君答弁……………	222
猿渡美智子さん質問……………	222
○教育長 原田和幸君答弁……………	223
休 憩……………	223
開 議……………	223
(1) 松岡 譲君質問……………	223
「菊池市下水道等事業について」……………	223
○建設部長 樋川博久君答弁……………	224
松岡 譲君質問……………	225
○建設部長 樋川博久君答弁……………	225
松岡 譲君質問……………	226
○建設部長 樋川博久君答弁……………	227
松岡 譲君質問……………	227
○建設部長 樋川博久君答弁……………	228
松岡 譲君質問……………	228
○建設部長 樋川博久君答弁……………	229
(2) 松岡 譲君質問……………	229
「地下水汚染について」……………	229
○市民環境部長 倉原良則君答弁……………	230
○市長 江頭 実君答弁……………	231
松岡 譲君質問……………	232
○市民環境部長 倉原良則君答弁……………	233
松岡 譲君質問……………	234

○水道局長 藤本辰広君答弁	235
松岡 譲君質問	236
○市民環境部長 倉原良則君答弁	236
昼食休憩	238
開 議	238
(1) 樋口正博君質問	238
「観光強化戦略における宿泊者増加策について」	238
○経済部長 松野浩一君答弁	239
樋口正博君質問	240
○経済部長 松野浩一君答弁	242
(2) 樋口正博君質問	243
「スポーツイベントの開催について」	243
○教育部長 松岡千利君答弁	244
樋口正博君質問	245
○教育部長 松岡千利君答弁	245
(3) 樋口正博君質問	246
「斑蛇口湖ボート場の整備について」	246
○教育部長 松岡千利君答弁	247
休 憩	249
開 議	249
(1) 木下雄二君質問	249
「道路整備について」	250
○建設部長 樫川博久君答弁	250
(2) 木下雄二君質問	251
「各団体の補助金について」	252
○総務部長 馬場一也君答弁	252
木下雄二君質問	252
○市長 江頭 実君答弁	253
(3) 木下雄二君質問	254
「子育て支援について」	254
○健康福祉部長 木原雄二君答弁	254
木下雄二君質問	255
○市長 江頭 実君答弁	255
(4) 木下雄二君質問	256

「小水力発電について」	256
○市民環境部長 倉原良則君答弁	256
木下雄二君質問	257
○市長 江頭 実君答弁	258
(5) 木下雄二君質問	259
「自治公民館の整備について」	259
○教育部長 松岡千利君答弁	259
木下雄二君質問	260
○教育長 原田和幸君答弁	261
(6) 木下雄二君質問	261
「公園整備の現状について」	262
○建設部長 樫川博久君答弁	262
木下雄二君質問	262
○市長 江頭 実君答弁	263
(7) 木下雄二君質問	264
「ポケットパーク足湯について」	264
○建設部長 樫川博久君答弁	265
木下雄二君質問	265
○市長 江頭 実君答弁	266
9. 日程第2 議案第63号及び議案第64号一括上程・説明・質疑・委員会付託	267
10. 日程第3 報告第17号 上程・報告・質疑	268
11. 日程第4 休会の議決	270
12. 日程通告 散会	270

7月 3日(金曜日)	休 会
7月 4日(土曜日)	休 会
7月 5日(日曜日)	休 会
7月 6日(月曜日)	常任委員会(総務文教・福祉厚生・経済建設)
7月 7日(火曜日)	常任委員会(総務文教・福祉厚生・経済建設)
7月 8日(水曜日)	休 会
7月 9日(木曜日)	休 会

7月10日(金曜日) 本会議

頁

1. 議事日程第5号	273
2. 本日の会議に付した事件	273
3. 出席議員氏名	273
4. 欠席議員氏名	274
5. 説明のため出席した者の職氏名	274
6. 事務局職員出席者	275
7. 開 議	276
水道局長 藤本辰広君発言の申し出	276
8. 日程第1 各常任委員長報告	276
・総務文教常任委員長報告	276
・福祉厚生常任委員長報告	279
・経済建設常任委員長報告	283
委員長報告に対する質疑	285
討 論	285
(1) 東 奈津子さん討論	285
採 決	287
討 論	287
(1) 東 奈津子さん討論	288
採 決	288
討 論	288
(1) 東 奈津子さん討論	289
(2) 大賀慶一君討論	289
(3) 猿渡美智子さん討論	290
(4) 柁原賢一君討論	291
採 決	293
9. 日程第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	293
休 憩	294
開 議	294
10. 追加議事日程（第5号の追加1）	294
追加日程第1 議案第65号 上程・説明・質疑・討論・採決	294
追加日程第2 意見書案第2号 上程・説明・質疑・討論・採決	296
追加日程第3 決議案第1号 上程・説明・質疑・討論・採決	298
追加日程第4 決議案第2号 上程・説明・質疑・討論・採決	299
11. 閉 会	301

第 1 号

6 月 23 日

平成 27 年第 2 回菊池市議会定例会

議事日程 第 1 号

平成 27 年 6 月 23 日（火曜日）午前 10 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 菊池市議会議員に対する市税の賦課徴収に関する調査特別委員会報告
- 第 4 経済建設常任委員会視察研修報告
- 第 5 議案第 47 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成 26 年度菊池市一般会計補正予算第 11 号）
議案第 48 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成 26 年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算第 4 号）
議案第 49 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成 26 年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算第 6 号）
議案第 50 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（菊池市税条例等の一部を改正する条例）
議案第 51 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
議案第 52 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成 27 年度菊池市一般会計補正予算第 1 号）
議案第 53 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成 27 年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算第 1 号）
議案第 54 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（菊池市介護保険条例の一部を改正する条例）
まで一括上程・説明・質疑・討論・採決
- 第 6 議案第 55 号 平成 27 年度菊池市一般会計補正予算（第 2 号）
議案第 56 号 平成 27 年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 57 号 平成 27 年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
まで一括上程・説明
- 第 7 議案第 58 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
上程・説明・質疑・討論・採決

- 第 8 議案第 59 号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第 9 議案第 60 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
議案第 61 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
議案第 62 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
まで一括上程・説明・質疑・討論・採決
- 第 10 報告第 1 号 継続費繰越計算書について
報告第 2 号 繰越明許費繰越計算書について
報告第 3 号 菊池市水道事業会計予算繰越計算書について
まで一括上程・報告・質疑
- 第 11 報告第 4 号 菊池市土地開発公社経営状況報告について
報告第 5 号 有限会社きくち観光物産館経営状況報告について
報告第 6 号 有限会社ファームきくち経営状況報告について
報告第 7 号 有限会社七城町特産品センター経営状況報告について
報告第 8 号 有限会社七城町振興公社経営状況報告について
報告第 9 号 有限会社七城町銘柄米センター経営状況報告について
報告第 10 号 有限会社旭志村ふれあいセンター経営状況報告について
報告第 11 号 有限会社有朋の里洒水経営状況報告について
まで一括上程・報告
- 第 12 報告第 12 号 専決処分の報告について（契約解除）
報告第 13 号 専決処分の報告について（庁用車車両事故）
報告第 14 号 専決処分の報告について（学校体罰事故）
報告第 15 号 専決処分の報告について（道路管理瑕疵）
報告第 16 号 専決処分の報告について（庁用車車両事故）
まで一括上程・報告・質疑
- 第 13 請願第 2 号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願
請願第 3 号 安全保障関連法案に関わる請願
陳情第 3 号 要望書
陳情第 4 号 孔子公園トイレ建替えについての要望書
まで一括上程



本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定

- 日程第3 菊池市議会議員に対する市税の賦課徴収に関する調査特別委員会報告
- 日程第4 経済建設常任委員会視察研修報告
- 日程第5 議案第47号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成26年度菊池市一般会計補正予算第11号）
- 議案第48号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成26年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算第4号）
- 議案第49号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成26年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算第6号）
- 議案第50号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（菊池市税条例等の一部を改正する条例）
- 議案第51号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 議案第52号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成27年度菊池市一般会計補正予算第1号）
- 議案第53号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成27年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算第1号）
- 議案第54号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（菊池市介護保険条例の一部を改正する条例）

まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

- 日程第6 議案第55号 平成27年度菊池市一般会計補正予算（第2号）
- 議案第56号 平成27年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第57号 平成27年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

まで一括上程・説明

- 日程第7 議案第58号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
上程・説明・質疑・討論・採決
- 日程第8 議案第59号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
上程・説明・質疑・討論・採決
- 日程第9 議案第60号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第61号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第62号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

て

まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

- 日程第 10 報告第 1 号 継続費繰越計算書について
報告第 2 号 繰越明許費繰越計算書について
報告第 3 号 菊池市水道事業会計予算繰越計算書について

まで一括上程・報告・質疑

- 日程第 11 報告第 4 号 菊池市土地開発公社経営状況報告について
報告第 5 号 有限会社きくち観光物産館経営状況報告について
報告第 6 号 有限会社ファームきくち経営状況報告について
報告第 7 号 有限会社七城町特産品センター経営状況報告について
報告第 8 号 有限会社七城町振興公社経営状況報告について
報告第 9 号 有限会社七城町銘柄米センター経営状況報告について
報告第 10 号 有限会社旭志村ふれあいセンター経営状況報告について
報告第 11 号 有限会社有朋の里洒水経営状況報告について

まで一括上程・報告

- 日程第 12 報告第 12 号 専決処分の報告について（契約解除）
報告第 13 号 専決処分の報告について（庁用車車両事故）
報告第 14 号 専決処分の報告について（学校体罰事故）
報告第 15 号 専決処分の報告について（道路管理瑕疵）
報告第 16 号 専決処分の報告について（庁用車車両事故）

まで一括上程・報告・質疑

- 日程第 13 請願第 2 号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願
請願第 3 号 安全保障関連法案に関わる請願
陳情第 3 号 要望書
陳情第 4 号 孔子公園トイレ建替えについての要望書

まで一括上程

○

出席議員（20名）

- | | | | |
|-----|-----|-----|----|
| 1 番 | 平 | 直 樹 | 君 |
| 2 番 | 東 | 奈津子 | さん |
| 3 番 | 坂 本 | 道 博 | 君 |
| 4 番 | 水 上 | 隆 光 | 君 |
| 5 番 | 出 口 | 一 生 | 君 |

6 番	猿 渡 美智子	さん
7 番	松 岡 讓	君
8 番	荒 木 崇 之	君
9 番	柁 原 賢 一	君
1 0 番	工 藤 圭一郎	君
1 1 番	城 典 臣	君
1 2 番	大 賀 慶 一	君
1 3 番	岡 崎 俊 裕	君
1 4 番	水 上 彰 澄	君
1 5 番	泉 田 栄一朗	君
1 6 番	森 清 孝	君
1 7 番	樋 口 正 博	君
1 8 番	木 下 雄 二	君
1 9 番	山 瀬 義 也	君
2 0 番	境 和 則	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実 君
副 市 長	木 村 利 昭 君
政策企画部長	小 川 秀 臣 君
総 務 部 長	馬 場 一 也 君
市民環境部長	倉 原 良 則 君
健康福祉部長	木 原 雄 二 君
経 済 部 長	松 野 浩 一 君
建 設 部 長	櫛 川 博 久 君
七城総合支所長	榎 田 邦 昭 君
旭志総合支所長	水 上 満 弘 君
泗水総合支所長	上 田 讓 二 君
財 政 課 長	中 村 喜 範 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	徳 永 孝 博 君
市 長 公 室 長	上 田 俊 介 君

教 育 長	原 田 和 幸 君
教 育 部 長	松 岡 千 利 君
農業委員会事務局長	原 和 徳 君
水 道 局 長	藤 本 辰 広 君
監 査 事 務 局 長	松 永 隆 則 君

○

事務局職員出席者

事 務 局 長	城 主 一 君
事 務 局 課 長	徳 永 裕 治 君
議 会 係 長	松 原 憲 一 君
議 会 係	新 永 晶 子 さん

午前１０時１６分 開会

○

○議長（森 清孝君） 全員起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

ただいまの出席議員は２０名です。定足数に達していますので、ただいまから平成２７年第２回菊池市議会定例会を開会します。

○

○議長（森 清孝君） ここで日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

５月２５日に第２５７回熊本県市議会議長会が水俣市で開催されました。会務の報告及び九州市議会議長会提出議案に「地方創生に向けた支援の充実について」及び「中九州地域の交通網の整備について」の２つの議案が全会一致で採択されました。

また、６月４日に長崎市で第９０回九州市議会議長会定期総会、６月１６日には九州市議会議長会理事会、第４４回全国温泉所在都市市議会議長会総会、第２５８回熊本県市議会議長会、６月１７日には第９１回全国市議会議長会定期総会がそれぞれ東京都で開催されました。その概要は事務局備えつけの書類によりご承諾いただきたいと思います。

次に、監査委員から平成２７年４月分までの一般会計、特別会計並びに企業会計に関する例月出納検査報告があっておりますので、ご報告をいたします。

なお、詳細については事務局に備えつけの書類によりご承諾いただきたいと思います。

ここで６月１７日に開催されました第９１回全国市議会議長会定期総会において山瀬義也君が市議会議長として４年、水上彰澄君が市議会議員として１０年、市政の発展に努められました。その功績に対し、全国市議会議長会から表彰の栄に浴されました。

ただいまから表彰状を伝達いたしますので、お二人は前にお進みください。

表彰状

菊池市

山瀬 義也 殿

あなたは市議会議員として四年
市政の振興に努められその功績は
著しいものがありますので第九十一回
定期総会にあたり本会表彰規程に
より表彰いたします

平成二十七年六月十七日

全国市議会議長会

会長 岡下 勝彦

表彰状

菊池市

水上 彰澄 殿

あなたは市議会議員として十年
市政の振興に努められその功績は
著しいものがありますので第九十一回
定期総会にあたり本会表彰規程に
より表彰いたします

平成二十七年六月十七日

全国市議会議長会

会長 岡下 勝彦

○議長（森 清孝君） 本席から重ねてお祝いを申し上げます。まことにめでとうございました。

以上で諸般の報告を終わります。

○

午前10時21分 開議

○議長（森 清孝君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（森 清孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、出口一生君及び猿渡美智子さんを指名します。

○

日程第2 会期の決定

○議長（森 清孝君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期につきましては、去る4月30日の議会運営委員会におきまして、本日から7月10日までの18日間とすることに結論を見ておりますが、これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から7月10日までの18日間と決定しました。

○

日程第3 菊池市議会議員に対する市税の賦課徴収に関する調査特別委員会報告

○議長（森 清孝君） 次に、日程第3、菊池市議会議員に対する市税の賦課徴収に関する調査特別委員会の報告の件を議題とします。

本件につきましては、昨年12月19日に菊池市議会議員に対する市税の賦課徴収に関する調査のため特別委員会が設置され、調査を行ってきたものです。

このたび、委員会の報告が提出されました。本件について、調査特別委員会の報告を求めます。

菊池市議会議員に対する市税の賦課徴収に関する調査特別委員会委員長、荒木崇之君。

〔登壇〕

○菊池市議会議員に対する市税の賦課徴収に関する調査特別委員長（荒木崇之君） 菊池市議会議員に対する市税の賦課徴収に関する調査特別委員会の報告を行います。

本特別委員会は、現職議員のうち2名について、過去に市税の滞納があったという事実を受け、菊池市議会議員に対する市税の賦課徴収業務について市がどのような対応をされていたのか、その実態を究明し、徴税業務に関し問題はなかったのか、事務の執行が一部適正に行われていなかったのは具体的にどのような内容かなど調査し、再発防止のためにどうすればよいのかなど検証するため、平成27年1月17日から6月23日まで計12回開催いたしました。

第4回の委員会までは、執行部に議員の滞納に関する資料の提出を求め、徴税業務全般について調査いたしました。

5回目以降については、適宜、その当時の担当課長、担当者などを証人尋問して調査を行いました。

傍聴の方もいらっしゃいましたが、税情報に関することや証人の人権等に配慮し、場合によっては秘密会として慎重に調査いたしました。

初めに、平成18年度から平成23年度において、過年度滞納、つまり年度を超えての滞納があった市議会議員は合計5名で、滞納のあった市議会議員に対して督

促状 3 1 1 通、差し押さえ前の警告に当たる催告書が 6 0 通発送されていることが判明しました。

また、年度を超えての滞納ではないものの、納期限を守らず、現年度滞納で毎年数十通を超す督促状及び催告書が送られていた市議会議員がいたことも判明しました。

次に、市税を滞納していた議員に対して、菊池市が法令を遵守し、一般市民と同様の公平な徴収業務を行っていたかを調査しましたが、本委員会としては、市議会議員に対して一部特別扱いしていたと判断いたしました。

判断した理由として、①滞納者に対しては、地区別に担当者がいたにもかかわらず、当時の上司が滞納議員の担当となり、複数回にわたり自宅に伺っていたこと。

②市議会議員の市税滞納が複数年にまたがり、しかも、慢性的に行われていたこと。さらに、徴税課において、係長以下の職員は課長に対し、市議会議員の滞納処分を進言していたにもかかわらず、差し押さえ処分等を行わず、それに伴い 1 0 0 万円を超す延滞金が時効消滅となり、市が徴収すべき債権が失われたこと。

③議員報酬以外からの収入では、市税納付が厳しい状況にあったため、滞納していた議員の家族より市議会議員の報酬からの差し押さえを依頼されていたにもかかわらず、執行しなかったこと。

④平成 1 9 年当時の係長が滞納のあった議員への差し押さえを提案したが、上司が係長を市長室まで連れていき、差し押さえの延期を市長が判断した。なお、その当時において、一般市民の差し押さえのために市長へ相談し、判断した例は 1 件もない。

⑤平成 2 2 年当時の課長の証人尋問において、市議会議員への徴収に対し、今、振り返ると私的な考えで公平性に欠けていたと証言していること。

⑥平成 2 4 年に市議会議員の市税滞納疑惑が市民の間でささやかれるようになってからの納税は定期的にされており、滞納していた議員に担税力、つまりは税を納める能力があったことにほかならない。市が法令を遵守し、徴税業務に当たっていれば多額の延滞金の時効消滅をさせることはなかったこと。

以上、6 点の理由によりきわめてずさんで、公平な納税をゆがめかねない徴税業務が長年にわたり行われていたと判断いたしました。

次に、平成 1 9 年度から平成 2 2 年度まで税務課総務審議員（課長級）及び徴税課長を務めた元職員については、2 度の証人尋問の要求を行いましたが、6 つの病状により自宅療養及び通院加療が必要との診断書が提出され、不出頭でした。

最後に、市議会議員は予算審議において徴収率及び滞納額をチェックする立場にあり、さらに、報酬を市民の税金から支給されていることを考えると、納税につい

ても市民の手本となるべきであり、いかなる理由があろうとも市税滞納は許される行為ではないとの委員会の判断であります。

平成18年度から平成23年度において、菊池市は最も公正であるべき徴収業務において、納税誓約書をとっていなかったり、多額の延滞金が時効消滅となるなど、一部不適切な処理により市民の信頼を大きく損なうこととなりました。

これまでの市議会議員への徴収業務に対する議会での指摘について、法令を遵守し適正に行っていると答弁されてきましたが、複数年にわたり市議会議員の滞納を承知していながら上記のような答弁を繰り返されていたことは、まことに遺憾であります。

これを受け、市長から納税者である市民の信頼を損なうことのないよう、地方自治法や地方税法等の諸法令の規定に基づき、市税の賦課徴収業務に当たって何人に対しても公平公正に行うこと。法の趣旨を正しく理解し、職員の資質向上のため知識、技能の研さん習得に努めるとの再発防止策が提出されました。

以上のことを踏まえ、本委員会としては、①本委員会の報告書を「広報きくち」に全文掲載するなど、市民に対し正確な情報を公表し、納税に対する信頼回復に全力で努めること、②本委員会において発覚した件について厳正に対処すること、以上を執行部へ求めることとして、本委員会の委員長報告といたします。

○議長（森 清孝君） 以上で報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。菊池市議会議員に対する市税の賦課徴収に関する調査につきましては、ただいまの委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 異議がありませんので、菊池市議会議員に対する市税の賦課徴収に関する調査につきましては委員長報告のとおり決定しました。

これで菊池市議会議員に対する市税の賦課徴収に関する調査特別委員会の調査を終わります。

○

日程第4 経済建設常任委員会視察研修報告

○議長（森 清孝君） 次に、日程第4、常任委員会の行政視察報告の件を議題とします。

経済建設常任委員会が実施した行政視察の報告を求めます。

経済建設常任委員会委員長、泉田栄一郎君。

[登壇]

○経済建設常任委員長（泉田栄一郎君） 皆さんおはようございます。経済建設常任委員会の視察研修についてご報告を申し上げます。

当委員会の本年度の視察研修を5月12日から5月14日の2泊3日で行い、群馬県館林市では「こいのぼりの里まつり」と「グルメでまちおこし」について、同じく群馬県の川場村では「ブランド米・雪ほたか」について視察研修をしてまいりました。

参加者は委員6名全員と事務局1名、執行部1名の計8名でございました。

まず、12日の館林市でございますが、群馬県の南東部、また、関東地方の中央に位置し、人口は7万7,972人で、県庁所在地である前橋市からの距離は約50キロと離れていますが、東京の浅草までの距離は約70キロと近く、東京との交流は密接であり、鉄道や道路などの地理的条件に恵まれています。

「こいのぼりの里まつり」につきましては、平成17年5月5日の子どもの日にギネス社からこいのぼりの掲揚数で世界一の認定を受け、それがマスコミを通じて大々的に報道されたことにより、市外からたくさんの観光客が訪れるようになったということでございます。しかし、もともとは河川の水質汚染が問題となっていたときに、ボランティア団体が市民への意識啓発のためにこいのぼりを数匹掲揚したのが始まりだということです。今では春の満開の桜並木と同時に、川面をこいのぼりが泳いでいる姿を楽しみながら、観光客が公園を散策するといった様子が毎年恒例となっているそうでございます。

また、「グルメでまちおこし」につきましては、複数のグルメイベントを開催して街中の活性化を図る、その総称でございます。その中身としましては、昔から良質な小麦の産地であり、日清製粉発祥の地である館林市の特徴を生かした「麺ー1グランプリ」、日本一暑いまちとして近年のマスコミに取り上げられることを逆手にとった「激辛・激甘・激冷グルメ総選挙」、観光交流人口の増加により街中のにぎわいを取り戻すための「下町夜市」などのイベントがあり、多種多様なグルメによるまちづくりを行っているそうでございます。

こいのぼりや日本一暑いまちといった話題性を上手に生かし、マスコミを通じた大々的なPRにより、多くの集客に成功している様子が印象に残りました。

次に、13日の川場村でございますが、群馬県の北西部に位置し、人口は3,416人、年平均気温は約11℃、積雪が多いときには2メートルにも達するなど、大変厳しい環境であります。基幹産業は農業であり、米、果樹、こんにゃくの栽培、また、酪農も盛んに行われています。

昭和56年には東京都世田谷区と縁組協定を結んでおり、これは姉妹都市提携よ

りも強い結びつきでございますが、リンゴの木のオーナー制度、田植え稲刈りツアー、文化交流事業、農業塾等のさまざまな取り組みにより、世田谷区民と盛んな交流を行っておられます。

村の特産品づくりにおいては、古くから皇室への献上米であった地元の米に着目し、各種コンクールに出品したところ、特に米・食味分析鑑定コンクール国際大会においては、最高賞である金賞を8年連続受賞するなどし、「雪ほたか」ブランドを確立していったということでございます。

なお、川場村で栽培されている米のほとんどは一般市場へは流通せず、縁故米として流通しており、取引価格においては1俵当たり2万円から2万3,000円で取引されているということでございます。

平成9年にオープンした「田園プラザかわば」では、年間120万人ほどを集客しており、年間の売り上げは10億円以上で、中でも「雪ほたか」を使用したおにぎり1個250円が人気となっており、年間で約2,500万円を売り上げているそうでございます。また、テナントの一つに地元農家の農産物を出品しているファーマーズマーケットがあり、そこで地元住民の雇用も生まれ、農産物の販売を通して、農家の所得向上に貢献しているということでございます。

道の駅という概念がまだなかったころに田園プラザ構想を立ち上げて、後の雇用につなげるなど、随所に先進的な取り組みが見られました。また、厳しい気候により裏作ができない中、非常な覚悟を持って米づくりに取り組んでいるように感じました。

平成28年には米・食味分析鑑定コンクール国際大会が、ここ菊池市で開催されます。米の食味値向上への努力によって菊池米のブランドを確立していき、農家所得の向上につなげ、また、ブランドをPRして集客を図るなど、今後の菊池市の取り組みへの参考とすることができました。

以上、経済建設常任委員会の視察研修の報告といたします。

○議長（森 清孝君） 以上で報告を終わります。

○

日程第5 議案第47号から議案第54号まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（森 清孝君） 次に、日程第5、議案第47号から議案第54号までの8案件を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 改めまして皆様おはようございます。本日、平成27年第2回

菊池市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、本会議にご出席をいただき、まことにありがとうございます。

本定例会の会期につきましては、先ほどご決定をいただきましたように、本日から7月10日までの18日間の日程でご審議をお願いするものでございます。

さて、先ほど全国市議会議長会より表彰の栄に浴されました山瀬義也議員、水上彰澄議員に対しまして、長年のご功績に心から敬意を表し、お祝いを申し上げます。

今後とも健康にご留意いただきまして、ますますのご活躍を期待するものでございます。

さて、提案理由をご説明いたします前に、2点ご報告をさせていただきます。

まず、日本広報協会主催の2015年全国広報コンクールにおきまして、本市の「広報きくち」が広報写真と広報企画の2部門で入選をいたしました。このコンクールは、地方自治体の広報活動の向上を目的に、昭和39年から実施されておきまして、本市は4年連続の受賞でございます。

写真部門では、昨年挑戦した「世界一長い流しそうめん」の組み写真を出品いたしました。「幼子から大人まで一丸となって作業する様子は、市民に感動を与える」との講評がありました。企画部門では、さまざまなメディア媒体を駆使し、市民力を取り込みながら、まちの魅力を発信する広報戦略が評価されました。「市民や地域の日常的な社会活動が活発に行われていることがシティセールスの土壌になっている」との講評を受けております。

これからも、まちの情報と元気と魅力を発信する広報活動に努めてまいりたいと考えております。

2点目は、鹿児島県屋久島町の口永良部島火山噴火被災地の生活支援と地域の日も早い復旧・復興を願ひまして、その一助となればと義援金箱を6月8日に市役所本庁及び各総合支所に設置をいたしました。

屋久島町は菊陽町と姉妹都市を締結されており、菊池広域連合の一員としてという点に加えて、さきの九州北部豪雨において全国各地から支援をいただいた恩返しの意味を込めてのものです。

趣旨ご理解いただき、多くの皆様の温かいご支援をお願い申し上げるとともに、火山活動の沈静化と島民の皆さんが一日も早くふだんの生活に戻られることを願うものでございます。

それでは、ただいま上程されました議案についてご説明申し上げます。

議案書（その1）、1ページからになります。

議案第47号、議案第48号及び議案第49号につきましては、平成26年度菊池市一般会計及び特別会計の補正予算につきまして、地方譲与税、交付税及び各種

交付金の確定に伴う補正、特別会計事業における国庫支出金及び事業費最終見込み額による補正を、地方自治法の規定により専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

議案第50号、議案第51号につきましては、地方税法等の改正に伴い、菊池市税条例等の一部改正及び菊池市国民健康保険税条例の一部改正について、地方自治法の規定により専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

議案第52号、議案第53号及び議案第54号につきましては、介護保険制度改正による低所得者保険料負担軽減措置及び阿蘇火山活動降灰対策事業に伴う平成27年度菊池市一般会計及び介護保険事業特別会計の補正予算並びに菊池市介護保険条例の一部改正について、地方自治法の規定により専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） おはようございます。それでは、議案第47号から第54号までを一括してご説明をいたします。

議案第47号、第48号及び第49号につきましては、平成26年度予算関係につきまして、地方自治法の規定に基づき平成27年3月30日付で専決処分を行いましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

まず、議案書（その1）、1ページをお願いいたします。

議案第47号でございます。

あけて2ページが専決第3号専決処分書で、平成26年度菊池市一般会計補正予算（第11号）でございます。

4ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算総額から3億677万6,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ251億6,617万8,000円とするものでございます。

事項別明細書により主なものをご説明いたします。

まず、歳入でございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

1 枠目の地方譲与税から下から2 枠目の交通安全対策特別交付金につきましては、平成26年度の交付額の決定に伴う補正でございます。

12ページ、13ページをお願いいたします。

2 枠目の款 1 5 県支出金、項 2 県補助金、目 4 衛生費県補助金、節 2 清掃費補助金の 2, 9 1 6 万 2, 0 0 0 円の減額につきましては、九州産廃株式会社の最終処分場にかかわる熊本県の管理型最終処分場立地交付金の減でございます。

3 枠目の財政調整基金は、今回の予算補正の財源調整を行うため 2 億 2, 4 2 4 万 1, 0 0 0 円の減額でございます。

次に、歳出について説明いたします。

1 4 ページ、1 5 ページをお願いいたします。

2 枠目、款 3 民生費、目 1 社会福祉総務費、節 2 8 繰出金の 2 億 7, 8 5 3 万円の減額は、国民健康保険事業特別会計の補正に伴います繰出金の減額でございます。

4 枠目の款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 5 環境対策費、節 2 5 積立金の 2, 9 1 6 万 2, 0 0 0 円の減額につきましては、歳入でご説明しました熊本県の管理型最終処分場立地交付金の減に伴います環境整備基金積立金の減額でございます。

以上が議案第 4 7 号の説明でございます。

次に、1 7 ページをお願いいたします。

議案第 4 8 号でございます。

あけて 1 8 ページが専決第 4 号専決処分書で、平成 2 6 年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）でございます。

2 0 ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算総額から 1 億 2, 6 4 9 万 6, 0 0 0 円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ 7 2 億 3, 8 6 8 万 5, 0 0 0 円とするものでございます。

事項別明細書により主なものをご説明いたします。

まず、歳入でございます。

2 6 ページ、2 7 ページをお願いいたします。

1 枠目の国民健康保険税につきましては、実績見込み額の確定により補正を行うものでございます。

2 枠目の款 3 国庫支出金から、6 枠目の款 6 県支出金につきましては、平成 2 6 年度の交付額が確定したことにより補正を行うものでございます。

最下段の款 9 繰入金、節 7 国保財政調整繰入金の 2 億 8, 8 7 4 万 2, 0 0 0 円の減額は、国庫支出金及び療養給付費交付金の増額により、法定外繰入金が不要となったことによる減額でございます。

次に、歳出についてご説明をいたします。

3 0 ページ、3 1 ページをお願いいたします。

3 枠目の款 2 保険給付費、項 1 療養諸費、目 1 一般被保険者療養給付費及び目 2 退職被保険者等療養給付費の節 1 9 負担金補助及び交付金の合計額 3, 7 8 1 万 3,

000円の減額は、医療費が見込みより少額となったことによる減額でございます。

32ページ、33ページをお願いいたします。

1 枠目の款2 保険給付費、項2 高額療養費、目1 一般被保険者高額療養費及び目2 退職被保険者等高額療養費の節19 負担金補助及び交付金の合計額3,364万3,000円の減額は、高額療養費の確定によるものでございます。

以上が議案第48号の説明でございます。

次に、37ページをお願いいたします。

議案第49号でございます。

あけて38ページが専決第5号専決処分書で、平成26年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第6号）でございます。

40ページをお願いいたします

今回の補正は、国庫支出金の確定に伴い、財源を組み替えるものでございます。

以上が議案第49号の説明でございます。

次に、47ページをお願いいたします。

条例改正2件につきまして、地方自治法の規定により平成27年3月31日付で専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

まず、議案第50号でございますが、あけて48ページが専決第6号専決処分書でございます。菊池市税条例等の一部を改正する条例でございます。

49ページから62ページが改正した条例の内容でございます。改正理由は、地方税法等の一部を改正する法律の公布によるものでございます。

それでは、ここで別冊の新旧対照表の1ページをお開きください。

下線部分が改正箇所、主な改正点といたしましては、まず、第1条関係で社会保障・税番号制度導入に伴う規定の整備のほか、5ページをお願いします。5ページ下段になりますけれども、第51条の市民税の減免申請期限を納期限前7日から納期限前日に改めるものでございます。

8ページの下段でございますけれども、第71条、これは固定資産税、10ページ、第89条及び第90条の軽自動車税、11ページ下段の第139条の2の特別土地保有税につきましても同様に減免申請期限を改めるものでございます。

次に、14ページの附則第9条をお願いします。

この第9条につきましては、ふるさと納税に係る申告手続の簡素化を図る特例を追加するものでございます。

次に、19ページをお願いいたします。

19ページ、第11条から23ページの第15条までは、固定資産税で土地に係る負担調整措置につきまして、平成24年度から平成26年度までを、平成27年

度から平成２９年度までに改め、３年間の延長を行うなどするものでございます。

次に、２３ページ下段の第１６条をお願いします。

第１６条につきましては、平成２７年度に新規取得した環境負荷の少ない軽自動車税の特例を追加するものでございます。

次に、第２条関係としまして、２７ページから２９ページにつきましては、平成２７年度分以降に適用するとされていた原動機付き自転車等の税額につきまして、適用開始を１年延長し、平成２８年度分以降に適用するものでございます。

それでは、議案書（その１）に戻っていただきまして、５４ページをお願いいたします。

中ほどの附則でございますけれども、条例の施行日は平成２７年４月１日としております。ただし、次の各号に掲げます規定は、当該各号に定める日から施行することとなっております。

また、第２条以降で、それぞれの税に関し経過措置を設けております。

以上、議案第５０号の説明といたします。

次に、６３ページをお願いいたします。

議案第５１号でございます。

あけて６４ページが専決第７号専決処分書で、菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、６５ページをごらんください。

改正の理由は、地方税法施行令の一部を改正する政令の公布によるものでございます。

６５ページが改正した条例の内容でございます。

再びここで、先ほどの新旧対照表の３０ページをごらんください。

下線部分が改正箇所でございます。

第２条及び３１ページの第２３条中、基礎課税額５１万円を５２万円に、後期高齢者支援金等課税額１６万円を１７万円に、介護納付金課税額１４万円を１６万円に改め、賦課限度額を引き上げるものでございます。

また、第２３条第２号、第３号はそれぞれ低所得世帯への軽減判定所得額を拡大するものでございます。

以上が議案第５１号の説明でございます。

再び議案書の６７ページをお願いいたします。

平成２７年度予算関係２件及びこれに伴います条例の一部改正につきまして、地方自治法の規定により平成２７年５月１１日付で専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

まず、67ページが議案第52号でございます。

あけて68ページが専決第10号専決処分書で、平成27年度菊池市一般会計補正予算（第1号）でございます。

70ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算総額に1,273万4,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ288億8,973万4,000円とするものでございます。

事項別明細書によりご説明をいたします。

76ページ、77ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

1 枠目の国庫支出金及び2 枠目の県支出金につきましては、介護保険制度の改正に伴う低所得者の保険料軽減のための負担金の増でございます。

3 枠目の県支出金につきましては、阿蘇火山活動に伴う降灰地域関連事業補助金の増でございます。

なお、4 枠目の財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正の財源調整を行うため396万1,000円の増額を行っております。

次に、下段の歳出についてでございます。

1 枠目の民生費、節28繰出金の1,042万2,000円は、介護保険事業特別会計の補正に伴います繰出金の増額によるものでございます。

2 枠目の農林水産業費、節19負担金補助及び交付金につきましては、阿蘇火山活動に伴う降灰地域園芸対策緊急支援事業費として231万2,000円の増額補正となっております。

以上が議案第52号の説明でございます。

次に、79ページをお願いいたします。

議案第53号でございます。

あけて80ページが専決第11号専決処分書で、平成27年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

82ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算総額に26万6,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ52億7,950万3,000円とするものでございます。

86ページ、87ページをお願いいたします。

介護保険制度改正に伴う財源組み替え及びシステム改修に伴う増額補正でございます。

以上が議案第53号の説明でございます。

次に、89ページをお願いいたします。

議案第５４号でございます。

あけて９０ページが専決第１２号専決処分書でございます。菊池市介護保険条例の一部を改正する条例でございます。

介護保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、専決処分をしたものでございます。

９１ページが改正した条例の内容で、第１号被保険者について保険料の減額賦課に係る平成２７年度から平成２９年度までの各年度における保険料率を定め、低所得の高齢者の保険料の軽減を強化するものでございます。

以上、議案第５４号の説明といたします。

○議長（森 清孝君） 以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第４７号から議案第５４号までは、会議規則第３７条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。ご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。議案第４７号から議案第５４号までの８案件につきまして、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第４７号から議案第５４号までの８案件は原案のとおり承認することに決定しました。

○

日程第６ 議案第５５号から議案第５７号まで一括上程・説明

○議長（森 清孝君） 次に、日程第６、議案第５５号から議案第５７号までの３案件を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） それでは、ただいま上程されました議案についてご説明申し上げます。

議案書（その１）の９３ページからになります。

議案第５５号、平成２７年度菊池市一般会計補正予算（第２号）につきましては、宝くじの社会貢献広報事業を活用したコミュニティ助成事業補助金１，２５０万円、農業生産基盤強化のための施設整備等補助金１億９，５５１万８，０００円などの追加が主なものでございます。

議案第５６号、平成２７年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）につきましては、社会保障・税番号制度システム整備委託料の追加でございます。

議案第５７号、平成２７年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）につきましては、地域包括支援センター派遣職員分の負担金の追加でございます。

内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） それでは、議案第５５号、第５６号、第５７号につきまして一括してご説明をいたします。

議案書（その１）、９３ページをお願いいたします。

議案第５５号、平成２７年度菊池市一般会計補正予算（第２号）でございます。

あけて９４ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算総額に２億９，２６１万９，０００円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ２９１億８，２３５万３，０００円とするものでございます。

事項別明細書により主なものをご説明いたします。

１０２ページ、１０３ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

２枠目の款１４国庫支出金、目３民生費国庫補助金、節３、５６１万３，０００円と３枠目の県支出金、目３民生費県補助金、節３児童福祉費補助金５６１万３，０００円の増額は、放課後児童育成クラブ６施設の運営に係る補助金及び田島保育園の施設整備に対する補助金でございます。

同じく３枠目の目５農林水産業費県補助金、節２畜産業費補助金１億９，５５１万８，０００円につきましては、農林畜産業における生産基盤強化のための施設整備等補助金でございます。

104ページ、105ページをお願いいたします。

款20諸収入、目3雑入のコミュニティ助成金1,330万円につきましては、宝くじの社会貢献広報事業を活用した助成金でございます。

続きまして、歳出でございます。

106ページ、107ページをお願いいたします。

1 枠目の款2総務費、目9地域振興費、節19負担金補助及び交付金1,250万円の増額は、高野瀬区の公民館建設及び山崎区の草刈り機購入の補助金でございます。コミュニティ助成金として100%交付され、市の負担はございません。

108ページ、109ページをお願いいたします。

1 枠目の款3民生費、目1児童福祉総務費、節19負担金補助及び交付金1,683万8,000円の増額は、先ほど歳入予算で説明いたしました放課後児童育成クラブ等への補助金でございます。国、県から3分の2の歳入があるところでございます。

3 枠目の款4衛生費、目4環境衛生総務費、節19負担金補助及び交付金100万円及び目5環境対策費、節13委託料273万1,000円の増額は、七城地区地下水の硝酸性窒素対策経費でございます。

4 枠目の款5農林水産業費、目3農業振興費、節19負担金補助及び交付金814万円及び目6畜産業費、あけて110ページ、111ページをお願いします。節19負担金補助及び交付金1億9,551万8,000円の増額は、JAゴボウ部会、認定農業者、菊池地域畜産クラスター協議会等が実施します農業用機械購入及び牛舎施設整備などに対する補助金でございます。

2 枠目の目2林業振興費、節19負担金補助及び交付金の1,926万2,000円の増額につきましては、輸送用トラックの購入等に対する補助金でございます。

112ページ、113ページをお願いいたします。

最下段6 枠目の款9教育費、目1保健体育総務費、節18備品購入費880万2,000円の増額は、全日本マスターズレガッタ大会時に使用します船艇6艇の購入費用でございます。

それでは、97ページに戻っていただきたいと思います。

第2表、債務負担行為の補正でございます。

菊池市麓地区環境保全補助金につきましては、平成27年3月末までに麓6地区との覚書の締結が整ったことにより設定するものでございます。期間及び限度額は記載のとおりでございます。

庁舎整備に伴う仮設事務所リース及び阿蘇火山活動等降灰対策資金利子補給補助金につきましては記載のとおりでございます。

以上が議案第５５号の説明とさせていただきます。

次に、１１７ページをお願いいたします。

議案第５６号でございます。平成２７年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）でございます。

あけて１１８ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算総額に１５万２，０００円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ５億２，９４４万５，０００円とするものでございます。

１２２ページ、１２３ページをお願いいたします。

社会保障・税番号制度システム整備委託料による増額補正でございます。

以上が議案第５６号の説明でございます。

次に、１２５ページをお願いいたします。

議案第５７号、平成２７年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）です。

あけて１２６ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算総額に１４７万７，０００円を追加し、５２億８，０９８万円とするものでございます。

１３０ページ、１３１ページをお願いいたします。

歳出の部分でございますけれども、地域包括支援センター派遣職員分の負担金による増額補正でございます。

以上、議案第５７号の説明といたします。

○議長（森 清孝君） 以上で議案の説明を終わります。

○

日程第７ 議案第５８号 上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（森 清孝君） 次に、日程第７、議案第５８号を議題とします。

本案については、地方自治法第１１７条の規定にかかわる議員は除斥する必要がありますが、関係する議員はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 関係する議員なしと認めます。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、江頭実君。

〔登壇〕

○市長（江頭 実君） ただいま上程されました議案第５８号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。

議案書（その１）、１３３ページをお願いいたします。

教育委員会委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び菊池市教育委員会の委員の定数を定める条例に基づきまして、6人の委員をもって組織され、運営がなされております。

その中で、有田征二委員が7月7日をもって4年の任期を満了いたします。

その後任につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき任命いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

教育委員会委員は、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するものとされており、十分検討いたしました結果、菊池市下河原の松岡義博氏を新たに任命いたしたく、ご提案を申し上げるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森 清孝君） 以上で説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第58号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。採決は起立により行います。

お諮りします。議案第58号について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森 清孝君） 起立多数です。よって、議案第58号は原案のとおり同意することに決定しました。

○

日程第8 議案第59号 上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（森 清孝君） 次に、日程第8、議案第59号を議題とします。

本案件については、地方自治法第117条の規定にかかわる議員は除斥する必要がありますが、関係する議員はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 関係する議員なしと認めます。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 議案第 5 9 号、公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。

議案書（その 1）、1 3 5 ページをお願いいたします。

公平委員会は、地方公務員法の規定に基づき、3 人の委員をもって組織されております。その職務は、職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益を審査し、並びにこれらについて必要な措置を講ずる委員会でございます。

今回、小川芳久委員が本年 7 月 7 日をもって 4 年の任期を満了いたします。

その後任につきまして、地方公務員法の規定に基づき選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関し識見を有する者とされております。

十分検討いたしました結果、これまでの委員としての経験と実績から、菊池市泗水町吉富の小川芳久氏を再度選任いたしたく、ご提案申し上げるものでございます。よろしくをお願いいたします。（発言する者あり）

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

○市長（江頭 実君） ただいまの私の提案理由の説明の中で、1 点間違いがございましたので、おわびして訂正をさせていただきます。

最後のほうで委員の住所を菊池市泗水町吉富というふうに申し上げましたが、正しくは菊池市泗水町豊水の間違いでございましたので、おわびして訂正を申し上げます。よろしくをお願いいたします。

○議長（森 清孝君） 以上で説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第 5 9 号は、会議規則第 3 7 条第 3 項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。採決は起立により行います。

お諮りします。議案第５９号について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森 清孝君） 起立多数です。よって、議案第５９号は原案のとおり同意することに決定しました。

○

日程第９ 議案第６０号から議案第６２号まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（森 清孝君） 次に、日程第９、議案第６０号から議案第６２号までの件を一括議題とします。

本案件については、地方自治法第１１７条の規定にかかわる議員は除斥する必要がありますが、関係する議員はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 関係する議員なしと認めます。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、江頭実君。

〔登壇〕

○市長（江頭 実君） ただいま上程されました議案第６０号、議案第６１号及び議案第６２号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。

議案書（その１）、１３７ページをお願いいたします。

現在、本市の区域におきましては、１４人の委員の方々が法務大臣の委嘱を受け、人権擁護活動に従事されております。

その中で、菊池地域の高田早苗委員、同じく工藤政史委員、泗水地域の村上常博委員が、９月３０日をもって３年間の任期を満了いたします。

今回、その後任の候補者の推薦につきまして、熊本地方法務局長より依頼がありましたので、人権擁護委員法の規定に基づき議会の意見を求めるものでございます。

推薦に当たっては、人権擁護委員法の規定により、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者とされております。

十分検討いたしました結果、１３７ページ、議案第６０号、菊池市隈府の富士本光範氏、１３９ページ、議案第６１号、菊池市龍門の小林美紀子氏、１４１ページ、

議案第 6 2 号、菊池市泗水町南田島の隈部実千代氏、この 3 人の方々を新たに委員として推薦いたしたく、ご提案申し上げるものでございます。

これまでの経歴を通じて人権問題に関しての理解と認識が豊富な方々であります。今後、積極的に人権擁護活動に取り組んでいただけるものと確信し、推薦するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森 清孝君） 以上で説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第 6 0 号から議案第 6 2 号までは、会議規則第 3 7 条第 3 項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。採決は 1 議案ずつ起立により行います。

お諮りします。議案第 6 0 号について、原案のとおり適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森 清孝君） 起立多数です。よって、議案第 6 0 号は原案のとおり適任とすることに決定しました。

次に、お諮りします。議案第 6 1 号について、原案のとおり適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森 清孝君） 起立多数です。よって、議案第 6 1 号は原案のとおり適任とすることに決定しました。

次に、お諮りします。議案第 6 2 号について、原案のとおり適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森 清孝君） 起立多数です。よって、議案第 6 2 号は原案のとおり適任とすることに決定しました。

ここで10分間休憩します。

○
休憩 午前11時22分

開議 午前11時35分
○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○
日程第10 報告第1号から報告第3号まで一括上程・報告・質疑

○議長（森 清孝君） 次に、日程第10、報告第1号から報告第3号までの3件を一括議題とします。

提出者の報告を求めます。

総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） それでは、報告第1号、第2号、第3号につきまして一括してご報告を申し上げます。

議案書（その2）、1ページをお願いいたします。

報告第1号、継続費繰越計算書についてでございます。

継続費の設定を行った事業の通次繰越額につきまして、地方自治法施行令の規定により、これを報告するものでございます。

あけて2ページをお願いいたします。

平成26年度菊池市継続費繰越計算書でございます。

防災行政無線デジタル整備事業の繰越額2億3,702万5,040円でございます。

平成26年度までの年割額に係る歳出予算額のうち、年度内に執行できなかったものを規定により継続年度の終わりまで通次繰り越しするものでございます。

以上が報告第1号でございます。

次に、3ページをお願いいたします。

報告第2号、繰越明許費繰越計算書についてでございます。

平成26年度予算につきまして、繰越明許費として翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令の規定により、これを報告するものでございます。

あけて4ページ、5ページをお願いいたします。

一般会計19件の平成26年度菊池市繰越明許費繰越計算書でございます。

繰越総額は12億6,504万8,000円でございます。

あけて6ページが公共下水道事業特別会計の繰越計算書で、1件2,300万円

の繰越額でございます。

繰り越しの主な要因としましては、国の経済対策に伴う補正予算により年度内に完了が見込めなかったもの、事業内容の協議等に不測の日数がかかったこと、事業用地の取得がおくれたことなどにより繰り越しをしたものでございます。

以上が報告第2号の説明でございます。

次に、7ページをお願いいたします。

報告第3号、菊池市水道事業会計予算繰越計算書についてでございます。

平成26年度予算につきまして、翌年度に繰り越しましたので、地方公営企業法の規定により、これを報告するものでございます。

8ページをお願いいたします。

表中ほどの繰越額9,824万3,000円でございます。桜山配水池築造事業の繰り越しでございます。

繰り越しの要因としましては、資材の調達に不測の日数を要したため繰り越すものでございます。

以上、報告第3号の説明といたします。

○議長（森 清孝君） 以上で報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○

日程第11 報告第4号から報告第11号まで一括上程・報告

○議長（森 清孝君） 次に、日程第11、報告第4号から報告第11号までの8件を一括議題とします。

ここで執行部から説明の補足のため資料配付の要請がありました。会議規則第157条の規定によって資料を配付することを許可しております。資料はお手元に配付のとおりです。

提出者の報告を求めます。

政策企画部長、小川秀臣君。

〔登壇〕

○政策企画部長（小川秀臣君） 皆様おはようございます。議案書（その2）、9ページをお願いいたします。

報告第4号、菊池市土地開発公社経営状況報告につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定によりご報告いたします。

13ページをお願いいたします。

平成26年度事業報告でございますが、1、土地の取得・造成についての実績はございませんが、各工業団地の土地管理等の業務を行っております。

2、土地売却は蘇崎工業団地をリバテープ製薬株式会社に売却いたしました。総面積は5万9,219.9平米でございます。売却金額は3億8,838万6,000円でございます。

14ページをお願いいたします。

平成27年3月31日時点の資産、負債等の状況、貸借対照表でございます。

まず、資産の部でございますが、1の流動資産といたしまして、預金や保有する土地を計上しており、合計17億5,628万3,291円でございます。

2の固定資産は車両1台分の14万9,999円でございます。

したがしまして、資産合計としましては17億5,643万3,290円を計上しております。

次に、負債の部でございます。

1、流動負債は未払金と前受金で、合計が1,333万7,465円でございます。

2の固定負債は長期借入金の13億9,000万円でございますので、負債合計は14億333万7,465円を計上しております。

次に、資本の部でございます。

1の基本金は市からの出資金の100万円でございます。

2の準備金合計は前期からの繰越準備金から当期の損失を減額しました3億5,209万5,825円でございますので、資本合計は3億5,309万5,825円でございます。

したがしまして、負債資本合計は17億5,643万3,290円となります。

次に、15ページをお願いします。

損益計算書でございます。

1、事業収益の(2)の土地造成事業収益は蘇崎工業団地を売却しました収益3億8,838万6,000円です。

2、事業原価の(2)土地造成事業原価は売却した土地の原価でございまして、6億9,403万6,865円でございます。

事業収益から事業原価を差し引きました3億565万865円が事業総損失となります。

この事業総損失に3の一般管理費を差し引きました3億2,654万328円が事業損失となります。

また、事業損失に4の事業外収益と5の事業外費用を合計しました経常損失が3

億 1, 9 4 2 万 1, 5 1 8 円となります。

6 の特別利益はございません。

7 の特別損失は車両、備品の廃棄に伴いますもので、固定資産売却損を差し引きしました 3 億 1, 9 5 2 万 4, 2 7 5 円が当期損失となります。

次に、1 6 ページに一般管理費の明細、1 7 ページに財産目録、1 8 ページに保有用地の内訳、1 9 ページに借入金明細書を記載しておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

2 0 ページをお願いします。

1 年間の資金、いわゆる現金の増減を示しましたキャッシュフロー計算書でございます。

1 の事業活動によりまして 3 億 9, 3 0 2 万 8, 4 3 3 円の増加、財務活動では土地売却分による収入で借入金を返済しておりますので、マイナス 3 億 7, 0 0 0 万円でございます。

合計しまして、1 年間の増加額は 2, 3 0 2 万 8, 4 3 3 円でございます。

2 1 ページをお願いいたします。

監査報告書を添付しておりますので、ごらんいただければと思います。

以上が平成 2 6 年度における経営状況でございます。

続きまして、2 3 ページをお願いいたします。

平成 2 7 年度菊池市土地開発公社の事業計画、予算、資金計画でございます。

2 5 ページをお願いいたします。

平成 2 7 年度の事業計画でございますが、1 の土地取得・造成では維持管理業務を予定しており、その業務に要する費用としまして合計で 6 8 6 万 5, 0 0 0 円を計上しております。

次に、2 6 ページをお願いします。

平成 2 7 年度の予算でございます。

第 2 条の収益的収入及び支出でございますが、事業外収益として所有土地に係る賃借料、受取利息等の収入合計 2 万 7, 0 0 0 円を計上しております。

支出では、一般管理費、事業外費用の支出合計 8 4 4 万 6, 0 0 0 円を計上しております。

次に、2 7 ページ、第 3 条、資本的収入及び支出につきましては、資本的支出の土地造成事業費としまして 1 0 万円を計上しております。

次に、2 8 ページが平成 2 7 年度の資金計画となっております。

以上、報告第 4 号、菊池市土地開発公社の経営状況報告とさせていただきます。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） 皆さんおはようございます。それでは、菊池市内にございます経済部所管の第三セクターの経営状況につきましてご報告を申し上げます。

議案書（その２）の２９ページから１６５ページまで、各第三セクターの経営状況を記載しているところでございます。

報告第５号、有限会社きくち観光物産館から報告第１１号、有限会社有朋の里泗水までの７件につきまして、地方自治法第２４３条の３第２項の規定によりまして報告をさせていただきます。

報告につきましては、会議規則第１５７条の規定により事前に議長の許可を得ておりますので、議案書をごらんいただきながら、本日配付させていただきましたＡ３判の補足説明資料、平成２６年度第三セクター経営状況概要書を一部使用して報告をさせていただきます。

なお、お配りいたしました概要書の数値につきましては円単位といたしておりますが、資本金につきましては千円単位といたしておりますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

それでは、補足説明資料の平成２６年度第三セクター経営状況概要書をごらんください。

最初に、報告第５号、有限会社きくち観光物産館の経営状況について報告いたします。

平成２６年度は福岡市や熊本市内など催事や各種イベントに参加をいたしまして、販売強化と販売拡大に積極的に取り組んでおります。また、ピクニックコーンや黒米そうめんの試食販売会を開催、ヤーコンや菊芋など、独自色を生かした特産品の品ぞろえに取り組んでおり、その結果、売り上げはおおむね前年度ベースで推移し、売上額は前年度より増収となっているところです。

しかしながら、年間を通じまして菓子類や加工品の伸びはあるものの、農産物の品不足など、課題を残すところとなっております。

決算状況につきましては、議案書（その２）の３８ページの貸借対照表をごらんいただきたいと思います。

まず、資産合計が４，１７１万１２８円、負債合計が１，８２９万６，６０３円、資本金９６０万円と利益剰余金１，４０１万３，５２５円から自己株式２０万円を差し引きました純資産合計が２，３４１万３，５２５円で、負債・純資産合計が４，１７１万１２８円となっております。

また、売り上げの総額につきましては１億５，９６３万７，４２３円で、対前年度と比較いたしますと１０６％となり、経常利益が１７万９，５２５円で、当期純

利益が24万2,783円となっております。

次に、概要書の下段のほうをごらんください。

平成27年度の事業計画といたしましては、菊芋やヤーコン、幻の椎茸黒香など、菊池独自の農産物の販売強化や健康食品ギフトセットの開発に取り組むとしているところでございます。また、集客アップを重点目標といたしまして、独自のイベントの開催及びITを活用いたしました情報発信の強化、さらには観光業者への営業活動を強化することによりまして、売り上げ増と収益の安定化を図っていくという計画となっております。

平成27年度の売り上げの総額を対前年度比の106.2%、1億6,950万円とし、経常利益を65万4,000円と見込んでいるところでございます。

次に、報告第6号、有限会社ファームきくちの経営状況について報告いたします。

平成26年度は米部門におきまして主力商品でございます、有色米の生産強化に取り組んでいるとともに、販売促進を図っております。うるち米など米部門や花卉部門におきましても生産が安定し、ほぼ平年並み、順調に進んでいるところでございます。

また、新たな取引先の開拓を推進し、安定的な販路の確立に取り組んでいるものの、全体の売上額といたしましては前年度を下回る結果となっているところでございます。

決算状況につきましては、議案書（その2）の56ページの貸借対照表をごらんいただきたいと思います。

貸借対照表、資産合計が5,668万3,260円、負債合計が80万2,228円、資本金5,115万円と利益剰余金の473万1,032円を合わせました純資産合計が5,588万1,032円で、負債・純資産の合計が5,668万3,260円となっております。

また、売上総額につきましては6,609万9,992円で、対前年度と比較いたしますと94.3%となり、経常利益は585万6,309円で、当期純利益が13万4,959円となっております。

概要書の下段のほうをごらんください。

平成27年度の事業計画といたしましては、菊池米や古代米の取引先との関係を確立いたしまして販路の拡大を図りますとともに、施設園芸の生産体制の整備にも着手し、さらなる経営の安定を図って確保していくとしているところでございます。特に、米及び施設園芸におきましては、作物ごとの収益目標額を設定いたしまして売り上げ増を目指し、全体の底上げを図り、また、新規就農者や更生保護事業といたしまして就農希望者などの受け入れや営農指導を進めることにより、将来の担い

手の育成、確保に取り組んでいく計画となっているところでございます。

売上総額の目標を前年度対比114.8%、7,590万円といたしまして、経常利益を148万2,000円と見込んでいるところでございます。

次に、報告第7号、有限会社七城町特産品センター、メロンドームの経営状況について報告をさせていただきます。

平成26年度上半期は、強い寒気の影響や4月から5月にかけて農産物全体の出荷量が少なくなったこと、加えまして消費税増税や燃料高騰等の影響から客数は前年度対比で減少しているところでございます。

その後、夏場の不安定な天候の影響もありましたが、下半期は緩やかに客数もふえているところでございます。特に、地元食材を工夫した新メニューによりましてレストランの売り上げは増額となっております。年間を通じまして各種イベントの出展や出張販売、大型スーパーへのゼリーやシャーベットといった加工品の販路拡大にも積極的に取り組んでいるところでございます。

決算の状況につきましては、議案書（その2）の74ページをごらんいただきたいと思ひます。

貸借対照表の資産の合計が2億7,496万4,315円、負債合計が1億836万1,858円、資本金が7,500万円と利益剰余金が9,160万2,457円を合わせました純資産合計が1億6,660万2,457円で、負債・純資産の合計が2億7,496万4,315円となっているところでございます。

また、売上総額につきましては11億9,163万1,114円で、対前年度と比較いたしますと102.2%となり、経常利益は1,766万1,394円で、当期純利益が1,281万3,991円となっているところでございます。

概要書の下段のほうをごらんいただきたいと思ひます。

平成27年度の事業計画といたしましては、20周年にちなんだ毎月のイベントの開催、大型スーパーやデパート、コンビニ等への販売強化、米消費拡大のための精米機の導入、出荷者との連携による菊池基準のレベルアップ及びインターネット販売の強化など、販売力の強化を本年度の重点目標とし、さらに商品の知識や陳列の表示など、職員の意識統一を図っていくことで売り上げ向上につなげていく計画とされているところでございます。

平成27年度の売上総額の目標につきましては、対前年度比の106.9%、12億7,333万5,000円とし、経常利益を1,758万5,000円と見込まれているところでございます。

次に、報告第8号、有限会社七城町振興公社の経営状況について報告いたします。まず、平成26年度の事業報告でございます。

昨年4月の消費税増税に伴い、7月1日から入場料を300円から330円に改定いたしました。この改定後、客足が伸び悩み、あわせまして売店の売り上げも減少する結果となっているところでございます。

温泉ドームの入場者は対前年1万5,462人減の3万2,847人、対しましてリバーサイドの家族風呂や木の交流館、バーベキューハウスなどの利用客は対前年1,850人増の5万3,114人となっております。

飲食部門におきましては、消費税増税後も料金据え置きで営業をされたこと、また、お客様の利便性を考慮して導入した椅子テーブル席が好評を得たことで、対前年48万9,000円の売り上げ増となっているところでございます。さらに、冬場の利用がほとんどないバーベキューハウスをカキ小屋として営業するなどいたしまして、新たな取り組みについても好評を得たところでございます。

決算状況につきましては、議案書（その2）の96ページをお願いいたします。

貸借対照表の資産の合計が1億7,170万751円、負債合計が5,761万886円、資本金8,000万円と利益剰余金3,408万9,865円を合わせました純資産合計が1億1,408万9,865円で、負債・純資産合計が1億7,170万751円となっているところでございます。

また、売上総額につきましては4億5,742万8,274円で、対前年比の101.4%、経常利益につきましては1,007万8,810円で、当期純利益は636万6,297円となっているところでございます。

概要書下段のほうをお願いいたします。

平成27年度の事業計画といたしましては、適正な施設の維持管理に努めますとともに、社員教育に鋭意努め、さらなるサービスの向上と地域振興、地域活性化への貢献等をできる事業計画がされているところでございます。

また、ピラティス教室や健康セミナーを通じまして、来場者の健康増進支援活動も展開されていくとしているところでございます。

平成27年度の売上総額につきましては、対前年度比の103%で4億7,106万円といたしまして、経常利益を1,217万9,000円と見込んでいるところでございます。

次に、報告第9号、有限会社七城町銘柄米センターの経営状況について報告いたします。

平成26年度は特別栽培米のさらなる向上を目指しまして、病虫害対策など栽培管理の徹底を図ったことにより、前年産米と比較いたしまして1等米の収穫量が増加し、売り上げの増につながっております。また、取引契約を推進するとともに、市の各種イベントにも積極的に参加し、七城米のPRと販売促進を図ってきたとこ

ろでございます。

その結果といたしまして、平成26年度産米は全国食味ランキングで7年連続、9度目の特Aを獲得しているところでございます。

決算状況につきましては、議案書（その2）の114ページをお願いいたします。

貸借対照表、資産合計が1億480万4,124円、負債合計が243万5,120円、資本金8,400万円、それと利益剰余金1,836万9,004円を合わせました純資産合計が1億236万9,004円ということでございます。また、負債・純資産の合計が1億480万4,124円となっているところでございます。

また、売上総額につきましては6,569万1,209円で、対前年度と比較いたしますと136.3%となり、経常利益が222万1,053円で、当期純利益が201万2,553円となっているところでございます。

概要書の下段をごらんくださいませ。

平成27年度の事業計画といたしましては、特別栽培米のさらなる品質の向上とブランド化を押し進めるため、農家、組合員、地域と一体となった安全・安心な米づくりに取り組み、平成27年度産米も特A獲得を目指すところでございます。

また、関係団体との連携を深め、さらなる販売促進や宣伝活動にも積極的取り組み、付加価値を高め、管内農家の所得の向上を図っていくとしているところでございます。

平成27年度の売り上げの総額を対前年度比の117.1%、7,690万円としており、経常利益を30万2,000円と見込んでいるところでございます。

次に、報告第10号、有限会社旭志村ふれあいセンターの経営状況について報告をいたします。

平成26年度は上期売り上げといたしましては、ほぼ前年並みに推移していましたが、下期は天候変動や阿蘇山噴火もございまして、観光客の減少、売上高前年度比98.6%と厳しい結果となっているところでございます。

精肉コーナーにおきましては、売れ筋のメンチカツを上回るような加工惣菜の新ヒット商品が出ず、野菜部門での品ぞろえ不足であったり、生産者の加工品のマンネリ化など、課題を残す結果となったところでございます。

一方、レストラン、食彩館におきましては、特に昼食時の売り上げが伸び、過去最高の売り上げとなっているところでございます。

決算の状況につきましては、議案書（その2）の130ページをごらんいただきたいと思えます。

貸借対照表の資産の合計が1億564万1,434円、負債合計が4,962万

6, 622円、資本金2, 435万円と利益剰余金3, 166万4, 812円と合わせました純資産合計が5, 601万4, 812円で、負債・純資産の合計が1億564万1, 434円となっているところでございます。

また、売り上げの総額につきましては5億1, 926万9, 052円で、対前年度と比較いたしますと98. 6%となり、経常利益といたしまして332万1, 760円で、当期純利益が233万8, 428円となっているところでございます。

概要書の下段のほうをごらんいただきたいと思います。

平成27年度の事業計画といたしましては、旭志農産物及び加工品の強化、精肉部門の効率的運営、レストランの利益体質の構築を柱といたしまして、生産者へのエコファーマーの推進や生産者と連携した農産物の品ぞろえの充実、新たな商品開発など経営強化策に取り組んでいくとしているところでございます。

また、昨年度スタートいたしました菊池まるごと市場など、当センターの果たすべき役割を達成するため、各第三セクターとの連携を密にいたしまして販売強化に取り組む計画とされているところでございます。

平成27年度の売り上げの総額を対前年度比の102. 1%、5億3, 000万円といたしまして、経常利益を1, 136万6, 000円と見込んでいるところでございます。

最後に、報告第11号、有限会社有朋の里洒水の経営状況について報告いたします。

平成26年度は養生市場の根幹となる安全・安心・高品質な農産物の提供に向けた減農薬、減化学肥料のための資材購入補助や各種講演会の開催、土壌検査実施などを行い、あわせてエコファーマーやくまもとグリーン農業推進を進め、生産強化と生産者への支援に取り組んできたところでございます。

また、地元農畜産物を使用した加工商品の開発や道の駅弁当の新作づくりに取り組むとともに、各種団体との連携したイベントの開催や出展を実施しているところでございます。

決算状況につきましては、議案書（その2）、154ページ、貸借対照表をごらんいただきたいと思います。

資産の合計が9, 777万2, 806円、負債合計が3, 603万9, 446円、資本金が1, 600万円と利益剰余金4, 717万3, 360円から自己株式144万円を差し引いた純資産合計が6, 173万3, 360円で、負債・純資産の合計が9, 777万2, 806円となっているところでございます。

また、売り上げの総額といたしましては3億7, 587万6, 361円で、対前年度と比較いたしますと98. 6%となり、経常利益は784万8, 554円で、

当期純利益が５９９万９，７５３円となっているところでございます。

概要書の下段のほうをごらんいただきたいと思います。

平成２７年度の事業計画といたしましては、安全・安心の食の提供をさらに強化するため、食の安全をアピールしながら健康志向を意識した食の提供や加工品開発に重点を置き、競合店との差別化を図るとしているところでございます。

生産者の支援といたしましては、減農薬、減化学肥料の資材購入補助やエコファーマー、くまもとグリーン農業の推進を継続実施するとともに、農業指導員の導入を検討しているところでございます。

また、オリジナルの漬け物と赤大豆商品の加工品の開発に取り組み、県内のレイアウトや消費者ニーズに対応いたしました店舗づくりを目指す計画としているところでございます。

平成２７年度の売り上げの総額を対前年度比の１０２．６％、３億８，５５０万円とし、経常利益を６５０万円と見込んでいるところでございます。

以上、報告第５号、有限会社きくち観光物産館から報告第１１号、有限会社有朋の里泗水までの７件の経営状況について報告とさせていただきます。

○議長（森 清孝君） 以上で報告を終わります。

報告第４号から報告第１１号までは、地方自治法第２４３条の３第２項の規定により報告にとどめます。

○

日程第１２ 報告第１２号から報告第１６号まで一括上程・報告・質疑

○議長（森 清孝君） 次に、日程第１２、報告第１２号から報告第１６号までの５件を一括議題とします。

提出者の報告を求めます。

総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） それでは、報告第１２号から第１６号まで、第１４号を除きまして一括してご説明をいたします。

いずれも地方自治法の規定により、議会において指定されている事項について専決処分を行いましたので、ご報告をさせていただきます。

議案書（その２）、１６７ページをお願いいたします。

まず、報告第１２号でございます。

あけて１６８ページが専決第１号専決処分書でございます。

工事請負契約の契約解除による損害賠償に係る額の決定について専決処分をしたものでございます。

契約解除日は平成27年3月13日で、相手方は記載のとおりでございます。

概要としましては、東迫間区及び中野瀬区からの要望に基づき、市道豊間2号線と県道鯛生菊池線の交差点部分の安全確保のための交差点改良工事を計画し、平成27年1月19日に相手方と請負契約を締結いたしました。しかし、発注後、地元住民より施工箇所が要望と違うという意見が出されたため、改めて地元である東迫間区と住民立ち会いのもと施工箇所の確認を行いましたが、意見が分かれたままでございます。これに伴い、東迫間区から工事の中止要請が提出されたものでございます。

その後も工事の実施について協議を重ねましたが、工事着工の見通しが立たないため、菊池市公共工事請負契約約款第45条第1項の規定に基づき、同社との請負契約を解除いたしました。

これにより、受注者には現場管理費や看板製作等の損害が発生し、同条第2項の規定に基づく賠償の必要が生じたものでございます。

損害賠償の額は64万440円、その他の決定事項は記載のとおりでございます。以上が報告第12号の報告とさせていただきます。

次に、169ページでございます。

報告第13号、あけて170ページが専決第2号専決処分書で、車両事故に係る損害賠償に係る額の決定について専決処分をしたものでございます。

事故発生日は平成27年2月13日で、相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要としましては、菊池市中央公民館駐車場で公用車を移動する際、前方接近車両をよけるためにバックしていたところ、後方不注意により駐車中の相手方車両左後方部に接触し破損させ損害を与えたものでございます。

損害賠償の額は7万5,445円、その他の決定事項は記載のとおりでございます。

以上、報告第13号の説明といたします。

次に、173ページをお願いいたします。

報告第15号でございます。

あけて174ページが専決第9号専決処分書で、市道の管理瑕疵による損害賠償に係る額の決定について専決処分を行ったものでございます。

事故発生日は平成27年3月26日で、相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要につきましては、相手方車両が泗水町吉富地内市道北岸線の道路横側溝上を通過した際、ひび割れて鉄筋が出た側溝ぶたがあったため、車両左側後輪を破損させ損害を与えたものでございます。

損害賠償の額は1万9,430円、その他の決定事項については記載のとおりで

ございます。

以上、報告第 15 号の説明いたします。

次に、175 ページをお願いいたします。

報告第 16 号でございます。

あけて 176 ページが専決第 13 号専決処分書で、車両事故による損害賠償に係る額の決定について専決処分をしたものでございます。

事故発生日は平成 27 年 4 月 21 日で、相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要としましては、公用車で国道 3 号線藤崎宮方面より水道町方面へ進行中、水道町北交差点において助手席側より横断してきた相手方電気自転車の発見がおくれ、公用車左側部に接触し転倒させ、相手方及び電気自転車に損害を与えたものでございます。

なお、本件処分に係る損害賠償の範囲は物件損害に係るものでございます。

損害賠償の額は物件損害 5,730 円、その他の決定事項は記載のとおりでございます。

以上、報告第 16 号の説明いたします。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） それでは、私のほうから専決処分の報告をさせていただきます。

議案書（その 2）の 171 ページをお開きください。

報告第 14 号、専決処分の報告についてでございます。

あけていただきまして、172 ページが専決第 8 号の処分書でございます。

1 番、事故発生日時及び 2 番、相手方並びに 5 番、決定事項につきましては記載のとおりでございます。

4 番、損害賠償の額は 100 万円となっております。

それでは、3 番の事故の概要につきまして申し上げます。

菊池市立菊池南中学校で少人数授業中に、私語をしていた生徒に複数回注意したが従わなかったため、教員が、講師でございますけれども、集団学習の妨げになると判断し、上腕を三角巾で吊った状態にあった生徒の襟首をつかんで引っ張り、教室の後ろのドアから廊下に押し出した勢いで生徒を転倒させ、右上腕部を骨折させました。その結果、全治約 8 週間の入院及び通院加療に至ったものでございます。

以上が事故の概要でございますけれども、今回の示談成立まで実に 2 年 6 カ月以上の長い期間を要してしまいました。これは事故発生当時、被害者側から再三、学校に対して事故に関する情報の開示を求められましたけれども、学校側からその時

期や内容におきまして納得のいくような説明がなかったために、被害者側から警察に傷害事件として被害届が提出されたものでございます。

被害者側の称する内容につきましては、襟首をつかみ教室から引きずり出し、廊下へ投げ倒した後、廊下に正座したまま放置したというものでございました。この事案につきましては、警察の捜査を経まして検察庁へ書類送検をされましたが、平成25年12月に不起訴処分となったものでございます。

以上のような内容でございますが、4月7日に示談が成立をいたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして、議会において指定されている事項について専決処分をしましたので、同条第2項の規定により本日ご報告を申し上げるものでございます。

○議長（森 清孝君） 以上で報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） 報告第12号、専決処分の報告、専決第1号について質疑いたします。

この契約解除に関しまして2点お尋ねいたします。

なぜこのようなことが起こったのか、そして、今後はどのようにして、こういうことが起こらないようにしていく対策を持っておられますか、2点お尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 建設部長、樫川博久君。

[登壇]

○建設部長（樫川博久君） それでは、今、質疑がございました、まず1番目、なぜこういうことが起こったかということと今後の対策についてお尋ねでございましたので、その分について少し説明をさせていただきたいと思います。

この事象につきましては、平成23年度に中野瀬区、それから、東迫間区から交差点改良の改善要望がございました。その後、数回地元との協議を重ねてまいったところでございます。最終的に方向が決まりましたので、それに基づいて設計書を作成し、工事を発注したという経緯でございます。

先ほど言いましたように、平成27年1月19日に契約を行いまして作業を進めていたところでございますけれども、区民の一部の方から、この計画が当初の要望と違うのではないかというような意見が出まして、市としましても、その内容について十分再確認をお願いしますということで要望していたところでございます。それを繰り返す中で、どうしてもその内容について決定することができずに、やむな

く工事を中止せざるを得ない状況になったわけでございます。

内容につきましては、契約業者へのそれまでの準備等にかかった経費について説明がございましたとおりでございます。

経緯につきましては以上でございます。

2 番目の今後の対策についてでございますが、今までも区長さんを通じて、この要望について十分協議を重ねてきているところでございますけれども、くどうようですけれども、再度十分な区民との協議をしていただくようお願いして、今後はその分を慎重に事業計画も含めて進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○1 番（平 直樹君） すみません、1 回目の説明と何ら変わりがない説明で、確認も込めてですけれども、協議をしていく中でずれていったというふうなことを言われると、最初に何を話されたのかなというふうに思うんですが、これは聞いていいのかな、こういったことは以前もありましたか。

○議長（森 清孝君） 建設部長、櫛川博久君。

[登壇]

○建設部長（櫛川博久君） 以前にあったかというご質問でございますが、過去においてはこういう案件はございませんでした。なぜこういうことが起こったかということとを非常に部としても遺憾に思いまして、何遍も繰り返し検討したところでございますけれども、同じ話になりますが、なかなか決着ができずにこういう結果になってしまったということでございます。

以上です。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○1 番（平 直樹君） 終わります。

○議長（森 清孝君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここで発言の申し出がっておりますので、これを許します。

教育長、原田和幸君。

[登壇]

○教育長（原田和幸君） 今回の事故につきまして、教育委員会としておわびと今後の決意について述べさせていただきたいというふうに思います。

事故の概要につきましては先ほど申し上げましたが、学校及び当該教員の責任は重く、生徒を骨折させたという事実はまことに遺憾であり、教育委員会としましては、体罰というふうに判断したところでございます。

示談成立まで3年近く時間がかかってしまいました。この間の被害者本人及びご家族のご心痛を推察すると大変申しわけなく、また、心からおわびを申し上げます。

学校は人の命を預かり、そして、育てるところです。その学校で児童・生徒にけがをさせるようなことがあってはなりません。教育は学校と家庭が連携をして行わなければ、その効果は高めることはできません。そのためには、児童・生徒、保護者、学校、教職員間の信頼関係が大前提になってくるかというふうに思います。学校への信頼を得るためには、児童・生徒が喜んで学校に登校し、そして、楽しく充実した生活を送れる、そういう学校をつくる必要があると思います。

教育委員会としましては、市内全ての学校におきまして体罰防止の徹底、それから、児童・生徒が意欲的に学習に参加するような授業づくり、教師と児童・生徒の日常的な触れ合いによる人間関係づくりなどに力を入れてまいりたいというふうに思います。また、家庭の協力も得ながら基本的な学習習慣、生活習慣の確立にも努めてまいりたいというふうに思っております。そして、菊池の教育理念であります文武両道・廉恥礼節の実現に向けてしっかり取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 次に進みます。

日程第13 請願第2号及び請願第3号並びに陳情第3号及び陳情第4号一括上程

○議長（森 清孝君） 日程第13、請願第2号及び請願第3号並びに陳情第3号及び陳情第4号を議題とします。

請願第2号、請願第3号並びに陳情第3号、陳情第4号は、今定例会までに提出されました請願、陳情であります。その内容については、お手元に配付のとおりです。

以上で本日の議事日程は全部終了しました。

お知らせします。次の会議を来る6月30日の午前10時から開き、質疑、委員会付託、一般質問を行います。議案に対する質疑を行う方は、事務局備えつけの様式により、その要旨を具体的に記載し、明日、24日の正午まで事務局に提出をお願いします。

本日はこれにて散会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

○

散会 午後 0 時 3 0 分

第 2 号

6 月 3 0 日

平成 2 7 年第 2 回菊池市議会定例会

議事日程 第 2 号

平成 2 7 年 6 月 3 0 日（火曜日）午前 1 0 時開議

第 1 委員会付託

第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 委員会付託

日程第 2 一般質問

出席議員（ 1 9 名）

1 番	平	直 樹	君
2 番	東	奈津子	さん
3 番	坂 本	道 博	君
4 番	水 上	隆 光	君
6 番	猿 渡	美智子	さん
7 番	松 岡	讓	君
8 番	荒 木	崇 之	君
9 番	柁 原	賢 一	君
1 0 番	工 藤	圭一郎	君
1 1 番	城	典 臣	君
1 2 番	大 賀	慶 一	君
1 3 番	岡 崎	俊 裕	君
1 4 番	水 上	彰 澄	君
1 5 番	泉 田	栄一朗	君
1 6 番	森	清 孝	君
1 7 番	樋 口	正 博	君
1 8 番	木 下	雄 二	君
1 9 番	山 瀬	義 也	君
2 0 番	境	和 則	君

欠席議員（１名）

5 番 出 口 一 生 君

○

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実 君
副 市 長	木 村 利 昭 君
政策企画部長	小 川 秀 臣 君
総 務 部 長	馬 場 一 也 君
市民環境部長	倉 原 良 則 君
健康福祉部長	木 原 雄 二 君
経 済 部 長	松 野 浩 一 君
建 設 部 長	櫛 川 博 久 君
七城総合支所長	榎 田 邦 昭 君
旭志総合支所長	水 上 満 弘 君
泗水総合支所長	上 田 譲 二 君
財 政 課 長	中 村 喜 範 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	徳 永 孝 博 君
市 長 公 室 長	上 田 俊 介 君
教 育 長	原 田 和 幸 君
教 育 部 長	松 岡 千 利 君
農業委員会事務局長	原 和 徳 君
水 道 局 長	藤 本 辰 広 君
監 査 事 務 局 長	松 永 隆 則 君

○

事務局職員出席者

事 務 局 長	城 主 一 君
事 務 局 課 長	徳 永 裕 治 君
議 会 係 長	松 原 憲 一 君
議 会 係	安 武 則 貴 君

○議長（森 清孝君） 全員ご起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前１０時００分 開議

○議長（森 清孝君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第１ 委員会付託

○議長（森 清孝君） それでは、日程に従いまして、日程第１、委員会付託を行います。

議案第５５号から議案第５７号まで及び請願第２号、請願第３号並びに陳情第３号、陳情第４号については、お手元に配付しております議案等付託表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に付託します。

各常任委員会は、付託されました案件を十分審査いただきますようお願いします。

平成２７年 第２回菊池市議会定例会議案・請願等付託表

付託委員会	議案番号	件名
総務文教 常任委員会	議案第５５号	平成２７年度菊池市一般会計補正予算（第２号）
	請願第３号	安全保障関連法案に関わる請願
	陳情第３号	要望書
福祉厚生 常任委員会	議案第５５号	平成２７年度菊池市一般会計補正予算（第２号）
	議案第５６号	平成２７年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）
	議案第５７号	平成２７年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）
	請願第２号	ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願
建設経済 常任委員会	議案第５５号	平成２７年度菊池市一般会計補正予算（第２号）
	陳情第４号	孔子公園トイレ建替えについての要望書

○

日程第２ 一般質問

○議長（森 清孝君） 次に、日程第２、一般質問を行います。

ここで申し合わせについて申し上げます。

質問の順序は通告順です。質問時間は、答弁を含めまして60分以内です。通告事項以外の質問並びに関連質問はできません。質問は一問一答方式となっております。

発言の通告がっておりますので、これより順次質問を許します。

初めに、城典臣君。

[登壇]

○11番（城 典臣君） おはようございます。では、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は生活困窮者対策について、防災について、空き家対策について、マイナンバー制度について、産廃問題についてと5題お聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、生活困窮者対策についてお聞きしたいと思います。

さまざまな事情から生活に困窮している人たちがおられます。有効な支援を受けられなければ、いずれ生活保護を利用せざるを得なくなるおそれがあり、早目の対策が欠かせないと思います。また、窓口にとどり着けない人を早期に見つけ出し、対策を講じることが役所の務めと考えております。

今回、経済的に困窮する人を生活保護に至る前の段階から支え、自立できるよう積極的に後押しするために、平成25年度、平成26年度で菊池市を含む菊池圏域2市2町で生活困窮者自立支援モデル事業を、平成27年4月1日から生活困窮者自立支援制度が始まりました。

そこで、若い世代の生活困窮者対策と高齢者の生活困窮者対策について支援制度の内容と困窮者の実態を示していただき、生活困窮者が自立できるように身近に寄り添う支援制度が必要と考えます。

そこで、2点についてお伺いしたいと思います。

まず1点目に、生活困窮者自立支援制度が4月から始まっていますが、どのような内容なのか、お聞きしたいと思います。

次に、生活困窮者の中でも適切な支援さえあれば前に進むことができる人もおられると思います。そこで、本市には生活困窮者が何人くらいおられるのか、また、生活困窮者の中で高齢者の困窮者は何人ほどおられるのか。

また、実態調査についてですが、2市2町で困窮者の把握はされているようですが、ほかの市や町の実態調査はどのような把握の仕方をしておられるのか、お聞きします。

また、緊急性が高いにもかかわらず、待機せざるを得ない高齢者がいて、結果と

して養護老人ホームの施設機能が十分有効に活用されていないケースが生じているとお聞きしております。

そこで、生活困窮者に寄り添う支援体制が必要と考えますが、本市が考える支援体制をお伺いしたいと思いますが、いかがでございましょうか、お聞きしたいと思います。

2点目に、生活困窮する高齢者の養護老人ホームへの入所判定についてお伺いしたいと思います。

まず、入所判定について却下される場合もあるということですが、入所の可否はどのような基準で判定しているのか、お聞きいたします。

また、高齢者の生活困窮者の受け入れ先である養護老人ホームが民営化され、4年になります。その間、老人ホームとのかかわりはあったのか、民営化した施設が抱えている問題とか状況把握など施設との連携はうまくできていたのでしょうか。

以上、2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） おはようございます。まず、1点目の生活困窮者自立支援制度の内容につきましては、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対して包括的な支援を行うことによりまして自立の促進を図ることを目的としております。

本市におきましては、平成27年4月から福祉課内に菊池市くらしサポートセンターを開設いたしまして、委託により相談員を配置し、自立相談支援事業及び家計相談支援事業を実施し、その他の任意事業につきましては、熊本県との共同実施を行っている状況でございます。

2点目の生活困窮者の人数等の実態把握については困難でございますが、相談件数といたしましては、生活困窮者自立促進支援モデル事業として取り組んでおりました平成25年度が55件、平成26年度が99件、本施行となりました平成27年度5月末現在で35件となっております。

相談件数のうち、65歳以上の方につきましては、平成25年度が20人、平成26年度が27人、平成27年度5月末現在で8人となっております。

3点目の生活困窮者に寄り添う支援体制につきましては、非常に重要なことと認識しております。モデル事業実施時は相談員1名体制でございましたが、本年4月より自立相談支援事業として常駐の相談員を2名、家計相談支援事業では週2日、相談員1名を配置し、相談支援事業を行っております。また、窓口には消費生活センターを併設いたしまして、相談のワンストップ化を図っております。

なお、5月末現在の35件の相談のうち、15件が自立につながっております。また、4件が生活保護申請となっております。

相談につきましては、電話や来庁はもとより、ご自宅にお伺いしまして、課題に応じまして関係部局、関係機関との連携をしながら、同行支援や書類作成の支援も実施しているところでございます。

今後も相談者に寄り添う支援体制の強化を図りまして、早期の課題解決の支援を行ってまいりたいと考えております。

生活困窮する高齢者の養護老人ホームとのかかわりにつきましては、養護老人ホームにつきましては、おおむね65歳以上の高齢者で家庭の事情や経済的理由などがあり、自宅での生活が困難な方が入所する施設でございます。

ご本人やご家族、民生委員などから入所相談を受けまして、申し込みにより市がご本人やその扶養義務者に係る養護の状況、心身や生計の状況、その他必要な事項について調査を行います。その上でサービス調整会議を行いまして、老人ホーム入所判定会議において、国の示す入所基準に基づきまして多面的に検討を加え、入所に係る要否判定を行っているところでございます。

老人ホーム入所判定会議につきましては、県菊池福祉事務所の福祉課長と老人福祉担当者、保健所長、医師2名、3カ所の老人福祉施設の施設長、菊池管内2市2町の担当課長により構成をされております。

2点目の民営化された施設との連携につきましては、施設の適正な運営を図るために協議会が設置されておりまして、本市からも参加しております。この中で、施設の状況について把握し、検討や評価を行っておるところでございます。

この運営協議会以外にも随時、助言や指導を行っております。また、施設側より年に1回程度要望書が出されておりますので、書面や協議により回答を行っております。

今後も施設の運営が適切に行われますよう、必要な助言、指導等を行っていききたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 城典臣君。

[登壇]

○11番（城 典臣君） 生活保護の方もおられるようでございますけれども、高齢者以外の困窮者には自立できるように行政の支援が必要であると考えますので、今後できるだけ手は打っていただきたいと思います。

自治体の中には法律が義務づけている相談窓口は開くものの、一時生活支援や子どもの学習支援などの事業を実施しない場合も少なくない。特に、就労支援の事業

は新制度の中心となるべき事業であるにもかかわらず、実施を決めている自治体は全体の２８％にとどまっていると言われております。今聞けば、３５件のうち１５件は就労支援につながっているということでございます。しかし、全体で見れば２８％にとどまっているということのようでございます。高齢者以外の生活困窮者には行政の支援が必要であるから、先ほど述べたことがないように自立できるよう、今、できる手を打っていただきたいと思います。

次に、困窮者の中でも、高齢者の生活困窮者についてお伺いしたいと思います。

この制度の中で対象者は、現に生活に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある者とされておりますが、みずからＳＯＳを発信できない方をどう把握するかなど、非常に難しい問題であります。本腰を入れて取り組んでいただきたいと思います。

そこで、２点目の質問の民間施設と行政のかかわりについて、再度お聞きしたいと思います。

行政は民営化したから知らぬ存ぜぬの態度ではいけないと思います。経営がうまくいかなければ撤退されるかもしれません。そうなれば、高齢の生活困窮者の方の行き場がなくなり、大変なことになりかねません。そのことを心して業務に当たっていただきたいと思います。

そこで、養護老人ホームは菊池圏域２市２町で入所判定を行っているとのことですが、他の市や町に養護老人ホームはありますか。もし施設がない場合、他の市や町はどのような対策をとっておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） 再質問にお答えいたします。

熊本県内には養護老人ホームが３７カ所ございます。このうち、菊池管内には大津町に定員５０名の養護老人ホームが１カ所、菊池市に定員５０名の養護老人ホームが２カ所ございます。

養護老人ホームが設置されていない市や町につきましては、近隣の市や町にある施設に入所を委託していただきまして、費用を負担しているような状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 城典臣君。

[登壇]

○１１番（城 典臣君） 今、言われましたけれども、大津と菊池に３カ所しかないということでございますけれども、ですから、困窮者の方々をうまく判定もしていた

だいて、入所できるような体制が必要ではないかという思いがします。

次に、自治体と施設間の調整機能が地方分権の推進により、施設機能や施設整備、指導監督を所管する窓口が市町村、都道府県に分かれており、施設は事業計画の協議もできない状況になっているようです。養護老人ホームは公益施設であることから、都道府県が調整する仕組みを構築する必要があると考えます。また、入所に当たっての入所判定委員会の会議招集に予算措置を伴うため、開催回数が限られるなど、緊急なニーズに応えることができておらず、施設入所による支援の必要性が高い高齢者が迅速に入所できる仕組みを構築する必要があるのではないかと考えます。

施設の方と懇談した折、以下のことを話されました。今後の養護老人ホームの利用形態として、措置にとらわれない柔軟な整備が必要ではないか。養護老人ホームは環境的、経済的な要因から在宅で生活が困難な高齢者を入居させ、その生活を支援する施設です。しかし、地域の中には、一定の所得がありながらも介護者の入院や本人の体調不良などにより一時的な入所支援を必要とする高齢者もおられます。養護老人ホームは、入居者のみではなく、地域の在宅高齢者の支援をする施設としての機能を高度化させる意味から、一時的な入居ニーズを有する高齢者に対しても住まいと生活支援を提供することが必要であり、迅速な対応が可能であることも必要ではないでしょうか。これらのことを勘案すると、養護老人ホームにおいて措置にとらわれずに、高齢者との直接契約によって一定期間、ショートステイ、また、ミドルステイの入所支援が可能となるような枠組みを検討することも必要ではないかと、職員の方と話したときに話されておりました。

民間施設ではさまざまな取り組みで地域に根差した制度や運営を模索しておられます。自治体も施設と協力しながら、生活困窮している方に寄り添う支援体制で手を差し伸べていただきますようお願いしたいと思います。

そこで、最後に市長に、今、私が述べましたけれども、その事柄を聞いてどのような考えを市長はお持ちか、お伺いしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

〔登壇〕

○市長（江頭 実君） おはようございます。ただいま城議員から生活困窮者の中での個別ニーズに伴う短期入所等のニーズへの対応の可能性というご指摘でございますが、生活困窮者への支援につきましては、仕事ですとか、あるいは経済、健康、家庭の問題など多岐にわたっておりまして、関係部局、関係機関、それから、民生児童委員等に事業の周知を行いながら、生活困窮者の早期把握、自立支援に努めてまわっているところでございます。

また、今ございましたような養護老人ホームの緊急時における短期入所等につい

ては、現在も対応してきているところがございますけれども、生活に困窮されている高齢者の対応について、関係施設の助言や指導も含めて、今後も密接な連携を図っていききたいというふうに考えているところがございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 城典臣君。

[登壇]

○11番（城 典臣君） そういうことで、施設との連携をうまくやっていただきたいという思いがします。よろしくお願いしておきます。

続きまして、防災についてお伺いしたいと思います。

ことしも6月2日、梅雨に入りました。災害が発生しないことを望むところがございますけど、こればかりは自然相手でございます。ことしはどうなることか、気をもむところがございます。

さて、昨年12月、本議会におきまして、一般質問で防災タイムライン策定について質問をいたしました。県は本年5月、県下全域の自治体と防災タイムライン策定会議を行っておられます。本市も出席されたものと思われませんが、ことしは既に台風が8個ほど発生しております。例年ですと4.2個程度の発生ようです。8個の中で2個ほど日本へ近づいております。ことしは台風の当たり年かもしれません。このタイムラインを策定するのは、台風ばかりではありません。豪雨災害なども想定し、行政や企業、住民など、時間軸に沿って、いつ誰が何をするのかを事前に明確にしておく防災計画ですから、梅雨に入り、梅雨末期の局地的豪雨などの災害への備えが必要な時期になっております。先日ここ役所において防災訓練が実施され間もなく、6月11日、大雨洪水警報が出され、避難勧告を発令する事態となりました。88地区、5,697世帯、1万3,965人の方々に避難勧告が出されております。人命の被害もなく、事なきを得たことであります。

そこで、県の会議ではどのような話があったのか。それを受けて、市としてタイムラインを策定できたのか。できたのであれば、企業や住民に時間軸に沿って、いつ誰が何をするのか、どのような形で事前に明確にするのか、お聞きしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） おはようございます。防災タイムラインについてのお尋ねでございます。

今、議員がご説明ありましたように、タイムラインとは、台風のように事前に被害の予測が可能な災害に対しまして、関係機関が共通の時間軸に沿ってどのような

行動を行うのか、あらかじめ定め、災害に備えると。それで、関係機関とともに実行していくというものでございます。

議員からお尋ねがありました県からの説明会には、市町村についてはご案内がなかったというところございまして、4月に熊本県は熊本県版タイムラインを公表いたしまして、市にも参考とするように通知があつてございます。

本市では昨年末から防災交通課におきましてタイムライン作成につきまして着手をいたしまして、熊本県版タイムラインも参考にしながら、防災計画に記載してあります主要措置事項を時系列に並べる作業を行い、ほぼ整理ができたところでございます。

ただ、今後はこれをもとにしまして、この時間軸で行動が可能となるのか、まず、庁内各部の調整を行いまして、その後、県北広域本部でありますとか消防署、警察署、消防団、あるいは区長会、自主防災組織、防災協定をしております協定先あたりの関係機関と防災行動等について調整を行っていくということにしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 城典臣君。

[登壇]

○11番（城 典臣君） 大分できてきているということでございますので、安心しますけれども、6月22日付、熊日新聞に4月時点の県内の自主防災組織率が掲載されておりました。それによりますと、本市は県内19市町村中、最後から3番目に自主防災組織率が悪い。61.3%の組織率と書いてありました。全国平均が80%で、県内の市町村平均が76.7%ですから、かなり低い数字になっております。

本市は河川や山間地を抱える地域ですから、自主防災組織の整備を急ぐべきと考えます。そうなれば、タイムラインで共有する情報を住民への伝達も自主防災組織があれば機能し、自主避難等の判断に役立つものと考えます。

ここで1つの例を紹介したいと思います。昨年8月20日に広島市に多くの犠牲を出しました大規模な土砂災害が発生いたしました。記憶に新しい出来事ですが、その災害に遭われた地区、安佐南区では、この災害を教訓に、住民主導で防災・減災対策を強化する組織ができたそうです。災害後、町内会長、住民の代表や専門家、マスコミ関係者らで「防災を考える会ひろしま」を発足。議論を進める中で、専門家からの意見もあり、住民主導による土砂災害のタイムラインの策定を決めた。タイムラインはことし3月に試行版が完成。土砂災害警戒情報など行政情報を参考に、災害発生が予測される3時間前から行動を始め、2時間前には近くの小学校か、

一時避難場所であるマンション談話室への避難も終える仕組みのようです。行政が策定したタイムラインとの違いは、住民の動きを町内会長、副会長、町内会の班長、副班長、その他の住民と細かく分けてあるところのようでございます。これにより住民一人一人の行動、目標はより明確になったそうです。また、山側に監視カメラを設け、インターネットで山の変化を即座に確認できるようにしてあり、不安定な土砂が堆積した山では、雨量が1時間に30ミリを超えると避難を呼びかける体制をとってあるようでございます。また、タイムラインはまだまだ試行段階で、自助、共助の確保、維持も課題なので、今後、タイムラインの理解度を深めるために、住民向けの訓練や勉強会を開く予定で、タイムラインとともに土砂災害の前兆を見つけるためのチェックリストを全戸に配布し、各人の自主防災の意識を高めることに取り組んでいるそうです。

安佐南区は昨年被害に遭ったばかりで、自主防災の大切さを身をもって感じておられるんじゃないでしょうか。そのために、このタイムライン策定ができたのではないかと私は考えました。防災組織率の向上とタイムライン策定に当たり、1つの参考になればと紹介いたしました。この安佐南区の取り組みを聞かれ、どのような感想をお持ちか、市長にお伺いしたいと思います。

いずれにしても、犠牲者を出さない仕組み、取り組みが大切と考えますので、行政主導でよりよいタイムラインの策定をお願いしておきます。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） まず、私のほうからタイムラインの有効活用を絡めまして、自主防災組織の取り組みの状況について、説明をしておきたいと思います。

まず、タイムラインの有効活用につきましては、タイムラインはチェックリストという側面がございます。防災行動の漏れとかおくれを防ぐことができる、他の機関との情報共有によって余分な防災行動がなくなり、意思決定に集中することができる、市民が、市役所がどのような災害対応を実施しているか把握することができるといった効果がございます。

こうしたことから、今後は関係機関と調整を行いまして情報共有を図るとともに、区長、自主防災組織を中心として市民、地域へ広く周知し、自助、共助の防災行動につなげてまいりたいと考えています。

また、自主防災組織の組織率についてお話がございましたので、少しお話をしたいと思います。

特に、菊池地区と七城地区の組織率が、今、低い状況にございます。要因としては、あくまでも考えられる要因でございませうけれども、高齢化や過疎化等によ

りまして、自主防災組織活動が負担の増加につながるのではないかという懸念、あるいは急傾斜地崩壊対策事業の実施、竜門ダムの完成などによりまして、かげ崩れや水害等が起こらなくなったという意識があるようでございます。

このため、昨年度から各校区ごとに区長などの区役員、あるいは民生委員、消防団を対象としまして防災説明会を実施しております。その中で、いつどのように災害が発生するのか、また、市民みずからの防災行動、すなわち自助、共助の大切さ、情報の入手方法などにつきまして、認識の共有と自主防災組織の設立のお願いもあわせて行っているところでございます。

この説明会を開催しておりますと、区長さんから今度は地元の行政区で個別に説明会をしてほしいという話も複数あっております。このことから、防災意識も以前よりは高まってきていると感じておりまして、今後は未整備の地域でも組織することにつきまして、理解が進んでいくものと考えております。

市としましても、今年度末までに組織率を80%以上とすることを目標に、引き続き県と連携をしながら、設立や運営の助言、支援を積極的に行っていきたいと考えております。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） それでは、引き続き自主防災組織について並びにタイムラインについてということ、その私の考えを述べておきたいと思います。

今、総務部長が申しましたとおり、地域で自主的な防災行動を定めておくということは、まず現場でいろんなことが起きるわけですから、非常に防災・減災という上で有効であるというふうに考えております。

まず、自主防災組織については、説明にもございましたとおり、1年ちょっと前は、菊池市は県下の中でも組織率が一番悪かったんですね。この1年、60%を超すまでに至ってきましたので、改善率としては恐らく一番高いところではあると思いますが、まだまだ下位のほうにあるということで、引き続き区長の皆様に何度もお願いを続けてきているところでございます。

今、ご紹介あったように、少し区によって取り組みのばらつきがございます。負担になるのではないかとということを懸念されている部分もあろうかと思いますが、私どものほうでは引き続き説明会、それから、設立の際に若干の書面づくり等ございますけれども、こうしたものは市のほうでお手伝いしますよということを申し上げておりますので、引き続き目標に向けて取り組んでまいりたいというふうに思います。

また、タイムラインの件でございますけれども、今、菊池市版のタイムラインが

やっと、ほぼできてきたところでございます。この中に、次の段階として、区長会、それから、自主防災組織等の行動についても組み込んでいくことで、今後の地域の自助、共助の防災活動に役立つのではないかとというふうに考えておりますので、これからそれに取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（森 清孝君） 城典臣君。

〔登壇〕

○11番（城 典臣君） この前の6月11日の避難勧告が出たときに、うちのほうはやっぱり山間地でございますので、とても避難等に悩んだというところがありました。それで、今、区長とも話しているんですけども、やっぱり早く自主防災組織をつくった方がいいということで今話しているところです。そこで、今言われますタイムラインも、やっぱりその自主防災組織があつて本当に機能するんじゃないかと思っておりますので、私たちは私たちが自主防災組織をつくりましょうということで訴えていきたいという思いがしております。よろしくお願いしたいと思っております。

続きまして、空き家対策についてお伺いしたいと思います。

今回、防災や衛生面などで地域に深刻な影響を及ぼす空き家の解消に向け、空き家対策の特措法が5月26日、全面施行されております。全面施行により市町村は崩壊のおそれがある衛生上著しく有害、景観を著しく損なう、生活環境を保てないのいずれかに該当する空き家を特定空き家と認定し、立入調査や所有者に対して撤去、修繕の指導、勧告、命令が可能となっております。また、所有者が勧告に従わない場合は固定資産税の優遇措置を打ち切られるようにしたほか、命令に従わなければ強制的に解体ができるようになっております。

それから、国土交通省は特定空き家への措置に関するガイドラインを発表し、特定空き家の判断基準として、柱が傾いている、ごみ等の放置、不法投棄による悪臭の発生、多数の窓ガラスが割れたまま放置などを示し、立入調査や勧告の手順も具体的に示してあります。もしも特定空き家と認定し、立入調査や所有者に対して撤去、修繕の指導、勧告、命令が可能となり、勧告に従わない場合は固定資産税の優遇措置を打ち切られるようにしたほか、命令に従わないなら強制的に解体できるようになっております。そのためにも、所有者や周辺住民への相談体制の整備も要請してあると思いますが、そこで、お尋ねしたいと思います。

本市には何軒ほどの空き家が存在しているのでしょうか。また、空き家の調査、認定は誰がされるのでしょうか。この特別措置法が施行されることで、市はどのような対応をされるのでしょうか。市が考える問題点は何なのか。以上、4点お聞きしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 建設部長、樫川博久君。

[登壇]

○建設部長（樫川博久君） それでは、今お尋ねのことにつきまして、少し状況から入りまして報告をしたいと思います。

平成27年5月26日に空家等対策の推進に関する特別措置法が全面施行され、危険な空き家に対する対応について行政の責務が明確化されました。本市におきましても、人口減少による空き家の増加が懸念されるために、状況把握に努め、体制整備を進めてまいります。

空き家対策の一連の流れとしまして、国により示されております指針、ガイドラインによりますと、まず、倒壊の危険があるものや環境上不衛生なもの、それから、景観上不適切なものなどを特定空き家として判断することとなります。空き家につきましては所有者を把握しがたいものもありますが、固定資産税の情報を利用したりして個人を特定することも可能となっております。

その後、本人意向を確認し、現地立ち会い、助言指導を行ってまいりますこととなりますが、改善されない場合には空き家対策を審議する協議会において勧告の必要性を審議し、その決定に基づき勧告を行い、従わなければ命令、代執行と順次、法的措置を進めていくこととなります。

なお、空き家対策は個人の財産にかかわるために、その取り扱いには細心の注意を払う必要がございます。所有者による措置を促すための基本でございます。また、勧告におきましては、即撤去を促すのではなく、必要最小限にとどめることとなっております。

その上で最終的に代執行に移行した場合の費用は市が負担し、所有者に請求することとなります。ここで懸念されることは、空き家が放置された状況からしますと、その費用の回収は非常に難しいのが現状でございます。それがまた推測され、予測されるところでもございます。回収できない案件が多くなるほど市の負担は増大することになりますので、今後の執行につきましては、この部分が懸念される部分になるかというふうに考えております。

それから、空き家の件数については、全域調査ではありませんが、定住促進にかかわる調査として平成23年から平成26年にかけて行っております。調査においては、利用可能な空き家とそうでない家屋について整理したものでありまして、今回の法施行にかかわる危険等を伴う空き家ではございませんので、特定空き家について把握はしていない状況でございます。

今後、調査済みの資料も生かしながら、広報、周知など情報収集に努めてまいります。

なお、空き家等対策につきましては個人財産の処分にかかわるものでもありますために、法的な知識等を有する学識経験者を含めた協議会を新たに組織する予定でございます。この協議会において、空き家対策計画や、それから、特定空き家の決定及び勧告等の法的措置にかかわる答申をいただく予定となっております。

以上、状況について報告させていただきました。

○議長（森 清孝君） 城典臣君。

[登壇]

○11番（城 典臣君） 特定空き家については、まだ調査されていないということでございます。

6月17日、移住者の受け入れを促進するため集落・定住支援センターを開設されました。この集落・定住支援センターに期待するところですが、移住者がおられ、空き家の利用が進み、数が減少すればいいのですが、現実はなかなか厳しいものがございます。しかし、今どうにか使えるほどの空き家でも近い将来はどうか、対処しなければなりません。そのときのためにも、この特措法があれば行政の対応もとやすいのではないかと考えます。この特措法によって、解体費用、固定資産税の問題等で迷惑する市民の方も出てくるでしょう。また、役所も執行したが、お金は取れないということも起きてくるのではないのでしょうか。

そこで、市は県と空き家対策について協議されたようですが、その際、協議の内容はどのようなものだったのでしょうか。また、空き家対策特措法で各自治体に対して県が補助金を出すなどの話はありませんでしたか、お聞きしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 建設部長、樫川博久君。

[登壇]

○建設部長（樫川博久君） 今のお尋ねの補助があるかどうかというお話でございましたので、それについてお答えさせていただきます。

空き家対策の補助金につきましては、先ほど申しました法第15条の規定によりますと、空き家等に関する対策の実施に要する費用の補助、地方税制度の拡充、その他財政上の措置を講ずる旨、明記されておりまして、何らかの財政支援が考慮されることとなっております。ただし、詳しい内容につきましては、具体的にはまだ示されていない状況でございますので、今後、市も含めてその分についての検討が必要であるかというふうに考えております。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 城典臣君。

[登壇]

○11番（城 典臣君） まだ今後の検討課題だということでございますので、先ほど

まだ調査はしていないということでありましたけれども、おいおい調査していただきますようお願いしたいと思います。

では続きまして、マイナンバー制度についてお伺いしたいと思います。

来年1月より国民全員に番号を割り当てるマイナンバー制度がスタートするようになっております。今月中にも、ちょっとこれはまだ成立はどうか分かりませんが、成立していくでしょう。マイナンバー制度が通った場合、預金口座にも番号が適用され、12桁の個人番号を納税など行政手続で利用されるようです。また、そのほかに健康保険証として使えるようになったり、戸籍にも番号を適用したり、病院での受診歴などがわかるような仕組みを2018年度から段階的に導入することも検討されているようです。

この制度が導入されるまで順調にいけば半年ぐらいになっておりますが、さまざまな機関で個人情報の流出が報道されております。市民の皆さんは個人情報漏えいを心配されているのではないのでしょうか。今までも個人情報の流出で、その情報が売買され、ダイレクトメールが来たり、犯罪につながるような事例も起きております。この制度は行政にとっては都合のよい制度かもしれません。そうであるならば、なおさら漏えい防止策を検討され、個人情報の流出、不正利用を防ぐ対策をお願いしたいと思います。

先月、阿蘇市はマイナンバー基本方針を策定し、詳細な規定や条例をつくと熊日新聞紙上で読みました。早々と手を打っておられるようでございます。政府の世論調査では、国民の約3割の人がこの制度を知らなかったと答えています。市民の皆さんに制度の内容が浸透していないのではないのでしょうか。

そこで、1点目に、市民に対してわかりやすい周知が大切と考えますが、周知の仕方についてどのような方法を考えておられるのか、お示し願いたいと思います。

2点目に、本市はマイナンバー漏えい対策は検討されているのか、今の段階でどこまで手を打たれているのか、進捗状況をお聞きしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、小川秀臣君。

[登壇]

○政策企画部長（小川秀臣君） おはようございます。それでは、城議員のマイナンバー制度についてのご質問にお答えいたします。

周知につきましては、菊池市広報等におきまして周知を図っていきたいというふうに考えております。

また、システムのセキュリティにつきましては、特定個人情報を扱う社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度の導入に当たっては、厳格な本人確認の義務づけや利用範囲、番号収集、用途を法律で限定し、不正利用に対する対策が定め

られております。国においては、関係法律に基づき、行政機関等及び地方公共団体が特定個人情報の適正な取り扱いを確保するための具体的な指針、ガイドラインを定めておりますので、本市でもこのガイドラインに沿って準備を進めているところでございます。

マイナンバー制度に係る情報セキュリティの概要としましては、自治体間の情報連携の実施に当たり、中間サーバーを各団体ごとに整備するのではなく、高度なセキュリティを確保した全国2カ所の拠点を国で整備されております。また、団体ごとの通信回線を分離し、個人情報を一元的に管理せずに分散管理を行い、通信の暗号化による漏えい・紛失のリスクに対応する、ネットワークへのアクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、通信記録、いわゆるログの解析を実施する個人情報保護評価の実施などの対策がとられております。

その他、現在の住基ネットにおける個人情報保護、セキュリティ確保のためにも、保有情報、利用の制限、内部の不正利用の防止等の措置も同様にとられることとなっております。

本市の情報システム全体の情報漏えい対策としましては、最新のウイルス対策ソフトをサーバー、クライアントに導入するとともに、ネットワークの出入り口にファイアウォールと呼ばれるセキュリティ装置を設置し、パソコン使用時はＩＣカードとパスワードによる本人認証を行うなど、複数の防御対策を行っているところでございます。

2点目の安全管理に関する基本方針につきましては、個人情報保護条例のほか、情報セキュリティ規則等を整備しており、今回のマイナンバー制度の導入に当たり、これら条例、規則等の改正なども必要となりますので、今後、必要な規定整備を早急に進めてまいりたいと考えております。

また、人的要因による漏えい対策についても、毎年 of セキュリティ研修や添付ファイルの取り扱いなど、職員のセキュリティ意識の向上と注意喚起に努めているところでございます。

今後もマイナンバー制度の導入に当たって、さらに特定個人情報の適正な取り扱い、安全な管理に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 城典臣君。

〔登壇〕

○11番（城 典臣君） 今、言われましたことはマニュアル化して文書で残しておられるんでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、小川秀臣君。

[登壇]

○政策企画部長（小川秀臣君） マニュアル化するかということでございますけれども、やはり現在の情報化社会におきましては、いろいろなサイバー攻撃とかありますので、職員もわかりやすいようにしたものを、ガイドラインに沿ったものとしてつくっていきたいというふうに考えております。

○議長（森 清孝君） 城典臣君。

[登壇]

○11番（城 典臣君） いろいろセキュリティは考えておられるようでございます。

しかし、日本年金機構がサイバー攻撃を受け、125万件の個人情報が出た問題もございます。ただ、国家間の関与を指摘する声はあります。また、マイナンバー制度への攻撃の布石ではないかと分析される専門家もおられるようで、とにかく情報が流出しないようにしっかり管理していただきたいと思います。

うちの会社なんかも、小さい会社でございますけれども、この管理には頭を痛めたところでございました。それで、うちは結局、従業員さんとのトラブルでやめられた場合などがいろいろ想定され、そういうときにどういう管理をしていたかということが問題になりますので、今、考えられるところには、会計士、税理士等が加盟する全国組織の中に管理するところがございまして、多少お金はかかっても、そこに管理していただいて、トラブルがないように、うちにかかってこないようなこともやっぱり考えております。行政としては規模が違い過ぎますけれども、しっかり管理していただきたいと思います。

これはよろしく願いしておきます。

次に、産廃問題についてお伺いします。

本年3月いっぱい産業廃棄物の埋め立て搬入は終了しているはずと思いますが、約束は守られているのでしょうか。

なぜ尋ねるかといいますと、一般廃棄物の搬入は続いております。また、トラックはとにかく動いておりますので、まだ産廃は来るとだろろうとか聞かれますので、ここでお聞きしたいと思います。地元としては心配されておりますので、よろしく願いしたいと思います。市長のほうからでも答えていただけますかね。

○議長（森 清孝君） 市民環境部長、倉原良則君。

[登壇]

○市民環境部長（倉原良則君） おはようございます。それでは、城議員の質問にお答えいたします。

九州産廃株式会社の施設であります最終処分場の終了確認につきましては、九州産廃と締結しました環境保全協定書や確認書等に基づき、まず、平成26年11月

１７日に処分場及び事務所において、最終処分の終了の確認作業を熊本県とともに
行ったところでございます。

また、協定書の中で、最終処分については残務整理期間が設定されておりまして、
平成２７年３月３１日まで行うことができるとなっておりますので、本年４月１４
日に再度熊本県と市において関係書類等の終了確認を行いました。この関係書類と
申しますのは、書換許可証、搬入実績リスト、契約書等でございます。この結果、
産業廃棄物の直接埋め立てについて新たな契約や搬入実績がないことを確認したと
ころでございます。

なお、協定書では最終処分場の終了時に容量の残余がある場合は、会社の中間処
理に伴い排出される廃棄物のほか、市が特に必要であると認めた一般廃棄物につい
ては、協議の上、埋め立てることができるというふうになっておりますので、３月
３１日終了時点での管理型の残容量を確認したところ、約２１万８，０００立米ご
ございましたので、協定書に基づき、会社の中間処理に伴い排出される廃棄物、また、
市が特に必要であると認めた一般廃棄物の埋め立ては継続してできるということに
なっております。

したがいまして、４月１日以降の、今、城議員が言われました収集車両の出入り
につきましては、会社の中間処理施設へ搬入される廃棄物、また、市が認めた地方
公共団体等から搬入される一般廃棄物の車両のみということでございます。

なお、住民の方も継続して搬入がされているということをお大変ご心配ということ
でございますので、今後も引き続き立会人である熊本県と連携をとりながら、産業
廃棄物の直接埋め立てがないことを定期的に確認してまいりたいというふうに考え
ております。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 城典臣君。

[登壇]

○１１番（城 典臣君） では、住民の方も心配されますので、しっかりあとは監視し
ていただきたいと要望いたしまして、一般質問を終わります。

○議長（森 清孝君） ここで１０分間休憩します。

○

休憩 午前１０時５８分

開議 午前１１時０７分

○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、水上隆光君。

[登壇]

○4番（水上隆光君） おはようございます。議席番号4番、水上隆光です。我がふるさとの里山の裾野に広がりますこの菊池市が活気づくまちになりますよう、いろんな質問をしていきたいと思います。

それでは、通告に従いまして畜産振興について、集落・定住支援室について、最後に、ビジネスホテルの誘致についてを質問していきます。

最初の質問といたしまして、畜産振興について質問します。

よく菊池市は西日本有数の畜産地帯だと言われますけれども、全国で7位という言葉をよく聞きますけれども、この7位というのが菊池市の畜産のどの部分でどういう順位なのかをお示しいただきたいと思います。

また、七城にあります熊本畜産流通センターについて質問します。

この畜産流通センターの仕事の内容あたりをお示しいただきたいと思います。

また、副市長はこの流通センターの取締役ということでございますので、このセンターと菊池市のかかわり、また、雇用についてお答えをお願いして、最初の質問といたします。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） 皆さんおはようございます。それでは、ただいまのご質問にお答えいたしたいと思います。

まず、全国で7位ということの中身でございますが、本市におけます畜産産出額の全国7位の根拠といたしましては、平成18年度に農林水産省が実施いたしました農林水産統計によります農業産出額に基づくものでございます。

当時の本市における畜産産出額は194億1,000万円で、この内訳といたしまして、肉用牛が76億3,000万円、乳用牛が60億3,000万円、豚が41億5,000万円、そして、鶏ほかで16億円となっているところでございます。

本市におきます農業産出総額282億4,000万円のうち、実に7割を畜産が占めているものでございます。

現状におきましては、都道府県別農業産出額につきましては、毎年、推計値として公表されているところであります。平成25年の本県における農業産出額は3,250億円で全国5位となっているところでございます。平成18年当時の本県の農業産出額298億4,000万円と比較いたしますと8.9%の伸び率となっているところでございます。中でも、畜産分野につきましては、乳用牛が平成18年比の5.1%増の269億円で全国3位、また、肉用牛が平成18年比の10.5%増の326億円で全国4位、そして、豚が平成18年比の16.4%増で19

1 億円で全国 1 1 位となっており、いずれも上位を占めているところでございます。

なお、平成 1 9 年以降、市町村別産出額は公表されておられませんので、現在、本市の順位を特定することは難しくなっておりますが、全国有数の産出額を誇る本県にありまして、その家畜飼養頭数に対し、乳用牛で約 2 5 %、肉用牛で約 2 7 %、豚で約 3 1 %、採卵鶏で約 2 2 %を占めます本市におきましては、依然として上位にランクされるものというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

すみません、1 つ訂正をさせていただきます。

本県の農業産出額が平成 2 5 年では 3, 2 5 0 億円で全国 5 位となっておりますが、平成 1 8 年当時の本県の農業産出額を 2 9 8 億円と申し上げたところでございますが、2, 9 8 4 億円でございます。失礼いたしました。訂正させていただきます。

○議長（森 清孝君） 副市長、木村利昭君。

〔登壇〕

○副市長（木村利昭君） おはようございます。ただいま水上議員からお尋ねになりました熊本畜産流通センターの関連について答弁をさせていただきます。

主な業務につきましては、既にご案内のことと思っておりますけれども、肉牛及び肉豚の解体、カット等でございます。

経緯について若干申し述べます。

株式会社熊本畜産流通センターにつきましては、本県の基幹食肉センターとして昭和 4 7 年に社団法人熊本県畜産流通センターとして設立されております。その後、昭和 6 0 年には機能拡充と強化のため、県を初め、県経済連や独立行政法人農畜産業振興機構、全農、県畜連、県酪連、そして、J A 菊池などの出資によりまして、株式会社熊本畜産流通センターとして生まれ変わり、長年にわたり、その役割を担ってきたところでございます。特に、平成 2 3 年度からは輸出対応型食肉処理施設として、H A C C P 方式による衛生基準の高度化にも対応いたしております。

ところで、本市と株式会社熊本畜産流通センターとの関係でございますけれども、現在発行されております株式総数 1 万 6, 5 1 0 株のうち 0. 0 3 %に当たる 5 株分を出資いたしており、株式会社熊本畜産流通センター設立以来、歴代首長が取締役に就任をしておりましたけれども、昨年からは私が取締役に就任をしているところでございます。

また、雇用の状況でございますが、現在、準社員やパート職員を含め約 2 4 0 名の方が雇用されておりますが、このうち約 3 5 %に当たる 8 5 名が地元、本市からの雇用となっております。

このようなことから、本市における家畜飼養頭数の状況とあわせましても熊本畜産流通センターとのかかわりは深く、センターが果たしている役割は非常に大きいものと認識をいたしております。

なお、本市畜産農家等からのお声やご要望等を取締役会等におきましてお伝えする、また、必要に応じて改善もお願いするようなことも一つの私の責務だと思っており、そうした役割も果たしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 水上隆光君。

[登壇]

○４番（水上隆光君） ありがとうございます。雇用的にもそれなりに菊池市のためになっていると思います。

０．０３％の出資ということでございますけれども、副市長、取締役ということで、後ろには西日本有数の畜産農家、また、多くの畜産の数、頭数が後ろのほうに控えているということをお考えいただいて、取締役として頑張っていただきたいと思います。

それでは、この七城の畜産流通センターの仕事であります肉牛解体実績というものを少しお知らせさせていただきたいと思います。

株式会社熊本畜産流通センター、平成２６年度の解体実績でございます。会社全体で２万２，４８５頭、経済連が１万３，０７３頭、畜連が２，４６５頭、酪連が５，１２１頭、センターのみが１，８２６頭、経済連の１万３，０７３頭のうちＪＡ菊池が８，４１１頭を占めているところでございます。畜連、酪連関係においても、この菊池市、また、菊池地域がかなりのパーセンテージを占めているものと思われる。

そこで、と畜の話になりますけれども、牛１頭の通常のと畜料は９，７００円ほど、事故牛の場合が１万５，２００円ほどとなっております。それと、ＢＳＥの検査料が４８カ月齢の牛が４，５００円かかります。

そういう状況で、今から夏場ということになってくるところでございますけれども、夏場というものは、やはり事故牛がどうしてもふえてしまうということになります。そこで、夏場の牛の状況というものを説明させていただきたいと思います。

皆さんご存じのように、近年、猛暑ということでございます。いわゆる夏ばて、ヒートストレスということから、近年、牛自体も体調の維持が難しいというふうになってきております。そういうことからして、夏場、元気のいい牛でも、お産をすると餌を食べない、体力が落ちるということが出てきます。それから起立不能とい

う状況になるわけでございます。お産をしていない牛でも、余りの暑さに夏ばてぎみになるということになります。体力が落ちているところに、寝起きするときに股裂きをするという状況も夏場は発生します。ホルスにおいては乳房炎が多発するわけでございます。そういう中で、非常に夏場の管理というのは難しい、また、事故牛もふえやすいということになります。

そういうことからして夏場、7月、8月、9月、10月を、今やはり、土、日を半日ほどやっておられますけれども、土、日も夏場だけは通常の営業ができないかということを質問するわけでございますけれども、私の経験からいきまして、夏場、木曜日か金曜日にお産すると。どうも調子が悪いと。金曜日の夕方とか土曜日の朝に獣医さんに診てもらおうと、これはちょっと無理みたいですねと判断されたときに、土曜日にセンターに電話してもあきがないと、と畜は月曜日になりますという話になります。そうすると、月曜日になると、やっぱり夏場ですので、死んでしまう牛もいるわけでございます。畜産農家というのは、やはり自分で育てた牛の死というものはいくらも目の前で見たくないというのがありますから、どうしても元気なうちにといいますか、生きているうちにと畜をやりたいという願望が非常に強いわけでございます。

また、例えば、月曜日ぐらいにちょっと様子がおかしいなと思い、牛に消化剤とかビタミン剤を与えながら三、四日見てみると、また獣医さんがちょっと無理ですねみたいな話になる。そうすると、また土、日に重なって、月曜日ですよというセンターからの連絡がある。

やはり夏場だけでも土、日の通常営業というものをお願いしたいところでございます。そういう質問をするわけでございますけれども、この七城の畜産流通センターは県北に位置するわけですが、先ほどの頭数も出ましたけれども、県南あたりはどの辺から七城のほうに持ってきておられるのか、その2点をまずお尋ねしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

〔登壇〕

○経済部長（松野浩一君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

家畜の飼養管理につきましては、特に、乳用牛に関しましては夏場の暑熱対策が肝要であると認識しておるところでございます。議員がご指摘のとおり、近年の夏場における猛暑の状況をかんがみますと、農家における突発的な事故等もふえておりと認識しているところでございます。

このような中、熊本畜産流通センターにおきましては、通常営業日における事故牛等の処理受け付けは、設計上、1日10頭までとなっているところでございます。

が、緊急搬入の連絡が農業団体からあれば、熊本県食肉衛生検査所と協議を行い、了解が得られれば1日13頭の処理を行っているということでございます。

また、土曜、日曜等の休業日におきましては、1日3頭までの処理受け付けを行っておりますが、夏場の7月、8月、9月におきましては、事故牛の増加等に対応するため、特別措置といたしまして、土曜日の休業日であっても1日6頭を受け付けているという状況でございます。

また、さらに受け入れをふやすためには施設そのものの改修費や人的確保など応分の費用の負担が必要となっておりまして。また、事前に処理頭数増に関連いたします熊本県食肉衛生検査所との協議や農業団体間の頭数調整などが必要になると考えられますので、現状では厳しいのではないかとこのように思っているところでございます。

また、熊本畜産流通センターにおける年間処理頭数の約14%に当たる約3,000頭が八代郡市や人吉・球磨地域、そして、天草・芦北地域からも搬入されているというところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 水上隆光君。

[登壇]

○4番（水上隆光君） ありがとうございます。なかなか難しいという話でございまして、何とか夏場だけでもどうかお考えをお願いしたいと思います。

次の質問に入るわけですが、先ほど部長がおっしゃられたとおり、畜産産出額が全国で7位と。1位、都城市、2位、北海道の別海町ということになっております。それから、全国の市町村の飼養頭数ということで、平成25年9月にデータが出ております。総頭数1位、北海道別海町、2位、宮崎県都城市、別海町が11万7,000頭ほどで、そういう中、7位に熊本県菊池市4万4,199頭、総頭数で全国7位を占めると。ホルスタイン種はどうしても北海道がずらりと名前がありますけれども、その中で20位に熊本県菊池市、全国でホルスタインの20位に菊池市が入っていると。黒毛和種、これが1位、宮崎県都城市、2位、鹿児島県鹿屋市で、9位に黒毛和牛でも熊本県菊池市1万6,907頭。交雑種、F1でございまして、これが1位、北海道の士幌町、2位、愛知県田原市、3位、熊本県菊池市9,461頭、交雑種でも全国で3位という数字が出ております。

また、熊本県の市町村別におきましては、乳用種、菊池市1位、飼養頭数では1万1,234頭、2位、合志市、3位、熊本市。肉用牛、1位、菊池市3万6,276頭、2位、阿蘇市、3位、南小国町。養豚のほうでも1位、菊池市8万9,019頭、2位、熊本市、3位、天草市。熊本の市町村でもかなり上位というか、1

位を占めているわけでございます。採卵鶏も1位、菊池市63万羽、2位、和水町46万羽。ブロイラーにおきまして、3位、菊池市36万5,000羽というふうに、見ただけでもかなりの上位を占めているわけでございます。

そういうことからして、県下の畜産を引っ張っている菊池市畜産、後継者も残りやすい業種だと私は思っております。そういうことからして、市としても、市役所としても将来的に全面バックアップをしてもらいたいという気持ちがあります。そういうことからして、市役所内に畜産課というものをきちっと置いて将来に備えるべきじゃないかと思いますが、お答えをよろしくお願い申し上げます。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） これまで先人の努力と苦勞によりまして安定的に発展してまいりました本市の畜産業であります、長引く飼料、燃油等の価格の高騰に加えまして、消費低迷などと相まって、畜産農家の方々におかれましては厳しい経営を余儀なくされていると感じるところでございます。

このような中、市といたしましても、国、県の補助事業を初め、市単独補助事業等に取り組みながら、畜産経営の基盤強化に努めているところでございます。今後、畜産導入事業を初め、各支援策を講じながら、さらなる畜産振興を図るとともに、TMR技術によります菊池産飼料用米の利活用やブランド化によります農畜産物の販路拡大など、農政課内の連携を密にしながら、これまでどおりの体制の中で機動力などを発揮いたしまして、今後、努めてまいりたいと考えております。今のところ課を別にするということは考えておりません。

○議長（森 清孝君） 水上隆光君。

[登壇]

○4番（水上隆光君） なかなかいい答えは言ってくれませんでしたけれども、松野部長、ぜひとも前向きにお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

集落・定住支援室と、菊池市出身の人に菊池市内に住む働きかけというものについて質問をしていきます。

ことし4月に集落・定住支援室ができたわけですが、どういう目的でできたのか、また、中身はどういうものなのか。それと、今までNPOさんがやっておられましたけれども、今までのNPOさんとの関係はどうなっているのかというものをお尋ねいたします。

次に、地域おこし協力隊が2名ほどおられますけれども、どういうことをやっていらっしゃるのかということと、菊池市出身者の故郷を離れている人に菊池に住も

う、家を建てよう、菊池に引っ越そうという呼びかけをしたらどうかという思いが
ございます。そのところもお考えをお聞きしたいと思います。

先ほどの城議員の質問もありましたけれども、そういうことからして、菊池市の
空き家の状況はどうなっているのか。また、旧市町村別の空き家の件数あたりはわ
からないのか。わかっているなら教えていただきたい。

それから、先般、龍門小学校跡に集落・定住支援センターが開所したところでご
ざいますけれども、このセンターの仕事の中身というものを教えていただきたいと
思います。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、小川秀臣君。

[登壇]

○政策企画部長（小川秀臣君） それでは、水上議員に答弁させていただきます。

本年は地方創生元年と言われております。本市においても、昨年１１月に立ち上
げましたまち・ひと・しごと総合戦略本部会議において、地方人口ビジョンや地方
版総合戦略の策定に取り組んでいるところですが、その総合戦略には雇用創出、人
口流入策、地域連携などの具体策を盛り込む必要がございます。

こうした背景を踏まえつつ、本市の課題として早急に対応する取り組みの一つと
して、市外からの移住・定住希望者のニーズに、より積極的に応え、市内への移
住・定住者をふやしていくことを主な目的として、本年４月１日に集落・定住支援
室を開設いたしました。

この集落・定住支援室の仕事の内容でございますけれども、主な業務としまして
は、移住相談の総合窓口であり、空き家、空き地情報の充実、移住者相談会、移住
フェアの開催、移住・定住支援制度の検討などを行ってまいります。

先ほどありましたＮＰＯとの関連と後でありました空き家の件数につきまして、
まとめて答えさせていただきますけれども、市内の空き家調査を平成２３年度から
平成２６年度にかけてＮＰＯ法人に対して業務委託いたしました。その調査結果と
しまして、菊池地域においては１８９件、七城地域で５７件、旭志地域で７４件、
泗水地域で８６件、合計４０６件の空き家の報告を受けました。

しかしながら、この件数の中には老朽化が著しい家屋や所有者不明の家屋も含ま
れているため、移住・定住のために利活用できる物件について、現在、市独自で再
調査を行っているところでございます。

次に、移住・定住コンシェルジュとして配属されました地域おこし協力隊２名の
業務及び隊員が活動拠点とする集落・定住支援センター「きくち暮らし」の役割に
ついてですが、協力隊員２名の主な業務としましては、みずからが移住者である隊
員の視点で新たな移住・定住のための情報収集や情報発信を初め、移住者と地域の

方々とのパイプ役として移住後の活動支援、移住を視野に入れたモニターツアーの開催などを主な業務として活動してまいります。

また、集落・定住支援センターの役割についてですが、きめ細かな定住までのサポートにつなげるためには、地域の方々と移住・定住支援のための情報や地域の情報が気軽に共有できる場として活用されることで、隊員自身も地域の魅力の再発見により、隊員ならではの取り組みが地域の活性化につながっていくような役割が担える施設となるよう努力していく考えてございます。

次に、菊池市出身者に対する呼びかけということでございますけれども、これは出身者に限らず、菊池市内に住もう、家を建てよう、引っ越してみようというような呼びかけの取り組みとしまして、先ほど申し上げました施策に加え、ホームページや総務省が所管する全国移住ナビを初めとするさまざまな情報サイトを活用し、本市への移住を促していく取り組みを強化するとともに、より具体的に視覚に訴える手段としまして、DVDやパンフレットの作成など、移住に関する情報を本市の魅力と同時に紹介していきたいと考えております。

また、東京や大阪などで開催される移住・定住フェアにも積極的に参加し、多くの皆様に本市の魅力を伝えるとともに、移住を促す呼びかけを行ってまいりたいと考えております。

○議長（森 清孝君） 水上隆光君。

〔登壇〕

○4番（水上隆光君） わかりました。呼びかけられているのは、私もホームページ等で知っておりますので、わかっておりましたけれども、ここに来て、菊池市出身のふるさとを離れている人にピンポイント的に言ったらどうかなという思いを持っております。

次の質問になりますけれども、菊池市に土地、建物を無償提供したいという人が私の周りにもおられます。その人は兄弟が男3人で、全部その人たちが自分で家を建てておりまして、本家が空き家になっているわけでございます。3人で話し合ったら、どの兄弟も要らないということで、市のほうに土地、建物を無償提供したいという話がございました。早速、集落・定住支援室の職員の人とその建物、土地を見に行きましたけれども、非常に立派な土地、建物で、建物は若干リフォームするところがありましたけれども、すばらしい物件でした。

そういう無償提供ということに対して市はどういうふうな考えを持っておられるのか、お尋ねしたいと思います。

また、現在、菊池市にはNPOさんが3団体あるかのようにも聞いておりますけれども、これからは、龍門のセンターもできたということからして、このNPOさ

んとの関係は今後どうなっていくのかもお尋ねしたいと思います。

それから、4月発足の集落・定住支援室への空き家情報、これはどれぐらいの件数が来ているのか、教えていただきたい。

空き家に入りたいと思っている人への支援策あたりが考えられているならば、教えていただきたいと思います。

以上、質問します。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、小川秀臣君。

[登壇]

○政策企画部長（小川秀臣君） それでは、1点目の空き家を無償提供する申し出があった場合ということでございますけれども、まずは現在進めております移住者向けの空き家バンク制度への登録をお願いしたいというふうに考えております。そういった形で利活用を図っていただくならばというふうに考えております。

市としましては、寄附等によります無償提供につきまして、維持管理費や改修費等も発生する可能性がございますので、原則としてお受けすることは考えておりません。

それから2番目に、NPO法人との関係でございますけれども、それぞれのNPO法人におきまして、独自の活動として空き家物件の調査や空き家所有者との交渉、移住希望者の相談などを中心に菊池市への移住・定住を実施されているものと考えております。

今後におきましては、地域とのパイプ役としての地域おこし協力隊において移住者とのマッチングを行いながら、定住化促進に向けた取り組みをよりスピードアップさせていく考えでございます。

3点目の現在の調査件数につきましては、本年6月22日時点での実績としまして、空き家調査が34件、空き家登録2件、移住相談件数20件となっております。

また、新たな移住支援策の拡充の考えにつきましては、市全体で取り組んでいるすくすく子宝祝金や子ども医療費助成制度などの定住化に向けた支援制度はあるものの、移住希望者に特化した施策は空き家・空き地情報活用制度のみであるため、地域おこし協力隊を活用しながら、移住者のニーズに沿った定住化促進支援制度について研究してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 水上隆光君。

[登壇]

○4番（水上隆光君） ありがとうございます。多分、移住希望の方がふえてくると思いますので、支援策の充実あたりをよろしくお願いしたいと思います。

石破地方創生担当大臣も直近の東京フォーラムで、東京一極集中からの脱却ということで、国、政府から地方に行ってくださいとは言えないが、地方に行きたいと思っている人はどんどん後押しをしますと言っておられます。また、5月27日の農業新聞で「「田園回帰」に着目」と題して林農水大臣は、自然との触れ合いや人とのつながりを求めている新たな価値観が特に若者の間で広がってきている。田園回帰の動きを農山漁村への定住などに結びつけていくことが大事だと言っておられます。また、2014年の農業白書では、特に、農山漁村に関心を持っている20代男性が47%で、定住に前向きであると答えておられます。世代別、性別ともに、この20代男性というのは最多でありました。また、60代以上の男性は定年退職後に農山漁村へ移住を想定しているということもうかがえると農業白書には出ておりました。

そういうことからして、龍門小学校跡の集落・定住支援センターの仕事というのは大事になってくると思いますけれども、市役所の支援室とこの支援センター、仕事の内容的にダブっているところはないのか、この辺をちょっとお伺いしたいと思います。

それから、7月4日に東京菊池会の総会と聞いています。今までこういう総会で菊池に帰ってきませんかというような呼びかけをしたことがあるのかもお聞きしたいと思います。

それから、市役所職員で今頑張っておられるわけでございますけれども、菊池に住みませんかと呼びかけているけれども、職員が市外に家を建てたら支離滅裂な話となるわけでございます。この辺のお考えもお伺いしたいと思います。そういうことからして、東京菊池会への呼びかけと同じ観点で、新年度の挨拶とか朝礼とかで職員に菊池市に住もうと、家を建てようという呼びかけを今までやったことがあるのか、この辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、小川秀臣君。

〔登壇〕

○政策企画部長（小川秀臣君） それでは、1点目の事務の取り扱い場所につきまして、初期対応としての移住希望者との相談は子育て、教育、就労、就農など多岐にわたります。総合窓口機能を有する事務所としましては、訪問者の利便性なども考慮し、迅速な対応が必要であるため、本庁内に設置させていただいております。

また、集落・定住支援センターは地域おこし協力隊3名の活動拠点であり、地域の中に入り、空き家の調査、移住者に対する現地での紹介に加え、新たな魅力ある資源の発掘など地域の活性化も担っておりますので、おのずとその役割は違っているところですよ。

今後は集落・定住支援室と支援センターがそれぞれの役割と機能を連携させ、移住・定住施策に取り組んでまいります。

２点目の東京菊池会への移住に関する呼びかけですが、昨年までは具体的には行っておりませんでした。が、本年５月１４日に行われました東京菊池会役員会の開催時におきましては、先ほど申し上げました集落・定住支援室が設置されたことや菊池市の魅力発信のお願いをしたところでございます。

今後予定されております東京菊池会におきましても、今述べました地域おこし協力隊などの活動もあわせて、移住に関する呼びかけを行っていききたいというふうに考えております。

それから、東京菊池会の参加者の皆様からは、東京都内で開催されます移住フェア等への参加を呼びかけるなどの協力をいただいているところでございます。

最後に、市職員に対する市内に家を建てる呼びかけにつきましては、今まで行ったことはございません。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 水上隆光君。

[登壇]

○４番（水上隆光君） ありがとうございます。東京菊池会でも呼びかけていただきたいし、職員にも、法的な拘束力はないにしろ、呼びかけていただきたいと思えます。

ちょっと深い話になりますけれども、さっき質問した菊池市に住みませんかと言っておいて菊池市外に家を建てるということは支離滅裂と私は思いますけどという質問はいかがですかね。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、小川秀臣君。

[登壇]

○政策企画部長（小川秀臣君） 菊池市内に住もうと菊池市のほうが定住政策を進めているのに、職員のほうにしましてがそういったものが進んでいないのではないかというようなご質問かと思えますけれども、菊池市に住んでもらいたいという気持ちはございますけれども、それぞれの市内居住を職員に強制することは、議員ご承知のとおり、市内居住を採用の条件とすることも一般的には法的に問題があるというふうに解されているところでございます。

ただ、現在も市外居住職員については、ふるさと納税や各種イベントへの積極的な参加などを呼びかけているところではございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 水上隆光君。

[登壇]

○4番（水上隆光君） 難しい問題かと思いますが、呼びかけるということはやっぱりやっていただきたいと思いますし、変な話になりますけれども、ホンダの工場に勤めている人はホンダの車に乗っています。トヨタの工場に勤めている人はトヨタの車にやはり乗っておられます。幸いに日本には心を尽くすという言葉がございます。どうかもう一歩進んだお考えをお願いしたいと思います。

最後に市長に、市職員は頑張っておられます。市長はよく市民力という言葉を使われます。市民力の根幹となっているのが、私は市役所職員の活躍だと思っています。市民力の根幹であり、また、そこからの発信元ということで、市民力を合致させる、強くするためにも、今までの質問のお答えを市長のほうにお願いしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） これまでの総括ということでございますが、今、お話の流れの中での定住促進についてという観点でよろしゅうございますか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○市長（江頭 実君） 今、部長のほうからもお話をしたとおりでございまして、できるならば職員に菊池市内に居住していただきたいという気持ちはもちろん強く持っているところでございますし、いろんな局面でそういったことを促すような機会はあるわけでございますけれども、何より、どこに住むか、どういう職業を選ぶかというのは、これは憲法でも規定されている権利でございますので、なかなかここに強制力を持たせるということは難しいものがあるかと思いますし、また、私どもも広く強い人材、いい人材を常に求めておりますので、やはり居住地にとらわれることなく、本当にいい人材は広く募っていきたいという両面がございます。したがって、今、いろんな事情で市外に居住されている職員については、しかしながら、やはり菊池を愛している気持ちには変わりはありませんので、ふるさと納税であるとか、さまざまなイベントへの自発的な積極参加とか、こういったことを呼びかけておりますし、また、少しずつですが、その取り組みもふえてきているんじゃないかというふうに思います。

以上のとおり、住まいの件につきましてはなかなか強制はできないことではございますけれども、呼びかけ、案内につきましては、これからも引き続き続けていきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（森 清孝君） 水上隆光君。

[登壇]

○4番（水上隆光君） ありがとうございます。

最後の質問に移ります。

ビジネスホテルの企業誘致ということについて質問するわけでございますけれども、質問は、市民広場、または周辺にビジネスホテルを誘致したらどうかということを質問しますが、まず、ここにおられる皆さんの直近の旅行を思い出していただきたいと思います。おられる方の90%以上の方がビジネスホテルに宿泊されているんじゃないかなと思っています。それほど、このビジネスホテルというのは現在では必需品と申しますか、ポピュラーなものになっていると思います。私の知り合いも大津のビジネスホテルに泊まって、菊池で用事を済ませると言っておられました。

そういう観点から、人の流れをつかむ、人の出入りを活発にするということが大事だと思います。その人の流れを呼び込んで、菊池には温泉があるんだなと。すばらしい食材があると。何と云っても、菊池の人はいい人が多いということに触れてもらう機会をつくる、そういう機会をふやすということが大事だと思っています。旅館も泊まり客数が20万人から、現在は9万人前後と聞いております。菊池溪谷のお客様も35万人ほどおられたのが27万人、28万人、去年に至っては、8月は雨が多かったということで、22万人ということを知っています。我がふるさとが疲弊しつつあるのか、また、袋小路に入って抜け切れないでいるのか。

人が集まるどころ、行きやすいところを考えるならば、ビジネスホテルというものを誘致すべきじゃないかなと思ひ、こういう質問をしました。お答えをお願いします。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、少し宿泊の状況についてご説明をさせていただきます。

民宿やペンション、キャンプ場を除きましたホテル、旅館等につきましては、平成17年度におきましては30軒ございまして、客室数が621室、宿泊定員数は2,733人で、この年の宿泊客数につきましては23万8,770人で行いました。5年後の平成22年度におきましては、ホテル、旅館等の数が24軒、部屋数が506室、宿泊定員数が2,115人、宿泊数が13万4,445人となっており、昨年、平成26年度におきましては、ホテル、旅館の数が23軒、部屋数が521室、それと、宿泊定員数が2,058人で、宿泊者数は15万8,279人となっており、少し上昇傾向でございます。

議員がおっしゃいましたとおり、現在の旅行につきましては、団体旅行からグループ、個人といった形態にシフトしていること、また、客室数の確保という観点から、そして、旅行者のニーズを考えますと、ビジネスホテルタイプの需要はあるものと考えているところでございますが、本市を訪れていただきます皆様につきましては、観光目的ということが一つございます。そういうお客様につきましては、ゆっくりと温泉にひたっていただき、ホテル、旅館を利用されることで美肌の湯とおいしい料理で癒しの里菊池を実感していただけるものと思っているところでございます。

なお、議員おっしゃいましたとおり、市民広場周辺にホテルの建築ということでございますが、建築関連法令につきましては、現段階においては制限はないというところでございますが、市の考えといたしましては、現段階におきましてビジネスホテル等の誘致よりも、現在営業をされております宿泊施設の充実、利用者のニーズに対応いたしました施設整備が重要ではないかというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 水上隆光君。

[登壇]

○4番（水上隆光君） ありがとうございます。変化を現実のものとするということが大事だという信念を持っておりますので、こういう質問をさせていただきました。質問を終わります。

○議長（森 清孝君） ここで昼食等のため暫時休憩します。

午後の会議は午後1時ちょうどから開きます。

○

休憩 午後零時00分

開議 午後零時57分

○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、坂本道博君。

[登壇]

○3番（坂本道博君） こんにちは。議席番号3番、坂本道博です。初めに、米・食味分析鑑定コンクール国際大会について、2番目に、菊池米ブランド化戦略について、3番目に儲かる農業について、通告に従い一般質問を行います。

さて、菊池市において、ほぼ田植えも終わり、農家の皆さんも一安心なことでしょう。農家にとっての米づくりは、農業を行う上で最も基本となるものです。私

も昭和60年に就農してから30年、毎年、米づくりに励んでおります。今では農業者の仲間たちとの宴席では、米づくりの話題で花が咲くこともしばしばあるようになりました。米づくりをやってきてよかったと、つくづく感じております。

さて、平成28年には全国の米生産農家が一斉に集まり、4,000点を超える出品がある第18回米・食味分析鑑定コンクール国際大会が菊池で開催されます。菊池米の付加価値を高めることと、地域活性化を行っていく上で、大変重要な大会になると考えております。農家にとっては栽培期間が長期間となる米づくりは、その他の農作物の栽培管理の基本となっており、良質米づくりは農業技術に磨きをかける絶好の機会になると思います。

この大会について、何度も質問を重ねておりますが、私は宮城県であった第15回大会に参加させてもらいました。大会に参加している農家の米づくりへの情熱は今でも忘れていません。あのときから私の米づくりは新たに始まりました。そのかいあって、昨年の第16回大会では1次審査の米の食味値で90点を取り、2次審査に進むことができました。しかし、全国の壁は厚く、最終審査である米の食味鑑定士が実際に米を食する官能審査には進むことができませんでしたが、ことしは最終審査に残り、鑑定士に食べてもらい、自分の米の評価を受けたいという米づくりの新たな目標ができました。大会を誘致したことは大きな成果と思いますが、真の大会の成功は、菊池市の米生産農家がおいしい米づくりに励み、次世代に米どころ菊池を伝えていくことだと思います。

そのためには、今まで以上の米づくりに関する強化対策が必要になると思います。が、いかがでしょうか。また、関係機関との連帯も重要になってくると思います。来年開催の第18回大会に向けた取り組みと関係機関との連帯についてお聞きします。

以上を1回目の質問とします。よろしくお願いします。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

米・食味分析鑑定コンクール国際大会は、全国から選りすぐりのお米、約4,500検体と海外からも出品がございます。まさにお米の世界一を決める大会でございます。

本年5月には、市長を初め、議会、JA菊池、商工会、観光協会などの各種団体や農業者、管内の稲作栽培研究会、地元の米・食味鑑定士の方々と構成いたします菊池米ブランド推進協議会を設立したところでございます。

大会成功に向けた取り組みといたしましては、コンクールの最高評価でございま

す金賞獲得を目指しまして、米づくりの名人として全国で活躍されている山形県の遠藤五一さんを菊池米の水稲栽培技術指導員に迎えまして、食味向上に関する取り組みなどを行っているところでございます。本年は菊池米食味コンクールをプレイベントといたしまして、11月15日に菊池市総合体育館で開催することとしております。菊池市の生産者の皆様には本市のホームページや広報を通じまして、広く参加を呼びかけるとともに、県内の生産者の方々に対しまして、熊本県、JA菊池、JA熊本中央会の「くまもと売れる米づくり推進本部」などの関係機関にご協力をいただきながら告知をしまっているところでございます。

また、運営につきましても、第18回本大会の共同主催者でございます米・食味鑑定士協会との連絡調整も緊密に行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 坂本道博君。

[登壇]

○3番（坂本道博君） ありがとうございます。

それでは、2回目の質問に入ります。

先ほどもお話ししましたが、全国から4,000以上の米が出品される大会には、米農家が一堂に菊池市に集まってきます。大会期間中の宿泊者数は1,000人を超え、菊池市への経済効果は相当なものであると感じております。また、秋の紅葉の季節であり、菊池溪谷などを観光する農家もかなり多くなるため、癒しの里菊池の知名度も一気に上がってくると思います。喜ばしいことです。大会に参加した農家が家族や友人と一緒に観光客として再度菊池を訪れてくれることを期待したいものです。

さて、大会を誘致した市長には本当に感謝しております。農家は毎年の恒例行事として米づくりを行うのではなく、おいしい米をつくるにはどうすればよいか、改めて感じることはできないかと思います。市長が大会に向けた準備を進める中で、大会での主役は私たち農家であると思います。では、農家は何をするべきか。ただ出品米を出して参加して、大会を見学しに行くのではなく、市長の今までの努力に報いるためには、やはり勲章、いわゆる表彰を受けることが重要であると思います。菊池米を全国にとどろかせたいと思っています。

それでは、2回目の質問ですが、コンクールで表彰されるには、今まで以上の米の食味向上が必要になると思いますが、それに向けた取り組みを聞かせてください。お願いします。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） 先ほども少し申し上げたところでございますが、菊池米につきましては、平成25年から菊池米食味コンクールの開催を行っているところでございます。農家の皆様の食味向上に関する取り組みの成果が、少しずつではございますが、見えてきているものと考えているところでございます。

米・食味分析鑑定コンクールでは、国際総合部門、都道府県代表お米選手権、全国農業高校お米甲子園などの表彰がございますが、最も権威のある表彰が国際総合部門でございます。これは先ほど申しましたとおり、4,500検体の出品米の中で、最終審査に残る40点が表彰を受けることができます。そのうち10点が最高評価の金賞に輝くこととなっているところでございます。

菊池米を全国ブランド米といたしまして確立するために、本年2月には菊池米食味コンクールの上位入賞農家とJAの稲作栽培指導員が集まった菊池米ブランド化研究会が発足されたところでございます。この研究会では、食味向上のために、先ほど申しました山形県の遠藤五一さんの指導により、水の粒子の分子レベルまで細分化する機能があり、水分や肥料を吸収しやすくする触媒ネットを使用した栽培技術を取り入れるなどのおいしい米づくりに向けた取り組みと指導を行っていただいているところでございます。

研究会が行います食味向上の栽培結果につきましては、栽培管理技術も含めまして研究成果の報告を受けることとなっており、好結果につながった場合はJA菊池を含みます関係者との協議を踏まえまして、農家の皆様方に周知してまいりたいと考えているところでございます。

また、研究会員が栽培いたしました菊池米につきましては、本年11月に石川県小松市で開催されます第17回米・食味分析鑑定コンクールへの出品を行いまして、国際総合部門での金賞獲得を目指していくところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 坂本道博君。

[登壇]

○3番（坂本道博君） ありがとうございます。市役所やJAを含む関係機関と農家と一緒に金賞獲得を目指していくことが、大会の成功につながると感じました。

それでは、次の質問に入ります。

私は菊池米食味コンクールには第1回、第2回目と2年連続で参加しました。この前身の七城米食味コンクールから毎回参加しております。おいしくて安心・安全な米づくりが私の目標でありますので、大会があることで、毎年、米づくりにやる気を感じています。市長、ありがとうございます。

さて、私たち農家は米づくりに関してはプロ意識を持って取り組んでおります。しかし、販売に関しては、正直、誰しも苦手であると思います。江頭市長のようにセールスがうまければ二、三割売り上げが伸びるかもしれませんが、農家で営業力がある人はかなり少ないと思います。

現在、ほとんどの農家がＪＡに出荷しておりますが、昨年の政府米価格は１俵当たり１万円を割っておりました。七城米生産者は銘柄料として４，０００円が追加されますが、数年前の取引価格と比較したら相当落ち込んでいます。現状価格の改善には消費力も必要になると感じており、菊池米のブランド化は課題であります。来年の全国大会はブランド化に向けたよいきっかけになると思います。

さて、菊池米食味コンクールなどを開催し、菊池米をＰＲさせていますが、菊池米の販路先の確保はどのように考えていますか、お聞きします。よろしくお願ひします。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

〔登壇〕

○経済部長（松野浩一君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

菊池米の販路拡大につきましては、過去２回実施いたしました菊池米食味コンクールにおきまして、東京からお米のセレクトショップ代表者や福岡市のＫＫＲホテル博多支配人などを審査員に招きまして、販路確保に努めてきたところでございます。

本年開催いたします菊池米食味コンクールにおきましては、関西方面より環境に配慮したお米を取り扱う専門店のバイヤーや、東京都内の百貨店へ出店している明治時代から１００年以上続いている米穀店のバイヤーなどを審査員として予定しているところでございます。

菊池米の販路拡大につながるように今後も努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、ネットショップ「菊池まるごと市場」では、コンクール上位入賞者の方々のお米につきまして、「菊池米の匠」といたしまして昨年からの販売をいたしているところでございます。これは現在、好評を得ているところでございますが、本年も「匠米」といたしまして継続販売を含み、食味値の高得点されたお米につきましては、取り扱いについても今後お願いしているところでございます。

また、５月には三越伊勢丹百貨店の食品統括部米取り扱いバイヤーや東京都府中市の米穀店との商談を行っております。コンクール最優秀賞のお米が秋には都内において販売される予定でございます。

福岡市の西鉄グランドホテル内レストランにおきましても、菊池米が１１月から

12月の2カ月間、特産品の旭志牛、水田ごぼう、菊芋、シイタケなどと一緒に会席料理といたしましてPR販売されるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 坂本道博君。

[登壇]

○3番（坂本道博君） ありがとうございます。

それでは、次の質問に入ります。

七城地区の七城米は菊池米の中でも地域ブランドとして確立され、消費者からも高い評価を受けています。それは農家やJA初め、関係者の米に対する強い思いがあって現在の地位を築けたと思います。菊池米についてもできないことはないと思います。

それでは、菊池米のブランド化に向けた取り組みですが、いかがお考えでしょうか。お聞かせください。よろしくお願いします。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） 七城地区の七城米につきましては、日本穀物検定協会の最高評価特Aを7年連続で受賞しており、知名度も上がってきていると考えております。特Aを受賞いたします数年前より肥料の改善や農薬の削減など食味値を上げる取り組みを行ったことにより、消費者の皆さんからおいしいとの評価を受けてきたと考えているところでございます。

菊池米におきましても、消費者の方々に認められます菊池ブランドといたしまして確立していくためには、食味値の向上は必要不可欠であると考えているところでございます。一般的に食味値は水分が15%程度で、たんぱく質含有率、でん粉のアミロースの割合が低いほど高得点となり、おいしく感じることとなります。全国の有名ブランド米の食味値はどこでも90点を超えており、菊池米をブランド化するための食味値の目標は必然的に90点以上となってくると考えているところでございます。

過去2回の菊池米食味コンクールにおきましては、農家の食味向上の取り組みの結果、食味スコアは伸びてきておりますが、有名ブランド米との比較では見劣りしている状況でございます。

本市では、安心・安全な農産物の生産制度であります菊池基準を昨年度制度化しており、現在、集落説明会を開催し、普及推進に努めているところでございます。

菊池米のブランド化のためには、菊池米食味コンクールを継続していくことによる食味値の向上を目指しながら、あわせまして菊池基準の取り組みを進めることに

より、安心・安全のブランド力を追加することが必要になると考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 坂本道博君。

〔登壇〕

○3番（坂本道博君） ありがとうございます。菊池米のブランド化をしていくためには、食味値を高めておいしさを追求する点と、さらに、安心・安全の付加価値をつけていくことが、現時点における最善策になると私も感じております。ただ、この取り組みについては、農家の意識も必要になりますので、引き続き説明会や菊池米食味コンクールの継続をお願いします。

江頭市長の話題性をつくることにおいては、熊本県内のトップの中でも卓越した能力をお持ちだと私は思います。いかがですか、江頭市長みずから菊池米PRのために米づくりの経験をするのは。時間の都合がつくようでしたら、私の田んぼと一緒に栽培管理をしてみてもはどうでしょうか。市長みずから汗を流して米づくりを行うことは、話題性はもとより、農業がいかに大変であるか、農業がいかにすばらしいか、そのほかいろいろなことがわかってくる貴重な体験になると思います。江頭市長、私からの提案ですが、いかがでしょうか。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

〔登壇〕

○市長（江頭 実君） 田んぼの体験というご案内でございまして、大変楽しそうであり、かつ非常に菊池市の菊池米のPRにも一躍買うことができるのであれば、時間さえ都合がつけば喜んでそちらのほうを考えたいというふうに思います。またご案内のほうを打ち合わせさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（森 清孝君） 坂本道博君。

〔登壇〕

○3番（坂本道博君） ありがとうございます。市長も忙しいと思いますので、夏のレガッタの練習の後でも時間があいたときはお願いしたいと思います。

話題づくりに関しては江頭市長に期待をしております。引き続きマスコミへのPR戦略などをよろしくお願いします。

さて、菊池米のブランド化に向けた取り組みについては、地元でのコンクール開催や米・食味分析鑑定コンクール国際大会などの誘致など、今まで農家を初め、JA菊池などの関係機関と一緒に強化が行われております。米の価格が低迷している中で、江頭市長を中心によくまとめられてきたと感じております。

しかし、菊池市は県内有数の農業地域であり、お米以外にもさまざまな農産物が

収穫されています。市長は健康を重視され、よく菊芋やヤーコン、それに「幻の椎茸黒香」を口に出してPRされているのを頻繁に耳にします。確かに先ほどの菊池米においても、今後は食品の機能性は重要になってくると思います。ただ、ブランド化を目指し、儲かる農業につなげていくには消費者からの需要が多く、それにより農家収入に結びつくことが必要になると思います。七城地区のキンショウメロンは愛称を、幸せを呼ぶキンショウメロンとして四十数年前から板井園芸組合により栽培されており、ブランド化されております。収穫時期には毎日、販売所にお客さんがキンショウメロンを買い求めに来ています。ちょうど今の時期になります。私が販売所の前を通るたびに車でいっぱいです。キンショウメロンをブランド化していったのは、板井、梶迫地区の生産者の皆さんでした。今の販売所である倉庫も30年ほど前に消費者と直接触れ合う場所を選定し、当時、国の補助事業で建てられたそうです。また、七城メロンドームはメロンの産地であった特徴を生かしている物産館であり、メロンを中心としたことでブランド戦略により売り上げにつながっております。

七城地区を一つの例として話しましたが、菊池地域の水田ごぼう、カスミソウなどの花卉類や旭志地域の旭志牛、泗水地域の酪農など、合併前から生産者の農産物に対する思いがあって、今現在でも多くの生産者が栽培や飼育を続けられております。私は米と野菜栽培を中心に農業を行っております。特に、今の時期にはトマトを栽培しておりますが、私には菊池、七城、旭志、泗水地域においては、先ほどの農産物が連想されました。私にとっての菊池市で生産されている農産物の特徴です。私にとっての一つの地域ブランドになっております。どうでしょうか、皆さんは菊池の農産物で何を連想されますか。

さて、お米については数千軒の農家が栽培されており、昔から言われている米どころ菊池の復活を目指すためには、ブランド化が必要です。では、ブランド化を目指すためには市長が言っている市民力も必要になってくると思いますが、いかがでしょうか。メロン、水田ごぼう、イチゴなど、多くの生産者が多くの思いを込めて長年栽培しており、合併前の自治体やJAなどの関係機関の協力を得てPRを行っており、当然、そこには市民力の結集がありました。長い時間をかけて各地域で育ててきた農産物のブランド化に向けての取り組みはどのような状況でしょうか。

それから、市長が頻繁にPRされているお勧めの菊芋、ヤーコンの消費力はどのくらいでしょうか。多いのでしょうか。私は以前に、妻や母から料理に手軽に使用できないから、アレンジしにくいからなどの消費者、特に主婦などの意見もありますが、いかななものでしょうか。

それから、菊芋、ヤーコンを栽培している農家は儲かりますか。10アール当た

り平均的な収入はどの程度になりますか。

以上、質問します。よろしくお願いします。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） それでは、ただいまのブランド化に向けた取り組みについてお答え申し上げたいと思います。

まず、本市では豊かな水資源と肥沃な大地を有しているところでございますが、さまざまな農林畜産物が生産されているところでございます。

農産物では、県内の生産量1位の干しシイタケや水田ごぼう、メロン、イチゴ、ネギなど野菜類も豊富に生産されているところでございます。また、本市におきましては、西日本有数の畜産地帯でございまして、農業産出額の3分の2程度を占めている畜産業も代表的な産物であると考えているところでございます。

本市の農林畜産物につきましては、消費者が好み、販売実績につながるものが一つのブランドとして確立していくものと考えております。このように、メディア等も使いながら、農と観光を一体的に消費者にPRを行い、販路拡大に努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、本市で耕作面積の3割を占めます中山間地においては、耕作放棄地の対策として見込まれます特産品の菊芋、ヤーコンの振興に取りかかり始めたところでございます。現在、さまざまな特産品といたしまして試行錯誤をしているところでございます。またあわせまして、龍門地区では地域おこし協力隊によります地域資源の調査を通じまして、今後の特産品候補の調査を行っているところでございます。

ただいまお問い合わせいただきました10アール当たりの金額につきましては手元に資料がございませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

○議長（森 清孝君） 坂本道博君。

[登壇]

○3番（坂本道博君） ありがとうございます。

さて、皆さんもご承知でしょうが、ことしは日照不足の影響もあり、七城メロンドームにメロンがお昼過ぎにはなくなる状況が、ちょうど連休中に起こりました。これは決して日照不足の影響だけではなく、農家の高齢化や生産面積の減少によるものであると感じているところです。メロン栽培は毎日、暑いハウスの中で管理を行う重労働であるため、なかなか面積を大幅にふやすことなどできません。今の面積を確保することも困難な状況になってきています。買い物で来られるお客様の中には県外ナンバーが多く見られ、福岡、久留米、北九州、佐賀、長崎など各県から来館されています。農家が暑い中で熱く情熱を持って育てたメロンに、お客様は熱

い期待を持って遠くからでも買いにお越しになります。しかし、3つのメロンの形をした屋根がシンボルの七城メロンドームにおいてメロンがないのは死活問題ではないでしょうか。

若手農家の育成のためには、私は成功事例として七城地区で行ってきたハウスリースを提案しますが、市長、何らかの対策を行う必要があると感じておりますが、いかがでしょうか、再質問をします。よろしくお願いします。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ただいまの坂本議員のご質問は、メロン農家の育成についてということかと思えます。

今、お話ございましたとおり、七城メロンドームはオープンから本年度で20周年を迎えたわけでございます。年間販売額も12億円近くということで、県内でも屈指の地域の物産館でございますし、市内で4つある物産館の中心的存在になっているわけでございます。比較的手頃な価格でおいしいメロンを提供しているということで、特に県内外を問わず、多くのファンを獲得しているところでございます。

ことは一番肝心の連休のころにメロン不足の状況がございました。メロン農家さんといろいろお話しさせていただきましたところ、ことしについては、主因は天候不順であったということでございますけれども、5月の一番大事な時期にお客様を満足させることができなかったということについては、大きな課題として残ったわけでございます。

長期的な観点から見ますと、やはりおっしゃっているような生産農家の高齢化、それから、生産農家の数の減少ということが見てとれますので、これは私としても大変大きな課題の一つというふうに考えております。同じ問題意識を持っているところでございます。

今後につきましても、メロンドームの運営組織や出荷者協議会とも十分に意見交換を行いながら、後継者の育成というものに対して向き合っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 坂本道博君。

[登壇]

○3番（坂本道博君） ありがとうございます。若手農家の育成に関することについては、今後の議会でも確認していきますので、先行した十分な対策をぜひお願いしたいと思います。

さて、インターネットショップ「菊池まるごと市場」のネット販売だけの売り

上げは伸びているのでしょうか。市長の公約によりオープンしたインターネットショップには、委託先、メロンドームへの運営費用やPR費用、担当職員の人件費など、数千万円の多額の予算を投入していることは以前に確認したところです。公約の儲かる農業につながっていますか。

また、JA菊池との連帯はどうでしょうか。JAが加入されていることは以前にも確認しましたが、ネット販売以外で品物を競合することなく連帯をとっていますか。いろいろな会議に参加する機会があり、多くのJA関係者とも接しておりますので、よくネットショップのことは話題になります。菊池市内の多くの生産者が出荷販売しているJA菊池とはよい関係を保ってもらいたいと思います。

さて、再質問でメロンドームのメロン不足について質問しましたが、ほかの物産館においても、お昼過ぎには商品陳列棚に品物が並んでいない状況がよく確認されています。山鹿市や熊本市、植木町の近隣にも物産館がある中で、お客様離れが心配されます。二十数年前に各物産館が建設されている中で、JAとの関係も問題になっておりましたが、生産者の高齢化、規模縮小が現実問題となっており、やはり品不足解消のためには豊富な農産物が出荷販売されているJA菊池との連帯も必要になっていると感じています。

菊池市では市内農家が儲かるために、JA菊池では菊池管内の全ての組合員が儲かるための取り組みを行ってきているところだと思います。お客様離れを起こさないためにも、店舗内販売における農産物取り扱いについて、JA菊池と各物産館との連帯を今後どう考えていきますか。

以上、3回目の質問とします。よろしくお願いします。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） JA菊池には、菊池市を初めまして、合志市、大津町、菊陽町より多くの組合員の皆さんが所属されており、各地域の特色を生かしました農産物が集荷されているところでございます。

本市の生産者の方々も、お米を初め、畜産物、水田ごぼう、イチゴ、メロン、梨など、季節ごとに多くの農林畜産物を出荷されているところでございます。

JA菊池の農産物販売につきまして、各部会を組織して出荷の取りまとめを行い、市場へと販売しており、各物産館での販売は農家の方々が直接持ち込まれて、店内において販売をされているところでございます。

各物産館へのお荷者の皆さんは、現在、延べ900名程度でございます。それぞれ出荷者協議会に加入され、農産物のお荷をされておりますが、9割を超える出荷者の皆さんがJA菊池の組合員となっているところでございます。販売先についま

しては、生産者個人の判断により、ＪＡ菊池、各物産館、その他市場などを決定されているところでございますが、地域に密着いたしました物産館におきましては、商品の確保は最重要課題であると考えております。

ネットショップ「菊池まるごと市場」につきましては、ＪＡ菊池や各物産館、生産者の皆さんなどで構成している「菊池市ブランドづくり実行委員会」において協議を重ねたことにより集荷販売体制が確立をされまして、昨年１０月にオープンした経緯がございます。今後、このような儲かる農業を目指していくためには、出荷体制の確立に向けまして、生産者の組織やＪＡ及び物産館など関係機関がしっかり協議を行いまして、まるごと市場のように出荷体制が確立されることがベストではないかというふうに考えております。

今後、このようなところで協議を行いまして、品物がない場合はお互い回していったりとか、そういうことができるように、今後、協議をしてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 坂本道博君。

[登壇]

○３番（坂本道博君） ありがとうございます。各物産館にもＪＡにも菊池市内の生産者が出荷していますので、連帯した取り組みをお願いするとともに、儲かる農業を目指していくためには特定の意見に偏ることなく、それに精通してきた経験者の意見を参考にして取り組まれていただきたいと思います。

市長公約についても期待を裏切ることがないように、今後も対策強化をお願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） すみません、先ほど議員よりお尋ねがございましたヤーコン、菊芋の１０アール当たりの単価でございます。

現在、市内の耕作面積ではヤーコンが約１００アールでございます。１０アール当たり２トンでございまして、単価的にはヤーコンが１０万円程度でございます。それと、菊芋につきましては６０アールでございます。これも１０アール当たり２トンの収穫がございまして、大体、約２０万円から３０万円ということでございます。

現在、生産されている農家の皆さんは２０名弱ということでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） ここで１０分間休憩します。

○
休憩 午後 1 時 3 8 分

開議 午後 1 時 4 7 分
○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、泉田栄一郎君。

〔登壇〕

○15番（泉田栄一郎君） 皆さんこんにちは。現在、NHKの大河ドラマ「花燃ゆ」の放送がっておりますけれども、吉田松陰が座右の銘とした「至誠にして動かざるものはいまだこれあらざるなり」とは、孟子の言葉であります。真心を込めて行動すれば人の心を動かさないことはないとの意味ではないでしょうか。その松陰の生き方を彷彿とさせるエピソードがあります。24歳で野山獄、長州藩の牢獄に入れられたときに、松陰は書の上手な人や俳句の得意な人など、囚人たちの特技を次々と引き出し、その人に弟子入りしました。みずからも孟子を講義し、お互いに先生と呼び合い、教え合うようになっていく。松陰によって長所を見出された囚人たちは生きる喜びや希望を持ち、お互いに人格を高め合うようになります。松陰の人を思いやる心と行動は、劣悪な環境である獄中さえも活気あふれる学びの場に変えていったのであります。ことしは地方創生元年の年、地方創生のそのキーワードは人であります。地域に住む人が生きる内容にならなければなりません。

そこで、地方創生について質問をさせていただきます。

国の総合戦略として昨年11月に設立した、本年2015年から2019年の5カ年政策で、地方への多様な支援を行う事業、地方創生、いわゆるまち・ひと・しごと創生について質問をさせていただきます。

2008年に始まった人口減少は、2040年以降は加速的に進み、2100年には現在の3分の1程度まで減少すると推定されております。このままでは2050年には今の人口の2割が減り、6割以上の地域で人口が半減すると危惧されております。人口減少が社会に与える影響は大きく、人口減少に伴う高齢化の結果、経済規模は縮小し、経済の縮小が人口減をもたらす悪循環に陥ると言われております。一方で、東京首都圏への人口流入が進み、地方の人口減少に拍車がかかると指摘もあります。政府のまち・ひと・しごと創生に長期ビジョンと総合戦略は、こうした人口減少に歯どめをかけ、地方の活性化を推し進めることで活力ある社会を再構築していくことを目指しています。

まち・ひと・しごと創生の中で、「まち」とは、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成、「ひと」とは、地域社会

を担う個性豊かで多様な人材の確保、「しごと」とは、地域における魅力ある多様な就業の機会の創出とあります。

総合戦略では、長期ビジョンで示された方向の実現へ、2015年度を初年度として今後5年間の政策目標や具体的施策をまとめたもので、4つの基本目標を上げております。1つは、地方における安定した雇用を創出する。2つ目は、地方への新しい人の流れをつくる。3つ目は、若い世代の結婚、出産、育児をしやすい地域、企業づくりに向けた環境を整備することで、子どもの出生率を高めていきます。4つ目は、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するであります。この項目は、今後、各地方公共団体が策定する地方版総合戦略の内容を踏まえ設定することとしています。国は地方自治体での地方創生推進の財政的裏づけとして、2015年度予算案に関連予算として7,225億円を計上するなど、地方創生予算を重点配分されました。この地方創生の鍵は、地方が自立につながるよう、地域の資源を生かし、責任を持って戦略を推進できるかどうかと言えます。

そこで、質問をさせていただきます。

2050年までの本市における人口の推移を質問します。

2つ目に、都道府県や市町村には2015年度までに地域の実情を踏まえた地方版総合戦略の策定が努力義務として課せられています。本市の地方版総合戦略の取り組み及び現状を質問します。

3つ目に、この地方創生こそが日本の、また、地方の生き残りをかけた政策であるため、本市に専門部署を設置する考えがあるか、質問をいたします。

まず、3点を質問させていただきます。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、小川秀臣君。

[登壇]

○政策企画部長（小川秀臣君） それでは、泉田議員の質問にお答えいたします。

国におきましては、先ほど議員のほうからおっしゃられましたような政策のほうが進められております。人口減少に歯どめをかけるために、2060年に国全体で1億人程度の人口を確保するなどの長期ビジョンあたりが作成されているところでございます。

ご質問の2050年時点における本市の人口予測値につきましては、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計から3万3,200人と予測され、2060年時点では2万9,100人と予測されております。

また、地方版の総合戦略につきましては、平成27年度中の策定が求められているところではございます。現在、その策定の取り組み状況につきましては、国から

地域経済分析システムの情報支援も行われており、人口分析、若い世代の就労・結婚・子育て等の支援の検討、地域課題の検討を行っている状況でございます。

3点目の組織につきましては、全庁的に取り組む必要があるため、平成26年11月に市長を本部長とする「きくちまち・ひと・しごと創生総合戦略本部」を立ち上げ、各部局の政策調整担当者等をもって組織する連絡調整会議において情報共有を図りながら、子育て等個別課題につきましては、プロジェクトチームを設置し、策定してまいりますので、新たな部署の設置については今のところ考えていないところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 泉田栄一郎君。

〔登壇〕

○15番（泉田栄一郎君） まず、2050年は3万3,200人ということで、今、5万人近くですので、このままでいくと相当減になるということに受けとめられます。

また、地方版総合戦略の取り組みは今検討しているということで、ぜひこの中身を充実させていただきたいと思います。

また、専門部署ということでは申しましたが、市長を本部長としてプロジェクトチームをつくって、それにかかわる部局をつくっているということでありますので、ぜひその充実もしていただきながら、やはり地域に合ったものを頑張っていたきたいと思っております。

それでは、再質問ですけれども、朝から城議員、水上議員と重複するところがあるかと思いますが、まず、本年度より地域おこし協力隊の7人の方々が菊池市で採用されておられます。それぞれの特色ある部署に配属され、活動が開始されていると思います。その中で、先ほど述べられましたように、各部署で頑張っておられると思いますけれども、お二人の方はご紹介がありましたけれども、そのほかに協力隊として頑張っておられる内容、そういうものをご紹介できれば、それを一つ紹介していただきたいと思います。

それとまた、地方創生を進める上で、菊池だけの問題ではないと思っております。これからは周辺地域、特に、2市2町、広域的に連携をとりながら進むことが重要になってくると思っております。そういう意味で、その考えをお伺いします。

3点目に、これは先ほど水上議員の質問にもありましたけれども、人口増のため、本市への移住・定住の推進についての現状、今後の取り組みが一つあります。

そして、今現在、地方創生の目玉となっておりますけれども、プレミアム商品券が菊池市でも購入をされております。その現状をわかる範囲で結構ですから、今、

どのような状況かをご質問します。

以上、4点よろしくお願い致します。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、小川秀臣君。

[登壇]

○政策企画部長（小川秀臣君） それでは、泉田議員の再質問にお答えいたします。

まず、地域おこし協力隊を現在7名雇用しておりますけれども、その活動状況ということでございます。

地方創生に取り組む上で、地方を元気にしていく鍵は、そこに生活します地域住民の発想の中にあることは当然のことではありますが、地域活性化の一つとして、地域おこし協力隊のような外部の視点を取り入れ、多種多様な内容の地域づくり活動が全国の自治体で行われております。

本市におきましても、先ほどありましたように、空き家調査や物件の情報提供を行う移住・定住、豊富な自然、歴史、文化で地域再生に取り組む文化として1人、市民の健康活動を企画する健康関係で1人、地域に眠る資源や特産品の開発を進めるブランドとして1人、日本一の桜の里・森の中のまち、日本一のホテル王国に取り組む癒しに1人、それから、観光客の誘致や菊池ファン増加に取り組む観光の6分野において、7名の地域おこし協力隊を採用したところでございます。

このように、さまざまな分野の課題解決に向けて各自で取り組む一方で、隊員同士でも一つのチームとして活動して、よそ者、若者の自由な発想や隊員の連携などで起こる化学反応によりまして、市民力による新たなまちづくりの展開に期待しているところでございます。

また、隊員の任期は最長で3年間でございますけれども、能力を生かした地域おこしを行ってもらうとともに、活動終了後も本市に定住してもらうことを目指しております。

それから、2点目の周辺地域との連携の必要性でございます。

熊本県県北広域本部・菊池地域エリアで開催されました会議におきましても、それぞれの自治体の総合戦略における課題や施策等に関して、連携が可能な部分については検討を行う旨の結論に至っていることから、その必要性は十分認識しているところでございます。

今後もさまざまな面において、いろいろな市町村と連携を図っていく必要があるというふうに考えております。

次に、人口増に向けた移住・定住の取り組みでございます。

先ほど水上隆光議員のご質問でもお答えしましたように、本年4月1日に集落・定住支援室を開設し、6月17日には旧龍門小学校に集落・定住支援センター「き

くち暮らし」をオープンさせ、本市の重点プロジェクトである定住促進を図っているところでございます。

情報発信としまして、市ホームページや総務省所管の全国移住ナビ、移住・交流推進機構、通称ＪＯＩＮが運営する日本移住・交流ナビなど、さまざまなサイトの活用により情報発信を行うとともに、都市圏で開催される移住・定住フェアへの参加など、本市の魅力を紹介させていただき取り組みを考えております。

既に本市の魅力を視覚に訴えながら移住を促すために、ＤＶＤやパンフレットの作成にも取り組んでいるところでございます。

相談体制の取り組みとしましては、本年６月１日に関係各課１４名に対し兼務辞令を発令し、就労や就農、子育て、教育、健康などの相談に対し、より迅速な対応ができるよう整備するとともに、定住促進の支援策についての協議も図っていく体制づくりを行っているところでございます。

一番重要であります受け皿づくりにつきましては、移住・定住に結びつく空き家の利活用が最大の課題となっているところでございます。

空き家・空き地情報活用制度要綱を制定し、空き家の登録を呼びかけておりますが、登録件数が非常に少ないため、各区長会へのお願いや回覧による呼びかけなど、登録件数をふやす取り組みを強化してまいりたいと考えております。

そのほかにも、お試し住宅の整備やモニターツアーの開催なども計画しており、今回配属された地域おこし協力隊と連携を図りながら、移住・定住に関する施策を促進していく考えでございます。

最後に、プレミアムつき商品券「スーパーめぐるん券」の購入状況についてでございます。

６月１５日から１９日までの５日間、市役所本庁及び各総合支所におきまして販売を実施いたしました。販売高は９，３０２万円、プレミアム分を加算した販売総額は１億２３２万２，０００円で、購入された世帯は２，２４７世帯となっております。

また、まだ購入されていない方のために、来月４日から延長販売を行う予定でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○１５番（泉田栄一郎君） １つ目の質問で、地域おこし協力隊が今始まったばかりです。これからだと思いますけれども、６分野で、今、聞いただけでも本当にわくわくするような内容で、これから菊池市のためにしっかり頑張っていただきたい

と思います。

また随時、どういうことをやられているか、お聞きしていきたいと思っております。

また、周辺地域との連携ということでもありますけれども、やはり連携する上で菊池市でないとできないような中身、特に、大自然のある菊池溪谷とか、先ほど出ました農業というものを中心に一生懸命菊池は頑張っているというところで、そういうところをアピールしながら連携をしていくと、もっと地域性が出てくるのではないかと思います。

また、移住・定住でありますけれども、私も議員になりまして各地域をずっと回っておりますと、どんどん空き家がふえております。そういう中で、やはり地元を中心の方を、先ほど区長さんと言われましたけれども、そういう方々と連携をとりながら、情報をとり合いながらお互い連携していくと、いい結果が出てくるのではないかと思います。

4番目のプレミアム商品券でございますけれども、今、人数、世帯をお聞きしましたけれども、この現状が市が予想していた現状なのか、それともオーバーしているのか、ちょっとその点をもう1点聞かせていただき、今後の取り組みについてお聞きしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、販売の額は、先ほど小川部長が申し上げましたとおり、9,302万円でございます。これは予定の割合といたしましては10.64%でございます。また、世帯といたしましては12.12%でございます。これを平均いたしますと、1世帯当たりの平均が4万1,397円分となっているところでございます。

前回行いました「めぐるん券」につきましては、1億6,000万円程度の売り上げがございました。それからいたしますと、プレミアム分を含めますと1億232万円ということでございますので、まずまずのところではないかと。総額からいたしますと、全体がもともとが8億7,000万円程度でございますので、その数字からいたしますと1割程度でございますけれども、ただし、もともとの売り上げからいたしますと、そんなに大差は、少しは減っておりますが、今後、また追加販売等でふえる可能性があるというふうに思っております。

○議長（森 清孝君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○15番（泉田栄一郎君） 前よりは少なくなっているけれどもということでございま

すけれども、聞きますところ、何か前の時期もありますけれども、内容にすると現実減っているんじゃないかという市民の声もありました。それで、やはりこれは今から始まったばかりですので、今後、検証をしながら、また委員会としてもいろんな角度で質問をさせていただきたいと思っております。

いずれにしても、地方創生というのが非常に重要な鍵を持っているところでございます。そこで、最後に、総括しまして市長の地方創生にかける考えを聞かせていただきたいと思います。お願いします。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ただいま泉田議員からのご質問は、地方創生を総括しての考えを述べよということでございました。

日本全体として、少子・高齢化、それに伴います人口減少というのは、これは好むと好まざるとにかかわらず、一つの大きなトレンドとして続いていくということは否定のしようがないことでございます。そういう意味では、人口がどうしても都市部に集中する傾向もございますから、地方として捉えた場合には、いずれも大変厳しい時代を迎えておると。そういう中での地方創生の取り組みを行っておりますから、ある意味では地方都市間での生き残りをかけた競争が始まっていると言って過言ではないと思います。

これからそういう厳しい中で、しかも、穏やかながらも発展を続けていくためには、やはり菊池の中だけではなくて、外からのお金の動き、人の動き、こういったものをつくり出していかなばならんというふうに思っております。この地方創生の骨子であります地域資源を掘り起こして、そして、磨き上げて活用していくということ、ここに知恵と汗をどういうふうに結集できるかということにかかってようかと思えます。

実は図らずも、就任しました２年前から取り組んでおります基本的な戦略というのは、菊池には今まで足元に宝の山がたくさんあったと。これが生かされていない。この資源を生かしていこうということで取り組んできたわけでございます。菊池ならではの資源というのは、やはり菊池の持つ水を筆頭とした菊池の自然という資源でありますし、これをどう生かしていくかは、やはり人次第でありますから、人材というものも大きな意味で重要な資源であります。今、こうした菊池の資源を生かしながら、儲かる農業プロジェクト、それから、観光戦略の癒しの里の構築、そして、菊池というものを知ってもらうための情報発信プロジェクト、こうしたものを続けてきているわけでございます。ここに今年度からさらに定住化、若者のための住みよい環境づくりと、こういったものも新たな重点として加えてきたところでご

ざいます。

この菊池にある資源をどうやって生かしていくかということは、足元にある資源をまず気づかなきゃいけませんから、市民一人一人が自分の問題として捉え直して、どういうふうに地域を活性化していくか、ふるさとをどうもう一回再構築していくかという問題として捉えて、そして、この総力をどういうふうに結集していくかということにかかってくるのではないかと思いますので、これから生き残る市町村、そうではない市町村、分けれるとすれば、それは総力をどういうふうに結集できたかどうか、その力の差になってくるのではないかと、今、気を引き締めているところでございます。

以上です。

○議長（森 清孝君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○15番（泉田栄一郎君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次の質問に入りたいと思ひます。

次は文教菊池、木下韓村について質問させていただきます。

多くの先輩議員が文教菊池については質問されておりますけれども、今回、私は木下韓村について質問をさせていただきます。

今、各地方でそれぞれの歴史や文化、地域社会に貢献した先人の功績や生きざまを発掘調査して広く紹介し、現代や未来に生きる子どもたちに伝承しようとする活動が活発化しております。幸い私たちが住む郷土菊池は貴重な歴史と精神文化、さらには文教菊池と言われる気風が脈々と流れているところであることは皆さんもご承知のとおりであります。

また、明治維新の功労者である西郷隆盛の先祖発祥の地も当地であり、その縁で龍郷町との姉妹関係を取り組んで、交流が進んでいることは一市民としてうれしい限りであります。現在、七城町西郷のふるさととも着々と整備が進んでいます。

最近、文教菊池の復活を目指していろいろな取り組みがされていることも素晴らしいと思ひます。文教菊池のゆえんは、とりもなおさず菊池重朝の孔子堂の創建がその原点になるのではないかとと思ひます。また、江戸期には藩の時習館の設立に先駆けて、渋江紫陽が渋江塾の前身の集玄亭に開塾し、以来、明治39年までの158年間の長きにわたり、菊池の教育振興に寄与したことともに、今村に古耕精舎を起こし、後に藩士の自校、時習館の訓導を務め、韓村塾を開いて、明治日本の国政や中枢で手腕を発揮する数多くの人々を育てた木下韓村のふるさとがこの菊池市であること等が、文教菊池と言われるゆえんではないかと思ひております。

そこで、今回、木下韓村について質問をさせていただきます。

去る5月10日に論語教育の普及活動をしている知道会主催で、文教菊池の再興を願ってというテーマのもと、演題「木下韓村と菊池」の講演会がありました。私もこの講演に参加し、改めて深く感銘したところであります。早稲田大学社会学の島教授は、明治憲法の起草者の一人である井上毅の研究をしていくうちに、その師である木下韓村を研究する必要性に迫られて、今日に至ったということでありました。

木下韓村とはどういう人物かといいますと、1805年に菊池市戸崎今村に生まれました。韓村は今村を美書した文字、韓村（いまむら）から名づけたと言われます。議長からお許しを受けましたので、パネルを用意してきましたので。

[パネルを示す]

○15番（泉田栄一郎君） 木下韓村というのは、この難しい韓村という漢字ですけども、この今村を美書して書くと、この韓村という字になるということでございます。そして、この今村はその韓村が私塾を考え、発祥したところでございますけれども、その今村に古耕精舎というところがありまして、そこに遺跡が置いてあります。この遺跡がその跡だということになっております。

幼いころから韓村は向学心が強く、細川藩の侍医に教えを受け、その後、熊本藩の時習館で学びました。学業が群を抜いてすぐれていたことから、35歳のとき、細川藩の教育係として嫡男の教育に当たっていました。そして、45歳で時習館訓導に任命され、50歳のときに木下塾を開き、20年間に900人以上の門弟が集まりました。木下塾の四天王と言われた竹添井井、進一郎とも言います。井上毅、先ほど言いました明治憲法起草者。そして、木村弦雄、古荘嘉門初め、かの有名な北里柴三郎も門弟の一人であります。木下韓村の名はほとんど知られていませんが、明治維新前後に各方面で活躍し、名を残した人たちは木下塾で学んでいた人が多かったそうであります。

木下韓村は礼儀正しく、誠実で情が深かったと言われ、63歳で亡くなっております。その遺志を継いで、18歳年下の弟、梅里が古耕精舎、先ほどの遺跡ですけども、そこに私塾を開きました。また、韓村の次男である木下廣次、彼は弟の梅里の養子になりますが、47歳のときに京都帝国大学の初代総長に就任し、11年間務めたということでもあります。

今、3大私塾と言われる日本の有名な私塾がありますけれども、廣瀬淡窓の咸宜園、緒方洪庵の適塾、そして、吉田松陰の松下村塾に、門下生たちは互いに塾に入門して、偉大な師匠の思想を吸収し合ったそうです。木下韓村塾にも、彼ら門下生も交流をし合ったという記録があります。幕末から維新へと影になりひなたになり、ともに日本のために学び合いました。このような偉大な人物が菊池から出たという

ことは、菊池市の宝であります。菊池の偉人のルーツを知ることは、文教菊池に生きる市民にとっても大切なことではないでしょうか。これからの力になります。

そういう意味で、先人たちを発掘し、市民に偉大さを啓発していくことが大切だと思いますが、本市としてこのことをどう考えるか、お聞きします。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） それでは、木下韓村に関する質問にお答えさせていただきます。

韓村の内容、それから、経歴、人物につきましては、ただいま議員のほうからかなり詳しくご説明がございましたので、私のほうからは割愛をさせていただきます、どう受けとめているのかということまで含めて、市民のほうへの知らせめ方、その辺についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、1点目でございますけれども、ご紹介のあったとおり、木下韓村につきましては、近代日本に多大な貢献をした人物を排出しております。このようなことから、熊本でも屈指の教育者であるというふうに教育委員会のほうでも認識をいたしておるところでございます。

それから、市民への周知についてでございますけれども、ご案内のとおり、木下韓村につきましては、これまでも市の歴史や、あるいは郷土歴史をわかりやすくまとめた冊子などを用いまして、菊池の文教としてご紹介をしてきたところでございます。また、これも先ほど議員のほうからありました知道会によります韓村たちをテーマにした「郷土の先哲に学ぶ」と題した講演会が開催されたところ、大変盛況でございまして、高い関心を持っておられるということを改めて感じたところでございます。

以上のように、韓村とその子孫及びその弟子たちにつきましては、菊池の文教を築いてきたという偉大な先人でありますので、市のホームページ、それから広報紙のほか、今度、新しく建設を予定いたしております生涯学習センターの図書館に計画をいたしております郷土史料コーナー、こういうところを大いに活用いたしまして、多く市民の皆様にお知らせをしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（森 清孝君） 泉田栄一朗君。

[登壇]

○15番（泉田栄一朗君） ぜひこういうところを活用して、広報活動をしていただき、市民に知らせていただきたいと思います。

私も木下韓村については余り詳しくなかったので、今村に出向きまして、地元の方に言いまして、もとの生家はどこだったでしょうかと、また、韓村のお墓はあるでしょうかというようなことでお聞きしながら探してみました。今村に行きますと、地元の方もお墓はどの辺かというところがわからないという方が大半でしたけれども、1人の方が、少し木下さんのご親戚の方からお教えいただきまして、行ってきました。そしたら、戸崎城というお城がありますけれども、そこからちょっと上った山奥でしたけれども、竹やぶがうっそうとしておりました。その状況をまたパネルでちょっとお見せします。

[パネルを示す]

○15番（泉田栄一朗君）　このような状況で、非常にうっそうとしたところで、足を踏み入れる場がないような状況でございました。その中で、少し入っていきますと、韓村の親戚のお墓がございました。そして、その韓村のお墓を見ますと、木下韓村のご親戚、子どもがおられましたけれども、これは韓村が子孫を考えて建てたというお話でございましたけれども、お父さんのお墓がありません。それで、また山奥を探しておりましたら、次に、今度は武藤家の墓というのがございました。これは韓村の弟、梅里が自分も時習館に指導の先生として行くことになりましたので、武藤家をお願いをして、この古耕精舎、私塾をお願いしたということで、武藤家のお墓もありましたけれども、これもまた悲惨な状態でございました。そしてまた、山奥をさまよいましたら、竹やぶの中に韓村のお父さんのお墓があったということで、本当に探さないといけないくらいの状況でございました。

それを見たときに、やはりこの菊池で偉大なことをされた方のお墓ということで非常に残念でありましたので、できればこういうものを周りの人たちにも紹介しながら、その韓村の偉大さを忍ぶ環境づくりをしていけないだろうかという思いが出てきましたので、そういうものの整備ができないかどうかということが一つ。

そしてまた、菊池の郷土史というものがございしますけれども、それは大分前につくられたということを伺っておりますので、そういう中に、この韓村の顕彰と、そういうものも入れていただきたい。郷土史がまた新たに再度つくれないだろうか。

そしてまた、菊池市には小学生向けの菊池文化物語的な昔の歴史をわかりやすく説いた副読本がありますけれども、こういうものを菊池市としてはどういうふうに活用されているのか。

その3点をお伺いしたいと思います。

○議長（森 清孝君）　教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君）　それでは、まず1点目の木下家にかかわる墓、それから、

塾の跡地等につきましてでございますけれども、これにつきましては、個人や地域の所有物というふうになっております。したがって、所有者や管理されている方々、そしてまた、地域の方々によって大事にしていきたいというふうに考えておるところでございます。

2点目の郷土史をまとめた冊子ということでございます。

現在のところ、本市につきましては、それぞれ合併前の旧市町村でつくった市史、町史、こういうものはございますけれども、新しい市になってのそういう書物はございません。

したがって、現在のところ新たな冊子等を作成する予定は特にございませんけれども、もしいつかの時点で新たな冊子を作成することとなりました場合には、そのときに役に立つようにということで、貴重な歴史資料の収集には、現在、日々努めておるところでございます。

それから、3点目の副読本でございますけれども、これにつきましては、平成23年3月に作成したものが一番新しゅうございます。これは市内小学校10校ございますけれども、全ての小学校の3年生の社会科の授業に活用をいたしております。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 泉田栄一朗君。

[登壇]

○15番（泉田栄一朗君） 今、お墓、本当に個人的なものですので、簡単にできないということは重々わかりますけれども、やはりこういう歴史を勉強する会、そういう方のボランティアとか、また、本当に地域の方でこういう偉大な人であるということで認識をしていただきながらお墓を守っていくということも必要ではないかと思えます。何らかの形でこれができないかと模索していきたいと思っております。

また、郷土史というのはなかなか難しいと思えますけれども、ぜひその出版のときにはこの顕彰をしていただきたいと思っております。

そして、小学生向けの副読本でありますけれども、やはりこれは最大限に活用をしていただきたい。やはりそれを使って子どもたちと歴史の勉強をしたり、また、親子とか専門家の人を連れて年に1回、2回、3年生だけじゃなくて5年生、6年生、高学年の人たちと一緒に地域を回って勉強していくと、こういうことがやはりこの副読本の活用になり、地域の宝の偉人を顕彰し、それを学んでいくということでもありますので、ぜひその活用をしていただきたいと思えます。

次の質問は、子どもの貧困についての質問をさせていただきます。

これは生活困窮者で午前中、城議員が申されましたけれども、そういう取り組みの中で、またこの子どもの貧困というものにもつながっていくということがわかり

ます。生まれ育った環境によって将来が左右されない社会を目指し、子どもの貧困対策法が２０１３年６月の成立から２年が経過しました。同法は保護者の経済格差が子どもの教育、進学に影響を及ぼす貧困の連鎖を断ち切り、教育の機会均等などを総合的に推進することが目的です。そのために、国や地方自治体など関係機関が密接に連携して貧困対策に取り組むよう定めています。教育、生活、保護者の就労、経済的支援などで総合的に対策を推進するための大綱策定も規定しました。

これを受け、子どもの貧困対策に関する大綱を閣議決定し、我が国の子どもの貧困の状況が先進国の中でも厳しいとの危機感を示しています。特に、アメリカは２０．５％、イタリアでは１７．３％、日本では１５．７％という貧困率であります。デンマークは３．８％と非常に貧困率が低いということでもあります。

ここで日本の１６．３％というのを考えたときに、人口で見ますと３００万人というようなことで、６人に１人が生活困難な環境にあるということです。貧困な状況に置かれた子どもがふえることは、社会の健全な発展に大きな障害になります。日本は少子化が進む超高齢社会で、将来の日本を支える子どもが減っています。なおのこと、子どもの貧困は社会全体で取り組んでいかなければならないと思います。

まず初めに、本市の子どもの貧困の現状と調査の方法を質問します。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） 菊池市の現状といたしまして、健康福祉部で把握している数値を申し上げますと、平成２７年６月２３日現在でございますが、生活保護世帯数のうち高校生以下の子どものいる世帯が３３世帯でございます。

人数といたしましては、支援学級小学部を含んで小学生が２３人、支援学校中学部を含んで中学生が２１人、高校生が１２人、合計いたしますと５６人でございます。

なお、貧困についての調査は実施しておりません。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） あわせまして、教育委員会のほうからも関連がございましたので、お答えさせていただきたいと思います。

子どもの貧困対策におけます取り組みにつきましては、学校教育法第１９条におきまして、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と規定をされておるところでございます。このことから、教育委員会では、要保護・準要保護

就学援助制度によりまして、経済的理由によって就学困難と認められた児童・生徒の保護者に対して必要な費用を支給しておるところです。

支給対象につきましては、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者及び要保護者に準ずる程度に困窮していると本市教育委員会が認定した準要保護者ということになります。

本年度の支給対象となっている児童・生徒数につきましては、平成27年6月23日現在で要保護者が42人、準要保護者が493人で、合計の535人ということになっております。また、児童・生徒全体における対象者の割合は13.6%ということです。

最後に、教育委員会では子どもの貧困に対する調査は実施をいたしておりません。以上でございます。

○議長（森 清孝君） 泉田栄一朗君。

〔登壇〕

○15番（泉田栄一朗君） 今、人数をお聞きしましたけれども、なかなかこの調査というのが難しいというのはわかっております。そういう中で、生活保護の方、要保護、準要保護ということで調査をされているということでございます。その中で、親から子への貧困の連鎖を断ち切るために、政府は具体的な対策として学校教育による学力保障を徹底し、教育費の軽減を図るほか、幼児教育の無償化、夜間中学の設置推進、親の就労支援などを相次ぎ掲げました。さらに、厚労省はことし4月、ひとり親家庭の支援の一環として、親の学び直しをサポートする事業も始めたということでございます。

そういう意味で、さまざまな支援があると思いますけれども、菊池市で子どもの貧困に対してどのような支援をしておられるのか、質問をさせていただきます。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

〔登壇〕

○健康福祉部長（木原雄二君） 子どもへの支援といたしまして、4月より生活困窮者自立支援事業の中の任意事業といたしまして、熊本県と共同実施によりまして子どもの学習支援事業を実施しております。

この事業につきましては、生活困窮者及び生活保護の被保護者の子どもなどを対象にいたしまして、子どもの日常の学習や進学に関する支援、ひきこもりや不登校の子どもに対する学習支援、子どもが学習を継続できる日常的な生活習慣を身につけるための支援等を行いまして、子どもの学習支援を図ることを目的としております。

菊池市では、事業を県から受託いたしました社会福祉法人の施設において、学習

支援を行うこととしております。対象と思われる世帯へは事業の周知を行っているところでございますが、現在、利用申し込みはあっておりません。

今後につきましては、生活保護制度、生活困窮者自立支援事業等によりまして世帯ごとの支援を行いながら、子どもの貧困の解消に結びつくように取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

〔登壇〕

○教育部長（松岡千利君） 私のほうからは、教育委員会が実施しております就学援助制度につきましてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、要保護者につきましては、生活保護費に含まれていない修学旅行費及びトラコーマ、結膜炎、中耳炎などの学校保健法に定める疾病の医療費の実費を支給しております。

また、準要保護者につきましては、要保護者と同じく修学旅行費及び医療費の実費と、国の補助金単価に準じて学用品費、通学用品費、校外活動費、通学費、学校給食費を支給しておるところでございます。

そのほかに市内の全児童・生徒が加入しております日本スポーツ振興センター掛金というものがございまして、これに対します保護者の負担分につきましても、就学援助の支給時に全額を払い戻すということで、市内義務教育の円滑な実施を図っているということでございます。

以上です。

○議長（森 清孝君） 泉田栄一朗君。

〔登壇〕

○15番（泉田栄一朗君） 今、支援のいろいろなことを聞きまして、今後とも菊池市の宝、子どもをしっかりと見守りながら、アンテナを光らせながら支援のほどをよろしくお願いしたいと思います。

それでは最後に、火山灰被害対策についてということで、私はことし2月議会において阿蘇山噴火に伴う火山灰被害対策についてということで質問をしました。その折、今後、噴火が続き、3月、4月に風向きが変わり、菊池市に降灰があれば、露地野菜、施設園芸、畜産農家、お茶、シイタケ等に影響があると、本市の対策、農家への支援はどのようになっているのかという質問をさせていただきました。図らずもその予測が的中し、4月27日、28日に火山灰が菊池市に降灰しました。私は城議員と重立った農家を回ったのですが、特に、お茶農家は新茶の時期ということもあって、特に甚大な被害をこうむっておられました。9割のお茶農家さんが

一番茶の収穫の前に火山灰の被害に遭われていました。お茶は収益の８割近くを一番茶が占めるそうです。また、お茶の場合、共済がないということから、打撃と嘆いておられました。

鹿児島では桜島による降灰の対応策がふだんからできているそうであります。それでは、例えば、生のお茶を洗う洗浄機や乾燥機等ですが、２，０００万円近くかかるということで、頻度からいっても、そのまま菊池に当てはまることは難しい。さまざまな理由で、鹿児島のような形には難しいということでございます。菊池に合った対策をしていかなくちゃいけないということです。

４月下旬の降灰により、本市のどの地域、どのような農作物に被害があったのか、また、面積や被害額について質問をします。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

〔登壇〕

○経済部長（松野浩一君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

昨年１１月２６日から阿蘇山が噴火したことによります本市への降灰被害の影響を想定いたしまして、県と市の補助事業でございます阿蘇火山活動降灰地域関連事業について３月の補正予算で承認をいただき、お茶農家の皆さん３０戸が組織いたします茶降灰対策組合と園芸農家３戸で構成いたします１組織に対しまして、１０台の除灰ブラシや乗用型防除ノズル等の機械の導入を行ってきたところでございます。

その後、議員がおっしゃいましたとおり、４月下旬から５月初めにかけては風向きが変わったことにより本市への大量の火山灰が飛散いたしましたところでございます。

収穫前の露地野菜や収穫をほぼ終えておりますシイタケにつきましては、この降灰によります被害はほとんど出ておりませんでした。お茶農家の皆さんは一番茶の収穫時期と重なり、茶葉への灰の堆積が、導入した機械の処理能力を超える降灰量であったことから、火山灰を取り除く効果が十分発揮できず、収穫不能となり、壊滅的な被害が出たところでございます。

被害があった地域といたしましては、お茶農園が広がります旭志地域から菊池地域、水源方面でございますが、及び泗水地域の田島に至る広範囲にわたっているところでございます。

また、お茶の被害面積といたしましては、１４戸の農家で約２０．５ヘクタール、被害額といたしましては約４，８００万円に上っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 泉田栄一朗君。

[登壇]

○15番（泉田栄一郎君） 4, 800万円ということで、今回は時期が4月ということで、ほかの野菜等がまだ成長していない時期ということで、特に、お茶農家さんのほうに被害があったと伺っております。

きょう朝、議会に行きましたら、お茶を飲むところに松野部長名のお便りが張ってありまして、菊池産のお茶の消費拡大へご協力お願いしますと小さい字で書いてありました。もうちょっと大きく書いていただいて、やはり地元の人もできるだけお茶を飲むように、そしてまた、議員も、コーヒーもいいんですけども、やはり熱いお茶を飲んでいただき、地元消費拡大に協力をしていただきたいと思いますと思っております。

最後に、被害を受けた農家に対してどのような支援がされているか、それを質問して、お願いします。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） 降灰の被害を受けられました農家の皆様に対します支援策といたしましては、補正予算第1号におきまして、園芸農家で組織される6事業主体に対しまして、自走式動力噴霧機等の導入のための県と市の補助事業であります阿蘇火山活動降灰地域関連事業といたしまして、231万2,000円の予算計上を行っているところでございます。

また、補正予算第2号におきまして、被害を受けた農業者の皆さんに対しまして、運転資金や降灰対策として講じる施設等の整備に係る資金を借り入れる場合の金利負担軽減のため、降灰対策農林漁業セーフティネット資金の利子補給補助金43万5,000円を計上しているところでございます。

また、本年5月に防災営農施設整備計画を県が策定し、国において承認されたところでございます。本市もこの計画の対象地域として位置づけられましたので、機械や設備導入の事業について積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、定期的な降灰量の測定や降灰理科学性の分析のため、県の営農技術対策調査事業にも引き続き取り組んでいるところでございます。

本市といたしましては、今後も迅速な対応ができるよう、降灰対策に関する情報収集に努め、県や関係機関等と連携してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○15番（泉田栄一郎君） 今後も緊張感を持って監視をしていただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（森 清孝君） 以上で本日の一般質問は終わりたいと思います。

あすも引き続き一般質問となっております。

本日はこれで散会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

○

散会 午後 2 時 4 7 分

第 3 号

7 月 1 日

平成 27 年第 2 回菊池市議会定例会

議事日程 第 3 号

平成 27 年 7 月 1 日（水曜日）午前 10 時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（20 名）

1 番	平	直 樹	君
2 番	東	奈津子	さん
3 番	坂 本	道 博	君
4 番	水 上	隆 光	君
5 番	出 口	一 生	君
6 番	猿 渡	美智子	さん
7 番	松 岡	讓	君
8 番	荒 木	崇 之	君
9 番	柁 原	賢 一	君
10 番	工 藤	圭一郎	君
11 番	城	典 臣	君
12 番	大 賀	慶 一	君
13 番	岡 崎	俊 裕	君
14 番	水 上	彰 澄	君
15 番	泉 田	栄一朗	君
16 番	森	清 孝	君
17 番	樋 口	正 博	君
18 番	木 下	雄 二	君
19 番	山 瀬	義 也	君
20 番	境	和 則	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実 君
副 市 長	木 村 利 昭 君
政策企画部長	小 川 秀 臣 君
総 務 部 長	馬 場 一 也 君
市民環境部長	倉 原 良 則 君
健康福祉部長	木 原 雄 二 君
経 済 部 長	松 野 浩 一 君
建 設 部 長	樋 川 博 久 君
七城総合支所長	榎 田 邦 昭 君
旭志総合支所長	水 上 満 弘 君
泗水総合支所長	上 田 讓 二 君
財 政 課 長	中 村 喜 範 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	徳 永 孝 博 君
市 長 公 室 長	上 田 俊 介 君
教 育 長	原 田 和 幸 君
教 育 部 長	松 岡 千 利 君
農業委員会事務局長	原 和 徳 君
水 道 局 長	藤 本 辰 広 君
監 査 事 務 局 長	松 永 隆 則 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	城 主 一 君
事 務 局 課 長	徳 永 裕 治 君
議 会 係 長	松 原 憲 一 君
議 会 係	新 永 晶 子 さん

○議長（森 清孝君） 全員ご起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

ここで議長より申し上げます。本日、午前２時１４分に大雨洪水警報、午前４時２０分に土砂災害警戒情報が発令されました。現在は解除されましたが、市民の皆様には不安な一夜であったと思います。幸い、人的な被害は出ていないとの報告を受けておりますが、被害状況等はお手元に配付してある資料のとおり、各所で被害が出ています。執行部には今回も迅速な対応をとっていただいておりますが、一刻も早い復旧に全力で取り組んでいただくようお願いいたします。

本日は予定どおり議事を進めます。

○

午前１０時００分 開議

○議長（森 清孝君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第１ 一般質問

○議長（森 清孝君） 日程第１、昨日に引き続き一般質問を行います。

初めに、荒木崇之君。

〔登壇〕

○８番（荒木崇之君） おはようございます。議席番号８番、荒木崇之です。通告に従い、一般質問いたします。

きょうから７月ですが、まだ梅雨明けは遠く、昨晚から朝にかけてすごい雨でした。私も消防団として朝方から公民館に詰めておりました。市内各地で土砂崩れが発生したとのこと。大丈夫だったでしょうか。また、河川の氾濫は大丈夫だったでしょうか。３年前の九州北部豪雨を経験している一人として、災害についてはどうしても過敏になってしまいます。

さて、私は１年前の一般質問において、防災無線の戸別受信機の設置について同じ質問をいたしました。その後、市民の方から多くの反響が寄せられました。戸別受信機が設置されていない旧菊池、七城、旭志の方からは、「洒水だけに設置してあるとは知らなかった」「屋外スピーカーは確かは聞こえはよくなったが、風向きや雨の日はやっぱり聞こえない」との声が寄せられました。実際に私も経験したのですが、本庁で委員会の開催中に火災がありました。窓をあけて火災の場所を聞いていましたが、聞き取れなくて、議会事務局の職員が防災交通課に内線で尋ねる

一幕がありました。さらに、泗水地区の市民の方からは、「今のアナログ戸別受信機はあと8年で使えなくなる。その後、戸別受信機が設置されないのは困る。何で合併してサービスが悪くなるほうに合わせるのか」との声もありました。また、私の一般質問後に数名の議員の方が、戸別受信機設置の必要性を理解していただき、一般質問してくださったことはうれしい限りであります。

私が再度、一般質問をしようと考えたのは、反響の大きさだけではありません。なぜなら、昨年8月20日、広島市北部において大雨により大規模土砂災害が発生し、死者74人、重軽傷者44人に上る大惨事が発生したことは皆さんの記憶に新しいかと思います。この災害で、皮肉にも防災無線の戸別受信機設置の必要性が証明される形となりました。それは、昨年9月14日の「和歌山住民が頼りにするのは「防災ラジオ」」と題した産経ニュースの記事であります。

記事の中で、「防災無線が聞こえない。」「災害当時は、雨の音で屋外スピーカーからの防災無線が聞こえなかった。」「土砂災害に襲われた広島市北部で、屋外スピーカーからの避難勧告が聞こえなかった問題が指摘されるなか、3年前の紀伊半島豪雨の時も同様の問題が指摘された。大きな被害を受けた和歌山県では災害後、防災ラジオを求める住民が急増。行政だけでなく、住民自らの意識も高まっている。」との内容であります。まさに、私に寄せられた菊池市民の声と一致しています。

そこで、お尋ねいたします。戸別受信機の市内全戸設置をする考えはありますか。さらに、できないとすればその理由は何ですか、お尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） おはようございます。荒木議員のお尋ねにお答えしたいと思います。

まず、本市では、市民が安全・的確に避難行動等が行えるように、デジタル防災行政無線のデジタル化・統合化整備を進め、5月末に本格運用を開始いたしました。これまでの整備で市内全域に228局の拡声局を設置いたしました。

お尋ねの戸別受信機につきましては、一挙に全戸設置いたしますと約9億円の一般財源が必要となるところでございます。そこで現在は、優先して設置すべき世帯等から順に対象を広げているところでございまして、現在、難聴地域の住居でありますとか、区長宅に戸別受信機を設置したところでございます。

今後は、避難所、公共施設等への設置を予定しているほか、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがあるとされます土砂災害特別警戒区域内にあります住居への設置を現在検討しているところ

でございます。

また、戸別受信機以外の屋外放送を補完します情報伝達方法といたしまして、これは文字で確認していただくというところでございますけれども、どこにいても災害情報を受信することができます登録制のメール、安心メール、R K Kテレビのデータ放送「デタポン」、エリアメール、市のホームページ、さらには消防団によります巡回による呼びかけ等で災害情報の伝達を行っているところでございます。

引き続き、戸別受信機の設置につきましては、昨年、荒木議員からご意見、ご提案がありましたように、今後、国等におきまして有利な補助金等が制度化されるなどの動向に注視しまして検討を進めてまいりたいと思います。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） 再質問いたします。

1年前に同じ質問をしたときに、当時の総務部長がR K Kテレビのデータ放送、今おっしゃいました「デタポン」と、エリアメールで災害時には対応したいと言われました。

デジタル無線の戸別受信機につきましては、1台につき6万円、1万5,000戸ありますので、もし全戸配置となりますと約9億円が必要となりますと答弁されています。

災害情報をテレビで流す「デタポン」、きょうもあっておりました。実際つけさせていただきましたが、ちょっと一言で言わせていただくと、じゃ、停電時にはテレビがつかないから、そのときは使えないんじゃないかなということで私は思いました。

また、エリアメール、安心メールについても私は登録しておりますが、携帯電話のメール機能を使える方はよいと思いますが、機械操作にうとい方、高齢者の方が割合としてはどうしても多くなると思いますが、高齢者の方にはエリアメールは浸透していないのではないかと思います。そうすると、やはり戸別受信機の導入が一番と思いますが、先ほど述べましたように約9億円の予算が必要となり、現在の菊池市の財政状況では難しいとなるわけです。

そこで、お尋ねしますが、戸別受信機の設置導入の費用が幾らくらいなら設置ができそうですか、お尋ねをいたします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） 今、幾らくらいならということでございますけれども、今のところ、先ほども述べましたように5万円から6万円ということで考えておりま

すので、幾らぐらいというところでは、当然まだ試算はしておりません。

ただ、現時点におきましては、先ほど申し上げましたとおり、優先すべき住居に設置するという方針で設置していきたい。これは必要性を否定するものではございませんので、優先すべきところを順次整備していくというところでございます。

また、戸別受信機にかわる、例えば、昨今のＩＴ技術の進歩によりまして、コスト面とか技術面が激変する可能性もございます。引き続き議員からの提案も含めまして、住民への情報伝達方法については検討してまいりたいと考えております。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

[登壇]

○８番（荒木崇之君） 私は昨年との質問で、毎年少しずつでもいいので、戸別受信機を導入して、その間に有利な補助金等があればそれを活用すべきだと提案しましたが、今現在、戸別受信機設置について国から補助金等の予算措置はありますか、お尋ねをいたします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） 現在、一昨年から進めております防災行政無線につきましては一体的な整備ということで、戸別受信機についても現在のところ５００個購入しまして、そのうち３３０個については設置をしたという状況でございます。それについては起債の措置ができるということで、先ほど説明しました、いわゆるレッドゾーン、土砂災害特別警戒区域については起債措置が受けられるというふうに考えておりますけれども、その後、この事業が終了してしまいますと、補助事業、あるいは起債であるとか、そういうことの充当といえますか、そういう措置はないものと今のところ理解しております。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

[登壇]

○８番（荒木崇之君） ここで１点ご紹介したいのですが、私の戸別受信機の考えに共感された市民の方から、ある資料を託されました。それは、ことしの２月１８日、総務省自治財政局から出された国の主要施策関係資料ですが、その４項目めに「地域の防災力強化のための財政措置の拡充等について」とあります。その中に、「戸別受信機の整備に係る特別交付税措置の拡充」とありまして、わかりやすく言いますと、ちょっとボードを示します。

[ボードを示す]

○８番（荒木崇之君） デジタル無線の防災無線を導入している自治体が戸別受信機を整備する場合は、費用の７０％を交付税算入する。つまりは、３０％の自主財源で

戸別受信機を整備できるという総額5,000億円の新たな緊急防災・減災事業であります。

では、この事業に菊池市が当てはまるかといいますと、この事業の条件として、同報系の市町村防災行政無線を整備していることとあります。

説明しますが、同報系の意味とは、周波数帯60メガヘルツのデジタル無線という意味です。ですから、周波数帯が260メガヘルツのデジタル無線にはこの事業は適用しません。お聞きの方は、周波数帯の60、260って何だというふうな顔で聞かれているかと思いますが、そこで説明しますが、周波数というのは数字が高いほど光のような動きをします。どういうことかといいますと、山とかビルがある場合はそれに反射するわけです。こういった壁があると反射するわけです。数字が低くなるにつれてその障害物を越えていく、こういう動きをします。つまり、260メガヘルツよりも60メガヘルツのほうが同じデジタルでも聞こえがよいというわけです。

では、菊池市はデジタル無線化しています。260メガヘルツか、60メガヘルツか、どちらかといいますと、菊池市の防災無線は幸いにも60メガヘルツ、デジタル無線なので、この事業の要件をクリアしています。

戸別受信機を整備について、例えばこの事業を活用したとして試算してみます。答弁では総額9億円かかるということです。9億円の30%ということは2億7,000万円の市の持ち出しで導入することができます。入札すれば、1万5,000台も注文するので、1台当たりの単価は安くなりますから、もっと持ち出しは少なくなるでしょう。仮に7掛けまで安くなるとすると、1台当たり4万2,000円、総額6億3,000万円、これの30%ですので、1億9,000万円の自主財源でできます。どうですか、某テレビショッピングみたいになりましたが、すぐにでも戸別受信機を設置できるように思いませんか。

さらに言いますと、消防庁がことしの2月に各消防機関に通達した消防関係資料があります。こちらです。

[資料を示す]

○8番（荒木崇之君） その中に、平成27年度においては、平成26年9月に策定された土砂災害などの重要な自然災害に対する主な被害防止対策を踏まえ、防災無線の戸別受信機の配備に要する経費について地方交付税措置を講じることとしているため、戸別受信機の配備に積極的に取り組むようにお願いしますと各都道府県消防に通達がされています。

そこで、財政課長もこの場に入っておられるので、お聞きしますが、私が今、紹介しました緊急防災・減災事業について承知されているのか、お尋ねします。

あわせて、江頭市長にお尋ねしますが、戸別受信機導入についての最大の懸念事項であった整備費用については、私が紹介しました補助事業を活用すればクリアできると思いますが、改めてお聞きします。戸別受信機の全戸設置をしますか、しませんか。しないなら、しない理由をお聞かせください。お尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） 先ほどから説明しております、今やっております防災無線のデジタル化、これは一体的に整備しているという観点で、戸別受信機に係る部分を含めまして、緊急防災・減災、いわゆる起債を充当する予定にしております。これは充当率が100%、いわゆるかかった費用について全て起債で賄うと。

議員がおっしゃるのは、後年度、交付税が70%あるよと。これは承知しております。ただ、我々が今、理解しておりましたのは、この整備を一体的に整備している状況下においては、戸別受信機もこの起債の対象であろうというふうに認識しておりまして、この事業が終了してしまいまして個別に備品だけを購入するといったのが体制整備に当たるかどうか、そこのところは当たらないんじゃないかという判断のもとに、今回、今年度まで事業は進んでまいりますので、先ほど1回目に答弁しましたとおり、これまで予定をしていなかった、本日も避難勧告の区域は土砂災害警戒区域を中心として勧告を出したところでございますので、そういったところを優先して、まずは整備していきたいというふうに考えていたところでございます。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） おはようございます。それでは、荒木議員のお尋ねでございます戸別受信機の件でございますけれども、まず、基本的な考え方としては、戸別受信機というのがあったほうがよいかという点につきましては、私もそれはあったほうがよりベターだという点で全く同感でございます。

それでは、なぜ今まで進んでいないかという点は、もうひとえに今までの説明のとおり、全体となった場合には大変多額の費用が発生しますので、今の当市の財政状況ではなかなか厳しい点があるということで、そうはいつでも大事な生命にもかかわることですので、順次、優先度の高いものから導入をしていこうということで、避難所、公共施設、それから今、調査しております土砂災害特別警戒区域内にある住居等へ整備をしたいということで広げてきているところでございます。

今、ご提案のございました件につきまして、もう少し研究をさせていただきたいと思っております。特別交付税の措置のようではございますけれども、一般財源との兼ね合い等、全体、財政状況をにらみながら、もう少し詳細に検討して決定をし

ていきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） 江頭市長は昨年、戸別受信機の必要性という意味では、各戸にあったほうがそれが一番ベストであると理解しておりますと。昨今のITの進展は非常に急速でございますので、技術面、費用面、数年のうちに状況は変わってくるので、注視しながら進めていきたいと、こう答弁されています。私と向いているベクトルは一緒だと思うんです。ぜひとも研究していただいて、この5,000億円の予算を何とぞ菊池市に持ってきていただきたいと私は思っています。

先ほど紹介しました補助事業は、残念ながら既に1次募集は終了しています。しかし、近く2次募集が始まると聞いています。これは市町村、都道府県、そして総務省と、この流れですが、11月に申請しても、要は3月におりてくる。4カ月ぐらいかかるんですよ。だから、今のうちに動かないといけないと思います。

そして、来年度以降この事業が継続されるかについてですが、今年度の9月と11月に全国のデジタル無線の配備状況調査を行い、その結果次第で来年度の方針が検討されるため、現時点では継続するとは約束できないというのが国の防災情報室の回答でありました。ですから、早急に事業への申請及び県への協議を進めていただき、必要であれば今議会の最終日までに補正予算の追加、もしくは無理なら臨時議会を開いてでも、緊急防災・減災事業に申請すべきと考えます。

私は桜を植えられることも、インターネットショップを開設されることも結構かと思います。しかし、市民の生命と財産を守るためには、ほかの予算を削ってでも災害時に備えることが行政の一番の責務と考えております。この防災無線の個別受信機整備については、多くの市民の方が関心を持って注視されていますので、しっかり取り組まれることをお願いしまして、次の質問に移ります。

次に、ポケットパーク足湯について質問いたします。

ポケットパーク足湯といえば木下議員の専売特許ですが、木下議員から快く質問のお許しをいただきましたので、私なりに情報公開請求し、調べてみました。

そうしたところ、執行部にとって公にされると非常に不都合な真実が発覚しましたので、前回の一般質問に引き続き、「そうだったのか！ポケットパーク足湯」と題して質問いたします。

ではまず、ポケットパーク足湯は何、というところからお話ししますが、ポケットパーク足湯は、建築や都市計画を通して文化の向上を図ろうというコンセプトで実施されている熊本県の事業であるアートポリス構想をもとに、平成24年3月に、

総事業費１億２，８００万円をかけ、隈府の横町と切明地区に建設されました。

これがポケットパーク足湯の写真であります。

[写真を示す]

○８番（荒木崇之君） ポケットパーク足湯の建設は平成２３年からとなっていますが、さかのぼること５年の平成１８年から行われていたことがわかりました。平成１８年に立町北原線回遊道路整備工事に合わせて、当初の予定にはなかった温泉管の敷設工事を、降って湧いたように平成１８年６月の議会にて提案し、温泉パイプ管を施工業者に市が原材料として支給して４４５メートルの敷設工事を行っています。

その後、平成２１年の老人福祉センター建設事業の際、この温泉管を使い、八媛荘の温泉の送水を市は提案しましたが、１．５キロにも及ぶ温泉送水によるレジオネラ菌発生の懸念や、民間温泉業者への説明が十分にされていないことを理由として、良識ある議員の反対により否決されています。

そこで、市は老人福祉センターへの温泉送水を諦め、平成２３年にポケットパーク足湯を建設しますが、建設後の評判は芳しくなく、市民からは無駄な箱物事業だとか、菊池市の負の遺産だとの声が噴出し、現在に至っています。

以上、私が調べた経緯ですが、私が調べたポケットパーク建設の経緯については間違いありませんか、お尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 建設部長、櫛川博久君。

[登壇]

○建設部長（櫛川博久君） おはようございます。ただいま議員から今までの経緯についてお話がありました。流れにつきましては大方間違っはっておりません。ただ、配管をするに当たっての背景は、流れがございますので、その分については今お話がありませんでしたので、その分について少しお話をしたいと思います。

その前に、この隈府中央地区のまちづくり総合支援事業、それが平成１５年度から平成１９年度まで、それから平成２０年度から平成２４年度までがまちづくり交付金事業ということで、隈府中央地区の事業がなされたわけでございます。

その前に、今、説明しましたように１期工事、２期工事があったわけでございますが、１期工事の分で、当初、整備の中で築地井手のオープン化というお話がありました。１期工事の中で２期工事へ向けて説明をずっと続けていたところでございますが、その部分の話がとうとう途中で続けることができなくなりました。その結果、その代替事業としてポケットパークという、滞留場所をつくるためにその提案が持ち上がり、たまたま１期工事でその工事をやっていたときに、それを事前にといいますか、着手するという運びになったという背景がございます。

その部分が抜けておりましたけれども、あと、そのほかにつきましては経緯とし

ましては、大方、議員のご指摘のとおりでございました。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） 再質問いたします。

ポケットパーク足湯の建設について、このポケットパーク構想というとは4カ所あったんですよ。ただ、足湯の計画については当初、これは平成20年3月、都市再生整備計画の中にもうたっておりますが、当初は上町と中央通りでの足湯建設予定でした。

ところが、それが平成21年に老人福祉センターへの送水へと変わり、議会で否決されるや否や、また足湯計画に戻り、さらには上町と中央通りの足湯建設が、地元と地権者の方の反対でとんざするや、当初、計画になかった横町と切明へ足湯を建設するという行政としての一貫性のなさを感じます。

そこで、お尋ねしますが、二転三転した計画は誰の主導のもとに行われましたか、お尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 建設部長、樫川博久君。

[登壇]

○建設部長（樫川博久君） お答えしたいと思います。

誰の主導によって行われたかということでございますけれども、この2つの2期にわたる工事につきましては、地元の方々を含めてワークショップ等を入念に重ねて、そして築き上げた計画でございます。決して誰かれの一人の主導ということではございませんで、スタッフとともに市民を挙げて、この非常に衰退した隈府地区のまちを何とか復帰させようという一心で、いろいろなあの手この手の提案をしたところでございます。

その中で、先ほども触れましたけれども、築地井手のオープン化の話、それから、このポケットパークは当時から休憩所が全くない、それからトイレがないということで、どうしても必要な場所ということで前から要望があったものでございます。それに付加する形で、温泉のまち、水のまち、菊池をアピールするために、温泉を引いて少しでも活性化につながるならばということで提案されたものでございます。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） それでは、温泉パイプ管の配管図を示します。

[図を示す]

○8番（荒木崇之君） 平成18年に、温泉パイプ管を施工業者に市が支給して、延長445メートル、この赤い丸からこの赤い丸まで445メートルにわたって敷設します。総額800万円。通常の工事では、材料等はそこの建設業者がそろえ、建設すると思いますが、材料を業者に支給して工事を行うことが適切なやり方なのか、お尋ねをいたします。

○議長（森 清孝君） 建設部長、樫川博久君。

[登壇]

○建設部長（樫川博久君） 原材料支給で工事を行ったやり方が正しかったかというような質問だったと思いますけれども、この時点で、1期工事の中で道路整備工事がなされておりました。そのときに、先ほど言いました築地井手オープンの代替事業としてのポケットパーク計画が浮上しましたので、その中で、さっき言いました足湯も含まれておりましたが、せっかく工事をする中で、将来にわたってそういう計画がありましたので、二重に工事をするよりはその工事の時点でやったほうが、もう計画がありましたので、無駄な経費を省くことができるという判断で行われたものでございます。その当時としては最善の策かなということで認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） 私は材料を支給して工事を行うことは、突発的な災害復旧工事では起こり得ることと考えますが、通常の工事ではあり得ないと思います。もし適切と考えるなら、今から発注する工事は全て材料支給で行うと建設業者の方も喜ぶんじゃないかと思います。それだけこの温泉パイプ管の敷設が秘密裏に行われていた証拠ではないかと考えます。

また、平成23年に行う工事を平成18年から進めていたことは非常に不可解であります。なぜならその間に市長選挙が行われており、もし市長がかわってポケットパーク足湯の建設が中止されていたら、445メートルの温泉パイプ管、約800万円が無駄になっていた可能性があります。

再度、配管図を示します。

[図を示す]

○8番（荒木崇之君） 問題は、この赤い丸の部分です。実際に敷設はしたけれども、使用していない温泉パイプ管が70メートルも上町のわいふ一番館付近に敷設してあります。延長70メートルで、材料費はメーター割でいきますと約100万円分になります。これは全く使われていない、埋めたまんまで。これは無駄な支出と思

いますか、お尋ねをいたします。

○議長（森 清孝君） 建設部長、櫛川博久君。

[登壇]

○建設部長（櫛川博久君） 今お話、ご指摘のところは、事実として結果そういうことになっております。

といいますのが、最初、議員からも説明がありましたように、このポケットパーク、当初は4カ所の計画でございました。今おっしゃった上町のお伊勢さん前、それから中央通り、それから今あります横町、それから切明ですね、この4カ所を計画しておりまして、そのうちの上町のお伊勢さん前、ここに引くための配管でございました。これは先ほどご指摘受けた中央通りの配管と同時にやったものでございます。これは先ほど言いましたように、その時点で計画がありましたので、何とか、そこも一緒に道路の工事を行ってございましたので、無駄がないようにということの一念で判断されたものと認識しております。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） 今、もともとは上町のところにも計画があったから、その分が無駄になったと。おっしゃっていることがちょっと矛盾するのが、無駄を省くためにやったことが実際無駄になっていると。これもちょうと上町の地元の同意をとってれば、部長が言われるように、本当に地元とそういう会合を重ねて、地元から要望があってつくったのなら地元が反対するわけないんですよ。私はそういった意味で、これはやっぱり秘密裏に行われていたんじゃないかなという憶測から出ることはできません。

実際に70メートルの温泉管敷設がしてあるだけで、無駄になっているのは事実です。これにより、約100万円の税金が無駄になったのも事実です。総事業費1億2,000万円の予算からすれば、100万円は1%にも満たない額かもしれません。しかし、100万円稼ぐのがどれだけ大変か、ご認識がとおりでしょうか。これは税金、大切な血税なんです。

そこで、お尋ねしますが、大切な税金を扱っているという自覚はお持ちでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 建設部長、櫛川博久君。

[登壇]

○建設部長（櫛川博久君） 自覚を持っているかというお話でございます。

私たち建設部に限らず事業をする者にとって、これは事業に限らず公務につく者

は全ての職員がそうだと思いますけれども、この公金を扱うに当たっては非常に慎重に行っております。おっしゃるとおり、その場面その場面で何が一番有効で無駄のない動きができるかということを常に研さんしているところでございますけれども、結果として、今回このご指摘の部分については出てしまいましたけれども、基本的なスタンスとしては、先ほど言いましたように、慎重に慎重を重ねて公金については扱おうという意識は持っているところでございます。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） 公金についての取り扱いは、全職員しっかりきちんと自覚を持ってやっているという答弁があつて私は安心しました。しかし、ちょっと聞いてほしいことがあります。

平成23年12月議会の森隆博議員の一般質問の際、これは当時の福村市長が足湯のことを聞かれて、答弁でこうおっしゃっています。パイプを引こうとしておった、あるいは引いた部分については無駄になっているかもしれませんと、100万円の税金の無駄遣いをたった一言で片づけておられる。公金を扱う最高責任者の発言として、非常に無責任な発言だと私は思います。

では、この問題は置いて、次に、市民の間で問題となっているポケットパーク足湯の維持管理費についてお尋ねいたします。

ここにポケットパーク足湯が議題となった平成23年3月議会と9月議会の経済建設常任委員会の議事録があります。維持管理費の説明では、3月議会では維持管理が180万円と説明され、9月議会では500万円と説明が違っていますが、現在、維持管理費は年間幾らかかっていますでしょうか、お尋ねします。

○議長（森 清孝君） 建設部長、樫川博久君。

[登壇]

○建設部長（樫川博久君） 現在の横町、切明ポケットパークがございますが、足湯の維持費は平成26年度で試算しますと、電気代、水道代、下水道料金として103万2,320円、清掃委託料として133万5,600円、合計236万7,920円となっております。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） 現在の維持管理費は約240万円とのことですが、内訳はほとんどが清掃費、つまり掃除をする人の人件費だと考えます。

平成23年3月の経済建設常任委員会で当時の建設部長が、地元3地区とも管理については積極的なお話をいただいておりますと答弁され、同年9月の同委員会では、足湯は高齢者の外出を促し、交流の場として周辺地区の発展につながるものと期待して、区長会としても積極的に協力したいと地元区長から口頭で要望された。また、地元住民もしくはその他ボランティアの協力を得ながら、使うだけの公園ではなく、管理していただいて育ててもらいたいと答弁されていますが、現在まで関係3地区の住民がボランティアで清掃したのは何回ありますか、お尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 建設部長、樋川博久君。

[登壇]

○建設部長（樋川博久君） それでは、お答えします。

ポケットパークへの維持管理といいますか、清掃を含めた地元の動きということでございますけれども、さっき議員おっしゃったとおり、ほかの公園も含めて、将来にわたって地元の人たちの関与というのを非常に期待し、進めていくべきだというふうに考えておるわけですが、今回のポケットパークにつきましては、横町ポケットパークは平成24年度に、ボランティアサポートプログラムという事業があるんですけれども、地元でのそういう活動にわずかでも補助をあげようという仕組みなんですけど、そのもとに協定を結び、協力をいただいているところでございます。その実績としましては、毎月1回、それから年に1回の大掃除ということで続けていただいております。

ただ、切明ポケットパークについても、できる限りの地元の協力をお願いしようとしているんですが、なかなか協定を結ぶまでには至っていないところが実情でございます。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） ただいま部長から答弁いただきましたが、ここにもやっぱり矛盾する点が出てくるんですよ。もともとポケットパーク足湯は、地元の方が限府振興、その再生のためにつくってほしいという声があって、しっかり議論した上で作りましたと。この委員会でも、地元が足湯をつくってほしい、清掃は私たちがやりますと確約を得ていると市は議会へ説明してこの事業を進めたわけです。ところが、清掃はわずか数回、地元の利用者もわずか。当初の説明と食い違ってありますが、どういうことでしょうか、お尋ねします。

○議長（森 清孝君） 建設部長、樋川博久君。

[登壇]

○建設部長（樫川博久君） 当初の計画から食い違っているんじゃないかというご質問だと思います。

今、このポケットパークに限らず、観光戦略としまして森まち事業やらさくらの里づくり、いろんな展開をしているわけですが、地元への協力、市民力を生かすという点では、私たち一生懸命働きかけてはいるんですけれども、なかなか市民の方の積極的な動きまではつかめていないというのが実情でございます。

この件につきましても、このポケットパークにつきましても、何とか盛り上げてほしいという気持ちでいっぱいなんですけれども、結果といいますか、実情としては今お話しした内容ということでは得ない状況でございます。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） 最後に、私はこのポケットパーク足湯について、とめる、とめないの議論はこの場ではしません。なぜなら、とめるも税金、続けるも税金ですので、判断するのは江頭市長です。

ただ、過去に江頭市長は、アンケートの結果、賛成が多かったから足湯は続けると議会で答弁されています。たしか木下議員の一般質問のときだったかと思いますが。しかし、アンケートの実施方法に疑問があります。足湯のところにアンケート箱を設置したり、役所だけに置く方法が、広く意見を聴取したことになるでしょうか。それこそ、お得意のフェイスブックに、とめるに「いいね」、続けるに「いいね」を押してもらおうとか、また、今月の「広報きくち」に絵はがきやクーポン券をつけれるなら、アンケートはがきをつけて、もっと広く市民の意見を聞くことができるのではないのでしょうか。

今回の足湯の質問については、正直、調査期間が不十分でした。なぜなら、情報公開請求で閲覧しただけでも段ボール4箱分ありました。とりあえずは、今回の質問で、ポケットパーク足湯の不都合な真実の一端を市民の皆さんに知っていただきたいと思い、一般質問いたしました。今後は、あす、この足湯の件で一般質問される木下議員とも協力して、さらに調査をして再度、一般質問したいと考えています。

私は3年前の市議会議員補欠選挙の広報チラシに、座右の銘は「天網恢恢疎にして漏らさず」と書きました。天が悪人を捕らえるために張りめぐらせた網の目は粗いが、悪いことを犯した人は一人も漏らさず取り逃がさない。天道は厳正であり、悪いことをすれば必ず罰を受けるとの意味であります。

今後も、市民に説明のつかないような事業をしてはいないか、市民の税金が無駄

遣いされていないか常にチェックし、菊池市の未来を託された代表の一人として、これからも問題提起していくスタイルを貫く覚悟であります。

以上で私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（森 清孝君） ここで10分間休憩します。

休憩 午前10時47分

開議 午前10時56分

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、大賀慶一君。

[登壇]

○12番（大賀慶一君） 皆さんおはようございます。議席番号12番の大賀慶一でございます。昨夜からの大雨は、市民の皆様方にも大変眠れない夜を過ごされた方もいらっしゃるのではないかと考えております。幸いにいたしまして、今のところ大きな災害もないということで、安心をしておりますが、今後、大きな災害にならないことを祈りつつ、一般質問を行いたいと思います。

それでは最初に、地域の福祉についてお尋ねをいたしたいと思います。

皆さん既にご承知のように、今や我が国の人口の状況は、まさに超高齢化社会に突き進んでおります。特に本市のような中山間地を持つ地方の自治体はその傾向が極めて早く、顕著にあらわれております。

先日、執行部から配付されました本市の高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第6期について記載されております内容を拝見してみますと、本市の人口は平成37年に4万5,066人となり、平成26年よりも10.7%の減少で、一方、65歳以上の高齢化率は一貫して上昇を続け、平成37年度は35.8%と、本市の人口の3人の1人の方という高い高齢化率となります。

65歳から74歳である前期高齢者の割合は、平成33年度まで急激に上昇するものの、その後は下降に転じます。しかし、75歳以上の後期高齢者の割合は平成33年度まではほぼ横ばいで推移しますが、その後、一転して増加し、平成37年には19.8%と、実に本市の5人に1人が75歳以上の後期高齢者となるとされております。そのような現状を踏まえてみますとき、本市の高齢者の福祉についての課題は大変数多くあると思いますが、今回は地域の福祉を支えていただいている民生委員さん、児童委員さんの問題と、高齢者の生きがいを見出す就労や地域活動への参加に絞って質問をいたしたいと思います。

まず1点目に、民生委員の役割は、高齢化率が増加するとますます増加、増大す

るものと思いますが、執行部は民生委員の役割をどのように認識されているのでしょうか、お尋ねいたします。

2点目に、現在、また将来を見据えた民生委員の数は、高齢者や障がい者の方の実情に応じて十分だとお考えでしょうか、執行部の認識はいかがでしょうか、お尋ねをいたしたいと思います。

次に、高齢者の地域への参加について、3点お尋ねをいたしたいと思います。

まず1点目、定年後や自営業の方がリタイヤされた後、長い人生で培われた経験や技術を発揮し、自己の生きがいづくりにつなげ、社会に対して関心を持っておられる方は数多くおられます。そこで、地域活動への参加意識が高い高齢者の力を活用していくべきだと考えます。執行部のご見解はいかがでしょうか、お尋ねをいたします。

2点目に、高齢者の雇用についてお尋ねいたします。

年金の支給開始が段階的に引き上げられ、65歳からの支給になりましたが、国は2006年に高齢者雇用安定法の改正で、平成25年以降は65歳までの雇用を企業に義務づけておりましたが、本市における企業はどの程度実施をされているのか、お尋ねをいたします。

3点目、就労意欲のある高齢者の支援策として、情報の提供やセミナー、あるいは職業訓練などについての本市の取り組みはどのように行われておりますでしょうか、現状と今後の取り組みをお示しいただきたいと思います。

以上、お尋ねしまして、1回目の質問といたします。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） おはようございます。

まず、1点目の民生委員の役割についてでございますが、民生委員は民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域におきまして常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に務める方々でございます。児童福祉法に定める児童委員を兼ねております。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配事などの相談、支援等を行います。また、一部の児童委員は、児童に関することを専門的に担当いたします主任児童委員の指名を受けているところでございます。

民生委員・児童委員は、みずからも地域住民の一員として、それぞれが担当する地域において、住民の生活上のさまざまな相談に応じまして、行政へのパイプ役としての役割を果たすとともに、高齢者や障がい者世帯の見守り、安否確認などにも

重要な役割を果たされております。

2点目の民生委員・児童委員の人数につきましては、全ての市町村において一定の基準に従いその定数が定められておりまして、本市では熊本県条例によりまして定数109名と定められております。

平成28年12月の一斉改選を控えまして、熊本県より本年3月に定数増減の意向調査が参りました際には、民生委員・児童委員の皆様方から定数変更のご意見はありませんでした。また、市民の皆様からも定数のご要望についても伺っておりますので、現在のところ人数的には足りていると考えております。

しかしながら、民生委員・児童委員は1人で複数の担当地区を持たれている方もおられますので、そしてご負担もおかけしているは深く認識しております。今後、高齢化の進展により見守り対象者がふえるなど、活動に困難が生じるようであれば、民生・児童委員の委員選出にご協力をいただいております区長とも協議させていただくように考えております。

次に、高齢者の活用についての見解と支援状況につきましては、まず、老人クラブでは清掃、美化作業や地域の子どもたちとの交流、ひとり暮らしのお年寄りや施設への友愛訪問など、地域貢献活動に積極的に取り組まれておりまして、その活動に対しまして、市より補助金を交付して支援をしているところでございます。

また、シルバー人材センターの活動に対しましては、高齢者の就労機会を確保し、生きがいづくりや社会参加を進めるために、運営経費の一部を補助しているところでございます。平成27年4月現在のシルバー人材センターの登録会員は397人、平成26年度の実績といたしまして、契約件数が3,298件、契約金額は1億3,785万円となっております。高齢者の皆様が元気で生き生きと暮らせるよう、生きがいづくりや健康づくりの促進を図るため、今後も老人クラブ活動やシルバー人材センターに対する運営支援を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） それでは、私のほうからは雇用法の改正後の65歳以上の雇用の状況と、労働意欲のある高齢者の方々への情報提供の状況についてお答えさせていただきます。

まず、65歳以上の方々の雇用をしている市内の事業所数と雇用者数ということでございますが、市のほうでは把握ができておりません。管轄のハローワーク及び県地域振興局内のジョブカフェ並びに一般財団法人のさわやか長寿財団などで聞き取りを行いました、事業所が直接雇用をされたり定年後に再雇用されるケースが

多いということでございまして、実態といたしては把握ができていないということ
でございました。

しかし、高齢者でございまして、心身ともに健やかで労働意欲のある方々が多
くいらっしゃいますので、就業先は警備や清掃業務、調理補助など職種は限定され、
積極的に新規に受け入れる事業所は少ないのが現状のようでございます。

現在、高齢者の方々への就業支援といたしましては、国、県などの関係機関から
の個別の相談が行われておりますが、今後は関係機関からの情報収集を行いながら、
広報等により周知を行うなど支援を実施してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 大賀慶一君。

〔登壇〕

○12番（大賀慶一君） 部長の答弁で、民生委員さんの数については今のところは足
りているというふうな言葉でしたけれども、将来的には増員することもあるとい
うことでございます。これは実際活動していらっしゃるのが民生委員さんですから、
その方々の意見をよく聞きながら、それに対応していただきたいと思っております。

また、高齢者の雇用につきましてですが、今65歳と言われましても、非常に6
0歳を超えても元気な方がたくさんいらっしゃいますので、できるだけそういうよ
うな雇用を本市の企業に働きかけていただくなればと思っております。

それでは、再質問をいたしたいと思います。

高齢福祉を初め、地域の福祉の充実を図るためには、民生委員さんの役割は極め
て重要であると思えます。しかし、最近、地域によってはなかなか手が足りない
というところがございます。本市におきましても、なかなか定員までに満たなかった
というのが、民生委員さんがつい最近定員に届いたという話も伺っております。人
選に大変苦慮されております。今後も、ますます民生委員の人選については、深刻
な状況も予想されると考えます。

そこで、お尋ねいたしますが、1点目に、民生委員の活動費の環境整備について
の現状と対策について、執行部はどのように認識をされているのかお示しをいた
だきたいと思います。

2点目に、個人情報の保護の視点からだと思いますけれども、民生委員さんに対
して情報の制限があるという意見も伺っております。活動される上において、的確
な市からの情報提供が十分行われることも大変必要なことでございますので、その
点についてお伺いをいたしたいと思います。

次に、高齢者雇用について3点お尋ねをいたしたいと思います。

1点目に、本市の高齢者の雇用で中心となって活動されておられるのが、先ほど

部長のほうから答弁がありましたシルバー人材センターでございますが、一般に野外労働的な仕事が多いと思っております。しかし、登録される方の中には、ほかの技術的な面とか、学問的な面で秀でた方もたくさんいらっしゃると思っております。そういう雇用の充実の面からも、市民のニーズに応えるためにも、登録されている方々を幅広く活用していただくような、市民へのわかりやすいPR活動が必要ではないかと思っております。すばらしい能力や技術、体験を生かせるような高齢者の活用を促すシルバー人材センターの、より一層の充実が必要ではないかと考えておりますが、いかがお考えでしょうか。

2点目に、年間におきましては数多くありますが、本市のイベントにおけるスタッフとしての高齢者の人材活用をどのように考えておられますか。来年は米・食味分析鑑定コンクールの国際大会や、ボートのマスターズ全国大会など大きな大会も本市で開催されます。スタッフとして、また専門的な知識を生かせるような立場としての活用も考えられると思いますので、今後、高齢者が生きがいを感じられるような登用をどのように考えておられるのでしょうか、お尋ねをいたします。

次に、3点目に教育現場における高齢者の活用についてお尋ねをいたします。

高齢者と子どもたちの触れ合いは、お互いに精神的にも癒やされると思っております。体験談を伝えたり、あるいはまた伝承遊びを学ぶ機会など、さまざまな場が考えられると思いますが、今後も学校現場での一層の高齢者の活用をつくっていただきたいと思います。教育委員会はどのようにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

〔登壇〕

○健康福祉部長（木原雄二君） まず、1点目の民生・児童委員の活動費でございますが、これは民生委員法によりまして、給与等は支給しないものとして無報酬となっております。しかしながら、委員活動に際しましては通信費、あるいは交通費等の経費が必要なため、熊本県から個人に対して年額5万8,200円が事務経費として支給されております。また、菊池市からは菊池市民生児童委員協議会連合会に対しまして、本年度1,308万円の補助金を交付しまして、協議会活動の支援を行っているところでございます。

次に、2点目の民生委員・児童委員の活動につきましてでございますが、民生委員さんたちは守秘義務というのがございます。しかしながら、現在のところ民生委員・児童委員の皆様方へは、年1回担当地区の世帯名簿情報を提供いたしまして、日ごろの見守り活動等に活用していただくようにということで、年に1回出しているところでございます。

次に、シルバー人材センターでは高齢者それぞれがお持ちの技能や経験を生かした得意な業務を行うだけではなくて、新たな知識や技能を習得できるよう支援して働ける場所を拡大しておられます。特に今年度は調理スタッフ講習を実施いたしまして、給食サービス会社や福祉施設などの調理スタッフなどへの就職へつなげていくとお聞きしております。また、高齢者活用・現役世代サポート事業に取り組み、事業所等における新規の受注拡大を図っていく計画がなされております。さらに、就業機会の拡大を図るため、誘致企業等を訪問したり、各種集会に出向くなどの役割を担う就業開拓員を募集中とのごことでございました。そのほかに、会員拡大や就業機会の拡大の取り組みといたしまして、センターの会報、あるいは会員募集のチラシ、県シルバー人材センター連合会主催の各種技能講習会の案内文を全世帯に配布されますので、市といたしましても積極的に協力していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） それでは、私のほうからはイベント等の参加についての活用についてお答えいたします。

各種イベントに対しまして高齢者の皆様の活用状況というご質問でございますが、まず、軽トラ朝市や菊池の秋まつりでは、道路の交通規制を行うなどのため、進入禁止の看板とともに周辺地域の皆様にご協力をいただきながら、各イベントの安全かつスムーズな運営のため車の誘導、案内等をお願いしているところでございます。

また、お祭りとして一番大きいところでございますが、本年で30回目の開催を数えます菊人形菊まつりにつきましては、菊まつり推進委員会の二十数名の会員の皆様が、既に開催に向けて菊づくりに取りかかっておられるところでございます。会員の個々の皆様の拝見いたしますと、平均年齢は78歳、最高齢は86歳、大変ご高齢の皆さんがご尽力をいただいております、会場を彩る約3,000点の大菊や小菊、懸崖や菊人形は、この会員の皆様が丹精込めて一生懸命育てられた作品であると感じているところでございます。

この菊まつりは、ご高齢の皆様のお力を抜きにしては語れるものではございません。今後も多くの皆様方のご協力とともに、会員増加のために募集活動を行ってまいりたいと考えているところでございます。

しかしながら、一定規模の大きなイベントとなりますと、専門的な対応や関係団体との調整等が必要になることがございます。このために業務スタッフや駐車場、交通誘導案内等につきましては、実行委員会及び市職員、専門の警備会社への委託により運営することが望ましいのではないかと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） それでは、私のほうから高齢者と教育現場とのかかわりということについてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、ご質問は、高齢者の方々がお持ちのすぐれた特技とか労働意欲、こういったものを学校行事などの中に生かせるような機会はないかということだったと思います。教育委員会としましては、教育振興基本計画の中で「菊池の人、文化、自然を愛する心の育成」という重点事項としまして、「地域の環境・人材を活用した豊かな体験活動の推進」ということを掲げております。

それでは、ここで活動の状況をお答えしたいと思います。

高齢者の方々に現在、参加ご協力いただいております学校教育活動としましては、本の読み聞かせ、それから赤ペン先生や個別指導などの学習支援、田植えや稲刈りなどの農業体験、交通安全見守り、調理や裁縫、昔遊びや地域の伝統文化活動の指導、花植えや除草などの美化作業などがございます。また、このほかに退職校長会では、夏季休業中の学習指導、それから学力向上研究発表時の応援や指導、さらには高校入試に向けた面接指導などにご協力をいただいているところでございます。

また、先ほど議員から全日本マスターズの話も出ましたが、教育委員会では年間主催事業としまして10件ほどのスポーツイベントがございますけれども、こういう大会をする際には非常にスタッフの力というのが大きいわけございまして、特にボランティアの確保というのが重要な課題となっております。

現在、教育委員会としましても、このボランティアにつきましては、登録制度の確立のために前向きに検討をしていきたいというふうに考えておりますので、この中におきます高齢者の登録、ご活躍、そういうものも十分検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 大賀慶一君。

[登壇]

○12番（大賀慶一君） それぞれにまだまだ高齢者の方、元気で頑張られるよう、ぜひいろいろな面で登用を考えていただきたいと思います。

先日、旭志の12名の民生委員さんとお話をする機会がございました。定員は15名だそうですが、その中で、率直なご意見を伺いましたところ、基本的なことは行政も、地域の住民も、民生委員さんに対してもっと理解をしてほしいというのが第1点目でした。例えば、地域で活動する場合、区長さんとの情報の共有

が欠かせないのですが、民生委員と区長の連携をより深めていくために、市の積極的な後押しや仲介が欲しいとの意見や要望がございました。皆さん、本当に誇りと責任と社会奉仕の精神をしっかりと持って常に住民の立場に立った民生委員活動をやっておられます。私は本当に感銘をいたしました。

しかし、ほとんどの方がまだまだ現役で仕事もされております。多忙な中で、少なくとも月に15日、多い人は25日以上も民生委員としての地域の活動をされております。非常に大変な仕事でもございます。避難勧告時や災害の発生時なども、全員の方が対象の全家庭を見回られているということもお聞きしました。

このように、我々の目に見えないような細やかな活動もなされております。また現在、旭志の民生委員の方々は、夜の時間を割いて太鼓の練習をされ、民生太鼓として地域のいろいろなイベントや慰問活動をされるなど、積極的な啓発活動もされております。先ほども申しましたが、今後、高齢化社会が進むにつれて民生委員の活動状況はますます多忙になってくると思われます。さらには、民生委員の人選がますます難しくなってくることも考えられます。

そこで、活動に対しての理解を深めるとともに、経済的な面での支援を充実することなどにより、なり手不足を少しでも解消することが大事ではないかと私は考えております。また、高齢者の雇用につきましても、まだまだ生きがいをづくりをしていただきたいと思いますっておりますが、最後に、これまでの総括としての市長のご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

〔登壇〕

○市長（江頭 実君） 大賀議員のお尋ねの民生委員・児童委員の役割に対する認識ということでございます。

本市の民生委員・児童委員の皆様におかれましては、民生委員法でうたわれています社会奉仕の精神にのっとり、行政とのパイプ役としての活動や、日常での家庭の訪問活動を通じまして、私どもの福祉政策実現の上でなくてはならない、本当に重要な役割を担っていただいております。また、それだけではなくて、今ご紹介あったようなイベントのボランティアですとか、それからサロン活動、あるいは命のバトンの普及、あるいは大雨・台風時の避難の呼びかけなど、本当にさまざまな局面で貢献をいただいているわけでございまして、本当に常日ごろ心からの敬意と感謝の気持ちでいっぱいでございます。また、そうした多様な業務に対しまして、大変限られた手当や補助のもとで活動されていらっしゃるということに対しまして、本当に地域愛なしではできないことだというふうに思っております。こうしたご労苦に対しましては大変頭の下がる思いでございます。

今後につきましても、こうした皆様の活動をよく熟知して、関係機関と連携しながら感謝の念を持って必要なご支援を全力でやっていきたいというふうに思います。
以上でございます。

○議長（森 清孝君） 大賀慶一君。

[登壇]

○12番（大賀慶一君） とにかく民生委員さん方は本当に一生懸命やっておられますので、市のご配慮をよろしく願いしておきます。

次の質問に移ります。

有害鳥獣対策の取り組みについて。

これまでに有害鳥獣といいますと、イノシシや鹿、鳥などが一般的に知られております。本市の作物等の被害も増加の一途でございます。今後もぜひ有害鳥獣被害の減少に取り組んでいただきたいと思います。

今回は野犬の駆除についてお尋ねをいたしたいと思います。

ことしの春先でございましたが、一住民の方から旭志地区に野犬が増加しており、何とかしてほしいというお話を聞きました。その後にも数名の方からお話を伺いましたところ、畑で1人で仕事をしているとき、数頭の野犬が近づいてきて車に逃げ込んだとか、トラクターに飛び乗ったなど危険な状況についてもお話を伺いました。中には、個人的に猟師の方をお願いをして駆除を頼んだという話まで聞きました。私は、そのときすぐに市の関係部署をお願いをしたところ、早速、猟友会の方に呼びかけていただき、第1回目の駆除をしていただきました。素早い取り組みに感謝をいたしております。

その後、市の説明では三、四頭が捕獲されたと伺っておりますが、現状としてどのようなことがありましたでしょうか、お尋ねをいたしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

平成27年2月上旬に旭志の片川瀬、並びに大迫周辺におきまして野犬の目撃情報がありまして、人的被害が想定されましたために、旭志地区全域におきまして防災無線放送により住民の皆様への周知を行うとともに、旭志小学校、近隣保育園に対しまして注意喚起を行っているところでございます。

さらに、菊池市有害鳥獣捕獲隊旭志班に対しまして銃器での捕獲を依頼いたしまして、あわせて菊池保健所並びに市環境課と連携いたしまして捕獲箱の設置を行っているところでございます。その後、10頭前後の群れが二、三グループあるとの情報によりまして、旭志班のみでの銃器及び捕獲箱での設置では捕獲は困難である

との、旭志班長からの報告と一斉捕獲の依頼がございましたので、平成２７年３月６日に、市有害鳥獣捕獲協議会の班長会議を行いまして、市捕獲隊各班それぞれ２名から３名の隊員を動員いたしまして、一斉捕獲を行うことを取り決めたところでございます。

平成２７年３月１２日に隊員２５名の参加によりまして、野犬が頻繁に出没している地点を重点的に実施したところ、３頭の野犬の捕獲が行われたということでございます。

○議長（森 清孝君） 大賀慶一君。

[登壇]

○１２番（大賀慶一君） その後の捕獲の後にも、先ほど部長もおっしゃいましたように、幾つかの群れがあるということで、危険な状態が続いているというお話も伺っております。以前から旭志地区には、野犬に子牛が襲われたり、あるいはまた、豚が襲われたとの被害はよくあっておりました。しかし、今回数名の方が襲われそうになったと、非常に恐ろしい思いをされております。私が最も心配するのは、通学や遊んでいる子どもたちへ被害が及ぶことです。一人でも被害に遭ったら取り返しがつきません。作物の被害は大きな問題ですが、人的な被害は比べ物になりません。

市は、安心・安全なまちづくりを目指されておりますが、今後どのような対策をお考えでしょうか、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） 今後の対策でございますが、今後は目撃情報がございました出沒箇所を航空写真等で記録いたしまして、出沒エリアで定期的なパトロールを行いますとともに、広報等によります啓発、また過去の被害状況を参考にいたしまして、被害が発生する前に捕獲を行う予察捕獲を実施いたしまして、人的被害を未然に防ぐよう、最優先に予防対策の強化に努めてまいりたいと考えております。

また、平成２７年度におきまして、駆除対策費といたしまして報償金８３万５，０００円、委託料１５０万８，０００円、総額の２３４万３，０００円を計上しておるところでございます。さらに今回の補正で、わなの購入費をお願いしております。今後も、目撃情報等あった場合は、菊池市有害鳥獣捕獲隊のご協力を得ながら、銃器及びわなにより迅速、効果的な捕獲を実施してまいりたいと考えております。

○議長（森 清孝君） 大賀慶一君。

[登壇]

○１２番（大賀慶一君） わな、あるいはまた銃器等での捕獲を早目にお願いしたいと思います。駆除に際しましては、何と申しましてでも猟友会の方々の協力が最も必要

なことでもございます。最近また猟をする方も非常に減っているということで、なかなか人数を集めるのに苦労するというお話も伺っております。猟をする方は銃器の保管や、あるいはまた講習会、犬の飼育などや弾代にも多額の費用がかかっております。

そこで、本市としても、これまで以上に猟友会への支援も行っていくべきだとは思っております。従来は鹿やイノシシ等の有害駆除におきましても、しっかりと対策をとっていかなければ中山間地の農業にも大きな打撃が考えられますので、猟友会への補助や支援を積極的に行っていただきたいと思いますのですが、どのようにお考えでしょうか。市長、ご答弁よろしく申し上げます。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 大賀議員の有害鳥獣対策に対する取り組みというご質問ですが、菊池市の有害鳥獣捕獲隊に対する補助金でございますけれども、捕獲実施に伴う委託料、捕獲実績に対する報酬金など毎年度計上しまして、有害鳥獣捕獲隊のご協力をいただき、捕獲促進に努めているところでございます。

昨今の足元を見ますと、被害も目立っておりますので、今後、被害が増加する傾向であれば補助金等の予算面についても状況を見きわめながら、捕獲回数を増やすなど対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（森 清孝君） 大賀慶一君。

[登壇]

○12番（大賀慶一君） よろしく願いしておきます。

それでは、次の質問に移ります。

国道325号とその沿線についてお伺いをいたしたいと思います。

この数年における我が国の経済成長は、徐々にではありますが、回復しつつあると言われております。特に大都市においては、企業の業績は目に見えて成長しているように感じます。しかし、地方においては、なかなか景気回復の実感はございません。そのような中で、5年後の東京オリンピック、パラリンピックに向けての景気の回復が、私は一つのきっかけになるんじゃないかという期待を持っております。景気が上向くにつれまして、人の動きや物流の動きが活発になってまいります。

今後、本市においても、景気の回復に応じるようなさまざまな対策を講じることが、的確に時代を捉える意味においても必要があるのではないかと思います。今回その1点として、本市の大動脈でございます国道325号とその沿線についての取り組みについて質問をいたしたいと思います。

現在、森北交差点から大琳寺交差点に向けて4車線化が取り組まれており、着々と事業が進められております。先日、県の振興局に伺いましたところ、グリーンロードの交差点から大琳寺交差点までの3.6キロについては、平成21年度から事業化を行っており、このうち森北交差点から2.3キロについては平成25年度から用地を先行し重点的に取得していくとのことでございます。工事につきましては、一定区間の用地が取得できれば、現道の交通安全上、事故等が発生している箇所を優先的に着工していくとのことでした。また、平成26年度の用地取得率は20%ということで、今年度から一部工事に着手したいとのことでした。本市の将来に向けて、国道325号の完全な4車化が熱望されておるわけでございます。早期の完成に向けて質問をいたしたいと思います。

1点目に、大琳寺交差点から七城町台に向けたルートについては、随分長い間議論がされてきたんじゃないかと思っておりますが、本市としてはどのように計画がなされておりますでしょうか、お尋ねいたします。

2点目に、本市の玄関口としての325号の活用についてお尋ねいたします。

まず、本市の今後の活性化に大きく影響すると思われます国道325号に造成されております菊池テクノパークのその後の整備状況と、企業誘致の現状はどのようなになっておりますでしょうか、お尋ねいたします。このことについては、3月議会でもお尋ねをしたところでございますが、その後の進展はあったのでしょうか。

次に、325号は本市の大動脈であり、本市経済に大きな影響をもたらす道路でございますが、また、熊本空港、JR大津駅、高速道路益城インターからの本市へのアクセス道路として極めて重要な道路でございます。国内外から本市を訪れる多くの人が国道325号を利用しております。

今後、熊本空港の国際化が進むにつれて、本市を訪れる外国人観光客も増加すると思われます。それに伴い、本市の南の玄関口であります旭志道の駅において観光客の増加も考えられると思いますので、道の駅のトイレの整備や案内表示に外国語を取り入れるなどの実施をするとともに、また、今後県の防災拠点としての活用も考えられると思いますので、道の駅の拡張も必要ではないかと思っております。執行部は道の駅の拡張工事についてはどのようにお考えでしょうか。

以上、お尋ねをいたします。

○議長（森 清孝君） 建設部長、樫川博久君。

[登壇]

○建設部長（樫川博久君） それでは、お尋ねのことにつきまして、道路整備状況についてのみ先にお話をさせていただきたいと思っております。

先ほど議員のほうからお話がありましたように、県の動きにつきましては、先ほ

ど議員おっしゃったとおりでございます。それから、大琳寺交差点から七城の方面へどういうふうにつないでいくかというお話でございましたけど、これについては、なかなかここでどういうふうにするということを申し上げることはできません。といいますのが、まだ菊池市、それからつながる流通の路線として全面を4車線化したほうがいいのか、それとも大琳寺木庭橋線、それから国道325号へつなぐ2車線に分けたほうがいいのかということで、非常に微妙な状況でございます。これにつきましては、県の土木と一緒に、今勉強会をしております。それぞれの情報を交換しながら、菊池市にとって一番いい方法をいろいろ模索しているところでございます。

それから、道路整備にかかわるということで、菊池テクノパーク内の市道工業団地線の進捗状況について、ここで述べさせていただきます。

現在、道路整備に係る用地交渉を終えまして、工事発注の準備を進めているところでございます。これでアクセス道路が一応そこで完成するということになると思います。

それから、3点目の道の駅旭志の拡張についてでございます。

これも議員よくご存じで、将来、防災機能を持たせた防災拠点として整備するという国、あるいは県の方針があるそうでございます。聞き取りましたところ、その計画に基づいて進めているということでございました。防災倉庫、それから自家発電設備、防災対応型トイレなどを現在検討しているということですけれども、今回に限っては駐車場敷地の拡張計画はございませんとの回答でございました。

トイレの改築は計画されておりますけれども、現在あるトイレにつきましては、旧旭志村においてつくられたものであるために、それを扱うということになると解体、その他は菊池市の負担で行うことになると思います。

さらに、外国人向けの案内表示についても県のほうに要望して提案していきたいとは、その勉強会の中も含めて進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） それでは、私のほうからは菊池テクノパークの誘致状況についてお答えさせていただきます。

これまでの県における企業誘致状況について確認いたしましたところ、数社からの問い合わせはあっておりますが、中には立地候補地として現地を視察される企業もございましたが、現時点では立地が現実となっている企業はない状況ということで報告を受けております。また、本市のほうにおきましても同様の状況でござい

す。

本市といたしましても、積極的な誘致活動を進めるのはもちろんのこと、本市の誘致の方向性といたしまして環境に配慮した電気自動車や、燃料電池等の環境関連分野、企業農業参入の高まりを背景といたしました食品関連分野、さらには世界的な高齢化に伴い、今後高い成長が期待できる医療・介護機器関連分野等に対し、県とさらに連携をいたしまして、積極的に誘致を展開してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 大賀慶一君。

[登壇]

○12番（大賀慶一君） いずれにしても、これらのことは県との連携といえますか、そういうのが非常に重要なことだと思っておりますので、綿密な連携、勉強会を開催されているということでございますので、期待をいたしております。

次に、菊池テクノパークについて、もう1点お尋ねしたいと思いますのですが、非常に菊池テクノパークについては私たちも期待をいたしているところでございますが、まだ今のところ決まったようなお話はお聞きできませんでしたが、このテクノパークへの企業誘致に関して、本市としての税制面などの優遇措置も重要なことではないかと考えております。

1点目に、その優遇措置についてはどのように考えられているのか、お尋ねをいたしたいと思います。

また、2点目に国道325号沿線において、特に旭志地区においての新たな企業や店舗の誘致を図るためには、沿線の農振地の除外については非常に旭志村のときから切望されておったと思いますが、なかなか実現できませんので、その点いかがお考えでしょうか、お尋ねしたいと思います。先日の新聞報道によりますと、国も農振地の除外については若干緩和する方向であるというようなお話もあっておりますので、期待をしているところでございます。

3点目に、先日、熊本県は本年9月より台湾高雄市との熊本空港への週3便のチャーター便を決定したとの発表がありました。今後は香港との定期便を決定したとの報道がありました。今後は、香港とのチャーター便の実現にも取り組まれていくということでございます。韓国との定期便に加えて、本県への外国人観光客の誘致に大きく前進をしたのではないかと考えております。

本市は、熊本空港や大津駅からの利便性もよく、また温泉、農産物、菊池溪谷などの観光資源も豊かでございます。この機会を捉えることが本市にとっても大きなビジネスチャンスではないかと私は思っております。

そこで、熊本空港、大津駅、旭志道の駅を経由しての菊池市街地へのバスの運行を図っていただきたい。そして、国内外からの本市への観光客の誘致を積極的に計画すべきだと私は思っております。つきましては、まず、この空港、大津駅、道の駅を経由してのバスの試験的な運行を考えてみてはいかがと提案いたすところですが、いかがお考えでしょうか。

4点目に、道の駅の物産館についてのお尋ねでございますが、先ほどお尋ねしましたが、道の駅の拡張については、今駐車場については考えていないということでございましたが、トイレは改修していただけるということで大変ありがたく思っております。

今後、先ほど言いましたように、熊本空港の国際化に伴い、外国人観光客や国内の観光客に対応できるような、大型バスのツアー客を受け入れ可能なレストラン等を整備し、物産館の館内での外国人向けの表示やお土産を充実させ、ツアー客の買い物にも対応できるような物産館を念頭に改修、拡張のお考えはありませんでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） それではまず、テクノパークの市の条件について、優遇制度についてお答えしたいと思います。

本市独自の優遇制度といたしましては、市企業誘致促進補助金及び市工場設置奨励条例を整えております。具体的な内容といたしましては、市企業誘致促進補助金は2つの補助がございまして、用地に対する補助につきましては、取得価格の30%の補助率となっており、限度額が2億円となっているところでございます。もう1つの補助につきましては、雇用に対する補助でございまして、従業員の1人当たりに対しまして30万円の補助を交付し、限度額が600万円となっているところでございます。

次に、市工場設置奨励条例については、投下固定資産総額が3,000万円以上の場合には固定資産税の3カ年の課税免除となっております。つまり、本市に進出し、それぞれの要件を全て満たせば2つの補助金を受けることができ、税制面でも優遇されるということになっているところでございます。これにつきましては、県内でもトップクラスの優遇制度となっており、新たに進出される企業、さらには既に立地していただいている企業からも高く評価されているところでございます。

次に、議員お尋ねの国道325号沿いの農振の除外についてでございますが、国道325号の農地につきましては、県営護川畑地帯総合整備事業で整備されました優良農地が一带に広がっているところでございます。この事業で整備された農地及

びその周辺の土地は農用地区域から除外する場合は、要件の一つでございます農地転用の判断基準「良好な営農条件を備えている第1種農地」と判断されていることから、原則といたしましては農地転用の許可をすることができないこととなっているところでございます。ただし、流通業務施設や休憩所、給油所、第1種農地例外規定としての施設種別の要件も定められておりますので、現在営業されている店舗、施設につきましては、この要件に該当し、農業振興地域の整備に関する法律、農振法に基づき農用地区域から除外が認められているところでございます。

したがいまして、農用地区域からの除外につきましては、農振法に定めます除外要件に加え、この第1種農地の例外規定にも適合する必要がある場合がございますので、今後も個別の除外案件がございますならば、関係機関と協議をしてまいりたいと考えているところでございます。

次に、施設整備でございます。

まず、国外からの観光客の誘致についてお答えさせていただきます。

議員おっしゃいましたとおり、台湾の高雄からの定期便就航に伴いまして、空港から道の駅を通るようなバスの運行の試行はということでございます。

今回、定期便就航によりまして、台湾からのお客様がどのような行程、交通手段で空港から移動されるのか、現在のところははっきりしていないところでございます。ツアーのお客様でございますならば、貸し切りバスが考えられますし、個人であればレンタカーなどの2次交通手段として考えられますが、現段階では台湾の旅行会社が企画しますツアーによるものが多くを占めているところでございます。貸し切りバス利用がメインではないかと考えているところでございます。

市単独並びに周辺の地域との合同でのバスの運行につきましては、こういう現状を踏まえますと、ちょっと厳しい状況ではないかというふうに考えております。

また、物産館におきます外国人観光客への対応といたしましては、案内や商品の説明の多言語表記化やスタッフのコミュニケーション能力につきまして、多くの課題があると考えております。今後は、台湾を初めまして、インバウンド観光誘客を進めていくに当たりまして、県の交通政策課や旅行会社など情報収集に努めてまいりますとともに、本市へのアクセスや受け入れ体制の整備、また菊池観光や物産の提案をするなど、さまざまな角度から検討していく必要があると考えております。

また、外国人観光客への対応につきましては、今後ますます増加の傾向ということでございます。多言語表示の必要性を強く感じております。そうしたことから、各物産館におきましても、できるだけ早急に対応していただくようお願いしてまいりたいと考えております。

次に、旭志ふれあいセンターほたるの里でございますが、この設備の拡張という

ことでございます。これまでに食彩館や精肉コーナーの拡張などにつきましては必要な整備を行ってきたところでございます。現時点におきましては、施設の拡張等につきましては予定をしていないところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 大賀慶一君。

[登壇]

○12番（大賀慶一君） 私は、将来を見据えて事業を行っていただけることを非常に期待しております。

最後になりましたが、ちょっと市長にお尋ねをいたしたいと思います。

本市は、菊池地域で唯一人口減少いたしております。そのためには、何をすべきかということを市長もしっかり取り組んでいらっしゃいます。やはり攻めの姿勢をとっていただきたいと私は思っております。先日伺いましたところ、八代港に入港しました台湾からのお客さんが200名ほど、本市の菊池溪谷を訪れたというお話を聞きました。非常に好評でございまして、シイタケとか、そういうのがよく売れたというお話でございました。

次に、それを上回る八代港からの本市への溪谷のお客さんが見えるという、うれしい情報も伺いました。また、本市は今後また、中九州横断道路と325号との連結が本市に近い時点で行われるなということを、私は期待いたしております。そういうことを考えてみますと、本市における観光は有望な産業じゃないかと私は思っております。これを一つのきっかけにといいますか、本市の人口減少を少しでも食い止めるような方向にしていかなければならないと思っておりますが、今までお話ししました国道325号とその沿線の取り組みについて、総括的に市長はどのようにお考えでしょうか、ご見解をお願いしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ただいまの国道325号とその沿線の取り組みについてということかと思います。

国道325号は九州最大の集客力を持つ阿蘇地域と、それから熊本都市圏、そして熊本空港を結ぶ、非常に重要な路線であると思っております。さらに現在、計画中である中九州横断道路が将来開通するということになりますと、大変利便性も高まりまして、菊池市におけるさまざまな経済産業活動を支える、最も重要な幹線道路になってくるんだろうというふうに変期待しておるところでございます。

そのため、この本線の整備促進につきましては、積極的に国や県にこれまでも働きかけておりまして、早期整備について最大限の努力をしていきたいというふうに

考えております。

近々のうちに、国交省関係の副大臣もこの菊池にお招きしまして、菊池郡市の関係者で多いに勉強会及び決起大会のようなものを開催する運びでございます。

それから、沿線の取り組みということで申し上げますと、交通拠点へのアクセシビリティや高い物流能力を強みとして菊池テクノパークを今売り出しているわけでございます。ここへの企業誘致を県と密接に共同しながら、押し進めていきたいと考えますとともに、特に道の駅の物産館におきましては、議員ご指摘のように国際化をにらんで、これからの社会変動に合わせた戦略をきちっと立てていきたいというふうに考えているところです。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 大賀慶一君。

[登壇]

○12番（大賀慶一君） 市長のそういう意向をお聞きしまして、少し安心いたしました。ひとつよろしく願いしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（森 清孝君） ここで昼食等のため暫時休憩します。

午後の会議は、午後1時から開きます。

○

休憩 午前11時55分

開議 午後 零時56分

○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） 皆さんこんにちは。きょうは朝から大雨の影響で、聞くところによりますと、職員は2時、3時にはもう庁舎に出てきて対応をされていたということで、本当にお疲れさまでございます。おかげさまで被害もないということで、一安心というところです。

政治理念、菊池市民がうれしいこと。政治目標、政治をもっと近くに。判断基準、子どもたちが大きくなったときにどうなのかという3本柱で、日々の政治活動を行っております議席番号1番の平直樹です。

前回も申しましたが、この議会や議員の基本中の基本の話ですが、市民、国民の幸せを全力で考える市最高レベルの会議であるこの議会の開会日の最初に、国歌斉唱して始められたらいいなと考えております。

学校では、卒業式、入学式、そして、せんだっていろんなところで行われました運動会でも、国歌を歌ったり流したりいたします。その他さまざまな行事、節目節目には国旗掲揚と国歌斉唱をすることは、日本人として当然の行為だと思います。最近では、国立大学の入学式で歌う、歌わないなどといった問題も起こっているようです。

議会で国歌を歌うことが市のためになるのか、それが市民の幸せにつながるのかという声もいただきました。この議場にいる議員の皆さんや職員の皆さんは、税金をいただいております。そして、国民の幸せのために仕事をしています。そんな私たちが、みずから節目節目に国歌斉唱をして、国と国民のために仕事をするという決意に新たにすることは、まさに市民、国民の幸せに直結する基本的なことだと思いますし、今よりもっともっと、よりよい菊池市議会をつくっていける大切なことだと皆さんに提案しながら、最初の質問に移りたいと思います。

まず、入札についてお尋ねいたします。

この質問は、平成26年12月議会で平が一般質問をさせてもらいました続きとなります。前回のまとめとしましては、本市にある中小企業については、市が発注する工事はもとより、元請、下請があろうとも同一の守るべき、育てるべき大切な中小企業であり、そこに区別はないということ。

議長の許しを得ておりますので、パネルを出させていただきます。

[パネルを示す]

○1番（平 直樹君） そして、過去5年間、市が発注した工事を、土木、建築、そしてその他、このその他というのは管工事、電気工事などを含みます、の3つに分けて集計した結果、土木、総額約62億円、市内元請業者受注率99.5%、平均落札率が98%。建築、総額29億円、市内元請業者受注率100%、平均落札率が98%。その他工事、約93億円、市内元請業者受注率88%、平均落札率が96%ということでした。そして、そこから一体どれぐらい本市にある下請業者に仕事が回っていますかという質問に対しての答弁で、土木、建築、その他、3つの5年間の総合計と平均値が、菊池市内の業者、下請率ですね、こちらが34%であるということでした。

ここまでが前回のお話で、きょうはここからもう一歩、踏み込んだ質問をしたいというふうに思います。

前回までは、件ベースですね、何件ありましたかというものを掘り下げましたので、今回はこの高い落札率ですね、その中にある金額が実際どれぐらい菊池の下請業者に回っているのかという話をさせていただきたいと思います。

その資料をくださいというふうに私のほうから申し入れをして、そして、職員の

皆さんにつくっていただいたものを表にしたものがこちらにあります。平成21年から平成25年の合計平均、次は金額ベースです。土木工事、約62億円ですね。その98%ですから、ほぼ満額です。それが市内業者さんには約7割、そして市外業者さんへが約3割ですね。建築、約29億円あって、98%で落札されております。そして、下請工事があった場合、その割合は市内業者さんは2割を切って、市外業者さんへ81%いっております。その他管工事、電気工事は93億円あって、96%の落札率で、市内の業者さんへは40%、市外業者さんへは60%だそうです。

これを踏まえまして、まず3つお尋ねいたします。

特に市の発注する仕事において、本市にある中小企業間に不公平はありませんか。

2点目に、菊池市下請契約報告事務取扱要領にある下請報告書の目的は何ですか。

3点目に、分離発注を進める考えはありませんか。

以上、お答えいただきたいと思います。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） それでは、お尋ねがありました3点につきましてお答えをいたしたいと思います。

まず、1点目の市発注の仕事において、これは元請、下請の中小企業というふうに理解をしてよろこびますでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○総務部長（馬場一也君） に不公平感はないかということですが、元請負人と下請負人との間で交わされます下請契約につきましては、発注者であります市と元請負人が交わします請負契約と同様の請負契約であり、契約締結の際は、建設業法に従って契約を締結しなければならないということになっております。

国土交通省の建設業法令遵守ガイドラインに、1点目としまして、下請契約締結前の元請負人の下請負人に対する見積もり条件の提示、2点目、書面による契約締結、3点目、不当に低い請負代金の禁止、4点目、下請契約締結後の不当な使用資材等の購入強制の禁止などが主なものとして、元請負人と下請負人の関係に係る留意点について詳細に示されております。このことから、市が発注する工事におきましては、下請契約を締結する当事者間は合意に基づいて、建設業法に従い、公正な請負契約が交わされていると認識をしており、不公平感はないものと考えております。

2点目の下請報告書の目的についてでございますが、建設業法に元請負人と下請負人との公正な取引について定められています。したがって、本市においても

建設工事に係る元請、下請関係の適正化を目的としまして、菊池市公共工事請負契約約款及び菊池市下請契約報告事務取扱要領を定め、下請報告書の提出を求めているものでございます。提出されました下請報告書について、ガイドラインの留意点等に基づいてチェックができているものと考えております。

3点目の分離発注の考えについてですが、建設業法では、建設工事の種類は建築一式工事、土木一式工事と26の専門工事の合計28の業種によって区分がされています。建築一式工事の分離発注につきましては法的な制限はございませんが、本市においては、工事施工においてコストや施工責任が明確化できる電気工事、管工事につきましては、地場企業育成の観点からも、これまでも可能な限りにおいて分離発注を進めてまいりました。しかし、他の専門工事につきましては、独立性が低く、それぞれの専門工事での関連も強いため、施工時の工程調整、品質管理、トラブル等への責任の明確化の観点から、現段階ではさらなる細分化を行う考えはございません。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） それでは、下請報告書について再質問させていただきます。

元請と下請のチェックができていうふうに、今、答弁をいただきました。菊池市下請契約報告事務取扱要領の第2条に、「適正な下請契約の締結及び適正な施行体制の確保などについて指導するものとする。」とあります。ここでいう適正とはどういうことですか。

2点目に、この要領の第3条に、「報告書に基づく主な指導事項は次のとおりとし、必要がある場合は、総務部財政課に協議を行うものとする。」「（4）下請業者の選定について」「（5）不当に低い下請代金の禁止について」とありますが、今までこの2点について協議をされたことはありますか、教えてください。

○議長（森 清孝君） 建設部長、櫛川博久君。

[登壇]

○建設部長（櫛川博久君） それでは、お尋ねの下請契約についてのお話でございますが、まず、適正な下請契約の締結及び適正な施行体制とは、不当に低い下請金額になっていないか、もう1つは適正に施工することが可能な下請人となっているかという意味でございます。

次に、下請に係る指導につきましては、菊池市下請契約報告事務取扱要領第2条の規定に基づきまして、元請、下請関係内容表に基づきチェックを行っております。チェック項目としましては、工事明細見積書の提出に基づく下請契約の有無や、建

設業許可を有する等の法の規定を満たす下請業者の選定、代金の支払い時期、方法等が適正か確認を行っているところでございます。

なお、建設業法違反による指導事例は近年ありませんが、チェックを行うことで適正な施工体制の確保や不当な取引を抑止する効果が見込まれると考えております。

また、罰則につきましても、元請業者が立場を利用して不当に低い下請代金での取引を強要した場合等は、公正取引委員会へ措置請求ができるということになっております。

市内の下請受注率が低く推移していることにつきましては、市内、市外を問わず適正業者に下請契約が交わされているものであれば建設業法違反に当たらないため、指導には至らないものと思われまます。

このように、具体的な指導を行ったという例はございません。市内下請受注率の向上については、これまでどおり仕様書への明記や下請報告の記載事項追加などで要請を行ってまいりますので、これだけのチェックをできるだけするようにしております。具体的な例としてはございませんでしたけれども、以上の方法でチェックしているところでございます。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） 適正であるから指導はしたことがないというふうなお答えでした。

では、ちょっと角度を変えて、下請報告書ですね、先ほども示しましたが、この結果を受けて、特に市外に出ているのが建築なので、一番象徴的でわかりやすいかなと思いますが、この結果を見て適正だと思いますか。そしてまた、下請報告書の目的は達せられていると思いますか、教えてください。

○議長（森 清孝君） 建設部長、櫛川博久君。

[登壇]

○建設部長（櫛川博久君） それでは、現在の状況を踏まえまして、下請業者の選定及びこの状況につきましては非常に低いということでございますけれども、実際の状況が正当な契約のもとに行われているということのかんがみまますと、その部分についてだけ責めることは非常に難しいというふうに考えております。

今の状況が非常に低うございますので、それをできるだけ高めるように指導は行っておるところでございますけれども、今、言いましたように、いろんな自由な経済活動だとか、そういうのを踏まえまますと、なかなか請負者、元請業者に強要することは非常に難しいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） 今までの質問を確認しますと、不公平はなくて、分離発注の考えもなく、適正に行われているというお答えでございました。

データから見るとまさかの答えなので、ちょっとびっくりしていますが、ではここで、ちょっと余りにも漠然とし過ぎているので、いろいろ調べをしていくうちに、実際に今までに行われてきた工事の内容を教えてくださいというふうにお尋ねしました。そして、何工事と決めつけてやると、ちょっと悪意を感じられたらいけないので、たくさん今までの工事の中でランダムに選んでいただいて、それが入札で落札されているわけですね。その工事価格、そしてそれに積算の科目があって、そして実際に落札されているところがありますから、それを突合すればいいじゃないかというふうに思いまして、それを調べていただきました。

その中で、もちろん下請業者さんが入っていれば、それが市外か、市内か、そして金額は幾らかというふうに教えていただきました。その内容で、業者さんの名前を挙げるといけないんですけども、ある建築工事にかかわる仕事がありまして、その中で、吹きつけ、防音、外装、金属製建具、内装、金属、型枠、鉄骨、防水、シャッター、左官工事、これが市外であります。市内の業者さんとしたら、土木と鉄筋と塗装、屋根、この4つだけが市内にいて、それ以外は市外にいているわけですね。

執行部のお話からすると、落札されてそこから先は、その元請業者さんのいろんなつき合いがあるから手が出せないんだよというふうな感じかなと思うんですけども、これは民間の仕事じゃなくて公的な仕事なんですね。先ほど落札率も98%だと。そして、建築においては100%、菊池の業者さんが取られているわけですよ。なのに、菊池の下請業者さんに行く数字が余りにも低い。これは中小企業間に不公平はないというふうに言われましたが、明らかに不公平だと私は思います。

この表でいけば、この赤と青のあんばいが同じであれば公平だと思うんですよ。青の市内業者さん、赤い市外業者さんと分けたときに、元請さんは全部青くて、下請業者さんに回ったときに赤い市外業者さんにたくさん割合が出てくるというのは、これは不公平じゃないですか。どう思いますか、教えてください。

○議長（森 清孝君） 建設部長、樫川博久君。

[登壇]

○建設部長（樫川博久君） 下請業者さんについてでございますけれども、市内、市外、発注に当たっての不公平があるんじゃないかというご質問でございます。

元請業者さんが下請に出す場合には、まず、全体の工事の中で、計算をする中で、入札に臨むに当たっていろんなところから見積もりを取られます。そして、見積もりをいただいた部分について、これならば仕事ができるということでの入札ということになりますので、元請さんと下請業者さんとの信頼関係のもとに、この入札制度が成り立っているというふうに考えているところでございます。

それで、どうしても地元の方への発注をとということでお願いはしておりますけれども、先ほどの話を繰り返すことになりますけれども、採算が合うように計算をなさるわけですね。その中で、この下請業者の方なんかも決定していくわけでございますので、そこに競争が行われることだと思います。発注者側としても、そこは非常にお願ひするところではございますけれども、その参入、チャンスというのは一様に請負業者さんも下請業者さんにしても与えておられるとは思いますが、その競争が行われる段階での選定になっていくところで、下がっていくのではないかとこのように私たちは認識しているところでございます。

自由な経済活動をするということで、そこら辺の制限までかけることは非常に難しゅうございますので、現在の状況にあるものと理解しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） では、お尋ねいたします。

不当に低い下請代金の算出方法、計算式を教えてください。

○議長（森 清孝君） 建設部長、櫛川博久君。

[登壇]

○建設部長（櫛川博久君） それでは、お尋ねの不当に低い下請業者の選定にかかわる内容はということでございます。

下請業者の選定及び不当に低い下請業者の禁止にかかわる協議は、建設業法違反と見受けられますので、行っておりませんが、請負代金の算出方法、計算式につきましては、発注に当たってそれぞれ内容に違いがございまして、それぞれの判断でするところでございます。

不当に低い下請代金の定義といたしましては、通常必要と認められる原価に満たない金額となる場合などで、下請負人の実行予算や下請負人による再下請先、資材業者等の取引状況、さらには当該地域の施工区域における同種工事の請負代金額の実例等によって判断することとなっております。

このために、適正な下請金額とするためにも、元請負人は下請契約を締結する以前に、設計図書、数量、施工範囲、見積もり条件など具体内容を下請負人に提示し、

一定期間を設けた上で見積書を提出してもらうことに努め、その上で契約を取り交わすということになっております。

そういうことで、先ほど言いましたように、不当な下請金額というのは実際工事が行われないリスクがあるというような場合を不当な下請代金というふうにしているところでございます。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） 今の答弁を聞きますと、執行部側が原価計算ができていないかのような印象を受けます。執行部側は多分、原価計算はできないはずですが、それは、原価計算ができないのであれば原価割れをするかもしれないなどというような発言の根拠にはなり得ないと思いますね。つまり、原価計算ができないということは、不当に低い下請代金の計算方法は実際ないということじゃないですか。ここに書いてあって、ここがガイドラインのはずなのに、多分、認識の違いなので、これは主観なので、なかなか難しい話になると思いますが、公共事業は執行部側は余り儲からないというふうに思っているから、そういう答弁だと思うんですよ。業者側からすると、民間でとってくる仕事より公共事業のほうが儲かるんですよ。だから、下請会社が低い金額でもやるんですよ。何でかという、元請と下請の関係って絶対崩せないからなんですよ。

これが前提でありまして、あと1つですね、あと3点あります。

きょう示しましたこの数字、今回、一般質問するに当たって職員の方に調べていただきました。つまり、初めて集計されて出していただいた結果だと私は認識しております。つまり、せっかく下請報告書を元請さんに出させておきながら、実際それがどれぐらいかというような数字として把握することもなく、意味がなかったんじゃないのかなという感じを私は受けてしまいました。執行する側がまとめない数字として、やらないという意識だったら、せっかく本市にある中小企業をしっかり守っていこう、育てていこうという中小企業振興基本条例があっても、これは形骸化してしまいますし、あえて言わせもらえば、この中小企業振興基本条例は元請さんだけを守るような条例になっているんじゃないかなというふうに感じてしまいます。

でも、そうじゃないと思うんですよ。やっぱり本市にある中小企業に区別なんかなくて、市の発注する仕事においては、特になるべく本市の中小企業に仕事もお金もきちんと回したい、それが市の発展に寄与することになる、中小企業振興基本条例の第1条にそう明記されています。これは大きな仕事だけでなく、小さな仕

事でもそうです。支店、営業所、確かに認められております。でも、やっぱりそこに生活があるか、ないかというのは、しっかり配慮いただけないかと。少額のものでもそうです。そういうふうに私は考えています。

そして、今後なんですけれども、私、なぜ分離発注のことをこんなに聞くかというと、先ほどの部長の答弁でもわかるとおり、元請さんまでは言えるんだけど、下請さんまでは言えないよというふうなことを言われるから、だからこそ、じゃ、元請をふやせばいいじゃないかというふうに思うんです。それはなぜかというと、今、下請さんがされている数字を見るとわかります。調べていただければわかると思いますが、かなり安い金額でされているところもある。これが現実です。それを考えたら、その方々が元請になったら全体的な工事費が下がるはずなんです。だって、もっと安い金額で今、実際、仕事されているからですね。役所側から分離発注できないというふうに決めつけるんじゃないくて、まず、業者側へ、法的なものも含めて分離発注がその業界でできるかどうか、そして、やりたいと思うかどうかというものを含めてアンケートをとっていただきたいと思うんですが、その考えがあるかどうかをまず1点。

そして、この下請報告書というものを調べていく中で、その職員さんにいろいろ教えていっていただく中で決定的だったのは、行政が何かを立てるときに積算をしていただきます。その積算をもって予定価格というのが出るわけですね。その入札のときには、その予定価格と、そして仕様書と出されて、それに対して業者さんが入札されて落札されると、これが流れだと思うんですが。それでは、業者さんが持ってきた見積もりと、もともと執行部が持っていらっしゃる積算の科目を突合していけば、一体どれぐらいの下請金額かわかるじゃないですかというふうな思いから、先ほど紹介した、そういう工事のやつを下さいと言ったら、そのとき教えていただいたのが、実は科目が違いますと、業者さんは業者さんの積み立てで来られますと。だから、総合計に対してしかわからないので、その科目の中ではしっかり突合ができないんですというふうに教えていただきました。ここをですね、科目を合わせていただくというのは、お願いすれば多分すぐできると思うんですね。その科目が合わないのであれば、下請報告書を出していただいても結局わかりませんというふうな答えが、これが現実だと思うので、ここまた下請報告書の意味も余りないのかなというふうに感じてしまいますので、仕様書、入札価格、予定価格がわかっておるのであれば、さらにこの科目に合わせて見積もりを出してくださいという考えがあるかどうか。

そして3点目、工事を伴わない、つまり、下請工事にならない物品購入、資材購入ですね、これは全く報告の義務がないそうです。今、先ほどご紹介しましたいろ

んな下請業者の中にも、これは工事を伴わないから物品購入だというふうにかけていたというところで、業者さんはこれに対して出していないということがたくさんあったそうです。そうすると、科目を合わせても埋まらないというふうに思いますので、そこも埋めていくためには、物品購入報告書とか資材購入報告書というものをつくって、どこから買われたか、その会社さんの住所がどこか、そして幾らかというものをつくっていただいて、しっかり突合できる環境をつくってほしいんですよ。その目的は、菊池市の業者さん、会社に仕事とお金をちゃんと適正に回したいからなんです。みんなが潤うようにやれたらいいと思いますし、そのためにはちゃんとお金の動きと仕事の動きを把握する必要があると思うから、このような質問をさせていただきます。

以上３点お尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） それでは、分離発注のアンケートを業者さんにされてはどうかということでございますけれども、アンケートの実施につきましては、建築工事に限定してのお答えということになるかと思っておりますけれども、さきに述べましたように、分離発注につきましては施工時の工程調整、品質管理、施工責任の明確化等の観点から、現時点においては発注方法について変更等の予定もありません。このことから、アンケートを実施する考えも今のところないということでございます。

○議長（森 清孝君） 建設部長、樫川博久君。

[登壇]

○建設部長（樫川博久君） 続きまして、２点目のお尋ねでございます。発注します側の設計金額と書式を合わせることはできないかというお話だったと思います。

科目統一につきましては、設計金額と比較することにより、不当な価格での下請を把握するためにも効果的であると考えております。ただ、その発注する内容が請負業者さんの場面により、この部分だけを発注する、あるいはこの部分も含めたところでの発注ということで、場面場面で変わる可能性がありますので、これを統一することはちょっと難しいかなというふうに認識しております。

それから、資材の発注についてでございますけれども、契約後の資材発注については、不当な使用資材等の購入強制の禁止というのが建設業法第１９条の４で示されておりますように、購入の強制につながるような場面では自由な経済活動、競争性を著しく阻害する可能性もあるために、それに伴う提出の義務づけは難しいものと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） できない、難しい、難しいというお答えでございました。では、やっぱりこのまま突き進めば、元請業者さんだけが98%という高い落札率を誇るまんまでいって、菊池の下請業者さんや資材購入店には仕事もお金も回らないと、これが現実でわかっているのに、できない、難しいというお答えでしたので、ちょっと残念だなというふうに思います。市長の年頭の訓示の中に、できない理由じゃなくて、できる理由を探してやんなさいというふうなお言葉もあって、私すごく期待していたんですが、ちょっと残念です。

この間、プール工事が落札されております。その差額が7,000円。1億8,750万円のうち差額が7,000円でございます。そして、これから生涯学習センター16億7,000万円、そして庁舎整備28億円というふうに大きな仕事があります。これは50年に一度なんていうふうに言われておりますが、先ほど示した数字で5年間で、建築は合計29億円しかなかったのに対して、ことし、来年でえらいでかいお仕事があります。元請業者さんばかりじゃなくて、ちゃんと菊池市にある小さな会社とか、そういうところも見てくださいよ。もう本当に中身を知ろうとしていただければすぐわかると思うんですね。そこはもうお願いはできないということですから、私は強くそのように感じておりますということを申し添えて、次の質問に移っていきたいと思います。

続いての質問は、子どもの学力についてお尋ねいたします。

文科省の実施している2014年全国学力テストの結果を見ますと、小学校の部では全国1位秋田県、正答率が74%。2位福井県、3位石川県、4位青森県、5位富山県、そして我が熊本県は24位、正答率が66.1%で、偏差値は47.8。中学校の部、全国1位が福井県、正答率が70%、2位秋田県、3位富山県、4位石川県、5位静岡県と続きまして、我が熊本県は全国で16位、正答率64.8%、偏差値が51.27という結果が出ております。

そこで5点、まずお尋ねいたします。

本市は、小学校は全国で24位、中学校では第16位というふうになっておりますが、本市はその熊本県の中で一体何番目でしょうか。そしてまた、ここ数年の学力の推移を、簡単にでいいので、教えていただきたい。

2点目、現状の学力やランクで満足されていますか。

3点目、平均点、偏差値、ランク等、目標値があれば教えてください。

4点目、勉強や宿題のレベルをおおよそ上・中・下と分けた場合に、どこに合わ

せてやられていますか。

5点目、子どもや保護者の皆さんの菊池市の学校教育や学力に対する要望、意識を知っていらっしゃいますか。知っていれば、どのようにしてそのニーズをつかんでいらっしゃいますか、端的にお願いいたします。

○議長（森 清孝君） 教育長、原田和幸君。

[登壇]

○教育長（原田和幸君） こんにちは。ただいまの平議員のご質問にお答えをします。

まず1点目、本市は県内で何番目ですかというご質問ですが、よその市町村のデータがございません。データはあるんでしょうけど、把握ができません。そのためにお答えはできませんが、昨年度行われました全国学力・学習状況調査の結果を、県や全国との比較で申し上げたいというふうに思います。

まず、小学校は全ての教科、領域、観点において全国や県の平均を上回っておりました。しかしながら、中学校は半分以上において県や全国の平均を下回っていたというようなことでございます。

ここ数年の学力の推移につきましては、毎年、年度末に実施しております標準学力検査の結果で申し上げますと、偏差値50を全国平均として見た場合に、平成22年度から申し上げたいというふうに思います。小学校は平成22年、54.1、平成23年、53.3、平成24年、53.4、平成25年、54.0、平成26年、54.3ということで、いずれもこの5年ほど全国平均よりも上の段階にあります。しかしながら、中学校は平成22年、51.6、平成23年、50.7、平成24年、50.9、平成25年、49.7、平成26年、48.6というふうに少し下降傾向にあるということでございます。

現状の学力ランクで満足をしているのかということでございますけれども、決して満足しているわけではございません。本年度も学力の向上を重点努力事項の一つとしており、学力の向上への取り組みを継続させております。特に中学生の学力向上というのが大きな本市の課題というふうに捉えております。

3点目、平均点や偏差値等の目標値はということでございます。

本年度の目標値は、標準学力検査につきましては、小学校55、中学校53というふうにしております。また、県学力調査におきましては、小学校で4分の3以上、中学校で2分の1以上の領域、観点で県平均を上回ることとしております。

教育委員会としましては、学力だけではなくて豊かな心、それから健康や体力なども培って、知・徳・体、バランスのとれた生きる力を持った児童・生徒の育成を目指していきたいというふうに考えております。

4点目、どのレベルに合わせて授業を行うかというご質問については、まず、毎

時間の授業におきましては、その時間に何を理解させるか、身につけさせるか、目標を設定します。その目標を達成するために授業を組み立てていきます。そして、一人一人の学習の理解の状況を確認しながら、さまざまな実態にある児童・生徒への対応をしております。教科によっては少人数指導や2人以上の先生で教えるTT指導を行い、さらに一斉指導よりも細かく対応しております。

また、宿題や各学校独自に設定してある学力充実タイムなどでは、補充的な問題や発展的な問題を準備して、それぞれの児童・生徒の実態に応じた指導を行っております。さらに、本市におきましては補助教員を31名、特別支援教育支援員を26名配置してありますので、よりきめ細やかな支援ができるようにしているということで、どのレベルに合わせて授業を行うかというよりも、一人一人の実態に応じて、よりきめ細やかな指導を行っているというふうに捉えております。

最後に、子どもや保護者の学力に対する意識や要望等は知っていますかということですが、学力に関しては、大半の親はやっぱり我が子はしっかり授業についていてもらいたい、また、学力をしっかりつけたいというふうに思っておられる。ほとんどの子どもたちも、やっぱり勉強がわかりたい、できるようになりたいというふうに思っていると捉えております。

それは、どうやって調べているかということでございますが、先ほど申しました全国学力・学習状況調査であったり、県の学力調査であったり、それは学力を見るだけじゃなくて、意識の調査も一緒に実施するようにしております。その中で、子どもたちの声をつかんだり、あるいは市教育委員会で作成しました菊池市学校評価ガイドブックの評価項目を参考に、各学校で学校評価が実施されております。それを教育委員会に報告してもらっておりますけれども、その中で保護者の意識をつかんだり、あるいは保護者や地域の方の声あたりは各学校で授業参観を行います。そのときにアンケートをお配りしておいて、きょうの子どもたちの学習の様子はいかがでしたかとか、勉強はよくわかっていると感じましたかとか、あるいは学校に対する要望はございませんかとか、そういったアンケートをとりながら、随時その声に耳を傾けるように各学校しているところでございます。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） 答弁ありがとうございました。小学校では全国平均、県平均よりもちょっと上で、中学校がちょっと下がっているよということでした。

私がなぜこういう質問をさせていただいたかという、ニーズをつかむのに全国テスト等を通じて意識調査をしている、学校評価等を、そして授業参観等というふ

うにおっしゃられましたけれども、子どもたちや保護者の皆さんが一体どういったことを思っているのかというのを私なりに調べてみました。そして、小学校3年生から中学校3年生、そしてその保護者、合計114名の方にアンケート調査をお願いしました。その結果を先に皆さんにお配りしようと思ったんですけど、ちょっとそれはなんということですので、後でお配りしますので、いっぱい持ってきていますので、持って帰ってください。

このアンケートは、学習塾菊池教室様、あすなろ学習館菊池教室様、進学塾ウィル菊池教室様、大進ゼミナール菊池教室様、明光義塾菊池教室様、さんかく塾様、学思塾様に、子どもたちの学力のためにと快くご協力をいただきました。本当にありがとうございました。

このアンケート結果で一番象徴的なものが、問4に、現在の進学希望高校はどこですか（保護者の場合、お子様に進学してほしい高校はどこですか）というようなことでお尋ねした設問がありますが、その中で菊池市内だというふうに答えた方が22名、これは19%です。菊池市外だというふうにお答えいただきましたのが67名で、60%。これが一番象徴的かなというふうに私は思いました。

そして、それとは別に私がちょっと注目したのは、問1、設問の1に、現在、部活と勉強のバランスはどうですかというふうな設問に、悪いと答えた方が25人、22%いらっちゃって、そのうち勉強と部活、どちらをふやしたいですかというような問いに対しては、勉強の時間をふやしたいというふうに思っていらっしゃる方がいたということだと思っんですね。

菊池市では文武両道・廉恥礼節を理念と掲げられております。この文武両道ですね、私もすばらしいと思います。ですが、教育長もご自分の口から私に説明していただきましたように、中学校に上がると実際部活が忙しいから、勉強になかなか時間が割けないんだと、これが現実のようです。でも、本当は勉強したい。なぜなら、進学率の高い高校に進みたいからだという子どもたちや保護者の方がいらっしゃるというわけですね。一番の課題というか、勉強をしっかりしたいんだけど、できる環境じゃないというのが課題なのかなというふうに私は思いました。なら、部活はやめて勉強ばすつとよかたいというふうに思いなはつかもしれんけど、授業内容や宿題がどのレベルに合わせてなされているかということですが、さっきの答弁では、それぞれの子どもの学力に応じてやっているというふうに答弁いただきましたが、私にも娘がいますが、娘がしている宿題とかをしていると、ちょっと、うん、そうかなと思うような場面も親としては感じる場合があります。

これから設定された目標値に向かってどうやって上げていくか、その目標に向かってどうやって突き進んでいくかというところが、とても大事なところだと思う

んですが、私はやっぱり適正な競争環境があるということが大事じゃないかなというふうに思います。もっと勉強したいとか、学力を上げたいと思っている子どもたちや保護者のやる気を上げるためにも、せめて学校内、もしくは学校から配られるプリントあたりに、試験のたびに上位30名の子どもたちの名前を出してあげるだとか、そういったこと、これだったらすぐできるし、予算も要らないと思うんですね。

前回の学力のときにも言いましたけれども、スポーツを頑張っている子どもたちで結果を残した子どもたちは、学校の外に、街角にでっかい看板なんかをされて、すごく励みになると思うので、そこも勉強のところに必要じゃないかなというふうに思うんですが、そういったすぐできること、勉強を頑張っている子たちの名前をちゃんと出して褒めてあげるといった考えはありませんか、教えてください。

○議長（森 清孝君） 教育長、原田和幸君。

[登壇]

○教育長（原田和幸君） 頑張っている子たちの名前を公表して、出してやったらどうかというふうな平議員のご意見でございましたが、今のところそういう考えはありません。

といいますのも、勉強ができるというのはクラスの中でみんなが認めてわかっているんですよ。この子たちはできると、もう優越感を持っているんです。それをあえてまた出して、この人たちよかったですよということをやるのが、果たして本当に全ての子どもたちの幸せにつながっていくかということ、私はそうは思いません。その陰でやっぱり苦しむ子、悲しむ子もいると思いますから、私は、もう既に勉強ができるというのは明らかに周りの子どもたちが知っている、見ているというふうに思いますので、最後のご質問に対しては私としてはそういうふうに捉えております。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） それでは、それは運動に関してもみんなが認めているところで出ているので、同じじゃないかなと私は思いますが。

では、今回、私が質問するに当たって根拠としたこのアンケート調査なんですけど、これは私が一人でやったので、どうしてやっぱり一部なので、学校からしていただきたいなというふうに思うんです。それは、おたくの子どもさんはテレビを何時間見ますかというような質問のアンケートが毎年来るんですけど、実はうちにテレビがなくて、毎回、胸がちくちくするんですけど、そういったアンケートができ

るぐらいですから、どういったことをやっているのか、思っているのかというのをアンケート調査していただきたいなというふうに思います。

そして、そのアンケートをもとに、このまちには3つの高校があります。その3つの高校に、菊池市民としてはこういったニーズがあるよというようなことを、こちらの菊池市のほうから提案して、そしてともに選ばれる学校づくりを頑張っていきたいと思いますというようなことだってできると思うので、まず、そのアンケート調査をしていただきたいんですが、そのアンケート調査をしていただく考えはありますか。

○議長（森 清孝君） 教育長、原田和幸君。

[登壇]

○教育長（原田和幸君） まだそのアンケートの中身を見せていただいておりますので、どういったことでお聞きになっているのかというのがわかりませんので、はっきりしたことは言えません。

ただ、見せていただいて、これは確かに子どもたち全員に尋ねたらいい項目だなというふうなところがございましたら、市内の校長会に諮りまして、実施することについてはやぶさかではないというふうに思っております。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） 今後、学力アップのために、じゃ、どうすればいいのかなというふうに私なりに考えていって、やっぱり菊池市独自のものでこ入れが必要じゃないかと思ったんですね。

例えば、文武両道といいますと、一人の子どもたちの中に勉強とスポーツを詰め込むんじゃなくて、自分をもっと勉強を頑張りたいとか、もっとスポーツを頑張りたいと思ったときに、その頑張れる環境があるか、ないか、それは両方にしても、勉強にしろ、スポーツにしろ、そこには上昇志向や順位や競争というのがあってしかなるべきで、その中で伸びていくんじゃないかと思います。

そして、菊池の独自のというお話になると、やっぱり私、菊池基準じゃないかと思うんですよ。菊池基準というのを学校の中にも教育の中にも入れていただいて、例えばステージを3つに分けて、ステージAが現状として、ステージB、ステージCとした場合に、ステージBがワンランク上、ステージCが、例えば学力だったら国立大学に合格とか、スポーツだったら全国大会出場だとか、そういったステージをつくってあげて、希望する子はそこに所属させて、しっかりと研さんを積んでいただくような独自のシステムがあればというふうに思いますが、市長どうでしょうか、端的にお願いします。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ご質問の趣旨は、学力向上についてというふうに受けとめましたが、お考えを聞いていますと、学力だけですと、短期間それだけを目指すのであれば、学習塾とか学力を上げるための施設があるわけですが、恐らくご質問の趣旨は、立ち向かう力とか、みずから考える力とか、全てそういったものを含んだ教育という意味でおっしゃっているんだろうなというふうに、私、今、解釈しておりますので、その趣旨から申し上げたいと思います。

実はご存じのとおり、市長という立場では、これまでは直接的に教育方針にかかわる立場ではなかったわけですが、本年4月1日施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正になりまして、本市においても総合教育会議というものを設置して、教育に関する大綱を策定して、教育委員会とともに教育の目的や施策の根本的な方針などを協議していく予定であります。

この中で、これから始まりますので、これから申し上げることは私の私見にすぎませんけれども、当然この新しい総合教育会議の中で、いわゆる人としての、生き方としての菊池精神であるとか、文教菊池の確立といったことは恐らく継承しながらいくんだろうなというふうには思っております。

また、学力向上も大きな要素でありますけれども、私は算数だ、国語だという意味での学力もさることながら、学力のもとになるもの、これが非常に大事だと思っていまして、これは私見ですけれども、私が常々思っているのは、みずから考える力であるとか、それから、とりわけこれからの時代を生き抜く力、それには挑戦心とか、立ち向かう力とか、たくましい体力とか、それから「よく学び、よく遊べ」って言いますけれども、遊んでもいいと思うんですよ。ただ、勉強するときはぐっと勉強するような集中力、こういったものが生き抜く力として大変重要ではないかというふうに私は思っています。

また、今、世の中を築いています自然というもの、それから自分が成り立っている存在というのは、まさにふるさとの自然でなっているわけですから、自然とふるさとを愛する心、こういったものが学力を伸ばしていく上でも非常に大事だと思っています。一言で言えば、人間力の基礎をきっちりつくることで、例えばいろんな問題があっても、素直な気持ちで正しく物事を発見できるし、真正面から逃げずに取り組んでいくという気持ちがあれば、必ずや僕は解決する力につながっていくというふうに思っております。そうしたことも含めながら、総合教育会議の中で学力と同時に、人づくりというものに重きを置いていきたいというふうに思っております。

また、付言しますと、高校は直接の市の管轄ではございませんけれども、菊池市の中学生の受け皿となるものであり、特に若い人が中学から外へ出てしまうということでは、この市の活力自体も削ぐことになりかねませんので、私としては大変大きなテーマとして考えておりますので、今後、高校であっても、やはり地域総がかりで一緒に考えていくといったことが大変重要になろうというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） 残り時間が足りませんので、質問はここまでにしたいと思いますが、やっぱりいろいろ言っても、しっかり勉強して点数を取れる子どもたちをつくっていかないと、何だかんだ言って、学習塾に行けばいいじゃないかというふうな答弁もありましたけど、そうじゃないと思うんですよね。やっぱり地域としてしっかり勉強していただいて、点数をしっかり取って、それが自信につながって、自分たちの人生を切り開く力の礎にさせていただきたいなというふうに思いますので、これから市長、あと2年ですかね、1期目はあと2年しか時間がないので、どんどん教育の中にも入っていただいて、あり余るアイデアを出していただいて、菊池の子どもたちの学力が伸びていくようにしていただけるように思いまして、すみません、用意していただいたんですけど、これで質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（森 清孝君） ここで10分間休憩します。

○

休憩 午後1時55分

開議 午後2時04分

○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、岡崎俊裕君。

[登壇]

○13番（岡崎俊裕君） 議席番号13番、岡崎俊裕でございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行います。

今回、3点の通告をいたしております。1点目に統合された学校跡について、2点目に公有財産台帳について、3点目に創設換地について、以上の3点でありますけれども、いずれもこれまでにお尋ねをしてきた案件であります。執行部におかれましては、誠意ある答弁を求めるものであります。

初めに、統廃合された学校跡についてお尋ねをいたします。

1 点目には、統廃合されました小学校 4 校、元水源小学校、龍門小学校、迫水小学校、河原小学校の統廃合後の経過と現状について、また、これまでに学校跡の利活用について各校区、地域の皆さんとの協議、話し合いの経過について、できれば年度ごとの協議の内容、地元の意見、要望等はどういう事項があったのかお示しをしていただきたいと思います。

既に水源小学校については立地がっておりますので、その経過についてもよろしくお願ひします。他の 3 校については個々にお答えをいただければと思っております。

3 点目に、今後の利活用方針と課題等について、市のお考えをお示してください。

以上、1 回目の質問といたします。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、小川秀臣君。

〔登壇〕

○政策企画部長（小川秀臣君） 皆様こんにちは。それでは、岡崎議員の質問に答えさせていただきます。

全国的に少子・高齢化の進展におきまして、小・中学校の統廃合は進んでおりますが、本市におきましても、先ほど議員がおっしゃいましたように、水源、龍門、河原、迫水小学校の 4 校が平成 25 年 3 月に統廃合となっております。

1 点目の統廃合後の経過と現状についてでございますが、4 校のうち、先ほど議員のほうからも言われました水源小学校につきましては、平成 25 年度に企業に売却を行いまして、本市のすばらしい自然を代表する水と基幹産業であります農業、米によって酒づくりが行われているところでございます。原材料となる米の購入も水源地区を中心に調達され、従業員として菊池市在住の方を雇用されるなど、地域の活性化につながっており、大変喜ばしいことと思っております。

龍門小学校につきましては、昨日の議員に対する答弁にもありましたように、去る 6 月 17 日に集落・定住支援センターとして開所したところでございます。また、龍門、河原、迫水小学校のグラウンド、体育館は社会体育施設として、また避難所や投票所としても利用しており、校舎につきましても備品等の保管場所として一部暫定的に利用しているところでございます。

現状としましては、地域の実情などに合わせて住民の意向を尊重しながら、学校跡地を活用しているところでございます。

2 点目のこれまでの地域との協議、話し合いについてでございますが、学校跡地の活用については、区長さんを初め、地域住民を中心とした学校跡地等校区検討会の中で、地域経済の発展や利便性の向上などのご意見を踏まえ、協議を重ねてきた

ところでございます。

年度別ということでございますので、まず、平成25年度の協議状況としましては、水源小学校では当初から企業の進出について協議を重ねましたが、ほかの学校につきましては、先進事例を紹介した中で地域での活用の有無、地域住民向けアンケート調査による跡地活用の方向性の協議、企業や地域づくり団体などからの跡地活用のアイデア募集によって提案された内容の検討を行ったところでございます。

平成26年度におきましても、企業などの民間活用を含めた提案募集を行うなど、引き続き行ってまいりましたが、具体的な取り組みには至っていないところでございます。

地域におきましても、山都町や美里町などへの先進地研修や若者世代による話し合いがなされており、地域活性化につながるような利活用を検討されております。

また、庁内においても、職員によるプロジェクトチーム体制を整え、建築家などの外部有識者の意見をお聞きするなど、跡地にどのような機能を持たせるのがふさわしいかについて検討を行っているところでございます。

3点目の方向性、利活用の方針ということでございますけれども、河原小学校、迫水小学校跡地については、庁内外において、先ほど申しましたさまざまな検討を行っていますが、現在、具体的な取り組みまでは至っていない状況でありますので、利活用の方針としまして、これまでと同様に地域経済の発展、地域コミュニティの醸成など、地域振興につながる利活用策を基本に、施設の安全性や財政負担など総合的な見地に基づき進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 岡崎俊裕君。

[登壇]

○13番（岡崎俊裕君） それぞれにお答えをいただきました。再質問を行います。

4校のうち、水源小学校については、お答えいただきましたように、酒造メーカーが立地しているということでありますし、地元のほうにとっても大変喜ばしいことだろうと思っております。

昨年12月に、菊池市は定住圏構想に基づく中心地宣言を行っております。平成27年度の施政方針に「安心・安全の癒しの里」の実現に向けて、2つある重点プロジェクトの大きな柱の1つ「住みやすさ日本一の菊池づくり」、定住促進プロジェクトが龍門小学校跡で、集落・定住支援センター「きくち暮らし」として新たな一步を踏み出したものと考えておりますし、捉えております。

市が本年度採用した地域おこし協力隊7名のコンシェルジュが、案内役を務めることになっております。

ここでお尋ねしますけれども、1点目に、地域おこし協力隊、コンシェルジュはどんな業務を担うのですか、お示しをいただきたいと思います。

私としましては、今まで以上にこれからは山間地、中山間地の地域づくり、地域振興についてしっかりと地域の皆さんと向き合って、それぞれの地域のどんなことを求めているのか、地域づくり、地域施策についてしっかりとそれぞれの地元と語り合う、市としての正念場ではないかというふうに思っております。

それぞれの学校跡は長い間、地域の学びの場であり、子どもたちから大人、保護者や地域の皆さんまで一堂に集う地域のよりどころであったわけです。地域づくりの中心的な役割を果たしてきた場所であります。ここを巣立った卒業生を初め、地域の皆さんがそれぞれの思いを胸に、学校跡の地域づくり、地域再生、活性化に向け、行政はどう生かしてくれるか、大きな期待を持って見守っておられると思います。

これまでの水源小学校、あるいは龍門小学校の取り組みはもちろんのことでありますけれども、残りの迫水小学校、河原小学校も含めて、今後どのように伝統ある各学校を生かした地域振興に結びつけていくのか、市の方針、考えをお示してください。

以上、2回目の質問といたします。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、小川秀臣君。

[登壇]

○政策企画部長（小川秀臣君） それでは、岡崎議員の再質問にお答えいたします。

1点目の地域おこし協力隊の業務内容についてでございますけれども、昨日も水上隆光議員にお答えしましたけれども、集落・定住支援センターとして龍門小学校が開所しているところですが、その中に移住・定住コンシェルジュとして2名を配置しております。移住者でもある隊員が地域とのパイプとして、移住、定住のための情報収集や情報発信などの業務を行うとともに、先ほど議員がおっしゃいました、その地域にある本市の宝であります自然や歴史、文化といった資源を活用して地域活性化につなげるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

そのほかにも、本市におきましては7名ということで、いろいろな地域おこし協力隊がおりますので、その協力隊と協力しながら地域の活性化につなげてまいりたいと思っております。

それから、今後の利活用方針は、先ほどちょっと述べましたけれども、あくまでも地域のコミュニティの醸成とか、そういった地域振興につながるような総合的な見地に立った利活用策を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（森 清孝君） 岡崎俊裕君。

[登壇]

○13番（岡崎俊裕君） ありがとうございます。3回目の質問を行いますけれども、ただいま地域おこし協力隊の人の役割についてお話をいただきましたけれども、先般、そのコンシェルジュの人とお話をする機会がありましたので、そのときに伺ったことなんですけれども、田舎暮らしに憧れて移住、定住をしたいと思っている人というのは、多いのではないかなというようにことを言っておられました。そういう移住、定住を希望される方の多くが、言うなれば子育て世帯であることから、条件としては住まいや交通手段、あるいは医療機関があるとか、またあわせて教育環境も大切な条件の一つであろうというふうにおっしゃっていたことを記憶しておりますけれども。本市では、中山間地域において、先ほどの4つの小学校が統廃合でなくなったということでもありますので、教育的な場というのが市街地のこちらのほうまで出てこなくてはならないという条件下になってしまっております。

地域の核的施設、よりどころがなくなったことは、今後の地域づくり、地域振興策に少なからず影響をもたらすのではないかなというふうに考えるところであります。それぞれの地域を見てみますと、交通手段としては、個人の自家用車は別としまして、予約制のあいのりタクシーぐらいが利用できる交通手段ではないかなというふうになっておりますし、学校施設がなくなったことで、どうしても市内まで子育てについては来なくてはならない、医療機関も中心部だけということでもあります。

行政はしっかりと目をあけて、それぞれに耳を澄まし、足を地につけて、現状を認識していただいて、地域づくり、地域再生、人口再生に努める必要があるというふうに私は思っております。この教育環境がなくなると、1つ大きな条件がなくなっている部分につきましても、地域づくりには1つの大きなハンデが生まれてくるんじゃないかなというふうに私は思っているわけですが、最後に、市長にどのように見解を持っておられるのかお示しをいただければというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 廃校跡を踏まえました中山間地の活性化という観点でのご質問だったと思います。

中山間地というのは確かに豊かな自然に恵まれておりますけれども、最近の移住者の方のお話を聞いてみますと、自然だけではなくて、やはりそういったところに人同士のつながりが強いとか、都市部になくなっているコミュニティが残っている点が魅力であるとおっしゃっている方もあるようでございます。また、教育に関しましても、学力重視、あるいは生活の利便性重視の方は、同じ移住でもどちらかと

いえば街部のほうにお住まいになるわけですし、そうじゃなくて、先ほどの話に似ていますけれども、学力だけではなくて広い意味での教育環境を自然環境に求める方もいらっしゃるわけですから、おのずと中山間地をお求めになる方はそういったふうな志向性の強い方が中心になるというふうに私は思っております。

その中で、学校というのは、これまでコミュニティのきずなという意味での中核的な役割を担っておりましたので、それがなくなったわけですから、学校跡地の活用というのは大変重要なテーマだというふうに認識しておりますので、これまでもいろんな申し出はあったんですが、例えば、太陽光みたいな申し出はたくさんございまして、地域の方のご意見も聞きながら、あえてそのところは慎重に考えてきているということでございます。

今後につきましては、プロジェクトチームを設立しておりますので、異なる視点からの横断的な視点、そしてまた地域おこし協力隊による外部的な視点も取り入れまして、地域の皆様の意見を聞きながら進めていきたいというふうに思っております。方向感としては、大きくは2つかなというふうに思っております、例えば、高齢者の方の生涯学習や子ども見守りとか、そういったふうな機能を果たす地域の交流という意味でのコミュニティの維持、活性化につながるもの、もしくはサテライトオフィスのように、中山間地の環境特性を生かしながら、職場、あるいは雇用などの活性化につなげていけるもの、あるいはその2つの組み合わせといったようなことが、今念頭に置いて努めておるところでございます。

以上です。

○議長（森 清孝君） 岡崎俊裕君。

[登壇]

○13番（岡崎俊裕君） しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

本市の第2次総合計画基本構想前期計画の中でも、移住・定住の促進というのは重点項目として上がっておりますので、ぜひそれぞれの学校跡地を生かしていただければと思っております。プールはありますし、調理室もありますし、教室もありますし、体育館もありますし、広い運動場もあるわけですから、これは利活用としては大変いい条件をそろえとるわけですから、そういった点を生かしたものを地域の皆さん方と協働で話し合いをしてつくってもらいたいなと、市民協働でつくり上げていただければというふうにお願いをいたしておきます。

次の質問に移ります。

2点目でございます。公有財産台帳について。

公有財産台帳の整備状況につきましては、平成22年12月議会の一般質問で既にお尋ねをしております。当時、執行部の答弁では、公有財産台帳の整備は土地が

99%、建物が97%で、ほぼ完成に近い状況です。このように答弁をいただいております。

そこで、お尋ねをいたしますけれども、現在の菊池市公有財産台帳の整備状況についてお示しください。

2点目、菊池市が所有する公有財産を今後どのように管理、活用し、また処分を行っていくのか、お示しをしていただきたいと思います。

以上、1回目の質問とします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） それでは、公有財産台帳につきましてお答えをいたしたいと思います。

まず、1点目の整備状況については、平成22年度末の段階で合併前の台帳のデータ化が完了し、一部の施設等で調査しましてもどうしても建築年月日、台帳項目でいきますと取得日ということになりますけれども、あるいは建築費用、台帳項目でいきますと取得価格という表現になりますけれども、この部分が不明な部分もありますけれども、それを除きますと、公有財産台帳の整備は完了しているというふうな考えを持っております。

その台帳の集計で申し上げますと、土地面積が約1,600万平方メートル、建物面積が約50万平方メートルでございます。

2点目の今後公有財産をどのように活用し、管理、処分していくかというお尋ねでございますけれども、これは、昨年12月議会で荒木議員からの質問に関連してこれもお答えしましたけれども、本市におきましては、菊池市公共施設等総合管理計画を来年度までの2カ年間で策定中でございます。関係各課が所管しております各種長寿命化計画や、今後策定予定の菊池市立地適正化計画との整合を図りながら、公有財産台帳で整理しました現状における数量等をベースに、菊池市公共施設等総合管理計画を作成して、今後最適な配置、利活用の実現に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○議長（森 清孝君） 岡崎俊裕君。

[登壇]

○13番（岡崎俊裕君） 再質問を行います。

これまでに台帳整理については、ほぼ完了しているようなことでございました。市の広報にも載っておりますけれども、行革を進めるということで、公共施設等総合管理計画の策定と推進ということで進めていくことになっております。

総合管理計画というのは、国がこれは各自治体に定めるようにということで示し

ている部分だろうと思いますけれども、２回目でございますが、平成２７年３月策定の第３次菊池市行政改革大綱中の２の本市の社会経済状況中、（２）で行政運営の課題の中で、本市は人口１人当たりの公共施設面積が県内自治体平均及び全国平均を大きく上回っており、これまで集中して整備された施設の維持、補修費用が増加していることとともに、この施設が更新時期を迎え、その費用は財政的に大きな負担となるとありますし、このまま現有施設全てを維持し続けることは、将来世代への負担の転嫁となることから、選択と集中による総量の縮減、利用調整、処分、利活用の見直しが求められているとあります。

そこで、お尋ねをしますけれども、ここに示されている人口１人当たりの公共施設の面積について、各県内自治体と本市の違いをお示ししていただければと思います。どこがどう違うのか、土地や建物等含めたところでお願いをいたします。また、市は今後どう対処していくのか、お示しをしていただきたいと思います。例えば、土地、建物について処分をするのか、一般競争入札で公平に処分をしていくというような手もあると思いますので、そこら辺のところも含めてお尋ねをします。

処分については、平成２２年度から平成２６年度までの間の処分状況がわかればお示しをしていただきたいと思いますというふうに思います。

２回目の質問とします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） それでは、まず１点目の本市における人口１人当たりの公有財産につきましてご説明を申し上げます。

最新の、総務省が実施しております平成２５年度公共施設状況調査の結果で申し上げます。

本市の人口１人当たりの公共施設面積、これは建物とご理解いただければいいかと思いますが、９．８５平米でございます、県平均が４．７４平米でございますので、県平均を大きく上回っている状況となっております。また、本市の人口１人当たりの土地面積は３１３．０２平米で、県平均が３２４．４７平米ですので、県平均よりは下回っているという状況でございます。これを県下１４市と比べ、人口１人当たりの面積が少ないほうからの順位で申し上げますと、建物のほうでいいますと、県下１４市中、最下位の１４位というところでございます。同様に土地面積で申し上げますと、県下１４市中１１位というところでございます。

平成２２年度から平成２６年度までの処分可能としていた公有財産の処分状況でございますけれども、売却可能としていました土地、約６万平米のうち３万８，０００平米は売却済みと、売却可能としていた建物２件につきましての５００平米分

につきましては、2件とも売却済みという状況でございます。

2点目の今後の対応につきましてですけれども、これは先ほど1回目の答弁で申し上げましたとおり、今後、菊池市公共施設等総合管理計画を策定しますけれども、公共財産の実態をまず把握していくと。これはこういった実態かと申し上げますと、老朽化の状況でございますとか、利用状況、あるいは人口の今後の見通し、各公共施設等の維持管理費、更新費用等、そういったことを踏まえながら、総合的かつ長期的な視点から公共施設等の更新、統廃合、長寿命化等を行うことにより、財政負担の軽減であったり平準化を達成しながら、市民生活に即した公共施設等の最適な配置及び利活用を実現するように適正化に努めていくということでございます。

単に施設を減らしていくという視点だけではなくて、今ある施設を賢く使っていくという視点、まちづくりの視点からの計画としまして、将来更新コストの試算を行いながら、公共財産の総量の縮減、利用調整、処分、利活用の見直し等を行っていきたいと考えております。

○議長（森 清孝君） 岡崎俊裕君。

[登壇]

○13番（岡崎俊裕君） 建物については県下14の14番目と、土地は11番目ということでございます。できる限り身軽になって財政負担を減らしていくということが一つの努めではないか、スリム化を図るということだろうと思っておりますけれども、ぜひ市民に納得できるような財産のあり方、処分のあり方を構築していただけたらと思います。

それでは、3点目の質問に移ります。

創設換地についてでございます。

このことについても、幾度となくお尋ねをしておりますので、3月も提案的なものをしていきますけど、また新たな提案を1つしたいなというふうに思っております。

花房中部2期地区畑地帯総合整備事業の推進及び創設換地については、これまでも3月定例会を含めて幾度となくお尋ねをしてきたところであります。前回、3月議会での答弁では、平成27年度以降の工事として区画整理が35ヘクタール、また、菊池台地用水管工事等計画されており、順調に進んで、平成27、28年度に区画整理、菊池台地用水管工事、平成29年度完了整備工、最終年度の平成30年度に換地処分、権利者会議、登記完了の予定と答弁があっているところであります。

工事等の計画は順調に進んでいるものと思っております。多少、年々先延びになってきているところもありますけれども、順調に進んでいますかねと思っているわけです。創設換地については、市が買い取ることが本事業の条件であります。菊

池市が創設換地、公有地を買い取るためには、利用目的、公共の用に供するという公共の目的が明確に示されなければなりませんし、当然、議会の議決が必要であります。さきの３月議会の執行部の答弁では、庁内の政策調整会議等で職員提案や条件面の課題整理など検討を始めていると、今後庁内の横断的なプロジェクトチームの組織化を行い、平成２７年度中に整備方針を策定したいとの答弁でありました。

私としましては、悠長なことであるなというふうに言いたいところであります。また、市長答弁では、私も時限を大変意識しておりと、時がたってきますので大変意識しており、庁内での検討を進めているところです。このように答弁をされているところでもあります。提案をしました県北広域本部、あるいは県営野球場の誘致につきましては、ある意味では大変厳しいものがあります。このように答弁をされています。市としましては、一度ぐらひは県の意向等について協議をされたのか、お聞かせを願いたいと思います。

１回目の質問です。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、小川秀臣君。

〔登壇〕

○政策企画部長（小川秀臣君） それでは、創設換地に関します誘致の件につきましてお答えさせていただきます。

創設換地の用途につきましては、平成２７年第１回定例会で、先ほど議員おっしゃいましたように、お答えしておりますけれども、現在、庁内でプロジェクトチームを設置しまして、条件面や課題整理等、実現可能性などの調査研究を進めております。ただいまご質問のありました県北広域本部や県営野球場の誘致につきましては、非公式ではありますがお話をしましたところ、実現性には非常に厳しいものということで認識をいたしております。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 岡崎俊裕君。

〔登壇〕

○１３番（岡崎俊裕君） 県北広域本部、県営野球場については、現状としては厳しいということであります。時は刻々と変わっていきます。私の思いですけれども、県営の藤崎台野球場を含めた県下の球場施設については、新聞報道等で、社会人、大学、高校、軟式などの８団体で１月に発足した連絡会が、球場が足らんと新球場建設を求める要望書を熊本市役所と県庁を訪れて提出されております。４月２６日に報道がっております。

また、このことについては「藤崎台球場、「県と市で議論を」」として、昨年１２月１６日の報道では、熊本市長が市議会の一般質問で今後のあり方を県、市

トップによる政策連携会議の検討テーマに提案し、県、市間で議論スタートと報道があっておりました。この件については、2015年、本年1月14日に県、市で政策連携会議開催がっております。このことからして、新野球場の建設は、私としては熊本市内圏域で検討されるであろうというふうに思ったところであります。このこと等を踏まえまして、私としましては、新球場、県北広域本部というのが非常に厳しい状況であるならば、新たに提案をするとするならば、議会でもたびたび問題を指摘されております文化会館、賃借料等で非常に問題指摘を受けているところでありますので、この施設を含めて創設換地への提案ということで思ったところであります。

多少私ごとですけれども、現在、本市には重要なものがたくさんあります。分散して収蔵されております。二、三挙げれば、市長も何とか鑑定団で出されました大塚耕二の絵画とか、坂田さんの絵画とか、前は市民広場の物産館で展示があっていたんですけど、菊池川全図とかいう絵図があります。また、たくさんの考古学資料、古文書等、膨大な資料がそれぞれの定温か何か知りませんが、ただ置きっ放しになっているのかわかりませんが、非常に収蔵が不十分だろうと前から指摘をされている部分です。ですから、こういう重要なものの収蔵庫が今ないわけですから、その収容施設を一緒にできないかと。今現在進んでいる庁舎建設と、生涯学習センターは公民館ですね。それと、プールができていますけれども、文化会館については、指摘はあっていますけれども、なかなか先へ進まない状態だろうというふうに私は思っておりますので、このことを踏まえて、そういう収蔵庫や文化会館的な施設、例えば、大小のホール、コンサート室、練習室、会議室、あるいは菊池の古い歴史から何もかも持っている歴史民俗的な資料等の収蔵、展示室、市民文化祭等で提示できるような、そういう施設を計画したらどうかなというふうに思っております。

創設換地は7.3ヘクタールありますので、そのほかにも子ども広場や高齢者のためのグラウンドゴルフ場とか、緑地、駐車場、調整池等を踏まえた複合施設として、合併10年が過ぎましたので、10周年を記念して、子どもから大人までみんなが楽しめるような、利用できるような新しい菊池市の歴史、伝統、文化に全てがわかるような、ここに来ればすぐわかる、何でも利用ができるというような複合施設を考えてみては思っているところです。現在、創設換地は使途目的が明確に示されておりませんので、1つの例として、こういう施設をつくっていただければ、市民の皆さん方のためにもなるんじゃないかというふうに思って考えたところです。市長の考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 岡崎議員の創設換地にかかわるご提案でございますが、まず、創設換地の用途の件で大変皆様にご心配をかけて申しわけございません。今年度中に整備方針の決定を行いたいというふうに考えております。また、このためにプロジェクトチームをつくりまして、これまで議会からいただいた提案ですとか、職員のアンケート等も踏まえて、さまざまな観点から調査研究を今進めておるところでございます。

今、岡崎議員からご提案いただいた文化会館プラス文化財収蔵施設プラス歴史民俗資料館的な機能を持ったもの、複合施設でございましょうか、といったことについての提案につきましても、大変夢のあるアイデアだなと感じたところでございまして、先ほどの研究の材料の一つとさせていただきたいと思います。

ただ、1人当たりの公共施設の面積が県下最下位でございまして、極力身軽にならなきゃいかんという状況でもございますので、こうしたことの整合性も含めて検討をしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（森 清孝君） 岡崎俊裕君。

[登壇]

○13番（岡崎俊裕君） ぜひ、公有財産のあり方を含めたところで検討していただければありがたいかなというふうに思っております。

以上で終わります。

○議長（森 清孝君） ここで、10分間休憩します。

○

休憩 午後2時48分

開議 午後2時59分

○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、東奈津子さん。

[登壇]

○2番（東 奈津子さん） 皆さんこんにちは。議席番号2番、日本共産党、東奈津子です。通告に従って質問を行っていきます。

まず最初に、オスプレイの配備と低空飛行訓練について質問いたします。

この問題は、昨年12月議会の一般質問でも取り上げました。12月の一般質問で、私はオスプレイの危険性と被害実態を示し、低空飛行訓練ルートである菊池市の市長がはっきりと低空飛行訓練反対の態度を表明すべきだと指摘をしました。

市長の答弁では、国の専権事項という理由で反対の態度は表明がありませんでした。

しかし、ことしに入って、オスプレイの危険性をさらに裏づける事態が起きました。ことし5月17日にアメリカハワイ州オアフ島で墜落事故が起き、乗っていた海兵隊員2人は死亡、20人が負傷しました。オスプレイは不安定な機体構造のため、これまでも多くの重大事故を引き起こしてきました。乗組員の死亡はこれで累計39人に達しました。

日米両政府は普天間基地のMV22に加え、横田基地にCV22を2017年度以降、10機新たに配備をする計画を既に発表しています。さらに、2019年度以降、佐賀空港に陸上自衛隊オスプレイ17機を配備する計画もあります。また、この熊本県の大矢野原演習場では、オスプレイの格納庫や給油施設などの整備が検討されており、米オスプレイの恒常的な訓練場となる可能性があります。

ご承知のように、大矢野原演習場は低空飛行訓練ルートの一つ、イエロールートに入っています。大矢野原演習場が基地化されれば、菊池市を含むイエロールートでのオスプレイの低空飛行訓練の危険性がますます現実のものとなってきます。

そこで、市長にお聞きします。先日ハワイでの事故を受けて、改めてオスプレイの危険性を市長としてどのように認識していらっしゃるのでしょうか。

以上、お答えください。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） オスプレイに関するご質問でございます。

オスプレイの危険性に対する考え、認識についてのお尋ねでございますけれども、従来申し上げましたとおり、これは国の防衛に関することは国の専管事項でございますので、防衛のために配備されますオスプレイの安全性についても、これは国の責任において確保すべきであると考えているところでございます。

今回のアメリカのハワイで起きましたオスプレイの死亡事故に関しましては、5月19日の参議院外交防衛委員会において、防衛大臣が米政府から設計に欠陥なしと伝えられたことを明らかにされているところでございます。また、記者会見においては、オスプレイの機体の安全性に関しては、現時点で問題ないとの認識を示して、安全性の再検証につきましては、米側の報告を待って判断したいとされているところでございます。九州防衛局に確認しましたところ、その後、米側からの報告等はないとのことですが、安全性の確保について強く要請をしているところとのことでございました。

市独自で、今、オスプレイの事故や機体そのものの性能等を判断する立場も、また材料もございませんので、今後も国等から発信される情報等に注視してまいり

たいというふうに思っております。私どもとしては、安全性の確保についての確認というのはきっちりとやっていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（森 清孝君） 東奈津子さん。

〔登壇〕

○2番（東 奈津子さん） 新たな死者が出るような事故が起きても、市長の危険性の認識に基本的に12月の答弁以来、変化がないというのは、私は自治体の最高責任者として無責任な姿勢だと思います。情報提供を待ちたいということでありましたけれども、昨年12月の私の一般質問の答弁の中で、市長は、オスプレイの安全性につきましまして、「日本政府によって、他の航空機と比べ、特に危険と考える根拠がないとしまして、平成24年9月に日米合意に基づき、いわゆる安全宣言を行っておるところでございます」と答えられました。すなわち国の安全宣言が出ているから、市としても安全と認識しているとの見解だったと思います。

しかし、この2012年、市長が言われた平成24年9月の安全宣言の根拠が崩れるということが、防衛省の内部文書で最近明らかになりました。日本共産党の穀田衆議院議員がことし5月20日に、外務委員会で明らかにした防衛省の内部文書です。2012年、平成24年9月の安全宣言を行う直前に、オスプレイの墜落事故が2つ相次いで起きています。内部文書によると、日本政府はこの事故分析を行うに当たって、アメリカに対し、特殊な訓練で起きたと日本で説明をしてよいか、人的要因によって起きたものと説明してよいかとアメリカ政府にお伺いを立て、日本政府として独自の客観的な分析は行っていなかったことが判明しました。さらに重大なのは、この事故が何か特殊な訓練中に起きたのではなく、普通の訓練中に起きたことがアメリカ政府の説明で当時判明していました。しかし、その説明部分を日本政府は隠して公表していました。こういうお伺いと隠蔽の中で出されたのが、2012年、市長の言う平成24年9月の安全宣言です。

さらに、ことし6月10日は、普天間基地米軍の航空安全担当官がオスプレイの日米合意について次のように言っています。必ずしも法的拘束力を持つわけではない、別の飛行基準に従って飛ぶ、こう発言しています。さらに、先日のハワイでの墜落事故に関し、残念ながら事故は完全に避けることはできない、こうまで言っています。市長、これが政府の言う安全宣言であり、日米合意の実態です。

改めてお聞きします。住民の安全やさまざまな被害を考えるならば、市長としてオスプレイの配備と訓練の中止の態度をはっきりと表明すべきと思いますが、いかがですか。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 再質問についてお答えいたします。

オスプレイの件につきましては、繰り返しの答弁となることで大変恐縮でございますけれども、オスプレイの安全性を含めて、防衛に関することは国の専管事項でございますので、オスプレイの安全性及び飛行訓練等の安全確保につきましては、当然のこととして国の責任において確認がとられているというふうに理解をしているところでございます。

先ほど申しましたように、安全確保がとれていることの確認は、私どもとしても、今後も十分納得いくまで求めていきたいと思っておりますので、今後も必要な情報については丁寧に説明していただくよう、国、県に対して強く求めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（森 清孝君） 東奈津子さん。

[登壇]

○2番（東 奈津子さん） 私のほうも繰り返しになりますが、市長が言われる国の専管事項、市町村に言える立場にはない、こう言われましたが、これは自治体の最高責任者としての立場ではないと思います。住民に責任を負う最高責任者の立場とは、やはり考えていただきたいのは、2年前、2013年1月に沖縄県の全ての41の市町村の首長らが政府に米軍普天間飛行場へのMV22輸送機オスプレイの配備撤回と同飛行場の県内移設断念など、基地負担軽減を求める建白書を提出したことです。私はこれこそが住民に真に責任を負う最高責任者の立場と言えると思います。住民の声に耳を傾け、住民の安全を本当に考えるならば、この立場こそ最高責任者としてのあるべき姿ではないでしょうか。

折しも安倍内閣は戦争法案を準備し、今国会での成立に必死になっています。オスプレイの配備と訓練は、まさしく日本の防衛とは無関係の米軍の特殊作戦に日本の自衛隊が深くかかわる体制づくりの先取りであり、許されません。この菊池市がその体制に組み込まれることはさらに許されません。

市長におかれましては、自治体の最高責任者として独自の判断をしっかりと行っていただきたい、このことを強く要望いたしまして、次の質問に移ります。

次に、子どもの医療費の助成について質問します。

私は昨年6月議会の一般質問で、現在、市が行っている子どもの医療費の助成制度の拡充を求めました。具体的には、中学生以上になると発生する自己負担を解消して、中学校3年生までの完全無料化を行うこと。さらに山鹿市などで始まっています助成の対象を高校3年生まで拡充すること、この2点を求めましたが、この

1 年間の検討状況をお聞かせください。

また、中学 3 年生までを完全無料化にした場合、市の財政的な負担はどれくらいふえるのでしょうか、お聞かせください。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） ご質問の 1 点目でございます子ども医療費の助成についてお答えをいたします。

子どもの疾病を早急に治療し、その健全な育成を図ることで、子育て家庭の支援を行う乳幼児等医療費助成制度は、当初は 3 歳まででしたが、年々拡充され、現在は子ども医療費助成制度として、一部負担はあるものの中学校 3 年まで対象となっております。

また、本年 10 月から、ゼロ歳児から 12 歳までの医療費の自己負担分について、これまで市外では一度窓口でお支払いをいただき、後刻その分を市から給付する償還払いであったものを、市内、市外を問わず、窓口での支払いが一切不要となります現物給付としますように現在準備を進めているところでございます。

議員おっしゃいました平成 26 年第 2 回定例会におきまして、中学生以上の無料化及び高校 3 年生までの拡充についてということでご質問いただきまして、市といたしましても、その必要性につきまして引き続き検討を行ってまいりました。その中で、過去 3 年間の国民健康保険における医療費の平均的な伸びは 102% となっており、また、子ども医療費の伸び率は 100% といずれも増加傾向でございます。

こうした状況の中、仮に中学生の医療費の限度額を撤廃いたしますと、平成 26 年度実績での試算では年間 560 万円もの負担が新たに生じるということになります。さらに、この制度を高校卒業年齢まで拡充した場合というのも、また現在の人口比率で単純に計算すれば 1,500 万円の増ということになるということでございます。

以上、お答えいたします。

申しわけございません、子どもの医療費伸び率は 103% でございます。失礼いたしました。

○議長（森 清孝君） 東奈津子さん。

[登壇]

○2 番（東 奈津子さん） 14 市の中で、段階的にはありますけれども、先駆けてこの菊池市が子どもの医療費の助成を行ってきたこと、また新たに市外の受診に関しても現物給付で行っていくこと、これは子育て支援としてとても私も評価ができることだと思います。しかし、菊池市では、残念ながら人口減少の流れはとまって

いません。若い人たちが安心して子育てをできるまちをつくるためにも、さらに子育て支援を充実させることは待ったなしの課題ではないでしょうか。

部長の答弁で、他の少子化対策との整合性、このようなニュアンスの答弁がありましたが、子育て支援の中で最も求められているのは経済的負担の解消ではないでしょうか。２０１３年３月に内閣府が発表した子ども・子育てビジョンに係る点検・評価のための指標調査によると、将来的に子どもをさらに持つと考えたときの不安で一番大きかったのが経済的負担の増加でした。子どもがいる人を対象に子育て全体を通じてかかる経済的な負担は何か、こう尋ねたところ、医療費と回答したのは約３割もありました。また、同じ内閣府が２００５年に実施した少子化対策に関する子育て女性の意識調査で、経済的措置について望ましいとして医療費の無料化を挙げた女性は４５．８％にも上りました。まさしく子育て支援の中心にこの医療費助成の拡充を据えることが親御さんから待たされているのではないのでしょうか。

また、中学校３年生までの年齢の拡充に対して、この間、執行部の方ともお話をしてまいりました。その中で、高校３年生というのは義務教育ではないというようにお話もいただきましたが、児童福祉法第２条では、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」と規定されており、この児童福祉法の対象は１８歳未満です。こうしたことから、少なくとも１８歳までの医療費の無料化を国や県とも一緒になって実現すべきだと考えます。

次にお聞きしたいのが、経済的な理由による子どもの受診抑制についてです。保団連、保険医協会が２０１０年と２０１２年に実施した患者受診実態調査では、主に患者の経済的理由から半年間の間に治療を中断、中止する事例があったと回答した医療機関は、医科では２０１０年の３３．６％から２０１２年には４９．６％に増加しています。さらに歯医者では２０１０年の５１．３％が２０１２年には６４％に増加をしています。患者の窓口負担の割合によってどれだけ医療需要を抑制されたかを示した長瀬指数というのがあります。それによれば、自己負担３割によって医療需要量が６割を切る水準にまで引き下がり、２割負担でも７割程度まで引き下がるとされています。これでは親の経済状態によって子どもの受診が大きく左右されてしまうことになります。

そこで、伺います。このような実態も受けて、調査も受けて、経済的な理由による子どもの受診抑制を市としてどのように考えていらっしゃるのでしょうか、お聞かせください。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

〔登壇〕

○健康福祉部長（木原雄二君） 子ども医療費の自己負担につきましては、その年齢における一定の体力があることを前提としまして、軽微な体調不良につきましては頻回受診を予防するということも医療費の軽減につながっておるというふうに考えておりますので、市といたしましては、今後、本来の子ども医療の趣旨である子どもたちの医療費負担の軽減について、その効果を見きわめたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（森 清孝君） 東奈津子さん。

[登壇]

○2番（東 奈津子さん） 今の部長の答弁に頻回受診を予防することを前提にしているとの趣旨の発言がありましたが、そもそも子どもの受診の際に親は仕事を休んで、もしくは早退をして付き添ったりするなど、窓口負担が仮に無料であっても保護者の負担はかかります。必要のない受診は基本的にあり得ないと思います。また、財政事情などもあり、月1,000円、入院でいけば2,000円、その一部負担が高額な支出とは考えられないというような意見もありますが、いま一度市に考えていただきたいのは、今の子どもをめぐる経済状態です。2012年の子どもの貧困率は16.3%、18歳未満の6人に1人が貧困の中で暮らしています。過去最悪を更新しています。中学生になればもちろん体力もついて、病院を受診する回数そのものは減ってくるかとは思いますが、中学生になると親の経済的な負担はぐっとふえます。

私ごとですが、私の長男もことしの春から中学に進級をしましたが、経済的な負担は大きく感じました。息子の同級生のお母さん方からも同じような声をたくさん聞きました。あるお母さんはこんなふうにおっしゃっていました。お下がりがもらえず、入学の準備で冬と夏の制服、体操服、サブバッグ、上靴、一気に10万円近くかかった。そんなときに入学してすぐに耳鼻科を受診して1週間分の薬代だけで一度に4,000円かかった。冬服の制服のズボンは洗いがえは買わないで1着で我慢をした。また、別のお母さんは、春休みに息子の中断していた歯の治療に行ったら3,000円の支払いだった。びっくりした。中学生になると一部自己負担が発生する関係で、助成の分も現物給付とはならず、立てかえが発生し、その点でも親の経済的な負担は大きくなっています。

最初の部長の答弁で、中学3年生まで完全無料化をしたらどれくらいの予算増になるかをお尋ねしましたが、金額は約560万円とのことでした。国や県の助成の対象年齢が引き上げれば市の負担は少なくなります。とりわけ熊本県の助成の対象は4歳未満となっており、全国でも最下位の水準です。

そこで、お聞きします。仮に県の助成の対象が就学前までとなれば、市の負担はどのくらい減りますか。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） ゼロ歳から3歳までの県補助金でございますが、平成26年度におきまして1,848万2,000円ございました。仮にこの補助金が6歳までを対象といたしました場合の試算を行いましたところ、2,719万1,000円程度見込まれますので、870万円ほどの補助金の増額が見込まれます。以上でございます。

○議長（森 清孝君） 東奈津子さん。

[登壇]

○2番（東 奈津子さん） 870万円とのことでしたが、県の助成が引き上がれば、中学3年生までの完全無料化は財政的にも十分実現ができます。もちろん今でも市長会や議長会などで要望は上がっていますが、今後ともさまざまな機会に県の助成の拡大への要望を引き続きお願いをしたいと思います。同時に、日々成長する子どもたちにとって、一日も早い中学3年生までの完全無料化、そして、高校3年生までの医療費の無料化は待ったなしの課題です。県の対応を待たずに独自の対応をすべきです。そのことを改めて指摘しておきます。

最後に、市長にお聞きします。心身の成長期にある子どもに受診抑制が発生すれば、将来にわたって取り返しのつかない事態になってしまいます。どの家庭に生まれても必要な医療が受けられるようにすべきであり、そのためにも子どもの医療費の無料化は必要です。菊池市では、中学3年生までの完全無料化、そして、引き続き高校3年生までの医療費の無料化が必要です。市長の見解をお聞かせください。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 子ども医療費の全額無料化についてのお尋ねでございます。

まず、本市が目指しています「安心・安全の癒しの里」づくりでございますけれども、この中で子育て支援というのは非常に重要な課題の一つとして考えております。また、定住化を促進する上でも非常に大事なことだと思っております。

そういう中で、子ども医療費につきましては、過去数度の改正で現在1,000円あるいは2,000円の一部負担はあるものの、中学3年生までの義務教育期間までを助成してきております。

東議員のほうからもご指摘ありましたように、本市の子ども医療費の取り扱いというのは県下14市の中でも先駆的な取り組みであったということと、それから今

般、窓口で一切支払わなくてよい現物払い制度というものも導入したところでございますので、まずはこちらも見きわめをさせていただければというふうに考えているところでございます。

また、ちょっと付言しますと、先般、全国市長会がございましたが、熊本県市長会としての総意としまして、どうしても今、子どもの医療費の無料化というのが各市町村ごとの扱いになっているものですから、非常に変な話、例えば、選挙の時期が近づくと一定方向に動いてしまうとか、非常にこの財政規律とちょっと離れたところで動きがちであるということから、学校教育はそもそも国の基本的な政策でありますから、本来これは国において一律の平等の扱いをすべきではないかという要請を今行っているところでございます。こうしたところに力を合わせていただければ、私どもとしても大変心強いというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（森 清孝君） 東奈津子さん。

〔登壇〕

○2番（東 奈津子さん） もちろん私たちも根本的には、やはり国の制度として子どもの医療費の無料化を進めていくことが大事だと思いますし、その点では大いに力を合わせていきたいと思います。そして、市長の答弁に、他市に先駆けて子どもの医療費の助成を行ってきたとありましたけれども、先駆けて実施してきたことは、繰り返しになりますが、本当に素晴らしいことだと思います。だったら、さらにその実績を充実させて、子育て日本一と言われるぐらいに進めていっていただきたいと思います。

また、財源の心配も答弁にこの間ありましたが、中学3年生までの完全無料化、増加分として約560万円あれば実現できます。市にため込まれた基金のわずかを活用すれば実現できます。先ほど述べましたが、今、子どもの貧困は本当に深刻な状態です。家庭や子どもの自己責任では済まされない状態だと思います。政治の役割をしっかりと果たすことが求められています。その点では、市長にぜひ検討ではなく決断をしていただきたいと思います。私も引き続き実現のために頑張る決意を述べて、次の質問に移らせていただきます。

次に、ひとり親家庭の医療費助成制度について質問します。

現在、菊池市でも県の助成を受け、また、それに市独自の助成も上乘せし、ひとり親家庭への医療費の助成を行われ、自己負担分の3分の2の助成が行われています。ひとり親家庭にとって何よりもの心強い支援であると思っています。しかし、実際に医療機関を受診した場合、市の助成金は窓口で一旦立てかえとなり、厳しい経済状態を強いられているひとり親家庭を考えるならば、また本制度の目的を考え

るならば、現物給付に改善をすべきと思います。

そこで、伺います。１点目には、県内の自治体の助成の状況はどうなっているでしょうか。２点目には、現物給付にした場合、新たな市の予算の追加はどれぐらいになるでしょうか。３点目には、ぜひ菊池市でも現物給付に改善すべきと思いますが、市としての見解はどうでしょうか。

以上、お聞きします。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

〔登壇〕

○健康福祉部長（木原雄二君） まず１点目の自治体の助成状況でございますが、現物給付にしたときの予算についてでございます。県内におきましてのひとり親家庭の医療費助成の現物払いの実施自治体につきましては、熊本市、水俣市、南小国町、苓北町の２市２町であります。現在、治療に支払った領収書をつけて申請する償還払いを、医療機関のみの支払いで実施する現物給付といたしました場合、平成２６年度実績から試算をしてみましたところ、２００万円ほどの追加での予算が必要となります。

２点目の償還払いから現物への改善についてでございますが、ひとり親家庭の医療費助成につきましては、所得状況、あるいは家族構成等、判定要件が多岐にわたること、また変動要因が多いために一律による現物給付の判断が困難な状況にございます。例えば、現物給付であれば、家族や所得の変動によりひとり親家庭医療費助成事業の認定条件が当初申請と相違した場合には、窓口での負担が減っても、後刻、改めて変動に伴う医療費の請求を行うことも生じてまいります。よって、現況の償還払いよりも、その家庭の状況を確認しながら確実な支援をしていく必要があると考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 東奈津子さん。

〔登壇〕

○２番（東 奈津子さん） ２市２町がこの熊本県内でも実際に現物給付を行っております。しかし、この菊池市では、判定要件など変動要因が多い、つまり途中で再婚や家族との同居で収入の状況が変わるなど、そういう変動要因が多いということで現物給付が困難だという回答でした。しかし、実際行っている熊本市などは、そのようなケースの方への対応も含めて現物給付を実施しています。菊池市でできない理由にはならないのではないのでしょうか。

今回、このテーマでの質問を準備するに当たっては、菊池市にお住まいのシングルマザーの方のご相談がありました。小学校５年生の娘さんと２人で暮らしてい

らっしゃる40代のお母さんです。2年前に熊本市から菊池市へと引っ越してこられました。先日、転倒して、2カ所の病院にかかり、MRIとCTの検査を受け、窓口で2万円近くの支払いを余儀なくされたそうです。熊本市にいるときは立てかえということではなく、申請の手続も要らず、経済的にも手間の面でも随分と楽だったとおっしゃっていました。ひとり親になって自分の健康が一番大事と思っていたが、実際にはお財布の中身を見て病院にかかることを決めている。私たちのようにかつかつの生活をしている人にとって立てかえというのは本当に大変、こうおっしゃっていました。ひとり親にとってその健康状態は、自分だけではなく、子どもへも大きな影響を与えます。しかし、ひとり親、特にシングルマザーの置かれている現状はどうでしょうか。経済的にも時間にも余裕がないというのが現状です。病院に行かなければいけないのにに行けないというのが現状ではないでしょうか。

また、あるシングルマザーのお母さんは、立てかえたお金の申請を平日に役場まで行って行う時間さえないとおっしゃっていらっしゃいました。もちろん郵送などの手続が可能ではありますが、日々の生活に追われているひとり親の方にとって、その手間さえも負担となっているのです。

市長にお聞きします。課題はゼロとは言えませんが、その課題を乗り越えてでもこの制度を現物給付へと改善すべきと思いますが、いかがでしょうか。実際に県内でも実施している市町村はあります。そして、予算的には約200万円、やろうと思えばできる金額ではないでしょうか、見解をお聞かせください。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

〔登壇〕

○市長（江頭 実君） ただいまのひとり親家庭の医療費助成事業についてのご質問でございますが、まず、ひとり親家庭というのは、今、例が挙げられましたように、大変なご苦勞を抱えながらの生活であるというふうに思っております。そうしたひとり親家庭の健康の保持、それから生活の安定に寄与して、その福祉の増進を図ろうということを目的に、ひとり親家庭医療費助成事業というのを実施しております。制度の必要性並びに市民サービスの向上、子育て環境づくり等、さまざまな観点からも重要な施策と考えております。

今お申し出の件につきましては、先ほど健康福祉部長が詳細にご説明したとおりでございますが、市全体を見た財政状況と、それから医療費の今後の伸び、それからあわせましてさまざまな医療費の助成事業がございますので、その全体の中での整合性、バランス、こうしたものをよく踏まえて検討していく必要があると思っておりますので、そうした点から少し考えていきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（森 清孝君） 東奈津子さん。

〔登壇〕

○2番（東 奈津子さん） 検討していきたい、こう答弁がありましたが、その検討をすぐにでも始めていただきたいと思います。母子家庭、ひとり親家庭は今全国でも急増しています。シングルマザー世帯の貧困率は54％と言われています。昨年放送されたNHKの報道番組「クローズアップ現代」で紹介された広島市に住む28歳のあさみさんというシングルマザーの生活は私も見ていて本当に深刻でした。少し紹介をさせていただきます。あさみさんは4歳と2歳の息子さんを育てています。保育所で時給800円で働いています。収入は月10万円ほどです。母子世帯に支給されるおよそ4万円の手当などを加えて何とか家計を維持しているとのことでありました。番組では、次のようなあさみさんの言葉を放映しています。「食費をできるだけ、かけずにかけずに、うどん1玉を3人で食べたり、汁を多目につくって、汁で腹いっぱいにするっていうのはあります」、「下の子は夜中によく起きるんです。精神的にも金銭的にも1人なので、自分にもしものことがあったらと、ふと思いますね。自分が倒れたら、2人とも餓死するんじゃないかと考えます」。こういう内容でした。本当に切実です。そして、これはレアなケースではありません。

OECDの調査によれば、日本のシングルマザーは先進国18カ国の中で就労率は最も高く、85.9％が働いています。ところが、同じOECDの調査によれば、先進33カ国でひとり親世帯の相対的貧困率は、日本は50.8％と最も高くなっています。つまり日本のシングルマザーは先進国の中で最も懸命に働いている。ところが、最も貧困の状態に置かれています。多くのシングルマザーは最低賃金に張りついたような低賃金でのダブルワーク、トリプルワークに追われ、睡眠時間を削り、生活費を削り、ぎりぎりの生活を強いられているというのが実態ではないでしょうか。自分が頑張らないといけない、でも、自分に何かあったらどうしよう。ひとり親は常に2つの思いを抱えながら日々の生活に追われています。

先ほど紹介した私に相談をされた40代のシングルマザーのお母さん、こうおっしゃっていらっしゃいました。「江頭市長は常に「安心・安全の癒しの里」づくり、こう言われています。それならば、ぜひひとり親の医療費の助成を熊本市のように立てかえなしにしてほしい」、こういう話でした。ひとり親の方々の生活実態、願いや声をしっかり受けとめていただき、ぜひ市長の決断で医療費の助成の現物給付を一日も早く実現していただくことを最後に要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（森 清孝君） 以上で本日の一般質問は終わりたいと思います。

あすも引き続き一般質問となっております。

本日はこれで散会します。

全員ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

————— ○ —————

散会 午後 3 時 4 1 分

第 4 号

7 月 2 日

平成 27 年第 2 回菊池市議会定例会

議事日程 第 4 号

平成 27 年 7 月 2 日（木曜日）午前 10 時開議

第 1 一般質問

第 2 議案第 63 号 菊池市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 64 号 工事請負契約の締結について（平成 27 年度菊池市営プール建築工事）

まで一括上程・説明・質疑・委員会付託

第 3 報告第 17 号 専決処分の報告について（庁用車車両事故）

上程・報告・質疑

第 4 休会の議決

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第 63 号 菊池市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 64 号 工事請負契約の締結について（平成 27 年度菊池市営プール建築工事）

まで一括上程・説明・質疑・委員会付託

日程第 3 報告第 17 号 専決処分の報告について（庁用車車両事故）

上程・報告・質疑

日程第 4 休会の議決

出席議員（20 名）

1 番	平	直 樹	君
2 番	東	奈津子	さん
3 番	坂 本	道 博	君
4 番	水 上	隆 光	君
5 番	出 口	一 生	君
6 番	猿 渡	美智子	さん
7 番	松 岡	讓	君
8 番	荒 木	崇 之	君

9 番	柁 原 賢 一 君
1 0 番	工 藤 圭一郎 君
1 1 番	城 典 臣 君
1 2 番	大 賀 慶 一 君
1 3 番	岡 崎 俊 裕 君
1 4 番	水 上 彰 澄 君
1 5 番	泉 田 栄一郎 君
1 6 番	森 清 孝 君
1 7 番	樋 口 正 博 君
1 8 番	木 下 雄 二 君
1 9 番	山 瀬 義 也 君
2 0 番	境 和 則 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実 君
副 市 長	木 村 利 昭 君
政策企画部長	小 川 秀 臣 君
総 務 部 長	馬 場 一 也 君
市民環境部長	倉 原 良 則 君
健康福祉部長	木 原 雄 二 君
経 済 部 長	松 野 浩 一 君
建 設 部 長	樫 川 博 久 君
七城総合支所長	榎 田 邦 昭 君
旭志総合支所長	水 上 満 弘 君
泗水総合支所長	上 田 譲 二 君
財 政 課 長	中 村 喜 範 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	徳 永 孝 博 君
市 長 公 室 長	上 田 俊 介 君
教 育 部 長	原 田 和 幸 君
教 育 部 長	松 岡 千 利 君
農業委員会事務局長	原 和 徳 君

水 道 局 長
監 査 事 務 局 長

藤 本 辰 広 君
松 永 隆 則 君

○

事務局職員出席者

事 務 局 長
事 務 局 課 長
議 会 係 長
議 会 係

城 主 一 君
徳 永 裕 治 君
松 原 憲 一 君
安 武 則 貴 君

○議長（森 清孝君） 全員ご起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前１０時００分 開議

○議長（森 清孝君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第１ 一般質問

○議長（森 清孝君） 日程第１、引き続き一般質問を行います。

初めに、猿渡美智子さん。

〔登壇〕

○６番（猿渡美智子さん） おはようございます。猿渡美智子です。早速ですが、通告に従って質問いたします。

まず初めの質問は、菊池市における介護予防の取り組みについてです。

私の今回の質問のきっかけは、３月議会で決議された介護保険料の改定、つまり値上げにあります。菊池市の介護保険料は、平成２１年度からの第４期で４，５００円、平成２４年度からの第５期で５，３００円、そして、今年度からの第６期で５，９００円と、うなぎ登りです。６年間で３０％の値上げになります。高齢者の皆さんの暮らしを考えると、保険料の値上げはやるべきではない。先日の新幹線での焼身自殺も、その背景に年金の少なさを苦にしていたというような報道を聞きますと、切ないものがあります。

保険料は上げたくはないけれども、しかし、介護保険制度は持続させていかねばなりません。葛藤はありましたが、結局、介護保険料の値上げに賛成いたしました。ともすれば、嫁の仕事とされていた介護を家族だけの問題とせず、社会全体の問題として制度化した介護保険制度は、とても大切なものだと思っております。しかし、高齢化の進展とともに保険料は上がる。一方、要支援サービスが介護保険から外されたように、サービスは後退しているという現状が否めません。介護保険制度も、だんだん瀕死の状態になってきているのではないかと心配するところでもあります。介護給付費を抑制し、介護保険料のこれ以上の値上げを防ぐために、そして、何よりも高齢者ご自身のよりよい生活のために、介護予防の取り組みは、それこそ待たなしというところに来ていると思います。

そこで、１点目に、第６期介護保険料の値上げの背景、理由を改めて聞かせてく

ださい。

2点目に、現在、介護予防のために、菊池市ではどのような取り組みが行われているのか、お聞きしたいと思います。

以上、2点よろしくをお願いします。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

〔登壇〕

○健康福祉部長（木原雄二君） おはようございます。まず、1点目の第6期介護保険料でございますが、議員がおっしゃられたように、第5期の月額5,300円から600円を値上げいたしまして、月額5,900円といたしました。この要因といたしましては、高齢者人口の増加に伴いまして、要介護認定者の増加、また、第5期に整備しました施設の事業開始に伴います標準給付費の増加、それと、65歳以上高齢者の負担割合が21%から22%へと改定されたことなどによるものでございます。

2点目の介護予防のための取り組みについてでございますが、介護、要介護状態になるおそれのある高齢者に対しまして、脳の活性化や心身の機能向上を目的とした教室、それと一般の高齢者を対象とした教室を委託して実施しております。

また、口の健康や栄養面、運動機能の低下が見られた高齢者に対しましては、歯科衛生士や管理栄養士等が約3カ月間重点的に訪問いたしまして、相談指導を行っているところでございます。

平成26年度の実績といたしましては、介護予防教室に延べ3,190人、訪問型介護予防事業に延べ1,366名の方が参加されております。本年度は、通所型の介護予防教室を市内で2カ所、また、一般の高齢者を対象といたしました教室を市内4カ所にて実施予定でありまして、訪問による重点的な相談指導を実施しております。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 猿渡美智子さん。

〔登壇〕

○6番（猿渡美智子さん） 今お答えいただきましたように、介護保険料の値上げの要因として、要介護の方々の増加というのが否めないと思います。介護予防のために教室が開かれていることは今お聞きしたとおりですが、私はこのところに、もう少し力を入れるべきではないかという視点で、重ねて質問をいたします。

先ほども言いましたように、介護保険料の値上げに割り切れない気持ちを持っているときに、介護予防の取り組みによって介護保険料の引き下げに成功した自治体があるというテレビニュースを見ました。宮崎県の国富町、人口約2万人の都市で

す。自分の目で見たくなりまして、行ってまいりました。取り組みのメインは、シニア元気アップ運動教室と名づけられた運動教室です。この取り組みを始めるきっかけは、3年前の第5期介護保険料で、国富町は、宮崎県で一番保険料が高いという、せっぱ詰まった状況にあったことだそうです。自治体としても、手をこまねいているわけにはいかない、そういう事情のもとに始められたとお聞きしました。

取り組みの内容はその名のとおり、高齢者のための運動教室であります。菊池市でも4カ所で行われる予定があるとの返答でしたが、健康な高齢者向けの一次予防教室と、要介護になるおそれのある高齢者向けの二次予防の教室2本立てで行われております。

私が参加してきたのは、健康な高齢者向けの教室です。といっても、4カ月間の二次予防教室を終えた人たちが、その後も継続して運動をしていくための受け皿にもなっておりますので、私が参加した教室には、脳梗塞の後遺症を持った男性の方なども参加しておられました。健康寿命を延ばすため、有酸素運動、筋力トレーニング、ストレッチ、バランス運動などに加えて、認知予防のゲームを取り入れながら、1時間半ほどの内容でした。町内22カ所で行われ、週1回のところと月に2回のところが半々くらい。歩いての参加が難しいところは、社協と協力して車での送迎があるとのことでした。参加者の方に聞くと、膝の痛いのがいつの間にか治った。前は墓参りには行かれなかったけど、ぼちぼち歩いて墓参りに行かれるようになった。ここに来んなら、家でテレビで見とるだけじゃんというようなお話を聞くことができました。そんな取り組みの結果が保険料の引き下げです。基準月額が5,717円から5,475円に、4.2%下げることができたそうです。

二次予防は専門家の手によるものですが、一次予防の教室を担当するのは町民サポーターズです。私が参考にすべきだと思ったのは、町民サポーターを育成するシステムを行政がつくっているということにあります。町が町民サポーターを募集して、専門の講師による指導を受けてもらい、リーダーとして育成をしておられます。そして、町が認定した町民サポーターに有償ボランティアとして教室の運営をしてもらう。予算総額2,000万円、そのうち1,000万円が町民サポーターへの報酬となっているそうです。町の担当職員が言われました。私たちの試算だと、1人の方が1年、要介護にならずに済めば、年間200万円の経費が節減できます。費用対効果はあります。国富町と同じことをやってほしいと言っているわけではありません。ただ、要支援サービスが市の事業になっていくことを考えましても、菊池市において、市民の中に介護予防を担うリーダーを育成するシステムをつくるのが急務ではないでしょうか。リーダーの育成に関して、市は積極的にかかわっていくべきだと思います。リーダー育成の計画がとおりでしょうか、お尋ねいたしま

す。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

〔登壇〕

○健康福祉部長（木原雄二君） 高齢者の健康寿命を延ばしまして、住みなれた地域で安心して生活ができるよう、今後も通所型、訪問型の介護予防事業の充実を図るとともに、各公民館でふれあいデイサービス、あるいは語らいの場など、住民の通いの場を充実させていきたいと考えております。

そのために、本年度におきましては、生活支援コーディネーターの配置を計画しておりまして、地域に不足するサービスの創出や生活支援サービスの担い手の育成、住民主体の介護予防活動の育成、支援に取り組むとともに、関係者間のネットワーク化を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 猿渡美智子さん。

〔登壇〕

○6番（猿渡美智子さん） 担い手の育成に取り組むという内容のご回答であったかと思いますが、そのための具体的な計画みたいなのは、もう立っておりますでしょうか、これからという段階でございますか、お聞きします。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

〔登壇〕

○健康福祉部長（木原雄二君） ただいま生活支援コーディネーターを配置ということでございますが、今後計画を進めるということで、まだ具体的なものはあっておりません。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 猿渡美智子さん。

〔登壇〕

○6番（猿渡美智子さん） まだ具体的な計画はなく、これからというご返答でありましたが、来年度からは要支援のサービスの移行も考えておられることでありますし、この件につきましては、なるべく早く取り組みを始めなければ、来年度からの移行にも間に合わないのではないかと思いますので、頑張ってくださいと思います。

同じ養成講座を受けても、サポーターの方たちが同じ内容の仕事を担っていらっしゃるわけではありませんでした。その人のご希望に応じて、3人一組で教室を運営されるわけですが、その3人の中でリーダーの役の方がおられる、サブリーダーの方がおられる、補助をする方がおられる。3人のチームで、自分はこれならできるという役割分担をやる中で運営がうまくいっているように感じました。

リーダーの方には1回につき4,000円、サブリーダーの方には2,500円、補助の方には1,500円という報酬が支払われております。サポーターになった後の勉強会や交流会も開かれておりました。私が参加した教室のリーダーの方にお話を伺いましたら、ケアマネジャーの仕事もしているとおっしゃいましたので、「ああ、じゃ、ケアマネジャーの仕事の傍らにこの教室をやられているんですね」と私がお尋ねしましたら、「いいえ、そうではありません。運動教室の傍らにケアマネジャーの仕事をしているんです」と言われました。その言葉の中に、高齢者の皆さんの健康を担っている、町の健全財政にも寄与しているというような自負が感じられました。町がサポーターを募集されたときに、本当に募集に応募してくる方々がいるのかというのが一番不安だったそうですが、予想に応じた募集があったと言われました。住民の力を信じてやることですよという助言もいただきました。菊池市でも、ぜひともリーダーの養成に積極的に取り組んでいただきたいと思います。

次の質問に移ります。

次の質問は、外国ルーツの子どもたちへの支援についてであります。

外国ルーツの子どもたちという言葉に対して、聞きなれない方もおられるかと思いますが、これはお母さん、お父さん、親御さんのうちのどちらか、あるいは両親ともに外国人である子どもたちを示す言葉です。このような子どもたちは、日本語の習得についての困難さや生活上の困難さを抱えている場合が多く、支援を必要としております。タイミングのよさにちょっとびっくりしたんですが、ちょうど6月30日から熊日新聞で「言葉のはざまで・求められる日本語指導」という連載記事が掲載されておりましたので、読まれた方もいらっしゃると思います。昨年、文部科学省も、国際化の進展等に伴い、帰国外国人児童・生徒等に対する日本語指導の需要が高まっているという認識のもとに、学校教育法施行規則の一部を改正しました。

私はこの夏、外国ルーツの子どもたちを長年にわたって支援してこられた方々との出会いがあって今回の質問につながったわけですが、まず、菊池市には現在どのくらいの数の外国ルーツの子どもたちがいるのかということ、その子どもたちに対してどのような支援が現在行われているのか、支援を進める中でどのような課題があるかということについてお尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

〔登壇〕

○教育部長（松岡千利君） おはようございます。それでは、ただいまの外国ルーツの子どもたちの支援につきまして、2点ご回答させていただきます。

外国のルーツに関しては、先ほど議員のほうからご紹介がございましたので、割

愛をさせていただきますが、そのような中におきまして、市内の小・中学校に通う外国にルーツを持つ子どもたちを支援するために、学校では、教育相談によりまして、日本語の指導が必要な児童・生徒の数を把握して、毎年、教育委員会へ報告をいただいております。したがって、教育委員会では、市内の小・中学校に通う日本語指導が必要な児童・生徒については把握しておりますけれども、それ以外の人数となると、今のところ把握をしていないのが現状でございます。

2点目の支援の内容、それから課題等につきましてご報告をさせていただきます。

教育委員会では、市内小・中学校の日本語指導が必要な児童・生徒の指導、支援の充実を図るために、平成24年度から、外国から来た児童・生徒に対する日本語指導業務を、専門的な知識を持っております業者のほうに委託をして実施をいたしております。この業務の内容につきましては、小・中学校から日本語指導が必要と報告のあった児童・生徒に日本語力判定テストをまず受けてもらいまして、その結果により、適切な日本語指導をするためのカリキュラムを学校と協議の上作成し、最大で2年間にわたりまして、授業と並行して個別に日本語指導を行うというものになっております。

過去3年間では13人の指導を行いまして、個人差はありますが、日本語が全くわからない状態から指導を受けて、指導の終了時には通常学級で授業を受けることができるようになった子どももいるなど、着実にその効果が出ておりまして、現在は3人に対し指導を行っているという現状でございます。

また、子どもに教育を受けさせる義務があるというのは、日本国籍を有する者に限られておりますけれども、国の方針では、外国籍の子どもたちが公立の小・中学校へ就学を希望する場合は受け入れることとしておりまして、近年、国際化が進む中、そうした子どもたちの受け入れ対応が今後ますます増加するということが予想されておりまして、新聞にもそのような記事が載っておったと思います。しかしながら、県内各地で日本語指導者のニーズが増加傾向にありまして、日本語指導者の人員不足という状態が課題ということで捉えられておるんじゃないかなというふうに思います。

次に、中央公民館で実施しております日本語教室について申し上げたいと思います。

この事業は、菊池市人権・同和教育推進協議会の進路保障部会の事業としまして毎週火曜日に実施されており、ことしで6年目を迎えております。この教室の運営は、日本語指導ボランティアの方を初めとしまして、中学校の先生方などの協力により支えられております。最近では参加者がふえてきたこともありまして、1人の

指導者では対応が厳しい状況になっておりましたので、本年度から2名の指導者体制を取り、その報酬として、新たに16万円程度の予算措置を進路保障部会に対して行っておるところでございます。

外国にルーツを持つ子どもたちの置かれている状況というのは、まだまだ厳しいものがあると感じております。そのような子どもたちのために、出会い、交流の場としまして、この教室の活動を支援して、市民に対しても広く啓発をしていく必要があるものと考えております。

以上です。

○議長（森 清孝君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○6番（猿渡美智子さん） 菊池市での外国ルーツの子どもたちへの支援は、個別で行う日本語指導と、子どもたちが集ってくる中央公民館で行われている日本語教室の2本立てであるという返答をいただきました。支援するNPOの方々も、菊池は大変よく取り組んでもらっていると、ありがたいというふうにお話をされておりましたので、その点はお伝えを申し上げて、私も感謝したいと思います。しかしながら、なお厳しい状況にいる子どもたちがいるというのも事実であります。

日本語指導が必要な子どもが現在3人、その子どもたちには指導者はついていないというお話でありましたが、残念ながら外国ルーツの子どもたちの数については今のところは把握されていないということでありました。ぜひとも実態の把握に向けて、早急に取り組んでいただきたいと思います。

外国ルーツの子どもたちの中に、親の国の言語も、日本語も、両方とも中途半端にしか習得できていないというダブルリミテッドという課題があると聞きます。私もNPOの方から教えてもらったわけですが、ダブルリミテッドの場合、日常的には日本語をすらすら話しているので、問題が見つけにくく、見逃されているケースがたくさんある。しかし、学校での学びに用いられる学習言語、つまり教科書に書かれている言葉が理解できているわけではなく、誤解されたり、孤立したり、進学や就職で壁にぶつかったりする。例えば、日本語を生活の中では困難なく使っているのに、求人募集が読めない、履歴書が書けない、契約書が読めないというケースが出てくるのだそうです。進路が塞がれる結果になってしまいます。そのようなダブルリミテッドになることを防ぐには、まず、どこに外国ルーツの子どもがいるかを把握し、その子がたとえ困難なく日本語を話せていたとしても、日本語指導員による、先ほど言われましたチェックをきちんと受けてもらって、学習言語としての日本語がどの程度理解できているのかを把握していかなければならないのではないのでしょうか。その上で、必要があると判断されれば、専門家による日本語指導につ

ないでいかなければなりません。ぜひとも実態の把握をお願いしたいと思います。

ことし、川崎市の河川敷で中学生の男子生徒が殺害されてしまったニュースに心を痛めた方は多かったと思います。被害者の少年はフィリピンルーツであったそうです。彼が学校から足が遠のいてしまった原因の一つに、日本語習得の問題はなかったのか、安心できる居場所があったのか、外国ルーツの母親たちが抱えがちな貧困の問題はなかったか、この事件が指し示す課題があると思います。

そこで、教育委員会にぜひ実施してほしいことがあります。NPOからの要望でもあります。外国ルーツの子どもを受け持っている保育園、幼稚園、小学校、中学校の担任の先生方と日本語指導員との合同研修会を開き、そこに行政の側からも参加していただきたいということでもあります。合同の研修の場で課題を共有したり、支援の方法を共有したり、情報交換をすることで、より効果的に、より組織的に子どもたちを見ていくことができると思います。悩んでおられる先生方もいらっしゃるのではないのでしょうか。夏休みなどの長期休業を利用すれば実施できると思いますが、いかがでしょうか、お願いいたします。

○議長（森 清孝君） 教育長、原田和幸君。

[登壇]

○教育長（原田和幸君） おはようございます。ただいまのご質問にお答えします。

まず、外国にルーツを持つ子どもたちの数の把握につきましては、早急に各学校のほうに調査をかけたいというふうに思います。それと同時に、こういった配慮が必要なのか、どの程度の日本語力があるのかあたりを担任はつかんでいると思いますので、数だけではなく、そういう内容的なものもしっかり把握をして、そして指導に当たって、今、担任が苦勞している点等につきましても話を聞いてみたいというふうに思います。その担任の数にもよりますけれども、そういう把握をした上で、非常に課題がたくさん見えてきた場合、日本語指導の先生と一緒に協議をする場あたりも当然つくっていかなくてはいけないというふうに思いますので、今、これから先のことはありますけれども、一人一人の子どもたちの幸せのために、ぜひ調査研究しながら進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（森 清孝君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○6番（猿渡美智子さん） 子どもたちの抱えている問題も含めて、数の実態も早急に調査をしていただくということでよろしくをお願いいたします。

週に一度、現在は中央公民館で行われている日本語教室について要望をいたします。本当は自分としては質問の予定だったんですが、通告の不手際がありましたので、要望ということでぜひ聞いてください。

私も中央公民館に行って参加してきました。附せんのいっばいついた辞書を片手に、国語の勉強をしているフィリピンルーツの小学生がいました。中学生の男の子は、勉強の合間のおしゃべりがとても楽しそうでありました。就学前の小さい子がシール貼りの教材を使っているのを私が見ていたら、日本語指導の先生が言葉を浴びせるようにいっばい話しかけてくださいと言われました。鉛筆を握って、漢字の勉強をしているお母さん方がおられました。徹夜明けだというのに教室にやってきて、後輩に教えている外国ルーツの大学生さんもありました。温かい雰囲気の中で、それぞれがそれぞれの課題に取り組んでいる姿がありました。日本語指導の先生が、ここは個別の初期指導が終わった後の継続的な学習の場としても、外国ルーツの子どもたちの居場所づくりとしても、親御さんたちの学びの場としてもとても大切ですと話してくださいました。

先ほど言われましたように、ことしからは16万円の予算措置もつけていただいたということでもあります。日本語講師については、1人1回2,000円、年間40回の2人分で16万円ということでもあります。ボランティア頼みということではなく、市が予算措置をしてシステム化することで事業が継続していくと思いますので、とてもよかったと思います。ただ、報酬の支払い方について、指導者の側から強い要望がありましたので、お伝えします。

それは、同じ16万円の予算であっても、1人1回2,000円でなく、1人1回4,000円の単価にしてほしいということです。自分は今までどおりボランティアで通ってくるから、新たに参加するもう1人の日本語講師に対して、専門職としての仕事を評価した報酬を設定してもらいたいという強い願いを持っておられます。それは日本語指導という仕事の専門性に対する誇りであるとともに、後に続く若い日本語講師の賃金保証、生活保証につながるからであり、次の担い手を育てていきたいという思いがあります。私もあえて予算のアップは言いません。当事者の気持ちを尊重した単価設定をしてもらえるよう配慮を求めます。

先ほど課題の中に日本語講師が足りなくなっているというお話をいただきました。日本語講師のなり手をふやすためには、やっぱりその仕事に応じた報酬がなければ生活が成り立ちません。そこを考えて報酬のシステムを考えていただきたいと思います。

2つ目の要望です。日本語教室に参加する子どもたちの交通手段についてです。

ニーズのある子どもたちがいても、親御さんの仕事の都合で、夜の仕事をされたり夜勤があつたりする場合、送り迎えができないと参加が難しい状況があります。泗水からも何人かの子どもたちが参加していますが、交通手段がないために、毎回参加できないという子もいます。いろいろ難しい面もあろうかと思いますが、

例えば、ボランティアによる送迎を認めるとか、何らかの手段を講じて、子どもたちの参加が可能になるように方法を検討してください。

菊池市の教育行政が、外国ルーツの子どもも含めて、さまざまな困難さを抱える子どもたちにさまざまな温かい支援を行っておられることは市民の誇りになると思います。先日も菊池の給食センターで行われている、障がいを持つお子さんのためのミキサー食について、熊本の市議さんが、熊本でできていないからということで見学に来て、感心して帰られたという事例もあります。そんな子どもたちを大切にする温かい菊池であってほしいと心から願います。これからもどうぞよろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。

小・中学校におけるフッ化物洗口について質問をします。

この件につきましては、3度目の質問となります。フッ化物洗口は、県の強力な推進体制のもとに、この秋からは県下のほとんどの学校で実施される情勢にあります。多額の予算をかけてフッ化物を学校に導入する意味があるのか、質問に先立ちまして、ネットに出ていた神奈川新聞の記事を1つ紹介させてください。

横浜市立中尾小学校、生徒数340人だそうです。昨年度、全日本学校歯科保健優良校表彰において、小学生の部、最優秀賞を受賞しています。つまり虫歯予防日本一ということなのでしょうが、何と全校生徒の95%は虫歯がゼロ。6年生1人当たりの虫歯保有本数は、治療済みの歯も含めて、わずか0.13本だそうです。学校歯科医師と連携した丁寧な健診、給食後の5分間歯磨き、保護者向け歯科予防教室など、取り組みの成果だという記事の内容でありました。私はこの学校に電話をかけまして、フッ化物洗口はされておりますかと尋ねてみました。電話に出られた副校長のお返事は、フッ化物洗口はしていません、ブラッシングだけですというものでした。ネット上には、校長先生が正しい歯磨き習慣は子どもの一生の宝だというようなことを書いておられました。ブラッシングだけでも虫歯予防はここまでできるということでもあります。

菊池市は地域を挙げてのブラッシング指導というすばらしい取り組みをされ、成果も上がっていたのに、なぜフッ化物洗口なのか、なぜ県はそこまで強硬なのかと思うのでありますが、それを問いますと以前の質問の繰り返しになりますので、今回の質問に入ります。

現在、菊池市では9月からの実施に向けて、教育長のお言葉をかりれば、粛々と準備が進められている状況にあります。各学校での職員への説明会がほぼ終了しており、保護者向けの説明会も順次実施されていくと聞いております。学校での職員向け説明会において、現場からはどのような声が上がってきたのでしょうか。また、

その声に対してどう応えられるのか、お尋ねをしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） 小・中学校におきますフッ化物洗口についてお答えいたします。

現在、市及び教育委員会では、今回のフッ化物洗口事業につきまして、先ほどご紹介がありましたように、各学校の教職員並びに保護者向けの説明会を順次実施いたしておるところでございます。

その中におきまして、1点目のこれまでの説明会におけるご意見等をご紹介したいと思います。主にフッ化物の安全性に関することと、人間的な要望に関することが多数あったというふうに聞いております。具体的には、安全性につきましては、フッ化物洗口液そのものの安全性、現場での小学生低学年への誤飲や体に付着した場合の対応などについてとの質問があったということでございます。また、人間的な要望につきましては、学校現場が多忙過ぎるため、洗口の時間を確保するのが難しい、専属の人員を配置してほしいなどの意見ということになっております。

2点目の学校現場の声にどう応えるのかということにつきましては、まず安全性の件でございますが、これまで実施しております説明会に学校歯科医の先生並びに県菊池保健所の専門職の方にご同席をいただきまして、その都度、適正にご回答をいただき、ご理解を得ているものと認識いたしておるところでございます。

また、人間的要望につきましては、事業検討委員会の中で、洗口液の作製や導入前後の指導を市及び教育委員会で担当いたしまして、少しでも学校の負担を軽減できるよう配慮させていただき、導入方法を検討する際には、学校数、生徒数も同規模であり、既に実施されている山鹿市を参考としながら、洗口方法を決定させていただいたところでございます。

現在、市のホームページで地域の方々に対しても洗口作業に協力していただけるようなボランティアを募集しておりまして、今後も「広報きくち」や各学校を通して呼びかけを行い、補助人員の確保を行っていきたいというふうに考えております。

○議長（森 清孝君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○6番（猿渡美智子さん） 安全性や人間的要望、さらなる多忙化について、現場ではまだまだ不安があるということではないかと思います。誠意のある対応をお願いしたいと思います。

合志市などでは、人員を、そのために3人でしたか、雇用をするという話も聞い

ておりますが、菊池市の場合は予算の関係上それができないので、ボランティアを募集するということでありました。この前、教育委員会に行きましてボランティアの応募はありましたかと聞きましたら、今のところまだ1人もありませんというお答えであり、このままでは、先ほど言われたように、ただでさえ多忙過ぎる学校現場になおさらの負担がかかるのではないかと心配しているところであります。

重ねて質問をしたいと思います。

学校での職員向けの説明会において、フッ化物に使う薬剤の添付書を、説明書のようなものですね。添付書を、保護者に配布してもらえないだろうかという趣旨の質問に対して、明確な返答はなかったと聞いております。それはなぜなのでしょう。添付書を保護者に配布することに対してどのように考えておられるのか、お聞かせをください。

○議長（森 清孝君） 教育長、原田和幸君。

[登壇]

○教育長（原田和幸君） 今、議員おっしゃいましたように、説明会の折に保護者に添付書類を配布してほしいとの要望があったことを聞いております。このことから、今回、改めて熊本県の関係部署に照会をいたしました。その結果、添付文書は、医療用医薬品の投与を受ける患者の安全を確保し、適正使用を図るために必要な情報を医師、歯科医師、薬剤師などの医療関係者に提供する目的で、薬事法に基づいて作成された医薬品に添付する文書です。添付文書の取り扱いについて薬剤メーカーに確認したところ、添付文書には専門的、学術的な用語や単位等を用いた記述もあるために、保護者等に対して単に添付文書を配布するだけにとどまるならば、当該薬品に関して正しい理解が得られず、誤った解釈が行われる可能性も否定できないため適切とは言えません。しかし、保護者説明会等で、歯科医師などの専門家による添付文書の解説や補足説明を行う場合に使用することはできますという回答がございました。添付文書の取り扱いについては、県も薬剤メーカーと同様の見解であり、フッ化物洗口に関する保護者等の理解向上に向け、添付文書が適切に取り扱われるようお願いしますということでした。このことから、市教育委員会としましては、保護者へ単に添付文書の配布のみを行うということは考えておりません。

なお、現在、学校単位で実施中の保護者説明会では、学校歯科医の先生よりフッ化物洗口事業の有効性と安全性について講話をいただき、保護者からの質問があれば、添付文書に記載されている内容も含めて、丁寧に説明をしていきたいというふうに考えております。

○議長（森 清孝君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○6番（猿渡美智子さん） 誤った解釈をされるおそれがあるから配らない。その誤った解釈というのは何なんでしょうか。日弁連が出しているフッ化物洗口に対する意見書の中から、知る権利というところを抜粋して読みます。「行政機関が、公衆衛生政策を実施する場合、国民の知る権利の保障及び行政の説明責任原則の観点から、当該政策に関する情報を公開し説明する義務を負うとともに、特に、医薬品被害防止の観点からは、医薬品の有効性・安全性に関する否定的情報を含む様々な情報を積極的に国民に対して情報提供する義務を負う。」と書いてございました。添付書の中には、確かに劇薬という言葉があります。副作用について検証はしていないのだという言葉もあります。しかし、それはその薬の事実でございます。保護者には知る権利があると私は思います。心配かけるかもしれんけん言わん、見せん、それはまずいのではないのでしょうか。いかがお考えでしょうか、お願いいたします。

○議長（森 清孝君） 教育長、原田和幸君。

[登壇]

○教育長（原田和幸君） 過剰に不安をあおるようなことにつながるというようなことで、医師が説明をする、お医者さんに来てもらって説明会を開いています。その説明の折には、そういう危険性の質問とかも当然出ておりますから、それに丁寧に歯科医師であったり、あるいは保健所の方だったり、専門的な方から丁寧に回答をしていただいておりますので、全くふたをして危険性を知らせていないということじゃありません。そういう危険性を指摘する声に対して、適切に医師のほうから専門的な立場で回答をいただいているということでございます。

○議長（森 清孝君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○6番（猿渡美智子さん） それでは、保護者の間から何も質問が出なかったら何も触れない、そういうことでございますか。

○議長（森 清孝君） 教育長、原田和幸君。

[登壇]

○教育長（原田和幸君） 保護者説明会の中で、いろんな質問が出ているというふうに伺っております。それに対して丁寧に説明してあるということで、全く質問が出ていないということではないというふうに私は理解しております。ただ、保護者説明会にお見えにならない方もいらっしゃると思います。ですから、何らかの形で同意書等をとりますので、その折に、一部危険性を指摘する声もあるというような文言は、前回の答弁のときにもお答えをしましたけれども、触れたい、そして同意をとりたいというふうに思います。

○議長（森 清孝君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○6番（猿渡美智子さん） すみません、正式な名称がちょっとうろ覚えですが、学校保健会だったのでしょうか、が出している小学生向けの薬の使用法に対する勉強する文書の中には、こんなことが書いてありました。「薬を使うときには、添付書（説明書）をおうちの人によく読んでもらってください。薬には、主作用と副作用があります」というような文言がありました。大きな矛盾があるのではないかと感じているところでもあります。

現実には既に添付書を保護者に配布している自治体も、確かめましたが、幾つもあります。県の体育保健課の指導主事は、養護教諭の理事会や組合との交渉との席で、どうして添付書を配らないんですか、配っていいでしょうみたいな発言をされたということも、その席に居合わせた人から聞いております。県は二枚舌なんのでしょうか。私としましては、ぜひともきちんと情報を保護者に伝える、知る権利を保障するということで取り組んでいただきたいと思いますところでもあります。

時間がございませんので、次の質問に移ります。

ことは、来年度から4年間使う中学校の教科書を選ぶ教科書採択の年です。ちょうどきょうまで市民に向けた教科書展示会が開かれており、教育委員会では、これからどのような教科書を選ぶかという検討を重ねていかれることと思います。教科書は、子どもたちにとって最も重要な教材であります。どのような基準で選ぶのか、どのような選定の仕方をするのか、教科書採択に当たっての教育長の基本的な考えをお聞かせください。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） 中学校教科書の採択につきまして、その流れと基準について私のほうから先にご説明をさせていただきます。

教科書の採択につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、この規定にのっとりまして、熊本県教育委員会が市町村、または地域ごとに設定した教科用図書採択地区に基づき、菊池地域では菊池市、合志市、大津町、菊陽町の2市2町による菊池地区教科用図書採択協議会を設けております。

議員ご案内のとおり、菊池地区教科用図書採択協議会には下部組織として、教科ごとに専門的な事項を調査研究し、教科書を選定する教科書研究委員会と、その報告を受け、さらに審議する教科書選定委員会が設置されております。また、菊池地区教科用図書採択協議会で採択された教科書は、2市2町の教育委員会で決議され、全ての教育委員会の可決をもって最終決定されます。したがって、菊池郡市では同一の教科書が採択されるということになります。

なお、教科書の採択基準につきましては、熊本県教育委員会が作成した義務教育における使用教科用図書の採択基準等に基づき、教科ごとに適正かつ公正に選定されていることと考えております。

○議長（森 清孝君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○6番（猿渡美智子さん） ありがとうございます。重ねて質問します。

情報公開の時代ですから、採択に向けた教育委員会の会議も閉ざすことなく、開かれた場であるべきだと考えますが、公開していただけますでしょうか。

また、採択の過程で論議された内容や採択の結果についても、なるべく早くホームページなどで公開していただきたいと思います。2点お願いいたします。

○議長（森 清孝君） 教育長、原田和幸君。

[登壇]

○教育長（原田和幸君） 教科書を最終決定します採択協議会や教育委員会議の公開の有無ということでございますが、まず、菊池地区教科用図書採択協議会については、教科書を採択するまでは下部組織であります選定委員会及び教科書研究員会を含め、全て非公開というふうになります。各市町のエ育委員会議については、原則公開となっております。菊池地区教科用図書採択協議会の行政文書につきましては、採択終了後、4市町のいずれかの教育委員会に開示請求をしていただくことで開示することができるというふうに捉えております。

○議長（森 清孝君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○6番（猿渡美智子さん） 一部は公開されるということと、請求をすれば開示をしていただけるということで確認をしたいと思ひます。

最後の質問です。

教科書無償措置法では、採択に教育専門的な知識経験と判断が必要であるとして、そのために、審議会、調査員等の報告を教育委員が尊重すべきものと位置づけられております。先ほど言われました研究員会や調査委員会に当たると思ひます。しかし、4年前の採択では、現場教員の声を排した形で教育委員会が採択する教科書を決めてしまったところが、熊本ではもちろんございませぬが、あるやに聞き及んでおります。菊池郡市におきましては、研究員会や調査委員会からの報告をぜひとも尊重した採択を行っていただきたいと思ひます。実際に教科書を使って授業をする現場の教師の声は大切にす。研究員会に現場の教師も参加しておりますので、その点を確認させていただきたいと思ひます。

○議長（森 清孝君） 教育長、原田和幸君。

[登壇]

○教育長（原田和幸君） 今、議員おっしゃいましたけれども、教科書研究員会は、最初に教科書を見て、そのすぐれているところ、ここをもうちょっと改善したほうがいい、そういうところをしっかりと見ていく、最初の部分であり、とても重要な役割を担っております。その意見は十分に尊重されているというふうに考えております。

○議長（森 清孝君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○6番（猿渡美智子さん） ありがとうございます。これで質問を終わります。

○議長（森 清孝君） ここで10分間休憩します。

○

休憩 午前10時59分

開議 午前11時10分

○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、松岡譲君。

[登壇]

○7番（松岡 譲君） 改めまして、おはようございます。議席番号7番の松岡譲でございます。

今回は、菊池市下水道等事業についてと地下水汚染についての2点を通告しております。

それでは、通告に従いまして質問いたします。

先般、菊池市下水道等事業に係る使用料金改正について、地域説明があっております。今回質問いたしますのは、説明会での説明内容に疑問点がありますので、そのことについて伺いするものであります。

地域説明会は、平成26年12月の第4回定例会に上程されました菊池市地域生活排水処理施設条例等の一部改正について、主に市民に対しての説明責任が不足しているとの理由で否決となり、使用料の料金改正について市民に説明するため開催されたと理解しております。

それでは、七城地区の説明会で、改正の理由として地域間格差の解消を区長会並びに議会からの指摘により検討した結果だと、七城地区説明会の会議録から、4から5地区において発言されたと確認しておりますが、菊池市区長会並びに菊池市議会から具体的にどのような指摘があったのか、伺いいたします。

さらに、地域間格差の解消という説明であります。具体的な地域間格差につい

てお示してください。よろしくお願いします。

○議長（森 清孝君） 建設部長、櫛川博久君。

[登壇]

○建設部長（櫛川博久君） おはようございます。それでは、早速、お尋ねのことにつきまして説明させていただきます。

まず、初めの区長会、議会からの指摘があっていると、どのように発言が、要望があったというお尋ねでございます。

区長会並びに議会からの下水道使用料金改定に対するご質問やご要望につきましてお答えいたします。

平成２２年度の全体区長会におきまして、旭志区長会より、下水道等の使用料を今後改善する考えがあるならば、どのような方向性で、また、どのようなスケジュールで改善していくのかという質問を最初にいただいております。

平成２３年度から平成２７年度全体区長会では、同じく旭志区長会より、合併したのに下水道使用料と合併浄化槽使用料に差があるため、同じ市民で使用料負担額が違うのはおかしいので、改善してほしい。早期に料金を是正し、統一する方向で検討し、多くの市民が納得、理解できるような使用料体系を作成してほしいなど、毎年度の全体区長会におきまして、料金改定までのスケジュールについて質問並びに要望をいただいております。

議会におきましては、平成２３年６月定例会の一般質問で、合併浄化槽の使用料金は下水道事業と比べて割高になっている、改善策は考えていないのか。平成２５年３月定例会一般質問では、将来に財政不安を抱える本市において、下水道事業特別会計をどのように運営していくのか。それから、平成２５年６月定例会一般質問では、農業集落排水と合併浄化槽使用料金の均衡化を図るように。また、合併浄化槽使用料金の見直しはどうなっているのか。平成２６年９月定例会一般質問では、下水道等の使用料金について適正な料金となるよう見直しをするようにと、質問やご要望をいただいているところでございます。

それから、何が格差の部分になるのかということでございます。

下水道使用料金の課金方法としまして、重量制、使った水の量による料金、それから何人そこにお住まいかという人頭制、それから、浄化槽の場合、何人槽をそこに据えられておるのかということで算定方法が異なって、請求もそれに基づく料金となっております。

特に、人槽制を採用しております市町村設置型の合併処理浄化槽区域につきましては、設置した合併浄化槽の大きさにより月々の使用料が決まっておりますので、二、三人の少人数世帯での割高感が生じているところでございます。その部分が格

差ということではいろいろな要望が上がっていた状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 松岡譲君。

[登壇]

○7番（松岡 譲君） ただいまの答弁で、菊池市区長会並びに菊池市議会からの指摘ではなく、全体区長会において旭志区長会から、また、市議会においても一般質問があつておりと説明すべきであつて、菊池市区長会、菊池市議会に料金改正の責任を転化するような表現での発言は不適切だと考えております。また、この回答から、地域間格差とは、主に合併浄化槽使用料金を指しているものだとすることを初めて明確にお伺いしたわけでございます。

そこで、私が参加しました説明会は、農業集落排水事業会計の地区でございますが、特に農業集落排水事業会計の現状について、詳細な説明があるわけではなく、下水道事業全体についての説明に終始し、料金改正の積算基準、積算基礎に触れることもなく、地域間格差の解消と公債費の増嵩が一般会計からの繰り入れに影響しており、公債費分を考慮した料金改正との内容説明であつたと思います。しかし、説明会で配付された資料で、公債費の推移を見てみますと、公共下水道では、平成19年度の償還額が最高額で約13億600万円、これには繰り上げ償還が含まれているとのことですが、説明資料にはそのことについての注釈がついておりません。資料では平成20年度償還額がピークとなっており、約6億6,000万円。平成25年度決算の償還額が約2億9,000万円。特定環境会計では平成25年度決算で約3億1,000万円と、現在が償還額のピークとなっている現状でございますが、農業集落排水事業会計では、平成21年度がピークで約3億8,300万円、平成25年度決算では約2億3,000万円と減少しており、説明の公債費の増嵩による使用料金の改正の説明が成り立っておりません。

このことについては、また後で質問いたしますが、地域説明会では、開催地区の事業会計に主眼を置いて、該当地区の事業会計の現状、課題について説明し、料金改正の説明をすべきではないかと考えますが、市の見解をお伺いいたします。

○議長（森 清孝君） 建設部長、櫛川博久君。

[登壇]

○建設部長（櫛川博久君） それでは、お尋ねにつきまして答えたいと思います。

菊池市は、ご承知のとおり公共下水道を含め4つの下水道事業を実施しております。今回の料金改定に伴います地元説明会は、ふだん知ることの少ない下水道事業の現状や課題について、市民の皆様へ説明するよい機会と捉え、下水道事業全体についての説明を冒頭に行いました。その後、各地域が利用されている事業につき

ましても、要点を説明させていただきましたところでございます。ご指摘のとおり、その部分についてももう少し事業ごとの料金の制定の仕組み、それから公費で充当する部分、私費で充当する部分、特にその辺をきちんと説明すべきであったというふうに反省するところでございます。

事業ごとの詳しい説明につきましては、時間もかかりますし、初めてお聞きになる行政用語もたくさんありまして、初めて聞かれる市民の方々には非常にわかりづらいのではないかと考えて簡素化した説明としたところございました。

以上、報告させていただきます。

○議長（森 清孝君） 松岡譲君。

[登壇]

○7番（松岡 譲君） 今のお答えでは、事業ごとの説明は時間もかかるし、行政用語等もあってわかりづらいから簡素化したような説明との話ですが、簡素化し過ぎて、わかりづらい説明となっていると私は感じました。

説明会資料で、公債費の推移を表示され、全体での歳入歳出決算額の推移など、下水道事業全体での説明に終始されましたが、公債費につきましては、起債の償還について交付税措置があります。また、維持管理経費の人件費につきましても、交付税需要額に算入され、交付税として交付されております。その分を、一般会計から繰り入れるのは当然のことだと思います。

また、資料では、一般会計繰入額の年度推移で、公費負担部分と使用者負担部分の仕分けがされておられません。使用者負担部分への一般財源の投入額を明示されずに、繰入額の年度推移を詳細に分析できないような資料となっております。これらの状況から、一般会計からの繰入額の増加を料金改正の理由とするには、説明不足と言わざるを得ないと考えております。

また、起債償還額の公債費の交付税措置は、使用者負担部分を除いて措置されております。使用料金として徴収できるのは、当該年度の起債償還額のうち使用者負担部分でございます。このことから、公債費の推移につきましては、使用者負担部分について明記すべきであり、人件費につきましても、交付税需要額算入を考慮に入れた維持管理費の算定が必要であると考えております。使用料に関する基本的な考え方につきましては、総務省が出しております第5次下水道財政研究会の提言において明らかにされております。下水道事業の基本的役割として、公共用水域の水質保全など公的役割と、生活環境の改善の一つとしてトイレの水洗化などの私的役割の2面性があることに着目し、国、地方公共団体、下水道等使用者の適正な費用負担が必要と示されております。

また、特定環境保全公共下水道事業には、主に環境保全が目的であり、下水道使

利用者の直接的な便益を超える部分が大きいとの課題を残している状況であることまでも記載されております。しかし、下水道課の説明では、特別会計での独立採算性を考慮に入れた料金改正となっていないのはなぜか。

そこで、平成25年度決算での各事業会計ごとの公費負担部分の割合を示してください。お願いします。

○議長（森 清孝君） 建設部長、櫛川博久君。

[登壇]

○建設部長（櫛川博久君） それでは、今のお尋ねでございます。

先ほど答弁した中にも、今、議員ご指摘の部分につきましても、公的部分、それから私的部分で賄うべき項目といいますか、振り分けてありまして、料金に反映される部分の範囲というのがある程度示されております。今、議員ご指摘のとおり、その部分についても、先ほども申しましたが、詳しく説明する必要があったというふうに今反省しているところでございます。

ちなみに、今お尋ねの使用料算定経費の基準として、各事業ごとの公費負担割合を示してくださいということでございます。

まず、公共下水道事業でおおよそ20.2%、これは平成25年度の決算額でございます。公費負担割合、公費のほうで20.2%。それから、特定環境保全公共下水道で55.5%、農業集落排水事業で70.2%、地域生活排水事業で27.5%という数字が出ております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 松岡譲君。

[登壇]

○7番（松岡 譲君） まずは、市としての独立採算性の原則に対する現状についてお尋ねしたかったんですけれども、このことについては現状で無理なことは私も理解しておりますので、ようございます。

続きまして、現状をわかりやすく説明するには、先ほどから申し上げている第5次下水道財政研究会の提言で、汚水にかかわるものは私費で負担と明らかにされております。けれども、水道事業経費の公費負担部分と使用者負担部分を明確に算定し、これについては、下水道の下水道事業会計の決算統計で、ある程度は明確に仕分けされていると思いますので、そこで使用料金として徴収すべき額が幾らなのかを算出し、現状の使用料金が徴収すべき使用者負担部分に対してどの程度の水準にあるのか、使用者負担部分について市がどれだけ一般財源を投入しているかを各会計ごとに説明されたほうが、より市民が理解しやすい説明ではなからうかと思いますが、市のご見解をお伺いいたします。

○議長（森 清孝君） 建設部長、樫川博久君。

[登壇]

○建設部長（樫川博久君） 見解をとということでございます。

まず、先ほどお答えするのに不足がありましたので、つけ加えてお答えしたいと思います。下水道の経営原則としまして、独立採算性の原則及び雨水公費・汚水私費の原則というのがございます。議員ご指摘のとおり、現状では全く同じ料金設定するということは難しいけれども、独立採算性を基本としながらも料金水準の均衡を図るため、できるだけ格差を縮小してやるべきと考えておるところでございます。しかしながら、先ほどからご指摘のとおり、独立採算という基本理念を尊重することには変わりはなく、決して無視した料金改定を考えているわけではございません。議員ご指摘のとおり、地元説明会の中では、公費負担の原則について本当に簡単な説明にとどめましたことを、先ほども申しましたように反省しておるところでございます。

なお、この事業間格差については、実情として一般会計繰り入れによって調整しているというのが現状でございますので、今、議員ご指摘のとおり、このそれぞれの事業におきまして、本来幾らぐらい料金を徴収すればそれが賄っていくのかとか、それから、今後につながる長期的な見通しを含めた料金の計画、その辺の精査をしなければならぬと、これは当然なこととございまして、実際、現状としまして、その部分が十分ではございませんので、早急に取りかかり、納得いくような説明に向けてまとめていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 松岡譲君。

[登壇]

○7番（松岡 譲君） 先ほどお答えいただきましたように、農業集落排水事業会計につきましては公費の負担が多くなっておりますが、このことにつきましては、泗水地区の一部が農集から特定環境へ移行しております。農業集落排水事業会計を下支えする処理人口の減少が影響していることと思っております。このようなことも、今後、使用料金改正につきましては考慮され、調整されていかれますようお願いしたいと思います。また、各事業間の格差解消のための配慮もお願いしておきたいと申し上げておきたいと思っております。

次に、下水道の財源計画では、従来の使用料を改定するには、下水道の管理運営に関する財政計画を策定する必要があると示されております。また、そのため、まず算定期間を定めて、過年度の実績を基礎として、算定期間中の物価指数の見込みなどを勘案し、と続いていきますが、今回の料金改正について、使用料金に係る財

政計画は策定されているのかをお伺いいたします。

○議長（森 清孝君） 建設部長、櫛川博久君。

[登壇]

○建設部長（櫛川博久君） お尋ねの財政を含めた長期にわたる計画でございます。これが現在のところ十分にまとめておりません。先ほどの答弁と重なりますが、早急に対応したいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（森 清孝君） 松岡譲君。

[登壇]

○7番（松岡 譲君） ただいまの財政計画について、策定されていないということで到底使用料金の改正が適正に行われるものではないと私は思っております。今後、施設の長寿命化計画などで施設へのさらなる資本的投資が必要となってくる中で、公債費の使用者負担部分の増嵩が考えられ、早急な財政計画が必要となっております。説明後に、菊池市地域生活排水処理施設条例の一部改正を議会に議案として上程されますなら、算定基準、算定基礎が明確に説明できる状態での議案上程をしていただきたいと考えております。

昨年12月に議会に上程されました議案では、算定基準、算定基礎等をお尋ねしても明確な回答がないために、地域間格差解消との理由で、合併浄化槽使用料金により必要となる財源確保のための、各下水道事業等会計の料金改正と疑われるような結果となっているのではないのでしょうか。このような疑いを持たれないような説明を今後は心がけていただきたいと思います。

続きまして、地下水汚染について。

七城地域の硝酸性窒素による地下水汚染への対応についてをお伺いいたします。

このことについては、平成26年9月の第3回定例会において同様に質問させていただきました。そのときに市民環境部長が、本市には豊かな自然、農作物、すばらしい素材がそろっていますが、その命というべききれいな水は将来にわたり守らなければならないというふうに認識しておりますとご答弁され、同年12月の定例会において水質検査委託料予算を追加補正され、そのご答弁どおりの認識に感謝した次第でございます。しかし、その後の対応の遅さには首をかしげたくするような部分が多々ございます。補正予算が昨年12月に議決された後に、水質検査のため採水されたのが本年3月下旬です。検査の対象井戸も、多くは地区公民館となっております。地区公民館の井戸は地域が費用負担をしており、深井戸が多い中で、民家の井戸ではなく、採水依頼が簡単な地区公民館での対応は、せつかくの公費を負担しての水質検査の意味が薄れるのではないかと思います。

そこで、七城地区の地下水の基準値を上回る数値が確認されてからの市の対応と経過についてお伺いいたします。

このことにつきましては、本年4月21日の議会月例会、翌4月22日開催の七城区長会に報告されておりますが、検査結果が判明後に水質基準に不適合と判定を受けた井戸の所有者及び近隣施設の管理者への対応はどのようにされたのか。

また、4月22日開催の七城区長会での報告から集落説明会までに1カ月以上を要しております。この間に、該当地域の住民の方の中には、不安を感じて、市の補助金等の知識がなく、私費により硝酸性窒素除去器を設置された方もおられます。説明会開催のおくれなどについて問題がなかったと認識されているのか、お伺いいたします。

○議長（森 清孝君） 市民環境部長、倉原良則君。

〔登壇〕

○市民環境部長（倉原良則君） 皆さんおはようございます。それでは、ただいま松岡議員のほうからご質問がありました硝酸性窒素の事案が発生してからの、その後の経緯とその対応についてということでお答えいたします。

まず、今回の硝酸性窒素の事案が発生したのが、3月19日に流川区における老人福祉センターにおける水質検査で、これは毎月行っている水質検査でございますけれども、硝酸性窒素の基準値が10ミリグラム・パー・リットルを初めて超えたという報告を受けました。それを受けまして、流川地区ということで、近傍の調査を把握する必要があるということで、早急に翌20日に、七城北地区11カ所の公民館等の公共施設の硝酸性窒素の水質検査を実施したところでございます。その結果が3月23日に出まして、瀬戸口公民館で基準値を超えることが判明をいたしました。そこで、早速、翌24日には庁内の対策会議を開催したところでございます。その対策会議の中では、硝酸性窒素の基準値の意味、または人体への影響の知見、その緊急的な対策の案、今後の対応等について協議をし、この辺が説明できなくて、ただ数値だけを住民の方に知らせたのでは住民の皆さんの不安をあおることになるのではないかという判断をした結果、関係部署で十分な調査をしたところでございます。

また、今回、七城北地区ではございましたけれども、その他の七城地区での状況の把握が必要ではないかということで、先ほど議員からありましたように、同時期に実施をしていました市内30カ所の水質検査、このうち七城地区は12カ所でございます。その結果を踏まえて再度検討するということで会議を開催したところでございます。その水質検査の結果が判明しましたが、その中では、瀬戸口区と小野崎区で、また硝酸性窒素の基準を超過していたということがわかったことから、そ

こで、また4月14日に庁内対策会議を開催したところでございます。その対策会議の中では、概要を住民に知らせる必要があるということで、まずその前に4月21日に開催予定の議会月例会及び翌22日に開催される予定の七城区長会のほうでこれまでの経緯と市の対応、この市の対応と申しますのは水質検査業者がどういう者がいるのか、あと、浄水器助成制度はどういうものかという紹介、今後の定期的な水質検査を実施したいという旨の内容について説明をするということで会議の中で決まりました。また、浄水器につきましては、どういう型式があって、どういう性能があり、どういう価格があるのかというのも調査し、報告したいと。3つ目に、水質基準に関する熊本県の公式見解を聞き取って、その辺の内容を住民の方に説明するというような、大きく3項目についての内容を協議し、それに基づいて4月21日の月例会及び22日の七城区長会にて説明をしたところでございます。ただ、この説明会までが4月22日ということで、事案発生から1カ月ほどたっていたところでございます。

また、この後の22日の区長会において、区長のほうからいろんな質問がございまして、その質問については後日の全体区長会の中で説明をするということで伺っておりましたので、全体区長会において、その後の取り組みについてを回答させていただいたところでございます。その七城区長会の意見の中で、今後の対応については、区長会の中での発言で示しましたとおりの内容となっております。この間、ちょっと時間がたってしまったということにつきましては、先ほど申しましたけれども、具体的な説明ができるようにという思いでやったところではございますけれども、今、議員のほうからご指摘がありましたように、住民の皆様へに直接お知らせするという立場、また、公民館等の公共施設へのお知らせという点では、時間がたったということが今後の課題として当然改善していくべき点ではあるというふうに考えております。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭 実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） それでは、ただいまの七城地区の地下水の硝酸性窒素による汚染問題につきまして、ちょっと重要な問題でございますので、私のほうからも補足をしておきます。

詳細には、今、部長が申し上げたとおりでございます。ただ、ご指摘の、非常に不安を持たれたかもしれない、対応が遅かったのではないかということに関して、多少補足を申し上げたいと思っております。

3月19日に、まず七城の老人福祉センターで基準値を上回ったということがわ

かったわけですが、これはもともとこの地域、大分以前に硝酸値が高かったということで、人が集まる施設もあるので、月1回、定期的にやっていた結果、ここで数字がひっかかってきたわけですね。したがって、すぐ翌日に、これは今回独自にやらせていただいたんですが、じゃ、ほかのところはどうなんだろうということで、七城北地区に広げてみたほうがいいだろうということで、じゃ、そうなりますとどこを見ようかといったときに、なかなか基準値、難しゅうございますから、じゃ、公民館というのが基準値としては一番妥当であろうということで、まず、即調査をやらせた結果、23日に瀬戸口公民館で基準値オーバーが出たと。流川地区だけじゃなかったということでしたので、すぐに翌日に対策会議をやったわけですね。そうしましたら、10はいいんですけど、10、幾つはいけなくて、じゃ、9はいいのかとか、そういった非常に定義自体が曖昧でございましたので、そこをきちっと固めてからがよかろうということで調査をやった次第でございます。

あわせて、水を大事にしたいと、安全を守りたいということで、これとは全く別に、市の独自施策として、既に七城地区も含めて30カ所ほど菊池全体の水質検査をやっておりまして、ちょうどその結果がもうちょっとしたら出てくるということでございましたので、その結果も踏まえて、すぐに対策会議をもう一回開いて、まず、住民の方にお知らせしなきゃいかんと。ただ、その前に議会にやはりまずお知らせしたほうがいいだろうということで、たまたまその対策会議の翌週に議会の月例会がございましたので、そこにご報告をすると同時に、翌日に区長会においてご報告をしたということでございます。区長会から、実際の住民の方へのご説明の間が約1カ月ぐらいございますが、これは区長さんを通じて、住民の方の日程を設定していただきたいというお話をした中で、なかなかやはりそこは当然、ある程度時間がかかりますので、その設定の時間で多少時間がかかったということでございます。そういう意味では、従来、市役所仕事と言われるとすぐ遅い遅いと言われるんですが、本件については、私どもとしては全力を尽くしたつもりではございます。ただ、議員、あるいは住民の方からごらんになったときに、一部まだ改善の余地があるというところはあるかと思しますので、それは必ず今後に生かして、スピードアップにつなげていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 松岡譲君。

〔登壇〕

○7番（松岡 譲君） 対応策の協議に時間を要したとのことでございますが、区長会報告から一月以上も経過してからでは、その間の住民の不安感を思うと遅過ぎる対応だと私は思います。

次に、同じ時期でございますけれども、流川地区にある老人福祉センターでも硝酸性窒素の基準値超過があり、施設の一時休館が決定されました。本件での対応は、水質基準値の判定結果により速やかに一時休館を決定され、地元の市議会議員ということで、私にも連絡がありました。また、その後も管理されている菊池市社会福祉協議会と協議され、飲料水を確保されて施設の再開を決定されております。その迅速な対応はすばらしいものだと感じたものでございます。それに比べて、行政については若干遅過ぎるのではないかと私は感じているところでございます。

ただ、残念なのは、老人福祉センターに隣接する市営流川団地５０戸について、すぐ隣の老人福祉センターで硝酸性窒素の基準値超過で休館しますとの放送が流れても、市営団地入居者に対しては何の対応もされていない点でございます。確かに市営団地の水質は基準値内で問題はなかったかもしれませんが、市が要綱で定めている除去器設置補助金交付要綱の対象者でございます。隣接の施設の状況を考えたら、不安感を覚える市営団地入居者がおられることは容易に想像がつくものでございます。ここでも、不安感から、除去器、浄水器を私費で設置された方がおられるという話を聞いております。そこで、老人福祉センターと水質基準超過地域、隣接しており、水質基準値は超えていないが、説明会での対応が必要な施設などで、市の対応について違いがあったのはなぜかということをお尋ねします。

また、菊池市民への安全な水の提供の観点から、公共施設などにおいては国基準を引き下げて、市独自の基準を設けて対応すべきと考えます。除去器設置補助金交付要綱では、対象を国が定めた水質基準値のおおむね８割を超える数値とされております。同様に対応すべきだと考えますが、市の見解をお伺いいたします。

○議長（森 清孝君） 市民環境部長、倉原良則君。

[登壇]

○市民環境部長（倉原良則君） それでは、松岡議員の再質問にお答えします。

まず、水質基準についての見解ということで、水質基準の１０ミリグラム・パー・リットルという基準についてのご説明をまずさせていただきたいと思います。

今回の事案を受けまして、先ほどから申しますとおり、硝酸性窒素の水質基準が１０ミリグラム・パー・リットルというのはどういうものかということの根拠を当然調べたところでございます。この中では、平成１５年に厚生労働省が厚生科学審議会において、３カ月以下の乳児でメトヘモグロビン血症を生じない硝酸性窒素の濃度が１０ミリグラム・パー・リットルであるとの疫学調査に基づきまして、この水質基準、１０ミリグラム・パー・リットル以下とすることが答申をされ、それをもとに現行の基準が設けられております。

また、平成２４年に内閣府食品安全委員会でも、硝酸性窒素濃度が１０ミリグラ

ム・パー・リットル以下の水で調整された人口乳を接種した乳児ではメトヘモグロビン血症の報告がないことから、１０ミリグラム・パー・リットル以下という基準を維持するということに結論づけられております。このことから、市としましても、対策会議の中で今後の対応についての基準という観点からは、先ほど申しました硝酸性窒素濃度の１０ミリグラム・パー・リットルを基準として対応すべきということで会議の中で決定したところでございます。よって、現時点では国基準より引き下げた基準で設定するということは考えていないところでございます。

なお、今、議員のほうからありました浄水器の補助要綱について、おおむね８割を超えた場合は申請できるという基準が確かにございます。これは硝酸性窒素の数値が一定ではないということで、これまでも毎年変動するとか、年内においても季節によって変動するということから、住民の方が不安を持たれるということを払拭するために、そのためにも事前にも設置することを可能にするための申請基準というふうに考えているところでございます。

もう１点、流川団地につきましては、先ほど議員のほうからありましたように、９月２０日の検査で９．５ミリグラム・パー・リットルという硝酸態窒素が検出されました。これは、やはり国が示す１０ミリグラム・パー・リットル以下という数字になっておりますので、そういう安全な水ということで団地の皆様には周知や飲用の制限等のことは周知をしていないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 松岡譲君。

〔登壇〕

○７番（松岡 譲君） ただいまのお答えでは、市独自での対応は考えていないということですが、市要綱制定の際は、十分協議された結果ではないのでしょうか。市営団地については、団地でございます。そこに対する水について、１０という数字を超えなければ対応しない。民家については、おおむね８割で対応する。何かダブルスタンダードみたいなおかしい答えとなっているんじゃないかなと思いますので、今後も十二分に検討していただきたいと思います。市営住宅というのは、あくまで市が管理しているところでございます。より安全な水の提供というのは当たり前なことじゃないかと私は考えております。

続きまして、今年４月２１日の月例会及び４月２２日開催の七城区長会において、現水道局長が七城地区への水道事業導入について、今回の硝酸性窒素濃度が急激に上昇し、水質基準超過箇所も増加するという問題発生以前に実施したアンケート調査結果を理由として、七城地区への水道事業導入に否定的な発言を重ねておられますが、事業導入の可否を決定するのは水道局長の専決処分事項なのか、発言内容は

市の意向だと理解してよいのかをお伺いいたします。

また、今回の議会に除去器設置補助金の追加補正が計上されておりますが、補正額が10基程度と決定された根拠はなぜか。本年4月に七城地区でのこの問題があっている中で、除去器補助金交付要綱を見直す動きが見られませんが、他市町村と比較して、現状が妥当と考えておられるのかをお尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 水道局長、藤本辰広君。

〔登壇〕

○水道局長（藤本辰広君） おはようございます。それでは、私のほうから、七城地区への上水道の整備、それから今回の補正額の根拠、それから補助金の交付の見直し等について回答させていただきます。

まず1点目の、私のほうがこれまでの議会月例会、それから七城区長会で説明しましたことにつきましては、今回のアンケート調査の結果から申し上げたものでございまして、七城地区への上水道の整備について否定的な発言をしたものではございません。水道事業というものは、地方公営企業法に基づきまして、水道使用者の皆様が支払う水道料金や加入金で賄っており、独立採算制で運営されております。また、安全で良質な水道水を安定的に供給するという水道事業の基本使命を果たしていくことに加えまして、企業としての経済性を発揮する必要がございます。議員ご存じのように、工事施工に当たりましては多くの費用を要しますし、費用対効果の面、あるいは緊急性等を見きわめながら取り組む必要がございます。また、水道法第6条では「水道事業を営もうとする者は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。」と規定されておまして、この認可申請に当たりましては、給水区域や給水人口、給水量などを記載した給水事業計画書を提出する必要がございます。そのためにも、要望される地域の皆様の大多数の同意と加入していただくことが、事業推進の大きな柱であると考えております。今回の件で、そういうふうにとられたのであれば説明不足でありまして、反省するべきところでございます。

それから、水道事業基本計画の策定及び統合認可申請書作成業務の委託事業を現在進めておりますので、その中で七城地区全体の上水道の整備についてどれくらいかかるのか、概算事業費を算定するようにしております。結果ができ次第、説明会、あるいはアンケート調査を順次行ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の今回の補正額につきましては、合併後からフッ素及び硝酸態窒素除去器設置補助金の実績が12件の118万円でございます。特に、平成25年度と平成26年度はそれぞれ2件の申請があっております。当初予算では、これまでの実績と近年の申請状況の動向を考慮しまして計上したところでございますが、今回の補正額につきましては、七城地区における硝酸態窒素の基準値超過問題を踏ま

えまして、近年の申請実績の５倍、１０基分１００万円を見込み計上したところでございます。

３点目の補助率の見直しにつきましては、県内の市町村を調査しましたやはり、近隣の山鹿市、それから長洲町は、本市同様の補助率３分の１、上限額１０万円になっております。また、熊本市につきましては、北区が補助率の３分の１、上限４万円、南区が補助率６０％、上限５万円となっており、八代市では補助率３分の２、上限２０万円となっております。このように、他自治体の状況も含めまして、これまでの実施状況や今回の問題等に照らしまして、総合的に見直しを進めてまいります。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 松岡譲君。

[登壇]

○７番（松岡 譲君） 早急な対応を望んでおきます。

また、先ほど質問いたしました下水道事業において、地域間格差解消を理由に、個人設置の合併浄化槽を市が寄附採納をして維持管理し、寄附された合併浄化槽を寄附した個人に貸与し、使用料金を市に払うこととする旨の説明があってございましたが、その結果、必要な一般財源が年間約２，４００万円、１０年間で２億４，０００万円となり、その後も継続した一般財源の投入は続いていくことになります。市長のご英断で実施するとのすばらしいご判断であったと考えております。

そこで、平成２６年第３回定例会での部長答弁を受けまして、豊かな自然、すばらしい素材のその命というべききれいな水は将来にわたり守らなければならないとありますが、七城地区では水は地下水に頼っております。その地下水の硝酸態窒素濃度が基準値超過の現状を踏まえて、菊池市民への平等にきれいな水の提供の観点から、除去器設置補助ではなく、除去器を市からの貸与として設置していただくことを強く望むところでございます。

今回の七城地区での急激な硝酸態窒素が基準値を超える箇所が数箇所で確認され、当局におかれましては、予想を超える事態に、その対応に大変だったとご推察いたします。初期対応のまずさにつきましては今後に生かされることと考えますが、最後に、中期、長期的な対応、対策についてお示しください。

○議長（森 清孝君） 市民環境部長、倉原良則君。

[登壇]

○市民環境部長（倉原良則君） それでは、中・長期的な対策についてお答えいたします。

今回の中・長期的な対策につきましては、５月８日に開催されました菊池市全体

区長会の中で七城区長会のほうから要望、質問がございました。その回答を踏まえた中での項目を、今、順次進めております。その進捗状況も含めてお答えさせていただきたいと思います。

まず、七城地区38行政区における毎月の水質検査を約1年間継続して実施することにしております。このことにつきましては、各区の調査井戸を1カ所選定していただき、1回目を先月6月18日に実施したところでございます。これからは区長や住民の皆様にご協力をいただきながら、来年3月まで毎月、検査を進めていく予定でございます。

なお、検査の結果、基準値を超過した行政区がありましたら、この基準値と申しましたのは先ほど申しました10ミリグラム・パー・リットルでございますけれども、この基準値を超過した行政区がございましたら、当該する行政区の全世帯の飲用井戸の検査を1回実施したいということで考えております。また、その費用につきましては、本会議の中で補正予算を計上させていただいているところでございます。

また、これは実施済みでございますけれども、集落説明会につきましては、若干時間はかかりましたけれども、3月の水質検査で基準値を超えました5区、または近隣で希望をされた1区、合わせて6つの行政区において5月下旬から6月上旬につけて説明会を実施しております。そこでは、これまで熊本県が実施した地下水の定点調査や井戸水調査の情報も提供しながら、住民の皆様からさまざまなご意見を伺いました。その意見については、今後の事業の推進の対策に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、上水道の取り組みにつきましては、先ほど水道局長のほうから答弁しましたとおり、今年度中に概算事業費等を策定中でございますので、ことしの秋ごろをめどに改めて説明の場を設けさせていただくということが、先ほど水道局長の答弁にあったとおりでございます。さらに、今回の基準値超過の原因究明、その他の対策という意味もございまして、これらにつきましては、大学等の研究機関や県の関係機関等に協議しながら、助言やご指導をいただきながら進めてまいりたいというふうに考えております。先般も、地下水の権威でございます熊本大学の嶋田純教授をお訪ねしまして、意見を伺ったところでございます。嶋田教授からは、地下水に含まれる硝酸性窒素を削減することは非常に困難ではあるけれども、原因究明のためには、地下水に関する各種データが欠かせないというご助言もいただきましたので、現在進めております七城地区での全38行政区の水質調査を1年間通してやることで、その結果をもとに、さらに大学のほうとも相談して、いろんな意見を伺いたいというふうに思っております。そういうような形で、さまざまな方策、

関係機関と協議をして、対策に取り組んでまいりたいというふうに考えております。
以上でございます。

○議長（森 清孝君） 松岡譲君。

[登壇]

○7番（松岡 譲君） 中期、長期的対応、対策についてのご答弁をいただきましたが、非常に満足いくべきものと考えます。

今後も水質検査の結果を注視しながら、地域住民への周知などを図っていただき、水道事業が必要な地域へは早急な整備への取り組みをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（森 清孝君） ここで昼食のため暫時休憩します。

午後の会議は、午後1時10分から開きます。

○

休憩 午後零時06分

開議 午後1時07分

○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、樋口正博君。

[登壇]

○17番（樋口正博君） 17番、樋口正博です。通告に従いまして、まず観光強化戦略における宿泊者増加策について伺いをいたします。

この質問を思いついたというか、するに当たり、その背景というものをまずお話をしたいと思います。経済のプロの江頭市長を前に大変恐縮ではございますが、私なりに。

現在の第2次安倍政権が発足して以来、デフレによる長期不況を打開するために、日銀の量的緩和、また為替レートの介入によりその調整を行いながら、輸出関連を中心とした大企業の業績回復を図り、国内外の投資家による金融市場の活性化を図るとともに、企業の賃金アップによる景気の底上げを行ったというふうに考えております。結果は、大企業は業績を回復し、株価は民主党政権時の約2倍という状況であります。しかし、その効果はあくまでも大都会に集中をしております。なかなか地方には及ばないと。また、賃金は上がっても、消費動向に反映をされない、ほとんど預金に回ってしまうというのが現状ではないかと。ならばと、各家庭に眠る現金を各自治体で消費をさせる策が「スーパーめぐるん券」や「スーパー旅行券」であるかというふうに思っております。いわゆる地方の内需拡大という観点で行われているかというふうに思います。

平成17年3月22日に人口約5万5,000人の新菊池市が発足、蘇崎、林原、そして田島、また、県営の菊池テクノパークへの企業誘致を目指し、人口増、雇用の確保に努めてまいりました。しかし、現状は企業の増床等はおおむね順調であるとは思いますが、なかなか大型の企業の誘致はままならず、人口はいつしか、10年たった今、5万5,000人だったものが5万人を切ろうというふうにしております。内需がどんどん縮む中、それをカバーするには何をすべきかと、それは内需をつくり出すことではないかと。方法はいろいろあると思いますが、そのうちの一つが交流人口をふやすことが大切ではないかと。外貨を稼いで内需に転換をするということではないかというふうに思っております。初日でしたか、観光統計の話が出ました。今、菊池市内の宿泊者のキャパが約2,000人。例えば、このキャパ2,000人が稼働率50%で動いた場合には1日当たり1,000人がこの菊池に滞在をする。365を掛ければ36万5,000人、一時期は40万人を上回ったわけですから、決して不可能な数字ではないと。なおかつ、その1,000人が1日お金を使うわけですから、観光客ですから、一般の1日の市民の消費額よりも上回っている。消費金額ベースで3倍、もしくは5倍。3倍ならば3,000人、5倍ならば5,000人の人口創造ができるというふうに考えております。それらのことを踏まえて、2つの点について伺いをいたします。

まず1点目、スポーツ及び一般的コンベンション誘致による集客策について、どのように基本的に考えているのか。

2点目、コンベンション誘致に対して、具体的にどのような活動に取り組んでいるか、以上、2点について伺いをいたします。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

コンベンションや各種スポーツ大会におきまして、大人数での宿泊を伴うものが多いでございます。会場の使用料や宿泊施設、飲食店、お土産等で多額の費用が消費されることによりまして、非常に高い経済効果をもたらしていると思うところでございます。また、滞在期間は、商店街や温泉街などを回遊されることによりまして、にぎわいの創出にも大いに寄与しているものと認識をいたしておるところでございます。

本市では、これらコンベンションや大会の開催を促進いたしまして支援するために、一般社団法人菊池観光協会を通じまして、平成24年度から助成を行っているところでございます。平成25年度までは、開催の主催者に補助金を交付しておりました。しかし、昨年度からは、本市で開催促進に加え、観光振興及び市内消費拡

大によりまして、地域経済の活性化を図ることを目的といたしまして、交付要綱を一部変更いたしました。それは、宿泊される参加者に対しまして、市内共通商品券「めぐるん券」を交付しているところでございます。

平成２６年度の交付実績といたしましては、剣道やボートなどの８つの九州大会や県大会の開催に対しまして、宿泊者延べ１，４１２名に総額１４１万２，０００円の「めぐるん券」を交付したところでございます。

また、平成２８年度における誘致の成果といたしましては、日本ボート協会による全日本マスターズレガッタ大会の誘致を初め、米・食味分析鑑定コンクール国際大会など、各種団体の地道な努力により全国大会等の誘致につながっているものと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 樋口正博君。

〔登壇〕

○１７番（樋口正博君） コンベンションの制度をつくって頑張っておられるということとであります。平成２４年度が予算額４００万円に対して約３９０万円で１，４８４人、平成２５年度が予算額６５０万円に対して６３０万円で２，６７２人、平成２６年度からは、先ほど言われたように現金じゃなくて「めぐるん券」に変わって、予算額３００万円に対して１４１万８０５人ということで、実績は出ています。中には、「めぐるん券」になって現金じゃなくて使い勝手が悪いから集客ができないという方もおいでです。ただ、私はこういう制度をつくっていただいたわけですから、そこは現金じゃなくても「めぐるん券」でも対応していくべきだというふうに思います。ただ、１つやっぱり思うのは、今、何が行政に求められているかという部分だと思っています。それは、一般的にはよく政策の企画立案能力という話を聞きます。なるほど、そのとおりだとは思いますが。実はこのコンベンションの制度も、この市役所の職員に考え出していただいています。私もちょうど佐賀県唐津市がこういう制度があったので、調べていた最中ですが、中身を見て、本当に他に比べても素晴らしい制度でびっくりしたところであります。

ただ、私はやっぱりこれはあくまでも入り口ではないかというふうに考えているんです。今、行政に、自治体に求められているのは、その入り口から出口に向かっていく営業力じゃないかというふうに思っています。例えば、私は若いころ実は民間会社の営業として働いていました。主にＴＯＴＯ、新日鐵、日産自動車、さまざまな工場に入っていたんですが、必ずそのときに言われていたことは、ニーズあらしめる行動をしると、この一言だったんです。簡単に言えば、ニーズをつくり出せということなんです。例えば、ＴＯＴＯなんかに行くと、その当時、ねじとボルト

があって、間にワッシャーが2枚入っているんですよ。これは締めるんだけど、振動でだんだんとれていく。じゃ、そのワッシャーをとってコストダウンして、なおかつ振動にも耐え得る製品がないかということで、嫌気性という、要はボルトを締めたときに空気を遮断して金属イオンと反応して固まる接着剤、こういうものを売り込みに行くんです。要は、ワッシャーをとってコストダウンもできます。なおかつ製品の品質向上も図れます。こういうプレゼンをやりながら営業に回っていました。その点を考えれば、やっぱり行政もいろんなことを考えるべきだと思うんです。特に観光に関していえば、先日、大賀議員から八代港から2,400人、台湾人が上陸をしたと。実は180人のバス5台のツアーで、熊本城、菊池溪谷のツアーも組んでいただいたそうです。昼食が約200人ですよ。市内のホテルでとっていただきました。1人2,000円として40万円。なおかつ、菊池溪谷の売店で12万円売れたそうです。やっぱり外貨稼ぎ出していただいてありがたい話なんです、じゃ、そこで終わるかという話なんですよ。やっぱり次に上がるときにどう対処するか。例えば、売れたものは何であったか。船旅ですから、消費期限が長いものがやっぱり喜ばれるだろうし、なおかつ食物検疫も考えなきゃいけない。

もう1つ、僕ら日本人は、韓国に行こうが台湾に行こうが1万円出して買い物ができます、お釣りがくれます、レート換算して。でも、台湾という国は、ご存じのとおり国連上は国ではなく地域なんですよ。台湾元をいただいても、市内一円の銀行に持っていっても換金できません。ならば、クレジットカード決済のシステムはちゃんと入っているのか。また、普通のVISA、マスターズとかじゃなくて、中国系専用のカードが今ありますから、それに対処ができていいのかと。ここまで掘り下げて次に向かうのがやっぱり一つ営業力じゃないかと。泉田議員から出た「スーパーめぐるん券」も、今11億円売り出したと、売れないんだと、7月2日に出しますと。じゃ、枠を取っ払って100万円にしますよという話になれば、プレミアム買えなくて、だったら結局はお金持ちが儲けて、100万円なんか買えない人は儲からないんじゃないかという話ですよ。じゃ、何を考えていくかと。例えば、今の1割のプレミアムをつけたとしても、例えば陣太鼓とか松風とか、どこに行っても定価が一緒、値段が変わらないやつは、例えば1,000円だとすれば1,000円の券を出して買えば900円になる、100円余るから900円ですよ。でも、これはやっぱりメーカーだからできることであって、菊池の商業の多くは小売業ですよ。小売業ということは、要は物を仕入れて売るわけですから、じゃ、100円のカップラーメンを「スーパーめぐるん券」で買いました。90円になりました。でも、同じラーメンが違う店で現金で買えば85円だったら、それ

はどうしても８５円に行くのはとめられないというのがやっぱり理屈なんですよね。だから、７月２日に出されるということですけど、それらのことについてもやっぱり分析して、千円の単位が大きい、いろんなものを解析しながら、例えばプレミアムは２０が適当なのか３０が適当なのかわかりませんが、そういう形に持って行って、市場の動向をやっぱりもっと知るべきではないかというふうに思います。

話はずれましたけど、コンベンションでいっても、例えば現金が「めぐるん券」に変わっただけでこれだけ実績が、極端な話、３分の１に減ってしまうというのは、ニーズをつくり出すアプローチが問題じゃないかというふうに思います。そのアプローチは、例えば体育館にすれば、うちの体育館の駐車場は、よそにないぐらい、前、後ろにたくさんあるから車の心配をしなくていいですよ。暑さ対策は、わざわざ特例債を使って空調を入れたわけですから、クーラーもききますし暖房もききますし、よそよりいいですよ。プラスこういう市内一円で使える「めぐるん券」がありますから、使い方は、こういう使い方、こういう使い方がありますということまでやっぱり説明してあげないと、ただ何がつきますよという形ではなかなかお客さんは来ない。お客さんを待っていては、逆にお客さんもつかまらないという部分があると思います。

そういう部分で、営業目的、要するにここに来る目的をつくらせる営業活動、それができるのは、やはりよく言われるブランドという意味においては、この熊本県菊池市という自治体というブランド、そして、資金力を持った市役所が先頭を切ってやっていくべきではないかというふうに思います。せっかくできた制度ですから、これをさらに生かすために、いろんな営業力を発揮してほしいと思うんですが、その点について、部長、何かございましたら。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） それでは、取り組みについて少しお話をさせていただきたいと思います。

市のホームページを初めまして、観光協会、旅館組合等の観光宣伝によりましてコンベンション事業の紹介を行っていただいているところでございます。

本年度は、観光客誘致の施策で、魅力発信広告事業等を計画しております。この事業につきましては、福岡や広島方面をターゲットといたしまして、主にテレビを媒体といたしました広報事業により、さまざまな菊池の魅力の情報を発信し、レンタカープランやコンベンション事業もあわせまして、効果的に誘致してまいりたいと考えているところでございます。各種大会の開催の促進、誘致のためのツールといたしましては大変有効であると認識しており、これまでも誘致してきた実績がご

ざいます。今後も市体育協会等の関係団体を通じまして、誘致のための情報提供を行ってまいりたいと考えているところでございます。

我々市といたしましても、強気の攻めで観光戦略を練ってまいりたいというふうに考えているところでございます。ロケーションの整備はもちろんでございますが、県内外からのお客様を温かくお迎えするおもてなしの体制整備が重要ではなかろうかと考えております。これが、ひいてはリピーターにつながるようなことになるかというふうに考えております。コンベンション等の開催誘致を関係機関であります県、国にもお願いしながら誘致を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 樋口正博君。

〔登壇〕

○17番（樋口正博君） 前向きに強気の営業をかけていくということです。ありがたい話です。ただ、部長、剣道にしろ、柔道にしろ、ボートにしろ、何にしろ、例えばホームページをお持ちの部活とか結構ありますよね、サークルとか。もう待つだけじゃなくて、そこら辺を逆に検索して探して、セールスメールを入れていくとか、そこまで市役所だけでは無理でしょうけど、観光協会あたりと話し合いをしてやっていくべきではないかと。個別の旅館でやるのもいいんでしょうけど、やっぱり地域を挙げてやるということであれば、市役所がイニシアチブをとって観光協会と連携をしながら、とにかく前向きに売っていくということをやっていただきたいと思います。

重ねて、水上議員からビジネスホテルもありましたけど、本当に需要はあると思います。ただ、現状の施設でいえば、どうしても個室対応が難しい部屋がほとんどです。その中でいうと、とりわけスポーツコンベンションというのは選手が団体で来ますから、非常に定員ベースで人が入れやすいとか、キャパも広がるという特性もありますので、そこら辺のところも考えながらやっていただければというふうに思います。

それでは、次に移ります。

次に、スポーツイベントの開催についてということです。

市民を挙げた登録制ボランティア制度の確立を図る考えはということで、この点については、松岡部長より「やる」と既に壇上でご答弁をされたみたいですので、深く聞くところではないかもしれませんが、菊池市では、桜マラソンとかいろんな各種イベントが年間数十、数百というふうにあると思います。実はことしの桜マラソンもちょっとお手伝いに行きました。ゼッケンのところに何か機械が入っていて、これ破って自分のタイムが出るというやつですよ。そういう装置をゴールの

ところで出迎えて手伝ってくれということですから、お手伝いをしたわけですが、スタッフのお話を聞くと、やっぱり中の交通整理とか、特にスポーツ推進委員とか、ちょっとこの数じゃどうなんだろうということで、大変苦慮されているところがあります。先ほどご紹介があったように、米・食味分析鑑定コンクール国際大会やマスターズレガッタ、私はマスターズレガッタは現場で見ましたが、ボート場で1日250人の3日間、レセプションが別に多分200人ぐらい要するんじゃないかなと、それだけの数が果たして賄えるのかと、今から心配をしています。また、職員はイベントが続くと土日のたびに駆り出されて、本当、精神的にも肉体的にも、仕事とはいえ、やっぱり限界があるんじゃないかというふうに思っています。

そういう中においては、私はぜひともボランティアを登録して、そのボランティアによってある程度運営ができる体制をつくらないと長く続かないんじゃないかなというふうに感じています。一番簡単なのは、よくテレビで見るゴルフのトーナメントですね。ショットを打つ地点ではクワイエット、お静かにとか声を出したり、ロープを張ってギャラリーを誘導したりと、ああいう形が今からは理想じゃないかなと思うんですが、再度、やるという答弁に変わりはないと思いますけど、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

〔登壇〕

○教育部長（松岡千利君） ただいま樋口議員のほうから、「やる」というお答えをしたということで、昨日の大賀議員の高齢者を活用したボランティアということだったろうと思います。本日は、スポーツイベントに限ってのボランティアということでお答えをさせていただきます。

〔「限ってはないですよ」と呼ぶ者あり〕

○教育部長（松岡千利君） はい。まず、現状のほうから若干ご説明をさせていただきますと思います。

本市主催事業としましては、ご紹介がありましたけれども、桜マラソン大会を初め、年間9つのスポーツイベントを開催いたしております。この中で特に桜マラソン大会におきましては、市内外から2,000名を超す参加をいただいておりますので、このような大会を開催、運営していくためには、ご紹介がありましたが、相当数のスタッフが必要となってまいります。

ここで平成26年度の実績を申し上げますが、主催10大会におけます運営スタッフの総延べ人員は1,398名、そのうち市職員が延べ379名、残りの1,019名は交通指導員ですとかスポーツ推進委員、それから、体育協会の協会員などを含めた市民の皆様によるボランティアスタッフということになってお

ります。特に、桜マラソンには市民ボランティアを実際募集いたしておりますし、泗水地区では合併前より組織されておりましたスポーツボランティア「まごころ」という組織がございますので、この皆様方にコスモスマラソン大会等にお手伝いをいただいておりますということでございます。また、ボート競技におきましては、菊池高校、それから菊池女子高校の生徒さん方にもご協力をいただいております。

今後におきましても、各種大会の運営に当たりましては、市民ボランティアの協力はご指摘のとおり不可欠、重要な問題だと思っております。特に来年度は、ご案内のとおり全日本マスターズレガッタという初めての取り組みもありますので、多くのボランティアが必要になることは言うまでもございません。そのよう中、ただいま議員ご質問のボランティアの登録制度につきましては、市民力による活性化の意味も含めまして、その実現に取り組んでまいりたいと思っております。

また、今後はイベントの開催を広く市民に周知をしながら、沿道での応援、そして、参加者の皆様を市民挙げてのおもてなしの心での対応ができるような市民の意識の向上にも努めていきたいというふうに考えております。

○議長（森 清孝君） 樋口正博君。

[登壇]

○17番（樋口正博君） 市民を挙げてということですね。まさに私はこのボランティア制度というのは、運営をスムーズにするという意味合いだけではなくて、やっぱりその競技を見ること、また、選手やスタッフと言葉を交わすことによって理解が深まって、本当の意味で市民を挙げて歓迎するという形ができ上がるのではないかなというふうに思います。この議会の中にも、桜マラソンを走って一生懸命盛り上げようという議員もおいでです。私みたいに走れない人間は周りから支えること、それも一つの役割かもしれません。登録制のボランティア、本当に大切だと思います。私も募集があれば当然応募、登録をしたいと思います。

今、松岡部長から取り組むんだというお話、過日もきょうもいただきました。そうであれば、じゃ、いつやるかという話をお伺いしたいんですが、お考えのほどをよろしくお願いします。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） 業務に関しましては、運營業務上、ボランティアの皆様に必要な業務とそうでない業務との条件整備を行いまして、広く年間を通したイベントの対応としてのボランティアの登録を考えたいと思います。

ご質問の時期につきましては、先ほどご紹介しましたけれども、来年3月の桜マラソンが一番大きゅうございますので、そこから活動していただけたらという思い

で、今年中に募集を行いたいと考えております。

○議長（森 清孝君） 樋口正博君。

〔登壇〕

○17番（樋口正博君） 今年中にやると明言をしていただきました。私も必ず登録をいたします。よろしくお願いいたします。

次に、斑蛇口湖ボート場の整備についてお伺いをいたします。

まず1点目に、現状の湖面利用状況について、できればご報告をいただければというふうに思います。

次に、今後の艇庫を含めた周辺整備計画の策定の考えはという点であります。今、ボート関係者、団体からはいろんな要望が上がっていると思います。井戸やトイレの増床、これは身障者用も含めてですね。あと、ウエート器具の導入、ボートラックをふやしてくれ、また、観覧スタンドをつくってくださいとか、新艇の入れかえもしてくれとか、さまざまあります。そんな中で、実は昨年につきことしも、今月27日、28日だったと思うんですが、ボートの全日本の選手、大林オリンピック強化コーチを筆頭に約40名ぐらいが、この斑蛇口湖で合宿をしていただくことが決定しております。本当にありがたいことですが、しかし、これも菊池市だけではなくて、実は学園大附属高校のご協力もいただいているところではあるんです。それは何かといいますと、いつもやっている埼玉の戸田ボート場は非常に密集して、濃い練習ができないと。さらに暑いということで、夏場わざわざこの地を選んでいただいたと。去年のボートメンバーは多分何名かお会いしていると思うんですが、朝6時ぐらいから2時間半ぐらい練習をして、夕方また2時間半ぐらいボート場でボートをこいで練習しています。ただ、その昼の間、実はウエートトレーニングをやるんですが、去年、総合体育館でウエートトレーニングをやったんだけど、ちょっと厳しいと。トレーニングの内容に限界があるからという話が出た中で、ことしは学園大附属が、そうであればということで、わざわざ自分の高校のウエートトレーニングの機械を合宿期間に竜門ダムの斑蛇口湖の艇庫のほうに持ち込んでいただいて、貸し出していただいて、それでどうにか合宿が成り立つという形なんです。

それで、この器具でも買えば多分1,000万円ぐらいはすると思うんですが、何せ今議会もボート場に関しての予算が上がっているようであります。中身は私もよくわからないんですが、私はこの際、今から何年度にやっていくんだというこのボート場に関する年次計画をちゃんと組んで、それを議会にも示してご理解をいただいた上で、設備の周辺整備をやっていくべきではないかというふうに考えるんですが、その計画を策定するお考えがあるかどうか、お伺いをしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） 斑蛇口湖ボート場の整備につきまして、まず第1点目でございます。湖面の利用状況についてお答えいたしたいと思います。

本年度、5月が高体連関係の大会が7日間で延べ630名、6月は先に行われました全日本ジュニアボート、これが4日間で延べ250名の実績でございます。また、今月、7月からは国体の九州ブロック大会が3日間で延べ320名、8月には市民ふれあいレガッタ等を含めまして4日間で延べ600名、10月には熊本県下高校生大会並びに九州高等学校カヌー選手権大会が4日間で延べ300名の利用となっております。さらに、11月には全国高校選抜大会の九州地区予選、全九州小中学生ボート大会、秋季学生レガッタが計画されておりまして、約300名の参加者が見込まれておるところでございます。さらには、年が明けまして来年1月には大分県ボート協会主催のウインターズカップ大会に450名、3月には九州山口歯科学生の大会が150名の参加で計画をされております。そのほか、九州各県のボート協会によりますところの合宿も斑蛇口湖ボート場で行われております。

このように、斑蛇口湖ボート場は、熊本県ボート協会はもとより、日本ボート協会からも最適な条件を備えたボート場としての評価をいただいております。県内外から多くの団体に利用をいただいているという状況でございます。

それから、2点目の艇庫を含めました周辺整備の件でございますけれども、これにつきましては、県の熊本県ボート協会より整備の要望並びに協議があっております。本市におきましては、平成28年度には全日本マスターズレガッタ大会が開催されますし、さらに、平成31年度にはインターハイ、高校総体のボート競技の開催が決定いたしております。現在、その開催に向けましてボート協会の要望とあわせて、順次整備を進めるところで考えております。

今年度におきましては、組み立て式のラックの設置ですとか、艇庫内のボート置きアームの改修、さらには、新たなナックルフォア艇、ボートですね、の購入も予定をいたしているところでございます。

それから、湖面へのボートの昇降設備、これも斑蛇口湖ボート場の一つの大きな課題であろうかと思っておりますけれども、現地に合わせた方法を現在検討中でございます。しかしながら、要望の中には、十分な検討を必要とする事項もございますので、そういうことをご理解いただきたいと思っております。

それから、3点目の議員からただいまご意見をいただきましたトレーニング器材の整備でございますけれども、これにつきましては、各種団体の合宿の継続的な誘

致にとっては、大変重要な部分であると考えております。また、熊本県ボート協会や日本ボート協会からも、これもお紹介がありましたけど、全日本の強化合宿開催における条件整備の一つとして、艇庫内のトレーニング施設の整備を強く要望されているというふうにお聞きをいたしております。

今後は、より多くの利用につながる施設整備となるよう、関係諸団体と協議を行い、整備を検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（森 清孝君） 樋口正博君。

[登壇]

○17番（樋口正博君） いろいろ整備はしていくということなんですけど、さっき言ったように、何年度にどういうことをやりたいという全体の姿を、ぜひとも議会にもお示しをいただいて、議員にもご理解をいただいた上でやっていくことが私はやっぱり賢明かなと思います。予算をぽっと出してその場で審議しろというよりは、こういうふうな理由があって年次計画を組んでいるからというのが、やっぱり一番理想かなというふうに思います。

ウエートの話は、今、ボート協会からの要望として全日本強化としての条件であるということで艇庫内という話が出ました。それを私もちょっとは聞いているんですけど、ボートだけじゃなくて、今、いろんな種目がやっぱりウエートトレーニングというのは非常に重視をしているところですから、場所の選定等はいろいろ慎重に、ボートだけではなくても、いろんな種目が使えるということもやっぱり考えながらやっていったほうがいいのかというふうに思います。

私がこういうボートの話をすると、いつもながら、またボート好きの人が言いよるなというふうに多分思われているんだろうというふうには正直思います。ただ、やっぱり確かに私自身ボートはいいものだと思います。水の中からしか見られない風景も見られるし、60歳になっても70歳になってもプレイヤーとして競技できる、生涯スポーツとしていいというふうには思っています。ただ、正直言うと、私の本音は、僕の本籍は正直、野球だと思っています。今でもジュニアの育成、こっちから帰って欠かしたことはありません。いろんな選手もつくっているつもりです。本当は県営球場をと大きな声で言いたいんですけど、先日、県営新球場の連絡協議会の発足会に私も出席しました。450人ぐらい来ていました。懸念していたとおり、やっぱり県とすればそんな莫大な費用は持っていない。ましてや、来賓の国会議員が言うには、ドームをつけれ、プロ野球の球団を誘致できるような球場をつくれ、また、これはもっともな議論なんでしょうけど、メイン球場、サブ球場、雨天練習場をつくって九州の防災拠点に認定されているんだから、実際の防災

対応の拠点としてつくれば、国からお金もたくさん持ってこれるじゃないかという話もあります。ただ、今の県の財政状況を考えても、その中で言えば、用地買収から球場を建てるまで多分100億円を超える事業になると。そうなったときに、地元自治体の負担を求められたときに、それが20億円、30億円というところに、野球は好きでも、はいと手を挙げてくださいとはやっぱり今の現状では言えないというのが実際の話なんです。そんな余裕があるんだったら、正直、別の機会に説明しますが、本当に照明もお金がかかりますから照明もなくて、大人や子どもたちが楽しめる市民球場をぜひとも少ない予算でつくってもらいたいというのが本音なのですが、そういう野球関係者からも、何でホートの話ばかりするんだという非常につらい立場の中で言わせていただくと、体育館の競技、例えば剣道とかバレーとかいろいろありますけど、これは総合体育館が国体のときに十数億円使って既に設備投資をし、なおかつ空調設備を入れてあるんです。もう投資をしてあるんです。このボート場でいえば、今の年間の経費が大体、漁協、また県ボート協会の委託料を含めて約630万円ぐらい。現在、先ほどご紹介があった利用状況ですとか、まだまだ活性化に使える。少額の投資で大きな費用を生もうと思えば、どうしてもそちらのほうが優先されるというのが基本的な考え方じゃないかなというふうに思っています。

そういう意味においては、ここは珍しく稼げるボート場だというふうに認識をしています。ぜひともそこら辺のところも含めて、十分考えていただければというふうには思います。本当に、来年はマスターズもあり、私も最近ボートの話ばかりしていますけど、この菊池市がいろんなスポーツをする人たちにとって本当に立ち寄りやすく、それを利用しながら地域をつくれる、そんなまちになれるということをお願いしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（森 清孝君） ここで10分間休憩します。

○
休憩 午後1時46分
開議 午後1時55分
○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） 皆さんこんにちは。一般質問最後になりましたので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

7月1日の集中豪雨の対応につきましては、執行部におかれましては、深夜でも

ありましたので、大変ご苦労さまでございました。今後も市民の安全・安心のために頑張ってくださいようよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回は部長もかわられましたので、確認も含めお尋ねをいたします。

まず、道路整備、市道戸城渡打4号線の整備の進捗状況についてお尋ねですが、この路線は水迫地区戸城集落と水源地区渡打集落、そして、伊牟田区を結ぶ重要な道路であり、また、県道二重峠菊池線の災害時の迂回路としても重要な路線であります。昨日の集中豪雨でも倒木による通行どめが県道二重峠菊池線で発生しており、迂回路として活用されたのではないのでしょうか。

現在、辺地総合整備計画に追加していただき、整備が進んでおりますが、現在の進捗状況と今後の計画をお示しいただきたいと思います。

次に、市道西迫間寺小野線についてお尋ねをいたします。

この路線は竜門ダム下流域の避難道路として整備の必要性がありながら、特に、市野瀬区集落内については未整備の部分が多く、道路幅員も狭く、地域住民の生活道路としても支障が生じております。市としてどのように認識しておられるのか、お示しをいただきたいと思います。

次に、市道立石野間口線についてお尋ねをいたします。

この路線は植木インターへの市の主要な道路であります。道路幅員が狭く、また、用水路が絡んでおりますので、歩道の段差等の問題もあり、安全面にも支障が出ております。

地元野間口区としても要望が市に提出されており、調査も進んでいると思われますが、現在の進捗状況をお示しいただきたいと思います。

次に、市道切明線についてお尋ねをいたします。

この路線につきましては、市の老人福祉センターの新築前から道路幅員の問題、また、大変路面が傷んでおりましたので、老人福祉センターの利用者の交通量増加も含め整備をお願いしてまいりました。

一部改良は進んでおりますが、今後の整備計画をお示しいただきたいと思います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（森 清孝君） 建設部長、樫川博久君。

[登壇]

○建設部長（樫川博久君） それでは、今、各路線の進捗状況ということでお尋ねがありましたので、今現在の状況を報告させていただきたいと思います。

まず、戸城渡打4号線につきましては、昨年度、地元説明を行いました。事業同意が得られませんでしたので、再度地元の意向を確認し、事業同意を得た上で用

地交渉に入る予定でございます。

続きまして、西迫間寺小野線の市野瀬集落地内の改良につきましては、昨年、定例会でも申し上げましたとおり、状況の把握はいたしておりますけれども、改良工事の整備箇所につきましては、現在、旧自治体ごとの地域割事業費をベースに平成31年度までの優先事業の選定を行っているところでございまして、現状としてすぐに新規の事業採択をとるということは非常に困難な状況にございます。何とぞご理解いただきたいと思っております。

なお、西迫間寺小野線におきましては、現在、同一路線内において、部分的でありますけれども、事業は進めているところでございます。

次に、立石野間口線でございます。

今年度、歩道部分の整備計画の検討を行うために調査設計を予定しておりまして、現在、発注事務を進めているところでございます。

切明線につきましては、地元より工事にあわせて電柱移転の要望が上がっておりまして、現在、地元と移転先の調整を行っているところでありまして、移転協議が済み次第、工事の発注を行う予定でございます。

以上、現在の進捗状況を報告させていただきました。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。

それぞれの路線についてお答えをいただきましたけれども、市道戸城渡打4号線については、今のところまだ地元同意、用地交渉の部分だと思いますけれども、いずれにしても、今、整備されたあとの部分が一番大事なところでございますので、地元との協議をしっかりとやっていただきたいと思います。

それと、市道西迫間寺小野線については、これは何回もずっと引き続きやっているわけですが、多分、部長は通告しておりますので、現地を見ていただいたと思いますけれども、非常にやっぱり幅員が狭くて、寺小野に行くまでにUターンができないんですよ。離合も本当に困難なところでございます。だから、そういう地域でもありますし、特に市野瀬の岩下区については非常に後継者の方もたくさんいらっしゃいます。やはり通学路、また、生活道路としては非常に不便な状況でございますので、前倒しでもして、やっぱり整備のほうをやっていただきたいと思います。

それと、立石野間口線、これも長期的な考えでやらなければいけないと思っておりますけれども、いずれにしても、調査費をつけていただいて、少しずつでも推進をしていただきたいと思います。

それと、市道切明線については、何か電柱の問題とか、そういうのもあるみたいでございますので、地元協議をしっかりとやっていただいて、整備をしていただきたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは次に、各団体の補助金についてお尋ねをいたします。

平成の大合併で誕生した自治体においては、地方交付税の上乗せ措置が終了することとなりますので、段階的に交付税縮減への対応策を考えていかなければなりません。菊池市としても、昨年１１月の熊日新聞の自治体アンケートに対して、使用料や手数料、補助金、負担金を見直すことと示してありました。しかしながら、各団体等の一律カットでは能がありません。めり張りのある対応が必要であります。私もいろいろな団体に参加させていただいておりますが、今回の補助金の削減については不満も出ているようであります。市民がやる気をなくし、また、経済波及効果にも影響が出れば、元も子もありません。

そこで、お尋ねをいたしますが、各団体の補助金の削減の状況をまずお示しいただきたいと思います。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） 各団体への補助金についてのお尋ねでございますけれども、昨年の状況ということでございますので、平成２７年度の当初予算に対しまして、前年度との比較でお答えをしたいと思います。

平成２７年度当初予算における各団体に対する補助金の総額及び対前年度比増減額についてお答えをしたいと思います。

なお、補助金総額につきましては、社会福祉協議会や土地改良区等への運営費補助などを除いた額ということでご説明します。

平成２７年度の市内各団体等に対する補助金の総額は８，２２７万１，０００円ということでございまして、前年度当初予算より１１５万７，０００円の減額となっております。

しかしながら、今、説明しました数字の中には、運営費補助というよりも、各年度ごとに事業費補助的な意味合いの部分も多少入っておりますので、単純に一概に比較はできないというような数字になっておりますことをご理解いただければと思います。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○１８番（木下雄二君） ありがとうございます。

部長のほうから答弁をいただきましたけれども、一つの団体を事例にしてちょっ

と申し上げたいんですが、都市間交流事業補助金というのがございます。都市間交流の会、今現在は遠野市、西米良村、それに龍郷町がまたふえました。その交流を市民レベルでやっている団体でございますけれども、平成26年度は50万円ございましたけれども、平成27年度は45万円と、5万円削減でございます。そのことによりまして、今までは民間レベルでの市民の交流の補助については10名分補助をしております、これまでも市民の方々に毎年10名参加をしていただいて、交流団として派遣をしておりました。ことしの平成27年度の総会において5万円削減の報告がございまして、会員の方々からも友好都市に龍郷町が1カ所ふえたのに何で5万円削減ですかという意見も出ておりました。こういうこと一つとっても、やはりめり張りが無いといいますか、市長も菊池氏つながりと、菊池姓つながりで交流人口もふやしていきたいと、そういう形で私どものほうにおっしゃっておりますけれども、せっかく今まで10名参加していたのが、やはりこういう予算の削減で、5万円でございます。もっともっと削減しなければいけないところはたくさんあると思いますが、せっかく龍郷町も1カ所ふえて、これから市民も一生懸命交流を取り組んでいこうというときに5万円削減ということで、総会の中でもやる気がなくなっているような状況のお話もされておりました。

実際、市民の方々も当初は1,000円の年会費でございました。それを2,000円にふやして、やはり財政的なことも含めて、自分たちは自分たちで努力するというので会費を2,000円までふやして交流をしたいということで頑張っておられるのに、行政のほうにそれを受けていないというふうな感じもしましたものですから、こういう形で一般質問をさせていただきました。

市長として常々菊池姓とのつながりという中で交流をしていきたいという中に、この一つの事例をとっても、何かちょっと逆行しているような感じもしますものですから、このことを含めて、ちょっと市長の考えをお示ししていただきたいと思います。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

〔登壇〕

○市長（江頭 実君） 各種団体の補助金に対する考え方ということでございますが、特定の個別団体への考え方というのはご容赦いただきたいと思いますが、各団体への補助金につきましては、地域活動の担い手でありますので、そうした各団体の活動を支援したいということで、必要性、公益性、それから、公平性などの考えを基本に交付を決定しているところでございます。しかしながら、合併後10年が経過しております、本年度から地方交付税の一本算定に向けた段階的な縮減などによる収入の減が見込まれております。一方で、社会保障費などの義務的経費が拡大す

る傾向にございますので、今後は予算全般にさらなる歳出抑制と機能的かつ効率的な行財政運営に努めていかなければなりません。

今般の補助金の見直しにつきましては、平成27年3月に制定いたしました第三次菊池市行政改革大綱を基本に今後も行っていきたいというふうに考えているところでございます。皆様の内容によく耳を傾けながら、効果を見きわめながら判断をしていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。いずれにしても、市長は削減をしていきたいということでございます。また後でいろいろ質問しておりますので、その関連もありますので、このことについては後でまた質問していきたいと思います。

それでは次に、子育て支援の拡充の内容と予算の現状についてお尋ねをいたします。

これまで子育て支援につきましては、子育てサポート事業、病後児保育事業等の拡充について質問、要望を続けてまいりました。まだまだ十分だとは言えませんが、それなりに支援策は推進されてきていると思われれます。今回は特に、すくすく子宝祝金について改めてお尋ねをいたしますが、この件については、平成26年6月定例会において、祝い金の増額と「めぐるん券」での対応を要望させていただきました。市は平成27年度からはすくすく子宝祝金の増額と「めぐるん券」での活用も実施されとのことであります。これまで子育て支援の拡充を強く要望してまいりましたので、大変ありがたく思っております。

先月、6月17日の熊日新聞に、2人目出産をためらう理由としての調査では、やはり経済的なサポートの対策が必要であるとの結果が出ております。昨日の東議員の質問でも、子育て支援は経済的な問題を指摘されています。このような観点からも、今回の拡充は人口増対策、地場産業育成にもつながっていくものと思われれます。

そこで、改めてお尋ねをいたしますが、拡充の内容と予算の現状について、詳しくお示しをいただきたいと思います。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） すくすく子宝祝金の拡充の内容について説明をさせていただきます。

これにつきましては、第4子以降について拡充を行っております。具体的には、

第4子につきましては、現金12万円と菊池市内共通商品券「めぐるん券」でございますが、こちらを3万円分、第5子については、現金15万円と「めぐるん券」5万円分、第6子以降につきましては、現金20万円と「めぐるん券」10万円分を支給しておりまして、現在までのところ、第4子2名、第5子1名の支給を行っているところでございます。

また、予算につきましては、今までの実績も考慮いたしまして全体で105名、うち第4子以降を30名と見込んでおり、昨年度より210万円増額いたしまして、計の1,260万円となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。

この件については、私が先般質問したときには、議会報告にも載っておりますけど、市長は金額の水準そのものの増額については考えていないが、「めぐるん券」を希望する人には、選択制として「めぐるん券」での対応ができるよう今後検討するということでございました。私が一般質問したときには、金額水準そのものの増額については考えていないと。また、できないから言われたんだと思いますが、今回はこういった形で210万円の増、また、「めぐるん券」での対応もしていただきました。この「めぐるん券」の対応については、逆でいいと思うんですね。やはり「めぐるん券」のほうが多くて、現金が少なくていいと思います。

こういうことも含めて、こういった形で市長が拡充をしていただいたことに対して、いつ決断をされたのか、ここで質問をしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 子育て支援金の増額の決定の時期ということでございますが、今、ご指摘にありましたように、平成26年第2回定例会、これは6月でございますが、木下議員より、すくすく子宝祝金の増額等の提案がございまして、検討していただきたいというご意見をいただいたところでございます。その時点では、増額等は現状考えておりませんという回答を確かに申し上げております。その後、子ども・子育て新制度が始まったわけでございますけれども、その後、増田レポートというのが出てまいりまして、消滅自治体というふうな非常にショッキングな言葉も出てきたり、非常に注目を浴びたところでございます。その年の暮れに、秋以降ですかね、いわゆる地域創生ということが国から大きく打ち出されました。その中でも、やはり定住化を進めようということも一つの大きな目玉でございましたけれど

も、そういう中においては、やはり子育て世代に対して、より厚いサービスを提供するということが、特に、消滅するかもしれないという自治体間の生き残り競争の中においては非常に重要性を増してきたということがございまして、その年の暮れから1月にかけての予算の検討の際に、やはりタイミングを失してはいかんだらうということで、木下議員のご提案の内容も参考にさせていただきまして、この際に増額をしようという決定をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

〔登壇〕

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。いずれにしましても、私の要望といたしますか、意見も参考にさせていただいたと。非常にありがたく思っている次第でございます。ありがとうございます。

それでは次に、小水力発電、農業用水路等を利用した小水力発電事業に対する市の取り組みの現状について、お尋ねをいたします。

これまで何度も中山間地の地産地消の観点からも、小水力発電の取り組みのお願いをしてまいりました。市としても、平成25年度に再生可能エネルギー活用推進委員会を設置され、活用方法について検討されていると思われませんが、取り組みの現状をお示しいただきたいと思います。

○議長（森 清孝君） 市民環境部長、倉原良則君。

〔登壇〕

○市民環境部長（倉原良則君） それでは、木下議員からの小水力発電についてということで、市の取り組み状況についてお答えいたします。

小水力発電につきましては、ただいま木下議員から言われましたように、再生可能エネルギーの一つとして本市でも取り組みたいということで、その調査を行ってきたところです。

平成26年度に小水力賦存量調査というものを実施しました。この調査は菊池市内の河川において小水力発電等に利用できる賦存量、潜在的に存在するエネルギー量と、その利用可能量、賦存量のうち実際に利用可能なエネルギー量というものを把握するものでございます。この調査によりまして、河川の堰を利用した小水力発電の場合は、年間発電量としましては約9,051メガワットアワーが見込まれるということで、これは標準家庭の約1,490世帯が賄われるということがわかったところでございます。

また、農業用水路につきましては、土地改良区のほうで平成26年度に、古川兵戸井手が流れる豊間地区内で小水力発電の導入可能性調査を検討されており、その

概略調査というものを実施されました。その結果、経済効果が見込まれないということになり、現段階では本格導入については保留という状況になっていると伺っております。

また、さらに本市では菊池台地用水土地改良区がございまして、そこにおいて、平成26年度でございすけれども、菊池台地農業水利事業で造成されましたパイプライン施設でございす。その中でも発電ということについて2カ所、導入可能性調査を実施されました。その結果、そのうち1カ所では採算性が見込めないという結果が出ましたが、もう1カ所については、冬場の流量の一定規模が確保できれば採算性はあるということが確認されたところですよ。しかしながら、冬場の流量確保、いわゆる閑水期といいますか、水を使わない時期の量が確保できるか、または国が管理しています水利権というものもございまして、そういう関連で今後協議が必要ということで、今、菊池台地用水土地改良区のほうでも、今後、農林水産省に活用要望を行いながら、なおかつ情報収集に努め、検討、協議を継続するというところで伺っております。

また、本庁舎の南側にあります築地井手を利用した小水力ということで以前からお話がっておりますし、今現在、水車が回っているところでもございすけれども、中心市街地地区の社会資本総合整備計画、いわゆるリノベーション事業の中で、平成28年度、平成29年度での整備というふうに位置づけておりますけれども、この事業につきましても、やっぱり水利権等の問題がございすので、今後、十分検討、協議してまいりたいというふうに考えております。

市としましては、今後も河川のみならず、今ありました農業用水路、いろんな小水力を対象に、導入の可否の調査を継続して検討する予定としております。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。いろいろ調査をしていらっしゃるということですが、なかなか具体的に実働に移っていないというのが現状だと思います。

私も先ほど報告がありました古川兵戸井手については土地改良のほうから資料をいただいて、いろいろとお話をお聞きしましたが、農業農村整備事業等に関する何か、今回は負担金といいますか、そういうのが加算されるみたいなんです。その費用があるから最終的には採算ベースに合わないということでございす。だから、何かこのごろその負担金がふえたということで、最初のころの方々にはなかったみたいですね。だから、逆にだんだんハードルが高くなって、売電量の問題

等もあるそうでございます。34円に対して4,76円の負担金を取られるそうです。ですから、29,24円になるもんですから、ちょっと採算ベースに合わない。ぎりぎりなところだそうですね。

ですから、こういうのも市独自として、その負担金の部分を市のほうで負担すれば対応できるんじゃないかと。これまで太陽光については、一般財源で1億5,000万円強をやっぱり負担しておりますので、今後は検討に値するんじゃないかなと思っております。

それと、いろいろ調べてみますと、ちょっとここで先進事例を紹介しておきたいと思いますが、山口県では農村を活性化する施策の一つとして、県や市町村が補助金を交付して小水力発電の導入を推進しておられます。昨日、大賀議員も質問されました有害鳥獣対策として、山口県の周南市ですか、イノシシが出没して農作物を荒らす被害に悩まされてきましたが、新たな簡易型の小水力発電の動力を利用して農地の周囲に電気柵を設けることが可能になり、同様の対策は県内の田布施町では猿の侵入を防ぐ効果を上げているとのことであります。また、地域の祭り等のイベントの照明に供給されたり、これまで電力がなかった通学路にも街路灯などの設置が可能となり、地域の活性化、安全対策にもつながっているそうであります。さらに、蓄電池の導入によって小水力発電の取り組みが山口県内全域に広がっているということでございます。このような取り組みは菊池市でもやろうと思えばやれることばかりだと思います。

そこで、市長にお尋ねをいたしますが、自然の恵みを生かした循環型社会のモデル地方都市を目指していくと、市長就任当時から施政方針でも述べておられますが、簡易型も含め、全然、今のところ推進されておられませんので、このことも踏まえて、今後の取り組みのお考えをお答えいただきたいと思います。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 小水力発電に対する取り組みの考え方ということでございますが、小水力発電は、ご指摘のとおり、本市の豊富な水資源を生かして、日常的に存在する自然のエネルギーを利用するということですから、電力の市民への還元等々のメリットのみならず、市民の環境保全意識を高めるとか、あるいは子どもたちへの環境教育の効果が期待できるというふうなさまざまなメリットが考えられております。一方で、今申し上げたような水利権等の諸問題もございますし、今、ご説明のように、私どもも平成26年度まででさまざまな調査を行った段階でございますので、これからそれをもとに具体的なところを検討するフェーズに今差ししかかっておるところでございます。

今後に必要な調査、検討がまだ残っておりますが、そうしたものを継続しながら、また、民間活力も利用しながら、河川や農業用水路を用いた小水力発電の導入に粘り強く取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。

民間活力といいますか、熊本は熊本いいくに県民発電所株式会社というのを立ち上げて、私どもの地元でも細永地区での調査等も行われているみたいでございます。市のほうからも、ちょっとお助けをいただくと実現化するような事業もたくさんあると思いますので、先ほど申しましたように、太陽光のときはトータルで1億5,000万円、一般財源で導入費を出しておりますので、そういうことも踏まえて、今後、市長もスピード感を持ってやっていただきたいと思います。よろしく願いしておきたいと思います。

それでは次に、自治公民館の整備についてお尋ねをいたします。

市の発展には、そこに暮らす市民の生活基盤を整えることが重要であります。自治公民館の整備は地域住民の自主的な学習活動はもちろん、交流の拠点、防災等の避難場所としても大切な施設であり、快適で安全・安心できる住みよいまちづくりには必要不可欠であります。これまで私も何度も質問、要望をさせていただき、市としても自治公民館の整備については小規模な改築、修繕及び備品購入等の拡充に努めていただきました。しかしながら、補助金交付についてはまだ十分とは言えません。今回は特に、これまで高齢化が進んでいる地域への対応について、自治公民館へのバリアフリー等の補助の拡充について改めてお尋ねをいたしましたが、平成24年12月の定例会の答弁では、実態調査をやって現実にどういう状況なのかを踏まえて今後検討させていただきたいとのことでありました。

そこで、お尋ねをいたしますが、現在の調査の状況と補助の拡充の考えについてお示しをしていただきたいと思います。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） 私のほうから、平成25年7月に行われました自治公民館の施設の整備に関する調査について、ご回答したいと思います。

アンケートの主な内容は、公民館玄関の段差があるかないか、スロープの設置状況、トイレが和式か洋式かなどについて、お尋ねをしたところでございます。その結果、洋式トイレを設置してある公民館は192地区のうち103地区でございま

して、割合にしますと53.6%というふうになっております。以上のことから、半分以上の地区に洋式トイレが設置してあるという回答をつかんでおります。

それから、補助の拡充ということでございますが、基本的にはこれまでやってきました、先ほど申しましたような実績もございまして、その実績との公平性の観点を考えますと、現行の補助制度をご活用いただければというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。

トイレに関しての調査ということでございますけど、私としては、特に高齢化の著しい中山間地については、やっぱり段差等もたくさんございますので、そういうのも含めてバリアフリー化という形の中で質問させていただいておるわけでございます。

洋式のトイレが、区が211ぐらいございますので、その中で公民館があるのが192だということで、言うなればその中の103地区が洋式であると。53.6%、半分弱ですよ。だから、そういう状況でいいのかということですよ。だから、正直言って高齢者の方が和式で対応ができるかということ、それは大変なことだと思うんですよ。実際、私たちもそういう時期が来ております。それぞれの自宅というのがほとんど洋式でございますので、公民館でそういうことであれば対応できないから行かないと、そういうことで、いろんな面で支障が出てくるんだろうと思います。私が平成24年に一般質問したときにも、菊池市の高齢化率は本当に厳しい状況でございました。それから何年もたっておりますので、間違いなく高齢化率は上がっているわけですね。それなのに、対応は今までどおりだということでは、私はちょっと納得いかないところがあるんですが、公民館の言うなれば改修については、基本的には200万円が上限で、2分の1でございます。だから、トイレとか、そういうバリアフリー化に使える補助金だと思いますけど、私はある面ではトイレに特化して、トイレをするときには3分の2ぐらいの拡充をしますと、そういう形の補助をですね、今、3項目、新築と改修と備品に分かれていますけど、それにもう1つトイレと、そういう形に特化した上での補助率を上げないと、本当に高齢化率の高い中山間地では、そんな負担金なんか絶対出せません、現実問題として。それは事例を挙げると、高野瀬ぐらいに800軒とか900軒あれば、それは1人1万円出せば800万円が集まりますけれども、私どもの地元は40軒ですね。それでも40軒あります。だけれども、少ないところは十何軒ですよ。十何軒で十何

万円集めても、絶対そういう改修はできません。

そういうのも含めて、私は前から傾斜配分といいますか、地方として厳しいところはそれなりに負担金を上げて、中山間地に特化してもいいと思うとですよ。だから、そういうのを考えていかないと、この比率は絶対上がっていかないと思います。やはり優先順位から考えると、これは本当に地域の自治公民館はその地域の核ですね、今から特に。この間みたいに雨が降ったときには、集中豪雨のときには、やっぱり公民館に避難してくださいと。そういう中で、そのときにトイレが利用できないのであれば、それはどうしようもないです。私も本当にこのことを強く申し上げるのは、先般、私どもの地域で2回ほどフットパスがありました。域学連携の中で行われましたけれども、そのフットパスのときには、もちろんお年寄りの方も来られますけど、若い大学生が参加していただきました。そして、私どもの太田区は市の補助金の2分の1の状況の中で一生懸命頑張って、バリアフリー化とトイレを改修しました。やっぱりそういう若い人たちはトイレを気にしますね。ですから、地域でこういう事業をする、地域の活性化のためにも、ぜひともそういう小さな地域、今からフットパスをして、農家民宿とかこういうフットパスをいろんな地域に広げようという中で、こういうトイレがやっぱり今までのような和式では対応できないと思います。

そういうのも含めて、これはいろんなことにも関連してきますから、教育長としては、このことについては、やはりしっかり改めて実態調査ですね、そういうのをやっていただいて検討をしていただきたいと思いますけど、よろしければ教育長のお考えもお聞きしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 教育長、原田和幸君。

[登壇]

○教育長（原田和幸君） 議員ご指摘のように、非常に本市におきましても高齢化が進んでいるというのは現状でございます。それぞれの対応が必要になってきている、そういう時代も迎えているというふうに考えております。

トイレについてのことでございましたけれども、公平性とか平等性、公益性、いろんな面もございますが、今、議員がご指摘ございましたことも含めまして、調査、研究をこれから進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。お互いにあすは我が身でございますので、やっぱり自分自身が使ってみれば、おのずと和式ではできません。

ですから、菊池市の公民館それぞれのトイレ改修については、しっかり検討して

いただきたいと思います。そして、そのトイレ改修は地場産業のあれにもなると思うんですよ。工事はもちろん地場の業者がしますから、そのことによって、やっぱりそういう還元率もあるということも意識して、早急にやられたほうがいいと思います。ぜひともお願いしておきたいと思います。

それでは次に、市の公園整備の現状と今後の計画と管理費についてお尋ねをいたします。

市民が安全で安心して暮らせるまちづくりの推進のためには、快適な住環境を創出する必要があります。現在、市としても観光戦略、癒しの里構築プロジェクトのもとに日本一の桜の里、森の中のまち、ホテル王国の施策が推進されております。長期プロジェクトとはいえ、現在の公園を含め、新しく計画をされている公園についても維持管理費等が心配であります。

そこで、お尋ねをいたしますが、現在の公園整備の現状と今後の計画と維持管理費を詳しくお示しいただきたいと思います。

○議長（森 清孝君） 建設部長、樫川博久君。

[登壇]

○建設部長（樫川博久君） それでは、現在の公園の現状と申しますか、管理をどのように行っているかということを報告したいと思います。

市の公園の現状ですが、市の都市計画区域内の公園が26カ所、面積にして約27万8,000平方メートル、都市計画区域外の公園が7カ所ございまして、面積にして約6万3,000平方メートルございます。また、平成26年度決算によりますと、都市計画区域内の公園管理費として約4,650万円、都市計画区域外の公園管理費としまして約660万円、合わせて年間に5,310万円程度の費用がかかっております。

今後の計画でございしますが、既にある公園が主となります。計画といたしまして、菊池公園、これが園路・展望所整備を2カ年にわたっての計画がございします。それから、七城の鴨川河畔公園整備、これが5カ年事業として計画がなされております。それから、亀尾城址公園整備、これが4カ年にわたっての事業として計画されております。それから、西郷憩いの森広場整備を3カ年の事業で計画してあるところでございます。

以上、報告させていただきます。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。

今回は維持管理費という形の中でお聞きしましたけれども、大体年間に5,30

0万円ぐらいかかっているわけですね。今後もその費用がだんだんふえていくことは目に見えておるわけでございます。私が今回改めてこういう維持管理費の質問をさせていただいたのは、今現在の公園に行ってみますと、非常に老朽化して、トイレ等については、便器等が、ある面では耐用年数が来ているんだと思うんですよね。ですから、ある面では今ある公園の対応のほうを先にやらないと、新しくまた東福寺の上のほうには6,700万円ですか、一般財源がその中で1,600万円ぐらいかかるということでございますけれども、そういう事業ももちろん市長の考えだと思いますけど、その前に、やっぱり優先順位的には、今の既存の公園の管理というのが非常に大事だと思うんですよ。せっかく癒しの里という形の中で、菊池公園、現在の公園でも物すごく広い公園でございます。その管理をしていくだけでも大変だと思います。先ほどから申しましたように、実際、私たちが行ってみると非常にトイレでも、表現は悪いですけど、全然トイレの清掃がなっていない。また、除草についても非常に管理が徹底されていない、こういう状態だと思います。

所管は違いますけれども、先般、先ほど樋口議員も斑蛇口湖のことをしっかりおっしゃって、ボートのこともおっしゃいましたけど、私も歓迎会から、また、その大会も斑蛇口湖のほうに上りました。行ってびっくりしたのは、市道ですから、公園とはちょっと所管が違いますけれども、ダムに行く途中は物すごい草が生えておりまして、これで本当に全国大会の選手をおもてなしになるのかなというような状況でございました。

そういうのも含めて、やはり足元のほうからきちんとして整備していくのが肝心だと思うものですから、そのことも含めて、本当に申しわけないんですけれども、市長も多分大会に行かれたと思うんですよね。ですから、そのときに斑蛇口湖のダムの部分の草がたくさん生えておりましたので、一方通行ですから、見ていかないとあそこは艇庫まで行けませんので、そういう意味も含めてどのように感じられたのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 斑蛇口湖に限ってということでよろしゅうございますね。

[「全部ですね」と呼ぶ者あり]

○市長（江頭 実君） 市内の公園のところは、特に観光客から見えるところは充分、少しずつ整備はされてきているとは思いますが。ただ、菊池公園のあたりは花見が過ぎてからの定期的な手入れはどうしてもやっぱり財政的な制約がありますので、ある程度の頻度にはなりますので、一定期間がたてば、少しまた草が伸びてきているようなところは見受けられるところでございます。

また、トイレについては、観光客が来られるところを中心に整備を進めてきましたので、そこそこ洋式化はできてきているかと思います。

今、お尋ねのは、公園じゃなくて斑蛇口湖のお話であれば、時折しか行けませんけれども、夏場になると、どうしてもあのあたりは草が出てくるのは確かでございますね。ですから、地元の方の協力を得ながら定期的な整備をやっておりますけれども、これも全て財政との兼ね合いということで、地元の方とも少しどういうことができるかはご相談をしていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。

今回の場合は、全日本ジュニアボートなんですね。全国からのお客さんが来られると。これは13回目ですよ。ですから、その時期もわかっているし、その期間がわかっているわけですから、その前にちょっと手を入れれば、ある面ではきちんと対応できるような、予算的なものも、あれだけ生えてから除草するのは大変です。その前に除草剤を散布すれば、あそこまでは生えなかったと思います。本当にダムのコクリートの部分ですから。ですから、私もちょっとびっくりしたわけでございます。

いずれにしても、財政的な問題もありますけど、やはりこういうイベントのときには、ちょっとその前に準備をすると、そういう意識があってもいいんじゃないかなと思っております。よろしく願いしておきます。

それでは次に、ポケットパーク足湯について、今回は特に補助金を返納しても廃止する必要があると思われるが、市の考えをお尋ねしたいと思います。

この足湯については、平成23年9月の予算化のときから反対を続けておりますが、現在も気持ちは変わっておりません。これまで何度も質問、要望を行い、廃止を求めてまいりましたが、市としては今後も足湯の継続を示しております。昨日は荒木議員よりポケットパーク足湯について質問をいただきました。費用対効果の面からも、市民感覚からも改善の必要性を認識していただき、これまでの経緯についても問題があったことを厳しく指摘されました。新進気鋭の荒木議員の賛同もいただきましたので、足湯廃止に向けて、さらに私も頑張っていきたいと思っています。

前回の質問の答弁では、維持管理費の工夫によるコスト縮減を図りながら、隈府中央地区の回遊スポットの一つとして活用していきたいと考えております。したがって、国の補助金の返納は考えていないとのことでありました。

今回、改めてお尋ねをいたしますが、足湯については廃止するとなると事業費の

返還が伴うと思われますので、国に対しての確認が必要だと思います。補助金の返納については調査をされたのか、お示しいただきたいと思います。

また、荒木議員からも指摘をされましたが、アンケートのとり直しが必要だと思いますが、市の考えをお示しいただきたいと思います。

○議長（森 清孝君） 建設部長、櫛川博久君。

[登壇]

○建設部長（櫛川博久君） それでは、今、議員のご指摘の部分、2つのことについて答えたいと思います。

まず、参考資料としてお聞きいただきたいんですが、足湯をとめたときの経費をはじいております。今、年間で230万円ほど維持管理費にかかっておりますが、そのうち70万円ほどは削減ができるかなと。これはまだ試算で、とめたときの話でございます。中身につきましては、清掃分と下水道代分でございます。

それから、これを更地にする、要するに解体してしまう、そういう場合の返還がどれぐらいなるかということ、これはほかの条件じゃなくて金額だけで試算をしてみました。補助の内容が、おおよそ全体で1億2,000万円ほど何もかんもでかかっておりますが、内訳は国費4割、それから、起債が約6割となっております、経過年数分の減価償却を行った残りの国費と起債の分ということで、これは本当に概算の概算の試算ですが、おおよそ1億円ぐらいの返還が生じてくるという試算をしております。

それからもう1つ、アンケートをとということでございましたけれども、現在のところアンケートを繰り返す計画は立てておりません。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。

本当につくってしまったものですから、荒木議員も表現されましたけど、本当に負の遺産になっていると思います。本当にこういった形で、やっぱり市民感覚からすると、毎日毎日、私も通っておりますけど、誰も入っていません。本当に費用対効果から考えると、やっぱり非常に残念ではようがありません。今回、こういった形で補助金の返納についても含めた上で、概算ではありますけれども、調べていただいたことは一歩前進かなと思っております。

いずれにしても、アンケートはやはりとり直さなければいけないと思います。結果のときに費用がどれだけかかったかというのをを出して、アンケートのときにはその費用のことはうたっていないわけですね。それと、足湯のところにアンケートを

置けば、いずれにしても、来られる方は必要性がある。経費のことは何も考えていなければですね。だから、私が先般申し上げましたように、やはり各211区の区長さんあたりには、これだけの経費がかかっているから、今後続けていく必要性があるのかないかぐらいのアンケートはやっぱり実施していただきたいと思います。そのことによって、改めて本当に必要性があるのかというのを確認できると思います。

そのことを含めて、市長のほうにお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 足湯についてのご質問でございますが、今、部長からもご説明しましたとおり、もしこれを廃止ということになりますと、約1億円の返還費、多額の費用がかかります上に、そのままにしておくわけにいかんでしょうから、また解体費用もさらに乗っかってくることになります。かといって、じゃ、これを解体までせずとも閉鎖したままということになりましても、いわば廃墟がまちの中に残ることになりますので、大変景観的にもマイナスであろうというふうに思います。

また、現実的には足湯とトイレは一体になっておりますので、トイレのところまで壊すということになりますと、これは今から比べますと、市民サービス並びに観光客にとっても非常にマイナスであろうと思います。要するに我々としては、今あるものをベースに、どうやったら生かしていけるかということを前向きに考えていくというのが一番現実的ではなかろうかと思います。

その中で、例えば、夏場の足湯については、私自身も休止する、もしくは減らすということは可能ではないかと思っております。まだデータが出そろっておりません。データが出そろったところで、そこら辺は削減ができるものは極力削減していきたいと、こういった努力は必要であろうと思います。

ただ、今あるものを生かすという意味では、今、景観に配慮して、森まちという癒しの里をつくっていかうとしておるときでもございますので、このまちづくりの演出の一つとして組み合わせれば、これは有効な活用が可能ではないかというふうに考えているところでございます。私としては、今、この方向が現実的な策かというふうに考えているところです。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。

いずれにしても、足湯については、まだ今後も質問させていただきたいと思いま

す。ありがとうございました。

○議長（森 清孝君） 以上で一般質問を終わります。

○

日程第２ 議案第６３号及び議案第６４号一括上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 清孝君） 次に、日程第２、議案第６３号及び議案第６４号を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） それでは、ただいま上程されました議案についてご説明申し上げます。

追加議案書の１ページをお願いいたします。

議案第６３号、菊池市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

介護保険法等の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第６４号、工事請負契約の締結についてでございます。

平成２７年度菊池市営プール建築工事につきまして、美麗・八方建設工事共同企業体と契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） それでは、追加議案についてご説明いたします。

追加議案書の１ページをお願いいたします。

議案第６３号、菊池市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

介護保険法及び同法施行令の一部改正に伴いまして、条例の一部を改正するものでございます。

あけて２ページをお願いいたします。

改正の内容でございます。

ここでお配りしています新旧対照表をごらんください。

下線部分が改正部分でございまして、第３条に下線部のただし書きを加え、一定以上の所得を有する第１号被保険者に係る保険給付の割合を「１００分の８０」とするものでございます。

追加議案書の２ページにお戻りください。

この条例は、平成２７年８月１日から施行すると附則のとおり記載しているものでございます。

以上が議案第６３号の説明でございます。

次に、３ページをお願いいたします。

議案第６４号、工事請負契約の締結についてでございます。

菊池市営プール建築工事につきまして、菊池市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

この工事につきましては、６月９日に条件つき一般競争入札を実施し、３共同企業体から応札があり、その後の事務処理を経て、６月２２日に仮契約を行ったところでございます。

契約の目的、工事場所、契約の方法、契約の金額、契約の相手方につきましては、記載のとおりでございます。

以上が議案第６４号の説明でございます。

○議長（森 清孝君） 以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、委員会付託を行います。

議案第６３号は福祉厚生常任委員会、議案第６４号は総務文教常任委員会に付託をします。

————— ○ —————

日程第３ 報告第１７号 上程・報告・質疑

○議長（森 清孝君） 次に、日程第３、報告第１７号を議題とします。

提出者の報告を求めます。

総務部長、馬場一也君。

〔登壇〕

○総務部長（馬場一也君） それでは、報告第１７号につきましてご説明をいたします。

追加議案書の５ページをお願いいたします。

地方自治法の規定によりまして、議会において指定されている事項について専決処分を行いましたので、これを報告するものでございます。

あけて６ページが専決第１４号の専決処分書で、車両事故によります損害賠償に係る額の決定について専決処分を行ったものでございます。

事故発生日は平成27年5月15日でございます。

相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要としましては、公用車で大琳寺木庭橋線を走行中、大琳寺交差点において、右折するために右折レーンを直進していましたところ、左側の直進左折レーンで信号待ちしていた車列の間から出てきました車と出会い頭に衝突し、相手方車両前方バンパーを破損させ損害を与えたものでございます。

損害賠償の額は2万274円でございます。

その他の決定事項につきましては記載のとおりでございます。

以上が報告第17号の説明です。

○議長（森 清孝君） 以上で報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） 報告第17号について質問いたします。

初日に報告されたのと合わせると、今議会だけで3件、自動車事故がっております。過去に合志市で、たしか1年間で16件、職員が事故をやって、熊本市の18件が最高ということで、最高に並ぶんじゃないかということなんですが、ことしだけで3月議会、6月議会ですでにどれだけ自動車事故が報告されているのか、お尋ねしてよろしいですか。

それと2点目、1カ月に1回のペースで事故が起こっているんですけれども、これに対して、職員に対して何か注意といいますか、注意喚起みたいなのをされているのか。

以上、2点をお尋ねいたします。再質問はいたしません。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） 申しわけありません。1点目につきましては、今、調べております。

2点目のその後の対応につきましては、日にちはここに記憶をしておりますけれども、副市長名で直ちに注意喚起といいますか、事故が多過ぎるという認識は私もしておりましたので、行ったところでございます。

○議長（森 清孝君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○

日程第４ 休会の議決

○議長（森 清孝君） 次に、日程第４、休会の件を議題とします。

お諮りします。あす３日は議案調査のために休会にしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、あす３日は休会とすることに決しました。

以上で本日の議事日程は全部終了しました。

次の会議は７月１０日の午前１０時から開き、議案等の採決を行います。

本日はこれで散会します。

全員ご起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

○

散会 午後３時０４分

第 5 号

7 月 1 0 日

平成 27 年第 2 回菊池市議会定例会

議事日程 第 5 号

平成 27 年 7 月 10 日（金曜日）午前 10 時開議

- 第 1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
- 第 2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について



追加議事日程（第 5 号の追加 1）

- 第 1 議案第 65 号 菊池市長等の給料の特例に関する条例の制定について
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第 2 意見書案第 2 号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第 3 決議案第 1 号 菊池市議会境和則議員に対する辞職勧告決議
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第 4 決議案第 2 号 菊池市議会樋口正博議員に対する辞職勧告決議
上程・説明・質疑・討論・採決



本日の会議に付した事件

- 日程第 1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
- 日程第 2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について
- 追加日程第 1 議案第 65 号 菊池市長等の給料の特例に関する条例の制定について
上程・説明・質疑・討論・採決
- 追加日程第 2 意見書案第 2 号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求め
る意見書
上程・説明・質疑・討論・採決
- 追加日程第 3 決議案第 1 号 菊池市議会境和則議員に対する辞職勧告決議
上程・説明・質疑・討論・採決
- 追加日程第 4 決議案第 2 号 菊池市議会樋口正博議員に対する辞職勧告決議
上程・説明・質疑・討論・採決



出席議員（20 名）

1 番 平 直 樹 君

2 番	東	奈津子	さん
3 番	坂 本	道 博	君
4 番	水 上	隆 光	君
5 番	出 口	一 生	君
6 番	猿 渡	美智子	さん
7 番	松 岡	讓	君
8 番	荒 木	崇 之	君
9 番	柁 原	賢 一	君
1 0 番	工 藤	圭一郎	君
1 1 番	城	典 臣	君
1 2 番	大 賀	慶 一	君
1 3 番	岡 崎	俊 裕	君
1 4 番	水 上	彰 澄	君
1 5 番	泉 田	栄一朗	君
1 6 番	森	清 孝	君
1 7 番	樋 口	正 博	君
1 8 番	木 下	雄 二	君
1 9 番	山 瀬	義 也	君
2 0 番	境	和 則	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市	長	江 頭	実 君
副 市	長	木 村	利 昭 君
政 策 企 画 部	長	小 川	秀 臣 君
総 務 部	長	馬 場	一 也 君
市 民 環 境 部	長	倉 原	良 則 君
健 康 福 祉 部	長	木 原	雄 二 君
経 済 部	長	松 野	浩 一 君
建 設 部	長	樋 川	博 久 君
七城総合支所	長	煤 田	邦 昭 君
旭志総合支所	長	水 上	満 弘 君
泗水総合支所	長	上 田	讓 二 君

財 政 課 長
総務課長兼選挙
管理委員会事務局長
市 長 公 室 長
教 育 長
教 育 部 長
農業委員会事務局長
水 道 局 長
監 査 事 務 局 長

中 村 喜 範 君
徳 永 孝 博 君
上 田 俊 介 君
原 田 和 幸 君
松 岡 千 利 君
原 和 徳 君
藤 本 辰 広 君
松 永 隆 則 君

○

事務局職員出席者

事 務 局 長
事 務 局 課 長
議 会 係 長
議 会 係

城 主 一 君
徳 永 裕 治 君
松 原 憲 一 君
新 永 晶 子 さん

○議長（森 清孝君） 全員起立をお願いします。
（全員起立）

おはようございます。
着席をお願いします。

午前１０時１９分 開議

○議長（森 清孝君） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ここで日程に先立ちまして申し上げます。

７月２日の本会議で、報告第１７号、専決処分の報告について荒木議員の質疑に対する執行部の答弁が保留となっておりました。

会議規則第６６条の規定により、お手元に答弁書を配付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

次に、７月２日の松岡議員の一般質問に対する答弁で発言の申し出があっておりますので、これを許します。

水道局長、藤本辰広君。

[登壇]

○水道局長（藤本辰広君） おはようございます。７月２日の松岡議員の一般質問に対する私の答弁の中で、浄水器設置補助金の補助率につきまして、山鹿市と長洲町を３分の１と申し上げましたが、正しくは２分の１でございました。ここに訂正させていただきます。失礼いたしました。

○議長（森 清孝君） 以上です。

日程第１ 各常任委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（森 清孝君） それでは、日程に従いまして、日程第１、去る６月３０日及び７月２日の会議において各常任委員会に審査を付託しました議案第５５号から議案第５７号まで及び議案第６３号、議案第６４号並びに請願第２号、請願第３号、陳情第３号、陳情第４号について、各常任委員長から審査結果の報告があつておりますので、これを一括して議題といたします。

ただいまから各常任委員会における審査の経過及び結果について、各常任委員長の報告を求めます。

最初に、総務文教常任委員長、工藤圭一郎君。

[登壇]

○総務文教常任委員長（工藤圭一郎君） おはようございます。本定例会で総務文教常

任委員会に付託されました案件は、予算案件 1 件、議決案件 1 件、請願 1 件、陳情 1 件の計 4 案件でございます。

現地調査を踏まえ、2 日間にわたり慎重に審議しましたので、その経過と結果について報告いたします。

まず、議案第 55 号、平成 27 年度菊池市一般会計補正予算（第 2 号）について申し上げます。

付託分中、主なものを申し上げます。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 5 庁舎整備費の 366 万 7,000 円は、今回の庁舎整備に伴い事務所が不足するため、プレハブの仮設事務所と仮設トイレのリース料との説明があり、質疑を行いました。

委員より、庁舎はそれぞれに振り分けて配置するので、仮設は設置しないとの説明であったが、なぜ今回提出されたのかとの質疑に対し、当初に予想しなかった業務で、プレミアム商品券の換金場所や期日前投票所及び確定申告会場が不足するためとの答弁がありました。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 9 地域振興費、節 19 負担金補助及び交付金のうち 1,150 万円は、高野瀬区の公民館整備を行うための補助金との説明があり、質疑を行いました。

委員より、市の普通財産を区に貸し付けるということであるが、市の条例に基づいて貸し付けるという説明が一切ない。また、2,800 平米もの土地を公民館用地として貸し付ける必要があるのかといった議論があった上で予算計上すべきではないかとの質疑に、執行部より、高野瀬区より申請が出され、企画振興課で受け付けを行った。貸し付けについて説明はしていないが、貸し付けになるので、申請を受け付けた時点で貸し付けができるようになっている。それを受けて県に申請し、県の決定通知に基づいて予算を計上したところであるとの答弁がありました。

また、委員より、同じ敷地内にある孔子堂跡地は市の貴重な歴史遺産であるので、貸し付けされる高野瀬区に管理及び清掃を条件にして貸し付けてほしいとの意見がありました。

次に、款 9 教育費、項 2 小学校費、目 1 学校管理費、節 19 負担金補助及び交付金の 134 万 3,000 円は、主に菊池北小学校の土曜授業推進事業と花房小の教育課程研究の研究指定校等補助金との説明があり、質疑を行いました。

委員より、現在は年数回ということであるが、土曜授業の枠が拡大しないように配慮していただきたい。先生方の多忙化が深刻な状況であり、負担が大きくなりたくないしてほしいとの意見がありました。

別段、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決

定しました。

次に、議案第64号、工事請負契約の締結について（平成27年度菊池市営プール建築工事）について申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を経る必要があるとの説明があり、質疑を行いました。

委員より、落札率が99.9%で落札されているが、業者から予定価格が違ってないかとの問い合わせがあったか、また、委員より、積算金額についての質問はあったかとの質疑に、執行部より、回答期限を超えての質問があったため回答していない、積算金額については再度チェックして積算が適正か調べたとの答弁がありました。

また、工事の単価についてはどう積算されているかとの質疑に、執行部より、工事設計については建設物価及び施工単価等によって積算しているとの答弁がありました。

別段、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第3号、安全保障関連法案に関わる請願について申し上げます。

まず、紹介議員より説明を受け、慎重に審査いたしました。

紹介議員より、この請願が少数の意見だと思っただけではないと考える。世論調査では憲法に違反していると思っている人が56.7%で過半数を超えている。また、今国会で成立に反対している人が63.1%で賛成者の倍以上の結果である。国民の多くが本法案に対しておかしいと考えているということを、市民の代表である議員も深く受けとめなければならない。国の土台であり、国民の権利を守るよりどころである憲法が、時の政権によって180度解釈を変えるということになれば、国の安定性が大きく損なわれるとの説明がありました。

討論がありましたので、申し上げます。

今回の法整備の目的の一つは、自国防衛のための日米防衛協力体制の信頼性、実効性を強化することにある。こうした日ごろからの十分な備えが結果として抑止力を高め、紛争を未然に防ぐことができる。今回の平和安全法制は憲法第9条の枠を超えるものではないとの反対討論がありました。

また、今、世界各国で起こっているテロが現実的な問題と考える。日本がアメリカと他国に向かっての軍事行動をとることがテロの危険性がより増すことになる。集団的自衛権が不可欠であるということであれば、憲法改正という正規の手続きをとって国民に問うべきとの賛成討論がありました。

採決の結果、賛成少数で不採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第3号、要望書について申し上げます。

この要望書は、泗水中学校の敷地において、現在、職員の駐車場が不足すること及び登校と通勤時間が重なり危険であるため、隣接の土地購入を求める要望書であります。

初めに、提出者より説明がありました。駐車場不足は以前からの問題となっていた。また、挨拶運動や環境美化に取り組んでおり、通学時間と通勤時間が重なっており、危険な状態にある。土地を購入していただいて有効活用することが望ましいという思いで要望したとの説明がありました。

委員より、泗水中学校は生徒増も見込まれることもあり、要望されている箇所と隣接の土地を含めて検討してはどうかとの意見がありました。また、安心できる駐車場を保護者と先生方のためにも必要であるとの意見がありました。

別段、討論もなく、採決の結果、全員異議なく採択すべきものと決定いたしました。

以上、本委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についてご報告いたします。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり速やかにご賛同賜りますようお願い申し上げます。総務文教常任委員長の報告といたします。

次に、同じく総務文教常任委員会の所管事務調査報告を行います。

今回の所管事務調査の目的ですが、平成25年3月に市内4小学校が閉校となり、地域の核がなくなり、ますます地域が衰退するのではないかと危惧しています。他の学校が閉校とならないよう行政として取り組むことができないか、検討をするための調査を行いました。

委員会における調査の経過と結果についてご報告申し上げます。

実施日は3月12日、4月21日です。

執行部から、今後の市内の小・中学校の児童・生徒数の推移等の説明を受けました。その中で、特に戸崎小学校区及び花房小学校区においては、児童数の減少が予想されている。そうした中で、市に対して定住促進策を進め、また、人口増対策についてこれまで以上の取り組みを図られるよう提言を提出いたしました。

以上、所管事務調査の報告といたします。

○議長（森 清孝君） 次に、福祉厚生常任委員長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○福祉厚生常任委員長（岡崎俊裕君） おはようございます。本定例会で福祉厚生常任委員会に付託されました案件は、条例案1件、予算案3件、請願1件です。

現地調査も踏まえ、2日間にわたり慎重に審議をいたしましたので、委員会にお

ける審査の経過及び結果についてご報告を申し上げます。

まず、議案第55号、平成27年度菊池市一般会計補正予算（第2号）中、付託分について、その主なものを申し上げます。

環境衛生総務費のエネルギー転換システム導入調査業務委託料523万1,000円は、家畜排せつ物等バイオマスを活用した発電など、エネルギー転換システムの導入可能性調査を実施し、家畜排せつ物等バイオマスの収集運搬から生成物の活用、処理を含めた仕組みの構築を目指すものとの説明があり、質疑を行いました。

委員より、具体的な内容は、また、どこに導入するか決まっているのかとの質疑に対し、執行部より、昨年、県で本市において調査し、肉用牛、乳用牛、鶏ふんなど、いろいろある中でモデル案が示され、菊池市に適した案が導入可能なものなのか調査するもので、どこに導入するか決まっているものではないとの答弁がありました。

次に、債務負担行為補正の菊池市麓地区環境保全補助金については、エコ・ヴィレッジ旭の稼働延長に伴う麓地区との覚書による債務負担であるとの説明があり、質疑を行いました。

債務負担の1年で397万円という金額の算出根拠はとの質疑に対し、執行部より、稼働当初からこの地域については支援することで覚書を交わしており、それに基づき、今回、2年延長するということをお願いする中で、もとの積算を基本としながら均等割、戸数割、地域割を現状に合わせて算出しているとの答弁がありました。

次に、高齢者福祉費の工事請負費175万1,000円は、七城老人福祉センターの水道水が硝酸性窒素の基準値を超えたため、飲料用及び調理用の水道の蛇口5カ所の下のほうに硝酸性窒素の浄水器を設置するものとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、5カ所以外の水道水はどうするのか、蛇口につけるのではなく、大もとのポンプのところに除去する機械を入れて全部の蛇口をカバーすることはできないのかとの質疑に対し、執行部より、ポンプの大もとで除去する装置もあるが、飲み水のみ対応することで考えているとの答弁がありました。

その後、硝酸性窒素除去方法について、浄水器の場合とポンプにつける除去装置との比較表を資料要求し、導入経費、維持経費、耐用年数、通水量等について比較検討し、審査を行いました。

委員より、浄水器を設置の場合、通水量が1時間に40リットルということでは厨房では苦勞するのではないかと質疑に対し、執行部より、水圧があればもう少し上がるかと考えている。福岡で設置されている事例によると、厨房では水をため

て使うなどの工夫をされているとの答弁がありました。

質疑終結後、議案第５５号については、次の理由により修正案が提出をされました。議案書（その１）の１０６ページ、１０７ページをごらんいただきたいと思います。

款３民生費、項２高齢者福祉費、目１高齢者福祉費の工事請負費１７５万１，０００円の七城老人福祉センターに浄水器を設置する予算は、全ての蛇口を飲料用とはできず、通水量も十分に確保できない。また、同じ水源地である七城北プールには何の対策もされていない。さらに、本施設は市の災害時の避難所にもなっていることから、部分的な対策ではなく、根本的に硝酸性窒素を除去できる装置の設置を再検討する必要があるとして、当該予算を予備費に計上するものであります。

討論では、審査の中で明らかになったように、原案の予算では通水量が足りないことやプールのほうは対応できないことにより修正案に賛成するとの討論がありました。

採決の結果、賛成多数で修正案を可決すべきものと決しました。

修正案を除く残りの原案は可決すべきものと決しました。

次に、議案第５６号、平成２７年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）ですが、一般管理費の社会保障・税番号制度システム整備委託料１５万２，０００円は、後期高齢者医療の番号制導入におけるシステム改修費であるとの説明があり、特に質疑はありませんでした。

別段、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第５７号、平成２７年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）については、包括的支援事業費の地域包括支援センター職員派遣負担金１４７万７，０００円は、住民主体の多様なサービスや地域の受け皿を確保するため、高齢者の生活支援を担うボランティア等の担い手の養成や発掘を行い、地域資源開発、関係者のネットワークの構築等を行う生活支援コーディネーターを配置するものとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、生活支援コーディネーターは資格を持っている方なのかとの質疑に対し、執行部より、社会福祉協議会の職員で生活支援や地域福祉のノウハウを持った方を考えているとの答弁がありました。

さらに、委員より、広く公募すべきではないかとの質疑に対し、執行部より、今後は実績を見ながら有識者の協議会で諮り、多方面からの人材の検討も視野に入れていく必要があると考えるとの答弁がありました。

別段、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決

定をしました。

次に、議案第63号、菊池市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、介護保険法の改正により条例を改正するもので、これまで介護保険を利用する場合の自己負担は原則1割で、市の負担は9割であったが、8月1日より一定以上の所得のある方は自己負担が2割、市の負担が8割となるものとの説明を受け、特に質疑はありませんでした。

別段、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第2号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願は、まず、紹介議員から説明を受け、慎重に審査しました。

紹介議員より、ウイルス性肝炎患者が蔓延していることについては、国の法的責任は明確になっている状況である。現在行われている医療費助成は限定的であり、重篤化して肝硬変、肝がんになっている方は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。一刻も早くウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を図るべきと考えたとの説明があり、質疑を行いました。

委員より、インターフェロン治療の場合、治療費は幾らぐらいかかるのかとの質疑に対し、執行部より、医療費は世帯当たりの自己負担限度額があり、課税世帯では1人当たり2万円を超えた分については助成があり、非課税世帯については1人当たり1万円が限度となっているとの答弁がありました。

別段、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり採択すべきものと決定しました。

以上、本委員会に付託されました案件の審査の経過及び結果についてご報告をいたします。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりご賛同いただきますようお願いを申し上げます、福祉厚生常任委員長の報告といたします。

一部修正をさせていただきます。

自己負担の非課税世帯については、一月当たり1万円が限度となっているのほう
が正解でございますので、訂正させていただきます。

[発言する者あり]

○福祉厚生常任委員長（岡崎俊裕君） もう一度修正いたします。

「一月当たり」を「1人当たり」と発言しているということですので、一月のほうで修正をさせていただきます。

○議長（森 清孝君） 次に、経済建設常任委員長、泉田栄一郎君。

[登壇]

○経済建設常任委員長（泉田栄一郎君） おはようございます。経済建設常任委員会に付託されました案件は、予算案1件、陳情1件でございます。

現地調査も踏まえ、慎重に審議いたしましたので、委員会における審査の経過及び結果についてご報告申し上げます。

議案第55号、平成27年度菊池市一般会計補正予算（第2号）中、付託分について、その主なものを申し上げます。

款5農林水産業費、項1農業費、目6畜産業費の畜産競争力強化対策整備事業補助金1億9,291万8,000円について、菊池地域畜産クラスター協議会が事業主体となり、4つの取り組み主体において牛舎や搾乳ロボット、バンカーサイロ等を導入、建設するものであり、補助率は2分の1以内となっているとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、事業の申し込み状況はどうなっているのかとの質疑に対し、執行部より、クラスター事業は平成26年度の補正予算から取り組んでおり、平成26年度は10戸の事業主体において予算化している。今回は12戸の農業者から申し込みがあっているが、平成27年度に新規で事業採択を受けたのは4事業主体となっているとの答弁がありました。

款5農林水産業費、項2林業費、目1林業振興費において、委員より、竹の駅プロジェクト推進事業補助金150万円とあるが、具体的にはどういったことをするのかとの質疑に対し、執行部より、農家が農閑期に竹林を伐採して、それを工場に持ち込んでもらい、「めぐるん券」で代金を支払う。その持ち込まれた竹の処理、生産、販売を行う組織づくりのための補助金であるとの答弁がありました。

また、委員より、チップにする以外に、何か2次製品にするとかの計画はあるのかとの質疑に対し、執行部より、今のところチップ、割り箸、土木資材のくい等の生産を計画しているとの答弁がありました。

款6商工費、項1商工費、目2商工業振興費の中小企業後継者育成対策助成金50万円において、委員より、当初予算で2件分だったものが今回は4件分になったとの説明だが、後継者の業種はどういったものかとの質疑に対し、執行部より、建設業関係が2件と小売業関係が2件、合計4件の申請が上がっているとの答弁がありました。

また、委員より、こういう時期に後継者が出てくるのは大変ありがたいので、こういう事業があるということをもっと周知してほしいとの要望がありました。

款7土木費、項2道路橋りょう費、目2の道路橋りょう新設改良費の239万8,000円について、花房台の国道387号と市道小野崎森北線の交差点改良におい

て、県が行っている国道３８７号側の用地交渉に進展があり、市の施工範囲の用地交渉もあわせて進める必要があるため、用地測量と土地の不動産鑑定を委託するものであるとの説明を受け、特に質疑はありませんでした。

款７土木費、項４都市計画費、目４公園費の工事請負費１８５万７，０００円について、平成２６年度に森の中のまちプロジェクトで、温泉街のトイレ裏付近の緑化整備を行っているが、当時、既存の側溝が破損しているのを補修する予算がなかったため、上に砂利を入れて復旧している。今回、改めて側溝の補修工事を行うものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、トイレの裏に小さな公園ができているが、どのあたりに側溝が入っているのか、また、延長が２１メートルということだが、そんなに費用がかかるのかとの質疑に対し、執行部より、トイレの裏に道路が通っており、その道路沿いに側溝が入っている。また、側溝の断面積が大きく、使用する製品も大きいため、これだけの金額になっているとの答弁がありました。

款４衛生費、項１保健衛生費、目４環境衛生総務費の１００万円について、七城地区で硝酸態窒素が検出されたため、フッ素及び硝酸態窒素除去器設置補助金として１０基分の１００万円を予算措置するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、汚染がひどくて、もっと小規模水道施設整備が必要になった場合にはどのような対応になるのかとの質疑に対し、執行部より、現在、水道事業の統合に向けて七城地区全体での整備計画を考えており、整備費用の概算が出たら区長会で説明して、住民アンケートをとり、その結果、加入希望者が多ければ整備計画を進めていくということになる。もし希望者が少なければ採算が合わないため、今回のような補助金で対応していくことになるとの答弁がありました。

以上、慎重審議しました結果、別段、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、陳情第４号、孔子公園トイレ建替えについての要望書について申し上げます。

この要望書は、孔子公園内のトイレは老朽化による傷みが激しく、市が取り壊す予定になっているものの、撤去後のトイレの建造については未定であり、このままでは公園利用者やイベント参加者が不便になるだけでなく、地域住民憩いの場となりつつある現状から見ても必要であるため、トイレの建てかえを要望するものであります。

討論がありましたので、申し上げます。

陳情第４号、孔子公園トイレ建替えについての要望書は、ことし１１月にはトイ

レが解体され、今後、大きなイベントのときには仮設トイレを設置して様子を見ていくということだが、大きなイベントになればなるほどトイレも混雑するし、小さな子どもや老人の方々に対して仮設トイレで十分な対応ができるのか、今後はトイレ撤去後の現状を十分に見ながら、住民の方々の要望に応じていくべきではないかとの賛成討論がありました。

採決の結果、全員異議なく採択すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり賛同いただきますようお願い申し上げます。経済建設常任委員長の報告を終わらせていただきます。

○議長（森 清孝君） 以上で委員長報告を終わります。

ただいまの各常任委員長の報告に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから委員長報告が修正可決であります議案第55号、平成27年度菊池市一般会計補正予算（第2号）及び委員長報告が不採択であります請願第2号、安全保障関連法案に関わる請願を除き、討論を行います。

議案第56号、議案第57号、議案第63号、議案第64号並びに請願第2号、陳情第3号、陳情第4号について討論はありませんか。

東奈津子さん。

〔登壇〕

○2番（東 奈津子さん） おはようございます。議席番号2番、日本共産党、東奈津子です。私は議案第56号、平成27年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）と議案第63号、菊池市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について反対の立場から討論を行います。

まず最初に、平成27年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算についてです。

議案122ページをお開きください。

歳出の款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節13の委託料、社会保障・税番号制度システム整備委託料15万2,000円についてです。

この番号制度、いわゆるマイナンバー制度は、ことし10月から国民、市民への番号通知が行われる予定となっています。私はこの間も議会にこの番号制度のシステム改修委託費が計上されるたびに反対をしてきました。主な理由は、個人情報流出によるプライバシー侵害、情報悪用のおそれがあるからです。

先日、日本年金機構で125万件の個人情報が流出する事件が発生しました。今回の事件で改めて浮き彫りになったのは、国民の情報を国が一括管理する危険性で

す。このマイナンバー制度のもとで情報漏れが起されば、被害は今回の比ではありません。所得税、住民税、医療保険料、銀行預金口座、メタボ健診のデータなど、情報流出のリスクを高め、国民のプライバシーを危険にさらすことになります。6月2日に行われた国会での参考人質疑でも、専門家の方から制度の危険性が指摘されています。

マイナンバー制度そのものの目的は、国民の利便性向上ではありません。国が国民の所得、資産を効率的に掌握し、徴税を強化すると同時に、過度な社会保障給付を受けていないかなどをチェックするものです。国民のプライバシーを侵害し、社会保障費の削減を目的とするマイナンバー制度は直ちに中止すべきと考え、議案第56号の反対討論とします。

次に、議案第63号、菊池市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてです。

今回の条例改正で、ことし8月から一定の所得がある人の利用料負担は、現在の1割から2割負担となります。介護保険制度創設以来、初めての2割負担です。2割負担となる所得水準は合計所得金額160万円とされています。昨年の国会審議で厚労省が制度見直しの根拠としたデータはでたらめであり、高齢者世帯の生活に余裕があるどころか、全ての年収層で貯蓄を取り崩して消費支出を賄っていることが明らかとなりました。しかし、国はこの論拠が崩れても強行に法案を可決しました。

お金の心配で必要なサービスが受けられないことは、憲法が保障する生存権の侵害であり、介護保険法でいう高齢者の尊厳を守ることに反するものであります。

以上の理由で議案第63号には反対し、討論といたします。皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（森 清孝君） ただいま議案第56号、議案第63号に対する反対討論がありましたので、まず、議案第56号に対する討論を行います。

議案第56号について、ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） これで議案第56号に対する討論を終わります。

次に、議案第63号について反対討論がありましたので、議案第63号に対する討論を行います。

議案第63号について、ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 討論なしと認めます。これで議案第63号に対する討論を終わります。

ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） これで討論を終わります。

これより議案第５６号、議案第５７号、議案第６３号、議案第６４号及び請願第２号、陳情第３号、陳情第４号について採決します。

ただいま反対討論がありました議案第５６号、議案第６３号を除き、一括採決します。

お諮りします。議案第５７号、議案第６４号及び請願第２号、陳情第３号、陳情第４号、以上の５案件については、各常任委員長の報告は原案のとおり可決、採択であります。

各常任委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、以上の５案件については、各常任委員長の報告のとおり可決、採択することに決定しました。

次に、討論がありました議案第５６号、議案第６３号については、起立により採決します。

お諮りします。議案第５６号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（森 清孝君） 起立多数です。よって、議案第５６号は可決することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第６３号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（森 清孝君） 起立多数です。よって、議案第６３号は可決することに決定しました。

次に、福祉厚生常任委員長報告が修正可決であります議案第５５号、平成２７年度菊池市一般会計補正予算（第２号）について討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

東奈津子さん。

〔登壇〕

○2番（東 奈津子さん） 議席番号2番、日本共産党、東奈津子です。私は議案第55号、平成27年度菊池市一般会計補正予算（第2号）について、反対の立場から討論を行います。

反対の理由は、予算書106ページ、107ページの歳出の款3民生費、項2高齢者福祉費、目1高齢者福祉費、節28繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金15万2,000円についてです。これはマイナンバー制度導入に伴ってのシステム改修の予算であります。

反対の理由は、先ほどの議案第56号、平成27年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の反対討論のところで述べていますので、重複いたしますので、省略いたします。

皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（森 清孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） これで討論を終わります。

これより採決します。

議案第55号について、福祉厚生常任委員長の報告は修正であります。よって、福祉厚生委員会の修正部分について起立により採決します。

お諮りします。議案第55号について、福祉厚生常任委員会の修正案に賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（森 清孝君） 起立多数です。よって、議案第55号の福祉厚生常任委員会の修正案は可決することと決定しました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く残りの原案について起立により採決します。

議案第55号の修正部分を除く残りの原案について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（森 清孝君） 起立多数です。よって、議案第55号の修正議決した部分を除く残りの原案は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、総務文教常任委員長報告が不採択の請願第3号、安全保障関連法案に関わ

る請願について討論を行います。討論はありませんか。

東奈津子さん。

[登壇]

○2番（東 奈津子さん） 議席番号2番、日本共産党、東奈津子です。請願第3号、安全保障関連法案に関わる請願について、賛成の立場から討論を行います。

今、国会で審議が行われています安全保障法案は、憲法第9条をじゅうりんする戦争法案そのものです。

国会での論戦を通じて、3つの大問題がはっきりしてきました。第1は、米国が世界のどこであれ、アフガニスタン戦争やイラク戦争のような戦争に乗り出した際に、自衛隊がこれまで戦闘地域とされていた地域まで行って、弾薬の補給など、いわゆる後方支援、兵たんを行うことになることです。第2は、PKO法を改定し、PKOとは関係がない活動に参加し、形式上、停戦合意がされているが、なお戦乱が続いているような場所に自衛隊を派兵し、危険である治安維持活動をさせる仕掛けが新たにつくられようとしています。第3は、日本がどこからも攻撃されていなくても集団的自衛権を発動し、米国の戦争に日本の自衛隊員が参戦、海外での武力行使に乗り出すことになるということです。

政府はこの間、憲法解釈の変更を行う唯一の理由に、安全保障環境が根本的に変わったことを上げています。しかし、国会の議論の中で、他国に対する武力攻撃によって政府の言う存立危機事態なるものに陥った国が世界に一つでもあるのか、こういう質問に一つの事例も政府は挙げることはできませんでした。確かに世界規模でのテロの問題、日本と近隣諸国との間で解決が迫られる問題を抱えているのは事実です。しかし、政府の一番の問題は、その対応として熱心なのは、専ら軍事の話ばかりで、外交ビジョンは一切見えてこないということです。軍事に対する軍事のエスカレーションになることが一番危険です。そうした危険な道をきっぱり退け、憲法第9条を生かした平和外交の努力を確立することこそ、今、日本に求められているのではないのでしょうか。

そのことを最後に訴えて、賛成討論といたします。議員の皆さんの党派を超えた戦争法案反対、民意を無視した強行成立は許されない、この1点でのご賛同をよろしく願いいたします。

○議長（森 清孝君） 次に、反対者の発言を許します。

大賀慶一君。

[登壇]

○12番（大賀慶一君） おはようございます。私は請願第3号、安全保障関連法案に関わる請願について反対の立場から討論を行います。

私も戦争には絶対反対です。しかしながら、今、我が国を取り巻く情勢は極めて予断を許さない状況にあると私は思っております。また、国際状況も大変複雑な状況にあります。今、自国の防衛は一国だけではなかなか防衛できない状況にあるのではないかと思っております。国民の生命、財産を守るためには、やはり我が国一国だけでどうしても守ることのできないことは明らかでございます。

また、この安全保障法案は、先ほど言われましたけれども、我が国の集団的自衛権は、国際法上の集団的自衛権を求めるものではございません。日本の集団的自衛権は他国のためには行きません。我が国が武力攻撃を受けたとき、直接、攻撃を受けていない第三国が協力して共同で防衛を行う権利のことが、国際法上の集団的自衛権でございますが、我が国の集団的自衛権は、これは我が国一国のためにある集団的自衛権でございます。

また、憲法学者の方々でいろいろ議論をされております。反対の意見がございすけれども、やはり何と申しまして、憲法学者の方々には憲法上の自分の学問の立場からいろいろ反対をされているわけございまして、やはり国における防衛政策は国会で決議するものでございます。

また、我が国の今置かれております立場からしますと、例えば、尖閣列島で緊急事態が発生した場合、これは今、我が国だけで個別的自衛権ということで、我が国だけで防衛をしなければなりません。あの大国に対して、我が国だけで防衛ができるものでしょうか。私は大変疑問に思っております。

また、この法制が日本の自衛隊が米国の要望に応じて、自由に他国に行けるわけでもございません。これは日本のための法案でございます。

安保法制は戦争を避けるための抑止力であり、憲法から逸脱するものではないと私は思って、この請願に反対するものでございます。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（森 清孝君） ほかに討論はありませんか。

猿渡美智子さん。

[登壇]

○6番（猿渡美智子さん） おはようございます。請願第3号に賛成する立場から討論いたします。

日本国憲法第9条「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」、この憲法第9条のもとでは集団的自衛権が認められないということは、歴代内閣によって繰り返し確認されてきました。この日本の平和主義は、日中戦争、太平洋戦争での大きな、本当に大きな犠牲の上

に日本国民がやっと手にしたものです。もう戦争をしなくて済むという思いが、復興に向けた前向きなエネルギーになっていったのではないのでしょうか。その後の70年間、日本が一度も直接的な戦争に巻き込まれずにこられたという歴史が、憲法第9条こそ最大の抑止力であることを証明しています。

一方、政府が集団的自衛権行使によってくみしようとしているアメリカは、その70年の間に朝鮮戦争、ベトナム戦争、湾岸戦争、アフガニスタン攻撃と戦いを重ね、存立危機事態だとして始めたイラク戦争の果てに、テロの脅威にさらされる現在があります。子や孫の世代にどちらの国のあり方を残したいですか。

集団的自衛権の行使が憲法違反であることは数多くの憲法学者や法の番人とされる内閣法制局長官OBが指摘していますが、何よりも、世論調査の結果、憲法に違反していると思うと答えた人が過半数を超えています。国民の多くが集団的自衛権行使は憲法違反だと考えているのです。

委員会でも述べましたが、この請願第3号が少数の意見だと捉えてはならないと思います。国の土台であり、国民の権利のよりどころである憲法が時の政権によって180度解釈を変えられるということになれば、国の安定性は大きく損なわれます。先ほど大賀議員が言われましたように、集団的自衛権がぜひとも必要であるというのなら、正面から憲法改正案を提示して国民に問うべきであります。

先日のテレビ報道では、安全保障関連2法案に対し、慎重な審議を求めたり、廃案を求めたりする意見書が281の地方議会から国に上げられているということがありました。菊池市議会議員の皆様におかれましても、数を頼んで突っ走ろうとする政権に待ったの声を届けるべく、この請願に賛同していただくようお願いいたします。

○議長（森 清孝君） ほかに討論はありませんか。

柁原賢一君。

[登壇]

○9番（柁原賢一君） 皆さんおはようございます。議席番号9番、柁原賢一です。討論が重複することがあるかもしれませんが、請願第3号に賛成の立場から討論を行います。

先ほどの工藤総務文教常任委員長の報告にありましたように、この安全保障法案に反対することを求める請願第3号は、委員会においては否決となりました。私は総務文教常任副委員長という立場上、採決に従うのが筋であるとは思いますが、あえて日本政治の未来のため、これからの日本の子どもたちが健全で平和な生活を送れますよう願って、この請願に賛成の討論を述べさせていただきます。

我が国は第2次世界大戦後、制定された日本国憲法と日米安保条約により70年

間、他国との戦争をせず、平和な国民生活を享受することができました。このことは、一国民としてアメリカの国に感謝の気持ちを示したいと思います。

さて、先日、憲法審査会が開かれ、出席された３人の憲法学者全員の方がこの法案、集団的自衛権の行使は違憲であると述べられています。また、これまで憲法の番人である歴代の内閣法制局長官は国会答弁の中で、集団的自衛権の行使については憲法違反であり、認められないとしてきました。また、与党・自民党は２００９年に憲法は主権者である国民が政府、国会の権限を制限するための法であり、その解釈が政治的恣意によって安易に変更されることは、国民主権の基本原則の観点から許されない、こう提言を行っております。

現在、２００人近くの憲法学者がこの法案に反対の表明を行っており、つい先日、７月５日付の読売新聞の世論調査では、この安全保障関連法案については、今国会での成立に「反対」が前回調査の５９％から６３％に上昇し、「賛成」は３０％から２５％に下がっています。次に、政府・与党が法案の内容を十分に説明しているかの問いについては、「そう思う」が１３％にとどまり、「そうは思わない」が８３％から８０％に達しています。説明不足との認識が依然として解消されていないことが、法案への理解が広がらない要因と見られると解説されています。また、安全保障法制の整備に「賛成」は４０％から３６％に下がり、「反対」は４８％から５０％に上昇しています。

このように、世論を見ても６割以上の方がこの法案に不安を感じています。今、世界を見渡したとき、中国の南沙諸島での強行な軍事施設の建設や中東におけるイスラム国過激派の台頭によるテロの脅威等、確かに世界情勢は近年、大きく変化しています。国会でのいろんな答弁の中で、安全を確保した場所での後方支援と政府は答弁していますが、戦争をしている敵国にとっては食料や武器、弾薬の輸送はまさに兵たんの輸送であり、戦争の相手国とみなされ、戦争に巻き込まれざるを得なくなる結果となります。私が今一番危惧していることは、北朝鮮や中国によるミサイル攻撃の防御ではなく、日本の原発施設へのテロの大いなる脅威です。福島原発事故が起きて４年が過ぎようとしても、いまだ１５万人の避難生活が続き、原発の廃炉にはこれから４０年かかると言われております。

○議長（森 清孝君） 柁原議員、簡潔にお願いします。

○９番（柁原賢一君） 日本に五十数基ある原発をテロ、または敵国に狙われたらひとたまりもありません。防御のすべがありません。

来週にも政府はこの法案の採決を諮りたい意向のようですが、まず、紛争に対しては外交努力が第一義であり、本当に集団的自衛権が必要であるならば堂々と憲法改正を発議し、国民投票を行うべきです。

以上、議員各位の賛同をお願いいたします。

○議長（森 清孝君） これで討論を終わります。

これより採決します。採決は起立によって行います。

請願第3号、安全保障関連法案に関わる請願について、本案に対する委員長の報告は不採択であります。よって、可を諮る原則により原案について採決します。

請願第3号について、原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（森 清孝君） 起立少数です。よって、請願第3号は不採択することに決定しました。

○

日程第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○議長（森 清孝君） 次に、日程第2、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

総務文教常任委員会

- 1 一般行財政、企画開発、地域振興、情報処理、防災、教育等に関する諸問題の調査について

福祉厚生常任委員会

- 1 福祉、環境、市税、健康管理、地籍調査等に関する諸問題の調査について

経済建設常任委員会

- 1 農政、林業、商工振興、観光振興等に関する諸問題の調査について
- 2 土木、都市計画、公共下水道、水道等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について

議会広報特別委員会

- 1 議会広報に関すること

企業誘致促進特別委員会

- 1 企業誘致に関すること

議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から所管事務調査事項について、議席に配付の、閉会中の継続審査並びに調査申出一覧表のとおり申し出がっております。

お諮りします。議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることに決定しました。

ここで5分間休憩します。

○

休憩 午前11時26分

開議 午前11時33分

○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第1 議案第65号 上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（森 清孝君） 次に、追加日程第1、議案第65号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、江頭実君。

〔登壇〕

○市長（江頭 実君） 皆様おはようございます。それでは、ただいま上程されました議案第65号についてご説明申し上げます。

追加議案書（その2）の1ページをお願いいたします。

議案第65号、菊池市長等の給料の特例に関する条例の制定についてでございます。

提案いたします理由は、本定例会の初日におきまして、菊池市議会議員に対する市税の賦課徴収に関する調査特別委員会の委員長報告にありましたように、市税の賦課徴収に関して、市民の信頼を大きく失墜することとなったこと、徴収業務の一部に不適切な処理が行われてきたこと、これらを深く反省し、組織全体の代表者である私と副市長がみずからを律し、減給処分を行うものでございます。

市民の皆様には心よりおわびを申し上げます。

条例の内容といたしましては、2ページをお願いいたします。

記載のとおり、本年8月1日から3カ月間、市長にあつては給料の100分の20を、副市長にあつては給料の100分の10を、それぞれ減額するものでございます。

今後は議会並びに調査特別委員会からいただいたご意見を真摯に受けとめ、市民の皆様の信頼回復のため、市税の賦課徴収業務に当たって何人に対しても公平公正な執行に努め、業務改善に全力で取り組んでまいります。

議員各位におかれましては、慎重ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（森 清孝君） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） それでは、議案第65号について質疑を行います。

市議会議員の市税滞納の百条委員会の報告を受けての今回の減給の提案とのことですが、一般質問での答弁及び百条委員会での市長の所見は、こちらに議事録等もありますが、要約しますと、市として市議会議員の市税徴収は一般市民と同様な取り扱いをしてきた、延滞金に対する債権の認識が甘かったと、議員への特別扱いについては否定されています。しかし、今回、減給の提案をされたということは、今までの答弁の誤りを認め、百条委員会の報告のとおり、議員に対して特別扱いしていたとお認めになるということでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ただいまの荒木議員のご質問にお答えいたします。

荒木議員が委員長をなさっております調査特別委員会の委員長報告の内容を十分に吟味させていただきまして、その中で、滞納に伴う延滞金の徴収を一部できていなかった事実並びに市議会議員に対して一部特別扱いしていたと判断したという委員長報告の内容等を受けまして、真摯に重く受けとめているところでございます。

今後につきましては、納税業務に当たっては市民の信頼を損なうことのないよう、何人に対しても公平公正に行うなど、適正な執行に努めてまいりたいと思っております。

あわせまして、職員の資質向上にもしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（森 清孝君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第65号については、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議をします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。採決は起立により行います。

お諮りします。議案第65号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（森 清孝君） 起立多数です。よって、議案第65号は原案のとおり可決することに決定しました。

○

追加日程第2 意見書案第2号 上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（森 清孝君） 次に、追加日程第2、意見書案第2号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

岡崎俊裕君。

[登壇]

○13番（岡崎俊裕君） 意見書案第2号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について、提出の理由を述べます。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

わが国においてウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療が、B型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数にのぼる。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定（障害者手帳）の対象とされているものの、医学上の認定基準がきわめて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされている。

ところである。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時（平成23年12月）には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされた。しかし、国は、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じていない。

肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって、本議会は下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること
- 2 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

平成27年7月10日

熊本県菊池市議会議長 森 清 孝

衆議院議長 大島 理森 様

参議院議長 山崎 正昭 様

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

厚生労働大臣 塩崎 恭久 様

上記の意見書案を別紙のとおり、菊池市議会会議規則第14条第2項の規定によって福祉厚生常任委員会より提出します。

提案理由としましては、国に対し、ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること及び身体障害者福祉法上の肝機能障がいによる身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすることによりウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を強く求めるものである。

これが本案を提出する理由であります。

提出先及び意見書につきましては、お手元の資料に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、意見書の趣旨にご賛同いただきますようお願いを申

し上げ、提案理由といたします。

○議長（森 清孝君） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見書案第2号については、会議規則第37条第2項の規定によって委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。意見書案第2号については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第2号は原案のとおり可決することに決定しました。

○

追加日程第3 決議案第1号 上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（森 清孝君） 次に、追加日程第3、決議案第1号を議題とします。

本案件については、地方自治法第117条の規定にかかわる議員は退席を願います。

（境 和則君、樋口正博君 退席）

○議長（森 清孝君） 提出者の提案理由の説明を求めます。

工藤圭一郎君。

〔登壇〕

○10番（工藤圭一郎君） 議長より発言の許可をいただきましたので、決議案第1号、菊池市議会境和則議員に対する辞職勧告決議案を菊池市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

提案理由について説明します。

菊池市議会 境 和則議員に対する辞職勧告決議。

菊池市議会は政治倫理条例の改正により、平成24年から毎年納税証明書を提出することとしたが、平成23年以前の納税状況について、平成26年第3回定例会終了後の全員協議会において、全議員が納税証明書を提出した結果、2名の議員の滞納が明らかとなった。

2名の議員は、平成26年第4回定例会会期中の全員協議会において、自ら過去の滞納を認め謝罪した。2名のうちの1名が境和則議員であった。

議員に対する市税の賦課徴収について、市はどのような対応をしてきたのかについては、議会の調査特別委員会で調査を行い、平成27年第2回定例会の冒頭、調査特別委員長報告で市に対し税の賦課徴収について指摘や是正を求めたが、調査の中で2名の議員の市税滞納が複数年にわたり、しかも、慢性的に行われていたことが判明した。

市民の税金から報酬を得ている市議会議員が市税を滞納していたという事実は、市民の納税意識を損なうどころか、市民の市議会に対する信頼を無にする行為であり、議員辞職に値する。

よって、本市議会は、境和則議員に対して、自らの意思によって議員の職を辞することをここに勧告する。

以上、決議する。

○議長（森 清孝君） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

決議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。ご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議をします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。採決は起立により行います。

お諮りします。決議案第1号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（森 清孝君） 起立多数です。よって、決議案第1号は可決することに決定しました。

————— ○ —————

追加日程第4 決議案第2号 上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（森 清孝君） 次に、追加日程第４、決議案第２号を議題とします。

本案件については、地方自治法第１１７条の規定にかかわる議員はなしと認めます。

提出者の提案理由の説明を求めます。

工藤圭一郎君。

[登壇]

○１０番（工藤圭一郎君） 決議案第２号、菊池市議会樋口正博議員に対する辞職勧告決議案を菊池市議会会議規則第１４条の規定により提出いたします。

提案理由について説明します。

菊池市議会 樋口 正博議員に対する辞職勧告決議。

菊池市議会は政治倫理条例の改正により、平成２４年から毎年納税証明書を提出することとしたが、平成２３年以前の納税状況について、平成２６年第３回定例会終了後の全員協議会において、全議員が納税証明書を提出した結果、２名の議員の滞納が明らかとなった。

２名の議員は、平成２６年第４回定例会会期中の全員協議会において、自ら過去の滞納を認め謝罪した。２名のうちの１名が樋口正博議員であった。

議員に対する市税の賦課徴収について、市はどのような対応をしてきたのかについては、議会の調査特別委員会で調査を行い、平成２７年第２回定例会の冒頭、調査特別委員長報告で市に対し税の賦課徴収について指摘や是正を求めたが、調査の中で２名の議員の市税滞納が複数年にわたり、しかも、慢性的に行われていたことが判明した。

市民の税金から報酬を得ている市議会議員が市税を滞納していたという事実は、市民の納税意識を損なうどころか、市民の市議会に対する信頼を無にする行為であり、議員辞職に値する。

よって、本市議会は、樋口正博議員に対して、自らの意思によって議員の職を辞することをここに勧告する。

以上、決議する。

○議長（森 清孝君） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

決議案第２号については、会議規則第３７条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議をします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。採決は起立により行います。

お諮りします。決議案第２号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（森 清孝君） 起立多数です。よって、決議案第２号は可決することに決定しました。

以上をもって本日の議事日程は全部終了し、今定例会に付議されました事件は全て議了しました。

これをもちまして平成２７年第２回菊池市議会定例会を閉会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

○

閉会 午前１１時５２分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議長 森 清 孝

菊池市議会議員 出 口 一 生

菊池市議会議員 猿 渡 美智子

付 録

平成 2 7 年第 2 回定例会付議事件一覧及び審議結果表

(6 月 2 3 日 ・ 7 月 2 日 ・ 7 月 1 0 日 議決)

議 案 番 号	件 名	審議結果
議案第 4 7 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成 2 6 年度菊池市一般会計補正予算第 1 1 号）	原案承認
議案第 4 8 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成 2 6 年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算第 4 号）	原案承認
議案第 4 9 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成 2 6 年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算第 6 号）	原案承認
議案第 5 0 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（菊池市税条例等の一部を改正する条例）	原案承認
議案第 5 1 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	原案承認
議案第 5 2 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成 2 7 年度菊池市一般会計補正予算第 1 号）	原案承認
議案第 5 3 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成 2 7 年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算第 1 号）	原案承認
議案第 5 4 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（菊池市介護保険条例の一部を改正する条例）	原案承認
議案第 5 5 号	平成 2 7 年度菊池市一般会計補正予算（第 2 号）	修正可決
議案第 5 6 号	平成 2 7 年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議案第 5 7 号	平成 2 7 年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決
議案第 5 8 号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	原案同意
議案第 5 9 号	公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	原案同意
議案第 6 0 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	原案同意
議案第 6 1 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	原案同意
議案第 6 2 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	原案同意

議 案 番 号	件 名	審議結果
議案第 6 3 号	菊池市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 6 4 号	工事請負契約の締結について（平成 2 7 年度菊池市営プール建築工事）	原案可決
議案第 6 5 号	菊池市長等の給料の特例に関する条例の制定について	原案可決
意 見 書 案		
意見書案第 2 号	ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書	原案可決
請 願		
請願第 2 号	ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願	採択
請願第 3 号	安全保障関連法案に関わる請願	不採択
陳 情		
陳情第 3 号	要望書	採択
陳情第 4 号	孔子公園トイレ建替えについての要望書	採択
決 議 案		
決議案第 1 号	菊池市議会 境和則議員に対する辞職勧告決議	原案可決
決議案第 2 号	菊池市議会 樋口正博議員に対する辞職勧告決議	原案可決
報 告		
報告第 1 号	継続費繰越計算書について	原案報告
報告第 2 号	繰越明許費繰越計算書について	原案報告
報告第 3 号	菊池市水道事業会計予算繰越計算書について	原案報告

議 案 番 号	件 名	審議結果
報告第 4 号	菊池市土地開発公社経営状況報告について	原案報告
報告第 5 号	有限会社きくち観光物産館経営状況報告について	原案報告
報告第 6 号	有限会社ファームきくち経営状況報告について	原案報告
報告第 7 号	有限会社七城町特産品センター経営状況報告について	原案報告
報告第 8 号	有限会社七城町振興公社経営状況報告について	原案報告
報告第 9 号	有限会社七城町銘柄米センター経営状況報告について	原案報告
報告第 10 号	有限会社旭志村ふれあいセンター経営状況報告について	原案報告
報告第 11 号	有限会社有朋の里洒水経営状況報告について	原案報告
報告第 12 号	専決処分の報告について（契約解除）	原案報告
報告第 13 号	専決処分の報告について（庁用車車両事故）	原案報告
報告第 14 号	専決処分の報告について（学校体罰事故）	原案報告
報告第 15 号	専決処分の報告について（道路管理瑕疵）	原案報告
報告第 16 号	専決処分の報告について（庁用車車両事故）	原案報告
報告第 17 号	専決処分の報告について（庁用車車両事故）	原案報告

菊池市議会会議録
平成27年第2回6月定例会

平成27年8月発行

発行人 菊池市議会議長 森 清 孝

編集人 菊池市議会事務局長 城 主 一

作 成 株式会社小出速記事務所

電 話 (0952) 30-2621

菊池市議会事務局

〒861-1392 菊池市隈府888

電 話 (0968) 25-2325